

令和 8 年 3 月
千早赤阪村議会予算常任委員会
会議録

開会 令和 8 年 3 月 1 0 日

閉会 令和 8 年 3 月 1 0 日

千早赤阪村議会

令和8年3月予算常任委員会会議録（第1号）

1. 招集年月日

令和8年3月10日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席委員

委 員 長	南 本 齋	委 員	中 野 智 子
副 委 員 長	尾 崎 充 宏	委 員	畑 智 恵 美
委 員	田 村 陽	委 員	建 石 和 則
委 員	井 上 浩 一		

4. 欠席委員

な し

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村 長	菊 井 佳 宏	秘書財政課長	北 浦 信 行
副 村 長	西 井 秀 孝	自治防災課長	尾 谷 浩
教 育 長	大 門 和 喜	会計管理者兼税務課長	倉 真
地域活性化推進担当部長	日 谷 順 彦	住 民 課 長	酒 見 健 司
総 務 部 長	池 西 昌 夫	福 祉 課 長	山 谷 光 代
民 生 部 長	中 野 光 二	健 康 課 長	仲 谷 聡 子
産業建設部長	下休場 健 司	こ ども 課 長	上 田 訓 士
教育委員会事務局理事兼教育課長	森 田 洋 文	農 林 環 境 課 長	仲 野 隆 之
総務政策課長	菊 井 秀 行	都市整備課長	安 井 良 之

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柏 原 美 佳	議会事務局主査	土 井 達 也
--------	---------	---------	---------

7. 付託事件

1. 議案第13号 令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算（第10号）
2. 議案第14号 令和7年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
3. 議案第15号 令和7年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）
4. 議案第16号 令和7年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 5. 議案第 17 号 令和 7 年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 6. 議案第 18 号 令和 8 年度千早赤阪村一般会計予算
- 7. 議案第 19 号 令和 8 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算
- 8. 議案第 20 号 令和 8 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算
- 9. 議案第 21 号 令和 8 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算
- 10. 議案第 22 号 令和 8 年度千早赤阪村下水道事業会計予算

午前１０時００分 開会

○南本委員長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は７名です。定足数に達していますので、令和８年３月予算常任委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は、補正予算５件、当初予算５件の計１０件です。ご審査のほどよろしく願いいたします。

補正予算の審査は、１議案ごとに担当者より説明をいただき、質疑が終結したのちに、討論、採決を行います。

当初予算の審査は、一般会計予算から下水道事業会計予算までを一括議題とし、各会計予算の質疑が終結したのちに、１議案ごとに討論、採決を行います。

また、一般会計予算の審査は、付属説明資料に基づき、全般の説明の後、総務部、民生部、産業建設部及び教育委員会事務局の順で質疑を行います。担当者は随時入れ替わりますが、あらかじめご了承をお願いいたします。

なお、付託された案件の提案説明は本会議において受けていますので、省略をいたします。

それでは、順次議題とします。

まず、議案第１３号令和７年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１０号）を議題とします。

本案件について説明を求めます。

北浦秘書財政課長。

○北浦秘書財政課長 それでは、議案第１３号令和７年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１０号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ１億６１１万６，０００円を減額し、４７億３，５７４万５，０００円とするものでございます。

それでは、６ページをご覧ください。

第２表繰越明許費補正でございます。

住基システム改修業務、戸籍情報システム改修業務、障がい福祉システム改修業務、大阪府衛星無線（第３世代）等再整備工事負担金を追加するものでございます。

続いて、第３表債務負担行為補正でございます。

いきいきサロンくすのき指定管理委託料及びいきいきサロンやまゆり指定管理委託料について、人件費の増加に伴い、限度額を変更するものでございます。

次に、８ページをご覧ください。

第4表地方債補正でございます。

変更となる地方債は、事業費の減額に伴う村道・橋梁整備事業及び脱炭素化推進事業の減額でございます。また、廃止となる地方債は、浄化槽設置補助事業でございます。

次に、26ページをご覧ください。

歳出でございます。

一般的に事業費の確定や決算見込みなどによりそれぞれ不用額の減額、増額や財源更正を行っております。

不用による減額やそれに伴う財源更正につきましては、説明を省略させていただきます。

28ページをご覧ください。

総務費の職員人件費の退職手当につきましては、人事院勧告による退職手当の増額及び退職予定者の増加によるものでございます。

基金管理費は、各基金の利子の決算見込みによる増額に加え、財政調整基金積立金については、各事業が不用による減額などにより、財政調整基金を取り崩さず、積み立てることによる積立金の増額です。

31ページをご覧ください。

1行目、森林環境譲与税基金積立金については、森林環境譲与税の決算見込みによる増額でございます。

続いて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費は、地方創生臨時交付金返還金の増額でございます。

住民情報系住民処理事務費は、住基システム改修委託料と戸籍情報システム改修委託料の増額でございます。

34ページをご覧ください。

障害福祉関係事業費は、障がい福祉システム改修委託料の増額と身体障害者手帳診断料助成費の見込額の増による増額でございます。

介護・訓練等給付事業費は、障がい者の訓練等の給付見込額の増による増額でございます。

地域生活支援事業費では、日中一時支援事業費が給付見込額の増による増額でございます。

国民健康保険特別会計繰出金は、基盤安定繰入金などが確定したことに伴う繰入金の増額でございます。

36ページをご覧ください。

児童福祉関係事業費では、令和6年度子ども・子育て支援交付金が確定したことに伴う返還金の増額でございます。

38ページをご覧ください。

教育・保育施設等経費は、施設型給付負担金について、決算見込みによる増額でございます。

予防接種事業費は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金が確定したことに伴う返還金の増額でございます。

42ページをご覧ください。

消費者行政費は、消費生活相談負担金の確定に伴う増額でございます。

44ページをご覧ください。

地域公共交通事業費は、地域公共交通協議会補助金の増額でございます。

46ページをご覧ください。

広域消防事業費は、大阪南消防組合負担金の確定に伴う増額でございます。

48ページをご覧ください。

教育振興費は、施設型給付負担金について、決算見込みによる増額でございます。

体育振興事業費は、スポーツ推進委員報酬の増額でございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

歳入でございます。

各科目の増減は交付金の確定や決算見込み、歳出の増減に伴う歳入の増減ですので、主なものについて説明させていただきます。

村税は、決算見込みによる増額でございます。

森林環境譲与税から、16ページにわたりまして、各種交付金は決算見込み等による増減です。

18ページをご覧ください。

国庫負担金の施設型給付負担金は、歳出の増による増額でございます。

国庫補助金の個人番号カード交付事業費等補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金（法務省）は、歳出の増による増額でございます。

20ページをご覧ください。

府負担金の施設型給付負担金は、国庫負担金と同じく、歳出の増による増額でございます。

22ページをご覧ください。

基金繰入金のうち財政調整基金繰入金は、本補正前では2億737万1,000円を取

り崩す予定でしたが、不用による歳出の減や普通地方交付税の確定により取り崩す必要がなくなったため、減額となっています。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○南本委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 まず、説明の資料なんですけれども、説明の資料の2枚目のところで、歳入で減になっているのを見ると子ども関係が多いように思うんですけれども、子ども関係のこの歳入の減っているのはどういう理由によるものなのか。子どもの数が減って、それによる必要なサービス量が減ったからトータルとして国庫支出金も確定すると減るということなのか、その原因ですね、この根拠を教えていただけたらと思います。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 歳入の部分の子ども関係の減額というところでございますが、これはあくまで事業が完了したことに伴いまして実績ということで減額させていただいておりますが、減った要因といたしましては事業費を抑えたということもございます。

あと、子育て支援交付金とかでも減っておるんですが、ここは事業の精査等をした上で事業費を減らしたということで減額にさせてもらってる分でございます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

その事業費を工夫して抑えたということというのは、具体的にはどのような工夫をされたのか教えていただけますか。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 当初歳出のほうで見込んでおった事業につきましては、不要なものももちろんございました。必要なものだけ事業費に組み込んだということで、精査する上で当初組んでいた額より減額で済んだという状況でございます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 私が聞きたいのは、具体的なその事業のどういうものを削ったのかということを知りたいんですけど。予定されてるのは何々事業って必ず名前があるわけですよね。その削った事業はどういうことで削ったのか、それを不要と考えたのかというところをお聞きしております。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 事業につきましては、特段削減した事業はございません。事業の中でそれぞれの事業費、消耗品とか旅費とか研修費用も抑えたということで、そこらあたりで減額させていただいたのが結果ということになります。事業自体は減らしてるわけではございません。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

建石委員。

○建石委員 私、まずお聞きしたいのは、地方債のことになります。

議案でいきますと8ページ、9ページになるんですけども、こちらのほうで地方債のほうを変更、廃止というページになるんですけども、まず地方債の発行につきまして、例えば村道とか橋梁というのであれば一つの事業ごとに起債されるのか、それともまとめて起債されるのか、それで起債されるタイミング、時期はどういったタイミングで起債のほうをされるのか、それをちょっと教えていただけませんかでしょうか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 今ご質問の道路橋梁事業のほうにつきましては、複数の路線をまとめまして起債の対象としております。

また、起債のタイミング、時期ということですが、3月に事業完了後、その事業費に応じて4月に借入れの申込みを行い、実際に現金が入ってくるのは5月になることが多いというような状況です。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

そうしましたら、ここに書かれている起債のことは、変更というのも本年度の5月に入ってきたんじゃないしに、いつ、今年の5月に入ってくるという内容のものですか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 おっしゃるとおりでして、事業完了後、出納整理期間の5月末に入る予定となっております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 同じく今のところで、地方債のことですが、ちょっとよく理解できてい

ないんですけれども、例えば浄化槽設備設置補助事業という地方債、こちらを廃止ということになってますが、これはどういう理由で廃止というふうになっているのかというところをお聞きしたいと思います。

41ページのほうにも環境衛生費ということで地方債が300万円減額になってますね。これと対応するものなのだと思いますけれども、これが廃止となった理由をお伺いします。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらの浄化槽の設置整備事業につきましては、総合計画の4の安全・安心・生活基盤環境の事業の中の12の生活基盤の維持と充実という事業で、浄化槽を設置される方について補助をやっておったんですが、令和7年度につきましては申込みが0ということで、今回、申請していないということで0になったということでございます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

申込みがなくて実績がなかったのが今年度としてはこの分を、こういう起債っていうのは廃止するっていうことができるんですか。何かすいません、ちょっとその辺の仕組みが分かってないんですけれども、だから利用がなかった使わなかったから地方債を廃止したっていう、その流れの意味がすいません、よく分かっていなくて、教えてください。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 手続としまして、先に大阪府の協議はしておりますけれども、実際に使う事業が行われなかったということで、使わないというようなことで終わります。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 また後でしっかり教えていただきますが、使わなかったら廃止ができる種類の地方債であるというふうに理解させていただきます。また、詳しくは教えてください。

○南本委員長 ほかにございませんか。

建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

次にお聞きさせていただきたいのが、歳入のところになります。

ページでいきますと14ページ、15ページというところなんですが、そのところの村税について、まず固定資産税のほうになります。こちらのほう、土地税額と家屋税額、

償却資産税額ということで、これは増額になってるかと思うんですけども、この中で、例えば固定資産税の中で土地税額というようなものはある程度事前にもう決まった数字ではないのかなというふうに私は思ってるんですけども、それでなおかつ130万円ほどの補正が出たというのは、どういったいきさつで、こうなってるのか教えていただけませんかしょうか。

○南本委員長 倉課長。

○倉会計管理者兼税務課長 固定資産税の増額の補正についてご説明いたします。

まず、土地につきましては村内土地の評価額が下落しておりますけれども、ちょっと近年の中では下落率が若干緩やかになりましたので、下落が続いている状況ではありますけれども見込み以上に下落が少なかったということで、その分増額となっております。

ちょっと先ほど家屋と償却資産のこともおっしゃっていらっしゃいましたので参考までに申し上げますと、家屋のほうはちょっと個別の要因でして、ちょっと大きな家屋の新築がありましたので、それがちょっと見込額以上ということで、家屋のほうが増額の補正となっております。また、償却資産につきましても、これもちょっと個別の要因でして、ある事業所様がちょっと大きな機械設備を導入されましたので、村内の事業所、数が少ない中で1社特定の事業所が大きな設備投資をされましたらかなり大きな金額の影響がきますので、そういったところで償却資産の増額の要因となっております。

以上でございます。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

そうしましたら、今のご答弁では、土地について下落が予想以上であったということなんですかね。ごめんなさい。見込みを低めに見込んでおられた、まあ言えば固く見込んでおられたということなんですかね。それがちょっと固過ぎたということになるんでしょうか。

○南本委員長 倉課長。

○倉会計管理者兼税務課長 土地のほうは、逆に当初予算の段階ではもう少し評価額の下落率が大きくなるのではないかなという見込みがあったんですけども、ちょっと下落率が若干緩やかになったということで、税収が当初の見込みよりも大きくなったということです。下落率があまり下がらなくなったというのが要因となっております。

以上でございます。

○建石委員 ありがとうございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 地方譲与税の同じページですね。14、15のところで森林環境譲与税というのがこれ歳入で増額になっていますけど、ここは決算から見た増というふうに言われただけではちょっと理解できなかったの、この増額となった理由のほうを少し分かりやすく教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 森林環境譲与税につきましては、当初予算の段階では、5年度のベースで算定しておりましたが、今回6年度の金額が出ましたので、それにより増額しているという状況です。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 先ほどのもちっとよく理解できないので、また後で伺います。

次の16ページ、17ページのところですが、地方交付税がこれ増額になっておりますけれども、この地方交付税の増額っていうのは何か物価高騰とかそういうことのあれで増額になったのか、何かその辺のところを教えてくださいませんか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 地方交付税につきましては、いろいろな単価に数量、係数を掛けて計算されますので、その辺の係数が増額になったということで最終的な金額が増額になっておりますので、そちらのほうで補正させていただいております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ということは物価高騰とか特別に国のほうで何かしたためにこう増えたということではなくて、通常いつの年でもこういうことは年度末には起こり得るということでしょうか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 その計算に当たって、物価高騰と人件費の増とか、そういった分を加味されて係数が計算されているというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

井上委員。

○井上委員 8ページですね。さっきの地方債の補正ですかね。村道橋梁整備事業と脱炭

素化推進事業ってこう2つあるんですけど、これ実際は何のこういった事業に充てられるんですかね。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 地方債の脱炭素化推進事業につきましては、役場が保有しています公用車1台を電気自動車に替えました。その公用車の費用と電気自動車を充電するためのスタンドっていう表現でいいですかね、そういったものを設置した費用の起債となります。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

井上委員。

○井上委員 その村道橋梁事業っていうのはこういったもの。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらのほうにつきましては、昨年うちで実施しました、起債の内容につきましてはちょっと分かりかねるんですが、うちの村道を管理してる分の17工事分の財源に充てる分で起債されてるというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 すいません。さっきの電気自動車の設備なんですけど、これって充電だけなんですかね。それとも給電はできるんですか。逆に言うたら、車から役場側に給電するみたいな装置はついてるんでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 基本的には車の充電使用になっておりまして、その電気のもともとの供給元はこの役場の庁舎から引っ張ってることになりますので、逆に返すっていうのはちょっとできないです。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 22ページ、23ページで繰入金ということで財政調整基金1億円、2億円の減額ということで、その財政調整基金を取り崩す必要がなかったということでしたが、それがなぜそうなったのか。不用額が非常に多く出てると思うんですけども、その不用額が多く出てるっていうのは、最初の予算を立てる見通しとそのオーバー、オーバーでしてたためにそういうものがどうしても出てくるのか。それともやる予定の事業をこなすこと

ができずに、やっぱり本来はここまでこれぐらいを使うはずだったけどもそれをできなかったことが多かったからそういうことになったのか。ここ全部どの基金も繰入金っていうのが発生しているんですけども、その辺の基金に繰り入れている理由ですね、繰り入れることになった理由について教えてください。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 財政調整基金繰入金の減額についてですけども、おっしゃるように、財源の不足を基金繰入れで調整しております。その必要がなくなったということで、原因につきましては、もちろん先ほどの交付税の増額もありますし、不用額が多くあったというところもあります。

不用額が出る原因につきましては、ある程度必要な金額を見込んでいたけれども、それを使わずに済んだという分もありますし、例えば入札による落札減であったり、事業の中止っていう、いろんなケースがありますので、そういうのをトータルして非常に不用額が多かったというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

井上委員。

○井上委員 6 ページの繰越明許費補正なんですけど、システム改修がずっと並んでるんですけど、あと衛星無線ですか。これっていうのは政府がやってるガバメント何たらというやつの系統なんですかね。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今ご質問のガバメントとかという件の部分ですが、上から2つなんですけど、住基システム改修業務というのが住民票とか住基を扱うシステムの改修です。下の戸籍情報システムは、名前のごとく戸籍に対するシステム改修でございます。

この2つに関しましては、令和7年5月26日に施行されました戸籍法の改正によりまして、戸籍のほうに氏名の振り仮名を、現在は振り仮名ついてない状況でした、今までは、そこを振り仮名をつけるという改正が始まっております。その期間が1年間届出の期間でございます。来年令和8年5月26日で確定するという中で、国の国庫補助金をいただきまして、上のほうの住基システム、また下の戸籍システムの改修費用を国の繰越し前提のもとに今回計上させていただいているものでございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

建石委員。

○建石委員 次に聞きしたいのは、歳出のところの26ページ、27ページ、総務費、

一般管理費のところなんですけど、そこで職員研修費というところなんですけども、職員研修委託料121万円の減というところなんです。これ当初予算では190万円ほどあったと思うんですけども、それで120万円減になりますと70万円ほどしか使ってないということになるかと思います。

これ結構金額からいうと減が大幅なものですから、当初予定されておられた幾つかあった研修のうち幾つかを削除したと、外したとか、金額が見積りから大幅に減ったとか、そういった事情があるのかどうか教えていただけませんか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 職員研修費の減額についてのご質問ですけれども、村で実施する研修のうち、管理職を対象にした管理職研修、管理職フォローアップ研修、こちらのほうは主にコミュニケーションの強化を目的としたものですが、参加の対象者が昨年度と同じようなメンバーになるというような状況が今年度ありましたので、そちらは今回実施しなかったという状況が1点あります。

もう1点、人権の関係の研修で、今回新たに部落解放関係の問題に対する研修を予定していたんですけども、講師としてご依頼した団体との共催ということになりまして、費用がかからなかったということで減額となっております。

あと、参加者につきましては、令和6年度が延べ443人から令和7年度は479人ということで参加者自体は増加しておりまして、これはマッセなどそういった研修に多く参加しているというような状況です。研修の数としても58から令和7年度は65ということで増加しているというような状況です。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

そうしましたら、特段必要であったけれども削ったとか、そういうことはないということとでよろしいですね。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 先ほど話も出てました浄化槽についてなんですけど、今回510万5,000円が全額申込みがなかったということで不用となってるわけなんですけども、現状でも浄化槽が完全に必要とする方に行き渡ったわけではないと思うんですけども、そのあたりの、一応来年度予算でも同額が計上されている状況で、現状合併浄化槽の設置についてどういうふうにお考えなのか伺えますでしょうか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらのほうにつきましては、全村水洗化構想に基づきまして平成9年からやってるんですけども、昨年度も新築、少なからずだったんですけど、3件、4件程度、うちのほうであったんですが、全て市街化区域で建築されたということで、市街化区域内であれば全て今のところほぼほぼ下水道が接続されてまして、そちらのほうで接続していただいたということでございます。

ただ、我々のほうとしても、まだ調整区域のほうでうちを建てられた場合、下水区域外のところにつきましてはやはり水洗化構想がありますので、この分、受け身という形にはなってしまうんですが、予算を確保した形でやっていきたいというふうに考えてます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。既存の住宅でもまだ単独もしくは様々な場合がまだ残っていると思うんで、1つやっぱり周知不足、広報不足というところもあるかなと思いますんで、また周知、広報を頑張っていただけたらなと思います。結構ご存じない方っていうのもいらっしゃいますんで、よろしくお願いいたします。

あと29ページで、ちょっとふるさと応援寄附金のことが出ているのでお聞きしたいんですけども、令和7年度予算では1,500万円の計上やったと思うんですけども、そのふるさと納税の現状っていうのが今どんな感じなのか、進捗具合を教えてくださいなと思います。よろしくお願いいたします。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 ちょっと今手元に資料を用意してないんですけども、今現在の状況で、2月末現在で大体820万円ほどだったと思います。前年度は970万円何ぼという形で、若干前年度と比べると少し減少ぎみかなというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。どうもありがとうございます。

なかなかちょっと1,500万円っていうのは現状からは難しそうなんかなというふうに思います。今回ふるさと納税の魅力化っていうことで村長おっしゃっておられましたので、ぜひとも頑張っていただきたいなというふうにお願いいたします。

あと続いて、31ページのさっきの戸籍情報システム改修委託についてなんですけど、こちら予算では2,080万円上がってまして、ほんで今回123万2,000円の増額ということですね。一方、繰越しが184万8,000円っていうことで、もうちょっ

と現状がどうなっているのかというのを詳しく教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 失礼しました。

31ページ、住基システム改修委託料271万1,000円につきましては、今回初めて補正予算で、全体ですかね、ごめんなさい。

戸籍情報システム改修委託料123万2,000円でございますが、予算書6ページのほうに繰越明許補正費で184万8,000円ということで今回繰越し、前提で上げさせていただいております。

本来ですと、こちら123万2,000円という部分が184万8,000円ということになるんですが、当初予算で同じ戸籍情報システム改修委託料っていう名目で上げさせていただいております。そちらのほうで落減等で減額になっておりますので、その差額が61万6,000円でございます。その不用額の61万6,000円を除いた分が123万2,000円ということで、ちょっとややこしいというか、増と減の分、相殺して123万2,000円となっております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ありがとうございます。

要は、戸籍情報システム改修委託、繰越しされますけれども、本年度もその改修委託というのをずっと行って、その予算の残額が61万3,000円と。それを合わせて123万2,000円の今回計上されている分と合わせて、繰越しの184.8万円になるということですね。ありがとうございます。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 それで、今のところのお話しなんですが、住基システムのところですね。ここに出てます住基システム改修委託料271万1,000円というのは、先ほどお話しにありました繰越明許費のところにも出てるんですけども、この住基システム改修委託料というのは当初予算に入ってませんでしたよね。それで、補正で上げるっていうのは戸籍法によってしなければいけないという作業にはなるんですけども、戸籍法は去年の5月に変わったということで、それは事前に察知というんですか、事前に情報とか、そういうのは入ってこなかったんでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今回国のほうから国庫100%で補助金いただけるという情報が入って

きたのが1月末に情報が入ってきました。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 1月末でしたら当初予算には組み込めないタイミングですか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 当初予算の段階ではこの話がございませんでした。今1月末と申し上げましたのは、令和8年1月末に今回の住基システムの改修の国庫補助金が出るということで正式に通知ありまして、繰越し前提で国のほうも繰越しということで、今回繰越し明許費と271万1,000円を合わせて予算計上させていただいたという形でございます。

なお、細かくいいますと、昨年、令和7年5月から振り仮名対応という部分につきましては、もともとの予算計上で違う科目というか、名目を違う場所でそちらの分のシステム改修費を上げておりましたが、今回細かくいいますと、旧姓、結婚前の女性の名前とか、そういう名前も印字するっていうような改修部分でございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 同じページのその上のところですけども、物価高騰対応重点地方創生臨時交付金事業の返還金ってなってますよね。以前にも一度こういうケースがあって、国のルールからすると対象にできないから返したというような話を聞いたんです。

今回のこの471万円の返還金っていうその理由はどういうことなんでしょうか、伺います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 この返還金の471万3,000円の件なんですけれども、まず事業としましては、令和6年度から7年度にかけて実施しました低所得者支援給付金事業の分です。その交付額が2,266万6,000円のうち、執行額が1,921万879円でして、その差額が345万5,121円となっております。

もう一つの事業が推奨メニュー事業の応援商品券事業、住宅等防犯対策補助金事業の交付額2,600万円のうち、執行額が2,474万2,736円の差額、125万7,264円でした。その合計がこの471万2,000円ということとなっております。

以上でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

低所得者の方に対するのは、これは申請によるものなんですか。それとも対象者数が見

込みより少なかったということなんでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 あくまで給付した人の実績となっております。基本的にはプッシュ型で給付してるということになっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

そして、応援商品券のほうは実績と差額が出たと、この理由はどういうことでしょうか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 応援商品券につきましては、一応予算で配布させてもらう部分を予算化させていただきまして、実際換金率っていうのが出て、執行率というか、換金した数値が出てきますので、その分の減額となっております。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 この事業の組立てに問題があったということはないんでしょうか。125万円余ってしまったと、返さなきゃいけなくなったっていうのは、そこにはその事業の組立てっていうんですかね、そのところにはそういう評価ですね、こういうことに対する、どういった評価をされてるかについてお伺いします。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 この推奨メニューの補助金の配当額につきましては、村としましては満額支給していただくに見合う事業計画っていうことをするのを念頭にしております。

ただ、今回見込みが当初応援商品券事業に対する執行率というのが想定よりも少ないっていう表現でいいんですかね、ということになった経緯で、その分のマイナスとはなったんですけれども、今回いろんな、今まで推奨メニュー事業が何回かあるかと思うんですけれども、それに見合う事業をできるように取り組むということで、前回、この7年度でする分につきましては、それを超えるような形で予算化させていただいております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

今おっしゃったように、やっぱり残す、一応国からいただけたもので住民のために使うお金ですので、こういうふうに残すのではなくて、ぜひともきちっと住民に還元できるような形で事業を組み立てていただきたいというふうに思います。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 先ほどと似たような話なんですけど、6ページの下の障がい福祉システム改修業務、これも500万円の繰越明許で、35ページではシステム改修委託料として70万6,000円が計上されているという状況で、ちょっと現状でどういう状況になっているのか、今年度の進捗、来年度の予定、ちょっと教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 障がい福祉システム改修につきまして、令和7年度のほうは3回システム改修のほうをさせていただいてまして、就労選択支援の事業が増えたということで、その改修やら旅客運賃割引の関係のシステム改修、あと令和7年度の6月報酬の改正対応業務、3回させていただきまして、その中で実績として減額する部分が出てきまして、新たに令和8年6月の報酬改正が必要だということで今回500万円の繰越しをさせていただいております。7年度の減額分と、繰越しさせていただく差額の分の70万6,000円を今回の補正で予算計上させていただいたという経過でございます。

以上です。

○南本委員長 ここで休憩といたします。

再開は11時10分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○南本委員長 休憩前に引き続き質疑に入ります。

質疑はございませんか。

中野委員。

○中野委員 39ページの衛生費なんですが、项目的にはすごくたくさんのお金余ってるような、返ってくるお金が多いというふうな状態になってますが、高齢化する中で予防費とか健康、こういった金額というのは反対に多くなるのが普通なんですが、どの科目についても少なくなったこの理由っていうのは何なんでしょうか。計画よりも皆さんが使われなくなった、もしくは計画自体が多過ぎた、そういったことは、ちょっと計画を教えていただきたいと思います。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 衛生費の不用額についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、39ページは予防接種事業費、健康増進事業ではがん検診、母子保健事業のほうでは妊婦検査ということで、こちらにつきましてはある程度予算の段階

ではやはり払い漏れがあつてはいけませんので、ある程度の人数を確保して、予防接種とかは接種率を加味して、実際のところは多めに組んでいるというところでございます。

実際のところ、出生数が少なくなったりとか、予防接種の接種率も踏まえまして、3月の決算見込みというところの部分で落減が出る部分で今回減額補正をさせていただいている状況でございます。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

建石委員。

○建石委員 私、お伺いさせてもらいたいのは、30ページ、31ページ、先ほど物価高騰ということであったその上の行ですね、定額減税補足給付金支給事業費の中の定額減税補足給付金（調整給付）、まずこの意味から教えていただけませんか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 この定額減税補足給付金の事業につきましては、不足額給付って言われてるもので、所得に不足、所得税とか住民税を支払っている納税額に対して減税っていう形で給付されたんですけれども、税金をそんなに納めてない方で、その差額、本来なら3万円もらえるところを税金のほうを1万円しか支払ってないので、その差額を払う給付事業ということで不足額給付と言うてます。その事業が今回この去年の夏ぐらいから秋にかけて事業をさせてもらったんですけれども、あとこの給付の補足の減額につきましては、想定が515人、村の対象者を515人としてまして、1人当たり4万3,000円程度というふうに見込んでたんですけれども、実際この給付をしたところ501人分給付しまして、平均1人当たり3万円でした。その差額を減額するという事になってます。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

それで、結果減額748万円ということになるんですけども、これ当初予算2,271万9,000円で748万円減額ということになるかと思うんですが、この金額は、先ほど説明ありましたけれども、何か多いなと、大きいなというふうに感じてます。

それで、これを、余ったものをほかに流用とかはできないような性格のものやったんでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 この定額減税補足給付金につきましては、ほかに流用することはで

きません。この不足額に対する事業でございます。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

そうしたら、ほかに使えないからもう返すしかないということなんですね。そうしましたら、当初予算のときの金額でいくと、当初予算のときは見込みが甘かったということになるのでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 対象者につきましては、先ほど申し上げたように、当初は515人、実績は501人ということになってます。

あくまで税の担当課からその住民さんの税額っていうのをちょっと調べさせてもらって、その平均が、平均というか、ちょっと多めに取って4万3,000円っていうふうにさせてもらった結果、2,250万円と。実際給付するとなったときは1人当たり3万円ということになったということです。見込みにつきましては先ほど別の課もおっしゃったように、給付漏れがないようにということである程度多めに予算化しているというのが現状です。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 ちょっと分からないのでまた教えてほしいという趣旨なんですけれども、24ページ、25ページの雑収入のところです。居宅支援サービス計画料の収入が減っていて、あと後期高齢者医療の負担、定率負担金の精算金ということでこれが増になってますけれども、この辺の理由を教えてくださいませんか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 まず、居宅支援サービス計画料のほうなんですけれども、こちらのほうは村の包括で要支援者の方のプランを作成したものを国保連合会から収入されるものです。当初予算のときにちょっと見込みが多かったということで今回減額のほうをさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 そしたら、後期高齢者医療の定率負担金の精算金というのは、これはどういう原因によるのでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 後期高齢者医療定率負担金の精算金634万円の増でございますが、こちらにつきましては精算額の予想がつかないということで、当初予算はゼロ予算ということにしておりましたが、例年12月か3月に補正させていただいてる分でございますが、6年度の実績により、広域連合からこの額ということで通知させていただくものではございますが、結果として令和6年度の医療費が想定より少なかったということを前提に収入が入ってきたという状況でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

つまり、高齢者のこの定率負担金というのは医療連合のほうに払うわけですね、当初に。それが実際それよりも使われた額が少なかったので返還されたということでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ほかのところとも関係するんですけれども、こういうお金が使われなかったっていうのはどう評価するかっていうことですね。要するに健康な後期高齢者の割合が増えたというふうに理解できるのか、その辺の分析というのはされているのでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 細かな分析ということは特段明確にこれというのはございませんが、実際高齢者向けに予防教室はじめ、村で予防に向けた取組をやっておりますので、そういった影響もあろうかという点と、あくまで予算上はちょっと予算に見込んでおるっていう部分の最初の精算でございますので、あくまでこれは大阪府全体で広域連合は予算化してる部分もありまして、その中で村の割当て分ということでなっている部分でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

分析も、ちょっとこの数値からだけはちょっと難しいということだと思います。

ただ、先ほども中野委員も予防ということを強くおっしゃってましたんで、その辺の視点からも働きかけは続けていただきたいというふうに思います。

それから、35ページのほうなんですけれども、社会福祉総務費というところで社会福祉協議会の関係事業費がこれ減額になってますけれども、これ補助金を減額にされたその理由っていうのはどういう内容でしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 社会福祉協議会の補助金の減額の理由なんですけれども、年度当初職員の人件費ということで局長の人件費、今まで週4やったんですけれども、局長が交代する可能性もあるということで、週5日ということで当初予算のほうは補助金、週5日の人件費で計上させていただいてたんですけれども、実際令和7年度、局長は週4日勤務ということでしたので、今回減額のほうをさせていただきました。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

それから、その下の地域生活支援事業費というところで、ここも減額が出てるんですけれども、この減額の理由っていうのは先ほどから多めに立ててる立ててるというお話でしたけれども、多めに立ててるという、これだけ見ると実際対象となる方からの利用が少なかったんじゃないかと思うわけですね、予算立てされてるとね。それから多くお金が残ってくると、本当に十分なことがされてるのか、本当に利用者のニーズは十分発掘されて、足りないぐらいまでほんとサービス使えるよっていう勧奨をされているのかどうかとか、その辺のところの絡み、その下の重度障がい児医療助成制度もそうなんですけれども、そういうところに関してはどのように分析されているのかについてお尋ねします。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 地域生活支援事業ということで、移動支援事業などは地域における自立生活及び社会参加のための移動支援ということで、今使っておられる方、特に知的障がいの方が多いんですけれども、その方で施設に通所される方とか、いろいろ状況が変わってきます。予算上は一応前年、前々年度を参考にしながら、不足のないように予算化はさせていただいております。障がいの方の現状は本当にいろいろ変わるのでなかなか見込みが難しいところではありますけれども、不足のないようにできるだけ努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

なかなか利用をされる方の状況、そのニーズというところをきちっと把握して、きちっと使えるような支援の形ですね、そういうものが非常に重要だと思いますので、その辺はきちっと取り組んでいただきたいと思いますが、これはこの事業というのは村のほうでされてるのか、何か委託してされてるのか、どちらでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 村のほうの事業になりまして、一応業者さんと委託契約ということで移動支援事業、日中一時支援事業のほうは契約のほうをさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、事業者、そのサービスというか、障がいを持ってる方がサービスを使うプランのほうを立てられますよね。そのプランを立てられる事業所さんに委託しているという形でしょうか。

だから、事業者、プランを立てられるところがその方にとって必要かどうか、だからこのサービスを使うというような形で展開されているという形になっていると理解してよろしいでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 おっしゃるとおり、プランを立てて委託業者さんがこの方に必要なサービスということで利用されてる場合もありますし、セルフプランということでご家族さんが必要に応じて使われるということもございます。両方あります。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

中野委員。

○中野委員 46ページ、47ページの消防費のその中の災害対策費についてお伺いします。

いろんな災害が今周りで起こってますので、大阪府も国も災害対策には十分な措置を取るようになっていうふうにもどこも市町村はやっていると思いますが、一番下の3、47ページ、崖地近隣等危険家屋住宅移転補助金っていうふうなのがありますが、崖の近くに住まれている限られた方を対象にこれって指定されてると思うんですが、それに対して移転するまでではなく、補助をして危なくないようにとか、そういった対策にこの費用を充てられないのかということと、この移転するっていうのに結構な金額を最初予算取りされてると思うんですが、やっぱりその長く住んだところを移転してまでっていう方はあまりいらっしゃらないんじゃないかと思うので、この支援金が減ると、左の災害、府の支出金も減ってくるのか、府の基金が減ったからこっちも減ったって、そういう関係性ってどうなんでしょうか、ご説明ください。ちょっと分かりませんもので。

○南本委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 崖地近接危険家屋の移転事業でございますけども、これは大阪府の

ほうで実際に区域指定をしております土砂災害の警戒区域、こちらに該当する方の家屋がそこに住まうのが、そのまま危険であればそれは村内に限り移転するという分に対してその費用を補助するという制度でございますけども、委員ご指摘のとおり、なかなか危険ということを理解しながらも住み慣れた地域を離れるというのがやはりそれは難しいというふうに思われる部分っていうのは当然あるかと思います。なかなかこれは手を挙げられる方も少ないのが現状でございます。

とはいえ、これに手を挙げられないから、この補助事業が促進されないから大阪府等々から何か負担金なり補助金、交付金等が減らされると、そういったことは一切ございません。必要にかかった経費についても、これから特定財源の獲得には当然向けて努力してまいりますし、事業についてもそういったものは機会を捉まえてまた広報等で周知を行いたいと思っております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 子ども・子育て支援交付金についてお伺いしたいんですけれども、19ページで中ほどですね。子ども・子育て支援交付金4万6,000円のこれ減額ですよ。その一方で、37ページでは子ども・子育て支援交付金返還金っていうことで55万5,000円、返還金が発生してまして、ちょっとどういう仕組みでこういうことになるのかっていうのがよく分かってませんので、この子ども・子育て支援交付金、どういう仕組みなのか、その組立てについて教えていただけたらなと思います。よろしくお願いいたします。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 まず、子ども・子育て支援交付金返還額でございますが、歳出部分です。この部分につきましては、令和6年度の確定による返還金でございます。

今回、歳入のほうの子ども・子育て支援交付金につきましては、令和7年度の、現年の部分でございます。現年の歳出部分の事業の精査を行いまして4万6,000円必要ではなくなったということで減額しているものでございます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。前年度分ということですね。

この子ども・子育て支援交付金、これどういったものに充当できるのかとか、そのあたりちょっと教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 子ども・子育て支援交付金につきましては結構メニューがございます、学童保育の補助金等、そういったものにも充てれますし、その他、こんにちは赤ちゃん事業とかそういった形の母子保健の関係の事業に充てれるということで、かなりのメニューで充てにしているというのが状況でございます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ありがとうございます。

じゃあ、今ちょっと話が出たので、49ページの学童保育連絡会補助金、これ83万1,000円なんですけど、これのこの83万1,000円の財源、補正で見たところ一般財源の減ということになってると思うんですけども、ちょっとこの学童保育連絡会補助金、先ほどこの子ども・子育て支援交付金が充てられるっていう話もありましたんで、これの財源更正がどうなっているのか教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 学童保育の連絡会の補助金につきましては、本村では300万円というのが基本でございます。その300万円につきましては、先ほど言いました子ども・子育て支援交付金のほうで100%充当しておるっていうような状況です。

今回減額の補正しておる部分につきましては、当初学童保育連絡会のほうから送迎車のリース代ということで要求がありまして、その分を計上しておりましたが、年度初めに保護者連絡会と協議の上、登録者数が今回思ったより少なかったということで、もう送迎車が必要ではなくなったということで補助金のほうは辞退されたということで、今回減額させてもらった部分でございます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 つまり、基本300万円、そこに今回はリース分をやっぱり上積みしていて、その上積み分が必要なくなったので今回不用として83万1,000円減額していると、そういう理解でよろしいでしょうか。それ全体がこの交付金が財源なんですかね。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 この学童保育の補助金につきましては、財源、すいません、先ほど全額ではなくて、国は3分の1が補助ということになります。残り3分の1が大阪府、村単費が3分の1ということでございます。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 今回この８３万１，０００円が一般財源からの減額ということでもんね。先ほどの国３分の１、府３分の１、村３分の１っていうところで、ちょっとそこら辺が理解できませんでよく分からないなと思ったんですけど、これ全額一般財源の減になってるっていうのは一度、国庫支出金ではなくて交付金やからと、そういうことなんですかね。ちょっと教えていただけたらと思います。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 すいません。先ほどの３００万円が基本ということで、３００万円が子ども・子育て支援交付金の対象ということで、今回のこの送迎車のリースの部分につきましては一般財源で見ておったという状況でございます。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

ということは、基本的にはその３００万円、ちょっと３００万円に対して８３万円って大きいなって思ってちょっとお聞きしたんですけど、基本的にはこの３００万円っていうのは学童さんのほうから返還されることは、返還というか減額ということはないんですかね。全額補助っていう形になるんですかね。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 この減額の部分につきましては、当初の交付申請の際にもう申請はしないということで、もう３００万円しか交付申請されてないという状況でございます。予算では８３万１，０００円、枠は取っておったんですが、申請はされてないので返還はしないという形になります。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 ３７ページのちょっと意味が分からないので教えていただきたいんですが、介護保険総務費ですね、３７ページの２段目のところ、介護保険総務費の原案作成負担金っていうふうにあって、これ減額になって、減額の理由分かんないんですが、そもそもこの原案って何なんでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 原案作成負担金なんですけれども、介護予防支援計画及び介護予防ケアマネジメントの作成の介護予防支援事業者に対してプランを立ててもらったときに村のほうから事業者のほうに支給する金額になります。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 つまり、ケアプランを作成してもらったときに支払うお金ですね。何かほかのところではケアプランとか書いてて、ここだけ原案、原案って書かれていてちょっと意味が分からなかったんですが、言葉を統一していただいたほうがいいかなというふうに思います。

ここでマイナスになってるということは、つまり申請が少なかったという、前と同じで想定を多めにしてたから余ったという、どっち、多分そっちかなと思いますが、お願いします。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 7年度の予算編成時のときには、村のケアマネジャーのほうで退職により2人体制であって、予算上は委託、介護予防支援事業所にプランを立てていただく予算をさせていただいてたんですけれども、7年度は6年12月に1人ケアマネジャーを会計年度任用職員で採用しまして3人体制になりまして、村のほうでプランを立てることが増えましたので、今回減額となりました。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。理由が分かりました。

それからもう一つ、児童福祉のところなんですけれども、次の39ページ、あるいはこちらの49ページにも教育振興費として施設型、今度39ページのほうは施設型給付負担金とあります。そして、49ページも教育振興費として施設給付型負担金っていうのがあって、どちらもこれ増額になってるんですけど、これこの関係とこの内容ですね。この施設型給付負担金というのは一体何を指しているのかを教えてくださいませんか。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 まず、39ページの施設型給付負担金につきましては、これは専門用語でいう2号認定、3号認定ということで、保育の部門でございます。保育の部門で0歳から5歳児の保育部門でございます。

49ページの教育振興費、施設型給付負担金につきましては、これ1号認定といいまして、幼稚園部門、教育に係る部分でございます。

今回増額に至った経緯でございますが、これは人事院勧告、人件費の改定がございまして、昨年の12月に改定通知来ております。約5.3%の引上げということで、その引上げに伴って保育単価が上昇しまして、それに係る増額の部分でございます。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。理解できました。

あと45ページの道路維持事業費、これ先ほど別のところでも出てきましたけど、これかなり減額になっていきますけれども、この減額の理由のほうですね、教えていただきたいと思います。

つまり、必要な箇所を十分にまだ年度内にやり切れていないということなのか、それ以外の理由があるのかということです。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらのほうにつきましては、一番大きな工事といたしまして、小吹台の大阪ガスのガスの工事後の舗装工事を予定しておりました。こちらのほうになるんですが、この工事が予定より遅れたこと、またさらに工事の範囲も当初よりも縮小されたために、村の舗装工事の範囲も縮小せざるを得ない状況になっておりました。

それに加えて、この舗装を前提とした中で、他の工事も実はスケジュール的なもので調整をしておったんですが、その整備工事もちょうと影響が出たため減額となった次第でございます。

以上となります。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

つまり、小吹台のガス管工事がメインのこれの内容であるということですね。今、範囲も小さくなったというふうにおっしゃったんですが、それは工事する範囲を狭くしてもいいという判断になったということでしょうか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 この事業につきましては、あくまで大阪ガスの旧の配管の敷設替えの工事に伴ってやっていく工事でございます。あくまで大阪ガスさんの敷設替えの工事の範囲内でやっていくという判断になりますので、ちょっとその分についてはなかなか我々の分には入っていけない分もありますので、工事範囲としては今回こちらのほうでなったというのが実情でございます。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

中野委員。

○中野委員 すいません。37ページの先ほどの介護のところなんですが、重層的支援体制整備事業費っていうのがここだけではなくいろんなところに出てきます。重層的支援体制整備事業っていうのが、ぱっと見ると介護は介護、ほかのところは農業は農業というふうになっているので、何となく別扱いになってるようなイメージなんですが、方針としてはいろんなところで村の、ここであれば村の人たちが協力し合って重層的に支援をやっていきましょうっていうような事業だと思うんですが、その具体的な内容について、何か例えばこういうことをやってます、一般介護予防事業委託料っていうのはどういったことを委託されているのかっていうのを教えていただきたいと思います。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 重層的支援体制整備事業なんですけれども、令和7年度から本格実施のほうを村のほうでさせていただきまして、国の交付金上は、予算のほうは重層的支援体制整備事業で、地域介護予防支援事業とか多機能共同事業とかいろいろあるんですけれども、こちらの一般介護予防事業費委託料といいますのは、今自主グループ、現在12か13グループあるんですけれども、そこに対して年1回、体力測定を村のほうかららせていただいております。その分の費用になります。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 41ページの農業総務費のところ、職員人件費が278万円の減ということなんですけれども、この減となった理由を教えてくださいませんか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 農業総務費の職員人件費の減額理由ということなんですけれども、任期付職員の退職と育児休業による不用がありましたので減額となっております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ありがとうございます。

ちょっとなかなか体制的にしんどいところがあるので、次の次年度は増やす予定というような形なのかなと理解しております。

あと47ページで、建築指導事業費が既存建築物耐震診断補助金と既存建築物耐震設計

改修補助金、これが両方とも全額不用でということだと思うんですけど、恐らく申込みがなかったと思うんですけども、最近やっぱり南海トラフの危険性っていうのもずっと言われてる中で、場合によったらやっぱりちょっと木造建築の相当割合が倒壊するんじゃないかとかという話もありますし、ちょっとこの既存建築物の耐震設計があまり今回されていないというのは周知不足というところもあるのかなと思うんですけど、その点どういうふうにお考えなのか伺いしたいと思います。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらのほうは、予算上でいきますと大きい金額の減になってるんですが、村の財政状況を鑑みながら、こういった受け身の補助事業になりますので、できる限り要望があれば受けたという形で予算取りをしているというのが現状です。

今年度につきましては、ここにちょっと見えにくいんですが、1件、耐震の除却の分が申請がございまして、何とか1件あったんですが、委員おっしゃるとおり、今耐震診断とか耐震改修というのがなかなかつなげてないというのがありますので、その辺も来年度に向けてちょっと検討しながら進めていかなあかんのかなというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

なかなかここ、このあたり、去年も少なかったと思うんですよね。なのでちょっと、やっぱり倒壊の可能性とかも考えると広報に努めていただきたいなと思います。

その下の定住促進空き家活用補助金、今回30万円の減ですけど、こちらの実績っていうのを教えていただけたらと思います。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらのほうにつきましては、まず空き家の活用支援事業としまして今回1件ございました。あともう一つ付け加えますと、新築マイホームというのが今年度から増額にしてやったんですけども1件ございまして、両方とも1件と1件ということなんで、こちら先ほどの話にもありましたけども、ちょっと広報とか、そういったちょっとアピールポイントがありますので、その辺はちょっとやっていかなあかんのかなというふうには考えております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ありがとうございます。

なかなかやっぱり、例えばホームページとかで新規住民さんをターゲットにしたもうペ

ージをつくって、そこにこんなメニューがありますよっていうのを一覧で分かりやすく表示するとか、そういったいろいろ方法を考えていただけたらと思います。

また、このページの、先ほどちょっと話も出ました崖地近接等危険家屋住宅移転補助金なんですけど、これ毎年ほぼ0やと思うんですよ。ほんで、1つ、何で0かっていったら、やっぱりその崖地でほかのところに住んだほうが安全、考えるといいかなと思われる方もいらっしゃると思うんですけど、やっぱり1つ、先ほどもありましたけど、村内を要件っていう、そのあたりが1つはやっぱり使いにくい理由なんかだと正直思うんですけども。

この村内が、ちょっと調べたら、別にその地域、市町村限定にする必要はないという、国は言ってると思うんですよ。やっぱり村内に限定されている理由っていうのを伺いできたらと思います。

○南本委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 まさに委員ご指摘いただいている部分っていうのは、どこの市町村もこういったところは課題となっておるところというところで、会議の中でもそういった意見交換で市町村からも意見が出てるところでございます。

これ大阪府のそもそもの立てつけでもあるんですけども、やはりこれを村外の移転も可としてしまうと、それやったらどこの市、町も申してることでですけども、やはり人口流出をいわゆる促進してしまうと、そういった側面がございます。いやお金もらえるんやったらほんならもうよそに出ていこうかなというようなことで、やっぱり一極に人口が集中してしまうといいますか、やっぱり便利なところに皆さんが出ていかれるというのを、それを促進してしまうということになってはこれはいけないと、そういったもんもあって、なかなかいわゆるはざまの部分とそこら辺はそのバランスが難しいところではあるんですけども、それを可としてしまいますと、そういった人口減少に拍車をかけてしまう可能性もあるというようなことで設定は慎重になっておるところでございます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

そういう理由かなと僕も推測してたんですけど、ただその崖地で近接等で危険だというところが理由ですから、人口流出してしまうのは困るからやっぱりちょっと危険だけど我慢してくださいっていうのは、それはちょっと違うんじゃないかなと僕思いまして、どうせ毎年毎年使われないのですから、ちょっとそこら辺の要件っていうのも外してもいいんじゃないかなと思うんですよ。どうせやったら、どうせ国からの支援なわけですから使

っていただいたほうがいいんじゃないかなというふうにも思いましたので、また検討をお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

建石委員。

○建石委員 その同じページの一番下、教育費のところなんですが、職員人件費 5 7 3 万円、その次のページの一番上、会計年度任用職員の人件費 4 0 5 万円、これ両方合わせますと 1, 0 0 0 万円ぐらいになるんですけども、これだけ減ということで今回出していただいているんですが、人件費だけでこれだけになると、予定されておられた人員の確保ができなかったということになるんじゃないかなというふうに推測するんですけども、その辺の、この辺の減に至った経緯をご説明いただけませんかでしょうか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 教育費の職員人件費の減の理由ですけれども、まず職員人件費のほうですけれども、こちら任期付の教職員を予定しておりましたが、採用実績がなかったので減額となっております。

それから、会計年度任用職員の人件費につきましては、まず 1 点は教職員の会計年度任用職員の退職があったというのが 1 点と、予定していた会計年度の代わりに正規職員を充てているという点があります。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 すいません。最後のところちょっと聞こえなかったんで、もう一度お願いできますか。会計年度の分、退職 1 人と、その後。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 すいません。改めて、会計年度任用職員の人件費の減ということで、すいません、ちょっと答弁訂正させていただいて、会計年度任用職員の教職員の途中での退職があったということで不用による減となっております。退職です。会計年度任用職員の退職です。よろしいでしょうか。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 すいません。今の建石委員の質問にちょっと基本的なことをお聞きしたいんですけど、村のこの千早赤阪村を運営していくために、この役場は大体定員が何人ぐらいの職員さんがいて、あと任用職員さんが何人いるっていうような規約みたいな、最低の人数的な管理っていうのはどういうふうにされているんでしょうか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 まず、定員につきましては条例で定数が決められておりまして、その人数以上は雇用できないというようなことが定められております。

それから、それとは別で、千早赤阪村定員適正化計画ということで定められておりまして、その中で職員定数の、これは目標値という形で定められております。令和7年度では91名となっております。

以上です。

○南本委員長 ここで休憩いたします。

13時より再開いたします。よろしくお願いいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○南本委員長 それでは、休憩前に引き続き質疑に入ります。

上田課長。

○上田こども課長 すいません。ちょっとお時間取らせていただきます。

午前中の田村委員のご質問で、議案書49ページのところなのですが、社会教育事務費、学童保育連絡補助金のところでございます。

ここで財源のところをご質問されたかなと思いますが、今回学童保育、国の補助金3分の1、府の補助金3分の1ということでご答弁させていただきましたが、補正の財源内訳のところ、一般財源のところしか落ちてないというところでご質問されたと思いますが、今回につきましては一般財源で落とさせていただきましたが、最終決算で財源更正させていただいた上で修正させていただきたいと思います。

以上でございます。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

田村委員。

○田村委員 まず、学童保育連絡会補助金については詳しくご説明いただきありがとうございます。

あと、55ページになるんですけども、55ページというか職員さんの全体の話ですね。毎年毎年この退職者数っていうのが問題になってるんですけど、現時点での退職者数っていうのが令和7年度はどうなったのかっていうのを教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 現時点で7年度中の退職者3名でございます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 それは定年を迎えられる方を除いて3名ということでよろしいですかね。その自己都合退職とか、そういうところが3名と。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 自己都合による退職が3名です。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

井上委員。

○井上委員 45ページの真ん中ぐらいですかね。交通安全施設整備事業費っていうのがあるんですけど、これは事業自体がどんなんかっていうのと、減額はこういった理由でされたんか教えていただけますか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらのほうの事業の内容になるんですが、村道沿いとかについてますカーブミラーとかガードレールとか、そういったものの交通安全の対策の整備事業としてこれ計上しておるところですので、本年度予定では15か所程度予定していたんですが、現地を再精査を行ったところ、大体約10か所程度、11か所とか、その辺で取替えを行ったということで、そのほかは特に問題はなかったということで、今回減額になっているということでございます。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

井上委員。

○井上委員 6ページですね。先ほどの繰越明許費の補正の部分で、消防費で衛星無線（第3世代）等再整備工事負担金というのがあるんですけど、これは内容的にはどんなものなんですかね。

○南本委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 こちらの工事そのものは大阪府が行います防災行政無線の第3世代の工事費用の負担金でございます。どこの市町村も大阪府のその防災行政無線を利用してやっとならうわけございまして、これにつきましては第3世代の整備、村のほうも行いましたけども、大阪府の設備も新しい世代の部分に工事を行うということで、令和7年度中予定をしておりましたが、大阪府の設備を改修していくに当たって、問題、問題といいますが、仕様上の問題が生じまして、今年度中に完了ができないという通知がございました。事業自体を大阪府自体が工事そのものを繰り越すということでございまして、それに伴いまして大阪府にお支払いする負担金のほうも繰越しさせていただいたというものでござい

ます。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございました。

この衛星無線第3世代って書いてるんですけど、何かどういうふうに変化するっていうか、どういうふうになるんかっていうのは分かりますでしょうか。

○南本委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 システムのほうも日々、日進月歩でございまして、いろんな部分が出てくるわけでございます。周波数帯の変更であつたりとか、またその情報量の部分について、気象庁から提供される部分が、村の場合とかですとデータとして実際に全国的に見ましても、例えばその細部、いわゆる雨量とかそういった気象情報の部分が広い範囲でしかなかった部分がもう細かい部分で情報が取得できるようになったりとか、それは国の仕様等も刻々と変化してまいります。これが新しい仕様で自治体で改修を行うというものでございます。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎委員 すいません。ちょっと午前中にもあつたんですけども、45ページの村道の件で、去年もたしかあつたと思うんですけども、この余るというのはやっぱりほかに回せなかったのか、やっぱり人、時間の問題なんかなと思ひまして、ちょっとお伺いします。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 午前中の質問のところでお答えさせていただいたんですが、まず工事の数としては、我々としても去年、今のところは最終、完了検査までいってませんけども、発注させていただいたのが約17工事、それとあと併せまして、雨水管が詰まったとか、それとか橋梁点検のときに支障木が出たとか、それとかB&Gの夏するときですかね、崖崩れで復旧したとか、そういったもろもろの分があるんですけど、実際予定をしていたところもあるんですけど、実際のところ17か所もやれたというふうに自分たちの中での評価はやってるんですが、ただ金額的なものがなかなか変更というか減額になったっていうのが数字的にはそうなるんですけども、工事的には実際やってると。

ただ、今委員がおっしゃっていただいた、人数的にどうかという話については、少ない人数でできる限りやっていきたいということもありますので、その辺についてはそういった考えでやってますけども。

以上となります。すいません。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 ありがとうございます。

ちょっとここから感想になるんですけど、減額、今回がこれ10号かな。ちょっとさっき調べさせてもうたら、令和5年度で15号まで、令和6年がたしか14号までやったと思うんですよ。確かに減額補正も大きいんですけども、今までよりは件数も少ないし、僕としては当初予算をちゃんと精査していただいたのかと思っております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、これより質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○南本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第14号令和7年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案件について説明を求めます。

酒見住民課長。

○酒見住民課長 議案第14号令和7年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。

歳入歳出事項別明細書により事業勘定からご説明いたします。

14ページをお願いいたします。

歳出でございますが、全般的に決算見込みや負担金の確定によりそれぞれ不用額の減額や財源更正を行っております。不用による減額やそれに伴う財源更正については説明を省略させていただきます。

18ページをお願いいたします。

基金積立金は、財政調整基金積立金の利息見込み、また基金への積立額の増額によるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金の保険給付費等交付金返還金につきましては、過年度分の特別交付金に返還金が生じたことによる増額でございます。

繰出金の直営診療施設勘定繰出金につきましては、特別調整交付金等の決算見込みによる増でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

各科目の増減は決算見込みによるものですので、主なものについて説明させていただきます。

府支出金、府補助金の事業助成補助金につきましては、決算見込みによる増でございます。

財産収入、財産運用収入につきましては、財政調整基金の利息見込みの増によるものでございます。

繰入金、他会計繰入金の一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の確定や決算見込みによる増減でございます。

12ページをお願いいたします。

繰越金につきましては、令和6年度繰越額の確定による増額でございます。

諸収入、雑入の返納金につきましては、決算見込みによる増でございます。

次に、診療施設勘定でございます。

26ページをお願いいたします。

歳出でございます。

総務費の一般管理費につきましては、診療所の電気代の増額及び決算見込みによる減額でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰入金の一般会計繰入金につきましては、収支見通しに伴う減額でございます。

事業勘定繰入金につきましては、国保特別調整交付金等の決算見込みによる増でございます。

雑入につきましても、決算見込みに伴う増でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○南本委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございます。

11ページですね、中ほどの特別調整交付金分、僻地分が歳入のほうで34万円の増額っていうことになっておりますけれども、この増額となった理由っていうのを伺いたしたいと思います。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 こちらの調整交付金の34万円の分についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、施設勘定のほうの24、25ページのほうの事業勘定繰入金のほうで34万円入れていただいている形になってるんですが、これは主に僻地、千早赤阪村診療所に係る交付金、あとは今年度、1号補正で診療所の電子カルテとか医療機器の購入の分で計上させていただいた部分の補助金になります。そちらの実績見込みにつきまして、当初予定しておりました電子カルテなんですけれども、当初は機器だけにしか当たらないという部分につきましても、ほかのサービスですね、そのこの附属の部分についてもつくということが分かりましたので、そちらの分を実績見込みで交付申請させていただきましたので、その分の増額となります。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 どうもありがとうございました。よく分かりました。

続いて、千早診療所の改修工事が今回7万7,000円で減額ということなんですけれども、どういった改修をされたのか、その点伺いたしたいと思います。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 こちらにつきましては、こちら1号補正のほうでさせていただいているんですが、千早診療所のブラインドの取替え、あとはちょっと床のほうが緩んでおりましたので、床の補強ですね。あとは、ちょっと外側の扉のほうが木製のガラス戸になっておりましたので、そちらのほうをアルミのほうに補強させていただいたということで、必要最小限の補修のほうをさせていただいて、当初取っていた見積りよりも若干経費のほうで圧縮されたというところによる不用の減でございます。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 府支出金のことで、11ページです。

ここで普通交付金というのがかなり減額になっておりますけれども、これ、いろいろなのがトータルということなんですけれども、これ今1つ増額の分のご説明はあったんですけれども、この減額の分の説明をいただけますでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 こちらの普通交付金の減額、たくさん事業、給付費関係の減額に伴う部分がほとんどでございます。

なお、医療の病院等にかかっている給付費が思ったよりも少なく決算見込みになる見込みを前提に今回減額補正させていただいております。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

午前中のときの補正にもあったんですけど、要するに医療費がそれほど多くなかったことによる給付費の補正となっているということですね。

それからもう一点、一番最初の説明でいただいたページのところなんですけど、やはり歳出の不用に伴う減額っていうのがトータルで、今細かいいろんな説明はあるのかと思いますけれども、3,093万5,000円っていう額が不用額として計上されてますけれども、これ午前中のとかぶるかもしれませんけれども、こういう減額が多くなる理由というんですね。午前中もちょっと多めに見積もっているというような、不足ができないので多めに見積もっているというようなお話があったと思いますが、これももう少しその辺のところをどう考えていいのかというところを教えてくださいませんか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 国保事業勘定の給付費というのは、なかなか見込みにくい部分がございます。実際病院でどれぐらいの方がどれぐらい治療に要するかというのはなかなか難しいところではある中で、ある一定、前年度、前々年度の実績等を勘案して、さらには今後今の情勢等も被保険者数なども加味して試算はしておりますが、午前中にもご答弁あったように、やっぱり特に給付費、医療費、扶助費に関しましては、やっぱり支払いがまず大事ということもあります。2か月遅れで支払うという関係もありますので、ある程度余裕を持ったっていう予算にさせていただいております。

今回もまだ3月ということで、まだ遅れて、月遅れで請求が来る中での減額補正ですので、まださらなる減額ということも考えられますので、よろしく願いいたします。

○畑委員 ありがとうございます。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 最後、基本的なことをお伺いしますが、村中のその診療所に関して、あそこは全体を業務委託をしているとお聞きしてます。お金をかけて向こうで委託していただいて、委託費として2,000万円強入ってますよね。診療報酬は向こうの診療所に全額行ってるわけですよね。そうすると、連携を取ってやられているのか、じゃあ何人来て、保険点数が幾らぐらいあって、どれぐらいの収益が上がってるのかというのは村のほうで管理されているのでしょうか。

それと、その中に電気代であったり、水道代であったり、先ほど言われた村の診療所の枠だからといって補修したりというのを行政のほうで費用負担をするっていうのとか送迎するっていうのは私は以前から反対してるんですが、その辺の兼ね合いをお聞きしたいと思います。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 指定管理の業務委託につきましてご答弁させていただきます。

指定管理をお願いするに当たりまして、選定委員会を通しまして新指定管理者に今年の春からなったわけですがけれども、前指定管理者もそうなんですけれども、一応協定書の中でどの業務を担うかというところで、その取決めをさせていただいております。電気代とか水道代とか、実際に使用されるものについては指定管理者様のほうでご負担いただきます。

ただ、一旦電気代等につきましては、保健センターで一括して支払う関係もございますので、一旦保健センター経費で計上させていただくのと、面積案分で診療施設勘定のほうから一旦出します。それを指定管理者のほうで歳入という形で料金をいただいております。直接メーターがついてる水道代等につきましては直接診療所のほうにお支払いをいただいております。

あとは施設の部分につきましては、所有が村でございますので、大きな修繕等につきましては村が修繕をするという、そういった取決めをさせていただきますし、医療機器につきましても大きな医療機器の改修等につきましてはその都度協議ということでさせていただきます。

送迎につきましては、一応村の診療所のアクセス確保につきましては、高齢化が進む本村におきましては村民の皆様の命と健康を守るための重要課題だというふうに認識しております。

その上で、送迎業務を誰が担うべきかという点につきまして、指定管理制度を導入している目的につきましては、あくまでも民間や医療法人の専門性を生かし、質の高い医療サ

ービスの提供と施設の効率的な運営を行っていただくというところが大前提かなと思います。

その中で、指定管理者に村内全域からの送迎まで指定管理者の受託条件とした場合、本来の目的である医療行為とか、多大な負担、車両の維持管理とか、そのスタッフの確保というところの部分が強いられることになります。これは、結果として診療所の経営圧迫や医療スタッフの負担増加を招き、村民への医療サービスの低下につながるおそれがあるということで、医療の提供と交通手段の確保は役割を切り分けるべきだということで、村が開設者として診療所を持ってるということで、福祉サービス、交通手段の確保ということで、村が単なる通院のための送迎っていうのは診療所の附帯サービスじゃなくって交通弱者に対する村の施策の一つということで行っております。

以上のことから、指定管理者には地域医療の提供に専念していただきまして、村はそこへ安全に通うための足の確保に責任を担っていただくという業者の強みを生かした共同体制を整えることが重要じゃないかなというふうに考えております。

長くなりましたけど、診療報酬等につきましては毎年事業報告をいただいておりますので、そのところで収支につきましては確認させていただいております。

ただ、昨年までは地域医療振興協会様でしたので、やはりそこで収支不足額が出ておりましたので、補正によって赤字補填というふうにさせていただいておりますけれども、今年も定例的な初年度ということもあります。定例的な会議を重ねさせていただきまして、状況等を確認させていただきましたら、今年度は指定管理料の範囲内で赤字は恐らく出ないというふうに確認しておりますので、一旦決算のほうを待って確認のほうはさせていただきたいと思います。すいません。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。

再確認なんですが、業務委託料を村からもらってるプラス、国からの診療報酬、合算して今とんとんということっていうふうな表現でいいんでしょうか。とんとんって言ったらあれですけど。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 現在の収支の考え方は、委員のおっしゃるとおり、診療報酬、診療所が受ける収入プラス村の指定管理料が歳入の主になっております。そこに医薬材料費とか医師の人件費とか、そういった歳出の部分ですね、指定管理が直接自分ところの診療所から歳出する部分で赤字にはならない、恐らく黒字になるという、今報告は受けております。

ただ、金額につきましては、やっぱり3月を過ぎませんと出てきませんので、一応指定管理料につきましては赤字が出て精算はしないという協定を結んでおりますので、その2,310万円の範囲で運営していただく形となっております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○南本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決するべきものと決しました。

続いて、議案第15号令和7年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案件について説明を求めます。

山谷福祉課長。

○山谷福祉課長 それでは、議案第15号令和7年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

歳出についてご説明いたします。

本補正予算において、歳出全般の減額につきましては、全て事業決定や決算見込みによる不用額でございます。

増額部分についてご説明いたします。

議案書の12ページをお開きください。

総務費の3項、介護認定審査会費、1目、認定調査等費は、当初見込みより更新申請数が増えたことによる増額です。

保険給付費の1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費は、要介護認定者がホームヘルプサービスやデイサービスなどの居宅サービスを受けたときに介護事業

者へ支給する経費で、利用増加に伴う増額です。

6 目、居宅介護サービス計画給付費は、要介護者がサービス計画作成を受ける旨をあらかじめ申請し、その者が指定居宅介護支援事業者からケアプランの作成や介護サービス事業者との連絡調整などの居宅介護支援を受けたときに給付する費用で、利用増加に伴う増額です。

2 項、介護予防サービス等諸費、1 目、介護予防サービス給付費は、訪問看護や福祉用具貸与などのサービスの利用回数や利用品目の増によるものです。

14 ページをお開きください。

5 目、介護予防サービス計画給付費は、要支援者のケアプラン作成や介護予防サービス事業者との連絡調整などの居宅介護予防支援を受けたときに給付する費用で、利用者増加に伴う増額です。

16 ページをお開きください。

4 款、地域支援事業費、1 項、介護予防・生活支援サービス事業費、1 目、第 1 号訪問・通所事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業対象者がホームヘルプサービスやデイサービスを受けたときに介護事業者へ支給する経費で、利用増加に伴う増額です。

5 款、基金積立金、1 目、介護給付費準備基金積立金は、基金積立金利子の増に伴う増額です。

歳出につきましては以上です。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

8 ページをお開きください。

歳入全般の減額につきましては、全て不用額及び歳出の減額に伴う減でございます。

増額部分についてご説明いたします。

1 款、保険料、1 項、介護保険料、1 目、第 1 号被保険者保険料は、実績見込みによる増額です。

10 ページをお開きください。

7 款、財産収入、1 項、財産運用収入、1 目、利子及び配当金は、介護給付費準備基金積立金利子の増に伴う増額です。

10 款、諸収入、3 項、雑入、2 目、返納金は、所得更正により過年度に支給した高額介護サービス費の返納に伴う増額です。

以上、説明といたします。よろしくお願いいたします。

○南本委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

11ページの介護給付費準備基金繰入金、こちらちょっともともとが4,486万4,000円から1,000万円の減額ということで、ちょっと数字が大きいなと思いましたので、この減額の理由っていうのを教えていただけたらと思います。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 減額の理由なんですけれども、一応歳出のほうの介護給付費のほうで施設サービス給付費とか地域密着型サービス給付費、このあたり減額させていただいております。そちらの減額に伴う基金の繰入金の減額になります。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

では続けて、13ページなんですけど中ほどですね、居宅介護サービス給付費ですか、あと介護予防サービス給付費、あともう一つ、次のページ、次の次か、第1号訪問通所事業費ですか。こちら辺とか今回増額補正になってるんですけど、これ12月に補正したばかりのもののなんで、12月に補正して12月で1,300万円ですか、居宅介護サービスで補正されてるんですよね。それをまた今回400万円補正ということで、ちょっとどういう状況なのかなと思ひまして、ちょっと見込み違いということなのか、それとももう非常にこのサービスを利用される方っていうのが物すごい勢いで増えているのか、どういったあたりに原因があるのか、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 委員おっしゃるとおりに、居宅介護サービス給付費、12月にも補正させていただいて、今回のほうも補正させていただいてます。

こちらのほうはやはり訪問介護とかデイサービスを使われる方が増えてるということと、あと施設介護サービス給付費のほうが減っておりまして、これまで特別養護老人ホームに入る方はちょっと少なくなってるのかなと思うんですけど、ただ有料老人ホームに入られる方とか、サービス付高齢者住宅に入られる方がちょっと増えておりまして、その方たちが訪問介護とか通所サービスを使われることによって、ちょっとこのあたりが増えたと思ひ込んでおります。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

想定以上の増加だったということだとは思いますが、さすがにちょっとここ3か月ぐらいですから、それでこれだけ、1,300万円に対して400万円っていうのは結構大きな金額、まあ言ってしまうと大きな見込み違いだと思うんですね。なので、できるだけ正確な見込みをお願いしたいなと思います。

やはりこの施設介護から居宅介護へというような流れが背景にあるということなのかなと思います。ちょっとなかなか難しいところはあるんだろうなと思いますけれども、また今後ともどうかよろしくお願いします。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今のご説明とちょっと関連するんですけど、まず施設給付費が減ってるっていうことは、特養っていうのは今待ちが多くてなかなか希望しても入れないと、そういうことで今有料老人ホームとか、いわゆるサービス付高齢者住宅というので、それは在宅扱いになってますよね。だから、そこでサービスを使うと全部在宅サービスのほうにカウントされるということで、結局ここところは今の話だと自宅にいてサービスを使う人が増えたことによるよりも、今分析されている今のお話だと、そういういわゆるサブ施設みたいな、一応住宅扱い、法律上は住宅だけど実質は施設みたいなところを特養に入れないから入らざるを得ないという人たちが使っていると、こういうふうに理解できるかと思うんですけども、そういうことに対して、ちょっとどのように考えられているっていうのもあれなんですけども、そういうような考え方で正しいのかどうかを伺います。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 委員おっしゃるとおりに、その部分もございまして、やはり施設介護サービス、特別養護老人ホームは要介護3以上の方が入られる施設になっておりまして、介護度の低い方でも施設を希望される方、多くいらっしゃいますので、その方たちが有料老人ホームとかサービス付高齢者住宅に入られる方が多いということで考えております。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 もし分かれば教えていただきたいんですが、例えば今のところですね。居宅で、例えば補正額として介護サービス利用者、計画費ですね。介護サービス計画費っていうのは、利用した人数で決まってくるので、そうするとここで利用者増のためというふうになってますけれども、計画では何名ぐらい想定されていて、何名増加したのか。同じように、介護予防サービス利用者に関しても増ということで、介護サービス計画の給付費ですね、ケアマネジャーさんの事務事業所に払う給付費が増えたというのも、これももし分かれば、計画何名で何名が増えたとか。あわせて、同じ内容なんですけど、総合事業対象者

の増加によって29万6,000円増ということになってますけれども、これも計画で何名で何名増加したのか、特に総合事業を対象者等に関してはどのような内容のサービスを使われている方が多いのかについて伺います。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 ご質問なんですけれども、ちょっと当初計画と実績の差なんですけれども、資料のほうをちょっと持ち合わせておりませんので、後ほど回答のほうをさせていただきたいと思います。

あと介護予防ケアマネジメントのほうですね。そちらのほうはデイサービスとホームヘルプサービス、この2つになりますので、利用されてるサービスはこの2つです。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。

1つ質問なんですけど、居宅介護サービスとって、おうちのほうに行ってサービスを受けられる方と、通常は地域密着型通所介護とは別に扱われてると思うんですが、今最近ここは独り暮らしの方が多いので、通所介護に行くために居宅で来ていただいて送り出してもらってという両方、点数制でそんなにたくさんお金を使うわけではないと思うんですが、そういったことと、その介護予防サービスとの兼ね合いというのは多分どこの介護予防サービスの給付金のほうが高くなっていくと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 今のご質問なんですけれども、居宅介護サービスと居宅介護予防サービスとの兼ね合いということでしょうか。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 具体的に言うと、介護施設に行くために独り暮らしの人は自分で起きていくことができなかつたりするので、訪問介護で来ていただいて、そして送り出してもらうと、この2つ手間がかかるわけですね。ここの方たちはそんなにすぐく認定を受けてる人が少ないのでそこまでたくさんにはならないと思うんですけど、この2つの費用も上がっていく、そして介護予防の支援事業のほうの総合事業のほうに入ってる方の人数は今からでいくと結構増えていくと思うんですよ。一時的に利用する人が少なくなって今減額してありますが、ここはもう増えざるを得ないというふうに思ってるんですが、その辺を予算で最初立てたとおりにはいかないと思いますし、結果こういうふうなことにはなる、すごく金額の差が出てくるとは思うんですけど、私は多め多めにとっていったほうがここの村の

状況からはいいと思うので、その辺を踏まえて説明を聞いておくと分かりやすいかなと思ったんで質問しました。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 送り出しということなんですけれども、デイサービスへ行かれる場合は送迎がありますのであまり想定はちょっとしておりません。

今後、サービスの増加見込みなんですけれども、来年度第10期計画を策定する予定ですので、そのあたりでいろいろ現状と今後の介護状況を鑑みて計画のほうを立てていきたいと考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 13ページの地域密着型介護サービス給付費が、これかなり減額が、不用額が大きいんですけれども、これの理由を教えてくださいませんか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 こちらのサービスなんですけれども、村のほう、事業所のほう2か所ありまして、そこに入っておられる方で死亡された方もいらっしゃいますし、今後入られるだろうということで見込んでおりましたが入れなかったということで減額のほうになりました。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、これグループホームということですか。今のお話は。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 おっしゃるとおり、グループホームを想定しております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 17ページの人件費のところなんですけれども、後の一番後ろの給与のところを見ますと、正規が2人とパートが1人ということになってますけれども、人員の変化がないのにもかかわらず、なぜここがマイナスになっているのか、どういう一般職給、それから共済金等っていうのがありますけれども、これの理由を教えてくださいませんか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 職員人件費の減額の理由ということなんですけれども、該当職員のうち1名が育児休業ということで年度途中で育児休業に入りましたので不用額が出ておりま

す。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、年度途中でその場合1名少なくなるわけですよね。その補填というのはどのようにされるのでしょうか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 会計年度任用職員の雇用によって補充をしております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、会計年度の人件費はここには入っていないということですか。ここのこの減額には、減額の内容は正規の職員さんが育休のために休んだことによる減額であって、会計年度の職員さんをちゃんと補充してるんだけど、それはここの数字とは違うところに入ってくることになるのでしょうか。それはどこに入ってくるのか、もしよかったら教えてください。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 会計年度任用職員の人件費につきましては12月議会で予算のほうを審議いただいております。減額については年度末ということで今回の減額とさせていただきます。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○南本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号令和7年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案件について説明を求めます。

酒見住民課長。

○酒見住民課長 それでは、議案第16号令和7年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出事項別明細書よりご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料決算見込みによる増額、保険基盤安定納付金の確定による減額でございます。

保険料還付金は、不用による減額でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

後期高齢者医療保険料は、保険料の決算見込みによる増額、保険基盤安定繰入金は、保険基盤安定納付金の確定による減額でございます。

繰越金は、前年度繰越金確定による減額でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○南本委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 今のご説明のところで、例えば今9ページ、私の聞き間違えだったら、これ9ページの説明で、現年度分特別徴収保険料の増額によるですね、何か減額っていうふうに聞こえちゃったんですが、増額によるっていうことで、納付金、その分だけまた納付金も増えたということは分かるんですが、この増額した保険料が、徴収できた保険料が増額した理由っていうのはどういうところなのでしょう。結構1,000万円以上になってますので、結構何か見積りの違いだけで済む額ではないような気がするんですが、教えていただけますか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 まず、後期高齢者医療保険のこの制度でございますが、広域連合と市町村が連携して行ってる事業でございます。その中で、大阪府の広域連合が運営主体となつてやってる事業でございます。後期高齢者医療広域連合は被保険者の資格の管理、また保

険料の決定等を、賦課等をやってるところでございます。

市町村はそれに対して保険料の徴収事務とか、各種届出の窓口業務とかを行ってる事業が大前提となる中で、当初予算でこれだけ千早赤阪村さんはお金を徴収してくださいと、大阪府下全体の保険料徴収額が大阪府広域連合で示されます。その中で、千早赤阪村の当初予算の割当てはこれだけですっていう通知を基に当初予算を組ませていただいています。実際入ってきたお金をそのまま事業費納付金として入ってきた満額を納めるという仕組みになっております。

このたび、実際増額の特別徴収であり、普通徴収であり、保険料増額、1,535万8,000円に今回させていただいてますのは、広域連合さんのほうから1月頃に通知がございまして、各市町村、これで補正予算なりを組んでください、見込みはこれです、府下全体の見込みはこれですという通知を基に送らせていただいています。

以上でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

つまり、当初予算っていうのは広域連合からこれだけですよと言われた額で立てていると。でも、実際徴収するのは、やってみて、その分多かったらそれはそのままっていうことで、広域連合から示された最初の見込みが少なかったんだということで、理解でよろしいでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今委員おっしゃるとおりでございます。

なお、補足といたしましては、例年5月末で前年度の所得が確定しますので、それをもって正式な賦課額が決まりますので、どこの市町村も増減はございます。

以上です。

○畑委員 ありがとうございます。

○南本委員長 ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○南本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号令和7年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案件について説明を求めます。

安井都市整備課長。

○安井都市整備課長 令和7年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入、3条、予算の科目設定に伴う補正でございます。収益的収入として、特別利益542万8,000円の増額でございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

令和7年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算(第2回)説明書でございます。

款1、下水道事業収益、項3、特別利益、目1、過年度損益修正益542万7,000円、目2、その他特別利益1,000円、いずれも過年度流域下水道維持管理負担金及び建設負担金の返金に伴う科目設定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○南本委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 これ過年度分の水道維持管理負担金が返還されたということなんですが、これ返還金が発生した理由を教えてくださいませんか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらの返還金につきましては、村のほうが流域下水道に処理費の負担をしている金額でございます。

この負担金の算定方法としましては、支払い方法によるんですが、これ概算で支払いまして、年度の終わりに精算という形で返還金というのが生じる場合がございます。今回その分が生じたということで、返金 came ということです。

内容につきましては、薬品代とか光熱水費、その他もろもろの分でありまして、あと維

持管理費とか流域でされてる分の入札の落札差金とかを各市町村分を割り振った分で返ってきた分でございます。

以上となります。

○南本委員長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○南本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩を行います。

再開は14時15分から、よろしくお願いいたします。

午後1時58分 休憩

午後2時15分 再開

○南本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号令和8年度千早赤阪村一般会計予算から、議案第22号令和千早赤阪村下水道事業会計予算の5議案まで、一括議題とします。

初めに、議案第18号令和8年度千早赤阪村一般会計予算について説明を求めます。

北浦秘書財政課長。

○北浦秘書財政課長 それでは、議案第18号令和8年度千早赤阪村一般会計予算について概略説明します。

予算書の1ページをご覧ください。

議案第18号令和8年度千早赤阪村一般会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,929万9,000円と定めるものでございます。同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、予算付属説明資料によりご説明いたします。

第2条は、債務負担行為をすることができる事項について、第3条は地方債の目的や限度額などについて定めるものでございます。

第4条は、一時借入金の最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

6ページをご覧ください。

第2表の債務負担行為は、事項、期間、限度額について定めており、記載のとおりでございます。

続きまして、第3表の地方債は、起債の目的、限度額、償還期限などについて定めており、記載のとおりでございます。

また、予算書の説明資料としまして、111ページから121ページに給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を添付しております。

続きまして、予算付属説明資料についてご説明させていただきます。

予算付属説明資料の1ページをご覧ください。1ページです。

主な施策概要について、令和8年度に重点的に予算配分させていただいたものを説明いたします。

基本柱1、「子育て・健康・医療・福祉～子どもから大人まで支えあい健やかに過ごせるむら～」です。

その2項目め、子ども食堂運営補助事業費は、令和8年度からの新規事業として、子ども食堂を運営する団体に対し、村からその運営費用の一部を補助します。

3項目め、带状疱疹ワクチン接種費用の助成事業は、拡充事業として新たに50歳から64歳及び66歳以上の定期接種対象者以外の方に対しても任意接種の費用助成を実施します。

続いて、基本柱2、「産業・地域振興・観光～地域の恵みを生かした人がつながるむら～」です。

1項目め、農と緑の活性化推進事業は、令和7年度に策定予定の千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）に基づき、金剛山周辺エリア及び楠公誕生地周辺エリアの魅力や機能を高め、大阪府と連携し、村の活性化に取り組むこととしており、SNSなどを活用して情報発信を強化します。

2ページをご覧ください。

基本柱3、「教育・文化・生涯学習・人権～心の豊かさをはぐくむむら～」です。

2項目め、給食センターあり方調査事業は、将来的な給食センターのあり方について課題整理を進め、施設の再編や統合も含め、検討していきます。

4 項目め、村立中学校トイレ等改修事業は、令和 7 年度に行った実施設計を基に、改修工事を実施します。

続いて、基本柱 4、「安全・安心・生活基盤・環境～自然と共生する住みよいむら～」です。

1 項目め、通学定期券補助事業は、公共交通の利用促進及び燃料高騰により通学する学生などがいる世帯の経済的負担軽減を図るため、村内を運行する路線バス等通学定期券の購入費用を補助します。

2 項目め、ペットボトル収集日の増加は、住民サービス向上とリサイクル推進のため、月 1 回収集を月 2 回に拡充します。

3 ページ中段をご覧ください。

村制施行 70 周年記念事業費についてです。

令和 8 年度に本村は村制施行 70 周年という大きな節目を迎える年になります。万博を機に高まった本村への関心を今後の発展につなげる好機と捉え、村民の皆様と歩んできた歴史を礎とし、その歩みを大切に受け継ぎながら、次の時代を見据えた村づくりを進めていくため、施策、企画などに係る費用を計上いたしました。

以上が主な施策となります。

次に、4 ページをご覧ください。

令和 8 年度の会計別予算額比較表でございます。

一般会計の総額は 4 億 2 億 9,929 万 9,000 円で、前年度と比較しまして 2 億 8,844 万 7,000 円、6.3%の減でございます。

特別会計の総額は 1 億 5,977 万円で、前年度と比較しまして 8,014 万 8,000 円、4.8%の増でございます。

下水道事業会計の総額は 4 億 9 億 84 万 6,000 円で、前年度と比較しまして 5 億 32 万 1,000 円、1.3%の減でございます。

一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた総額は 6 億 6,891 万 5,000 円で、前年度と比較しまして 2 億 1,362 万円、3.2%の減でございます。

次に、5 ページをご覧ください。

一般会計予算の款別内訳の歳入でございます。

1 款、村税は、今年度予算額 4 億 4,730 万 2,000 円で、前年度と比較しまして 4 億 18 万円の増でございます。詳細につきましては、のちほど説明いたします。

2 款、地方譲与税から 10 款、地方特例交付金及び 12 款、交通安全対策特別交付金は、地方財政計画や過去の実績を勘案し、見込んだものでございます。

11款、地方交付税は、本年度予算額19億7,000万円で、前年度と比較しまして7,000万円の増でございます。詳細につきましては、のちほど説明いたします。

13款、分担金及び負担金、続いて14款、使用料及び手数料は、過去の実績を勘案し、見込んだものでございます。

15款、国庫支出金は前年度とほぼ同額です。

16款、府支出金の増の主な要因は、扶助費の増加による負担の増によるものでございます。

17款、財産収入の増は、利子及び配当金の利率増による収入の増でございます。

18款、寄附金の増は、農と緑の活性化事業など、情報発信をより強化することに伴う応援寄附金の増額を見込んだものでございます。

19款、繰入金の減は、金剛山ロープウェイ施設撤去工事が終了したことに伴う繰入金の減によるものでございます。

20款、繰越金、続いて21款、諸収入の増は、近年の実績を勘案し、見込んだものでございます。

22款、村債は、本年度予算額2億9,930万円で、前年度と比較しまして1億4,210万円の増でございます。詳細については、のちほど説明いたします。

次に、6ページ、7ページをご覧ください。

歳入の自主財源と依存財源の内訳でございます。

歳入全体に占める自主財源の割合は25.0%となっており、前年度と比較して減少していますが、これは令和7年度予算で金剛山ロープウェイ施設撤去工事に係る費用を基金から多く繰入れしていることにより、自主財源の割合が高くなっていたためです。また、自主財源のうち、村税は10.4%と低く、非常に厳しい状況が続いています。

7ページの下段の棒グラフは、平成29年度からの推移となっています。今後も依存財源が多くを占める財源構造に変わりなく、今後も厳しい財政状況が続くと予測されます。

次に、8ページをご覧ください。

村税の状況でございます。

村税の個人は、近年の決算額推移を参考に300万円の増、法人は50万円の増、また固定資産税は償却資産の増などの要因により100万円の増となっています。

下段の棒グラフは、平成29年度からの村税の推移で、年々減少しており、令和8年度は平成29年度と比較しまして8,436万4,000円の減少となっています。

次に、9ページをご覧ください。

地方交付税等の状況でございます。

普通交付税及び特別交付税の増は、近年の実績を勘案し、見込んでいます。

普通交付税については、令和8年度算定では国勢調査による人口減の影響が反映される予定ですが、物価高騰への対応等により増加傾向が続いているため、若干の増を見込んでおります。

次に、11ページをご覧ください。

目的別の歳出予算でございます。

主なものを説明させていただきます。

3款、民生費の増は、扶助費の増加などによる増です。

6款、商工費の減は、金剛山ロープウェイ施設撤去工事が終了したことに伴う減です。

9款、教育費の増は、村立中学校トイレ改修工事や村民運動場改修工事などによる増です。

次に、12ページ、13ページをご覧ください。

一般会計予算の性質別内訳でございます。

義務的経費である人件費、扶助費及び公債費の合計は前年度より5.9%増加しており、歳出全体の46.5%になります。その他の経費は、前年度より20.0%減少し、歳出全体の48.4%になります。投資的経費は、前年度より122.3%増加し、歳出全体の5.1%となっています。

次に、14ページをご覧ください。

基金繰入金の状況でございます。

令和8年度は財源不足額を財政調整基金から3億9,647万5,000円、ふるさと応援基金から寄附金の使い道に応じた事業に充当するため2,905万3,000円、森林環境譲与税基金から1,363万6,000円を繰入れするものでございます。

次に、15ページをご覧ください。

ふるさと応援寄附金が充てられる事業に要する経費でございます。

子育て世帯等新築マイホーム補助金に120万円、重度障がい者医療費助成事業費に40万円、学校給食費補助金に90万円、地区補助金に350万円、地区活動応援補助金に1,150万円、定住促進空き家活用補助金に50万円、子育て世帯紙おむつ等購入費用助成金に100万円、ふるさと応援寄附金事業費に1,005万3,000円、合計2,905万3,000円を充当しています。

次に、16ページをご覧ください。

地方債の状況でございます。

本年度予算額2億9,930万円のうち、総務債は公金収納対応導入支援費としてデジ

タル活用推進事業債が90万円、衛生債は9,280万円で、内訳は浄化槽設置補助事業債が300万円、水道事業一般会計出資債が8,770万円、保健センター整備事業債が210万円です。

土木債は道路維持工事等に係る道路橋梁整備事業債で5,800万円、消防債は緊急防災・減災事業債としてくすのきホール天井改修事業債で1,780万円、教育債は1億2,980万円で、内訳は小学校スクールバス運行事業債が1,050万円、小学校のスクールバス購入事業債が440万円、村立中学校トイレ等改修事業債が4,930万円、給食調理業務等委託事業債が3,000万円、海洋センター整備事業債が760万円、村民運動場等整備事業債が470万円、テニスコート整備事業債が370万円、くすのきホール整備事業債が1,960万円です。

下段の棒グラフは、地方債残高の推移でございます。平成27年度から過疎対策事業債の借入れにより残額が増加傾向にありましたが、過去の借入れの償還が進み、若干の減少となっています。

なお、令和4年度及び令和5年度は新庁舎建設に伴う起債により増額となっています。

次に、17ページをご覧ください。

地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確にし、社会保障施策に要する経費に充てるものとされております。

令和8年度一般会計予算では、地方消費税交付金1億2,000万円を計上しており、1億2,000万円の22分の12に相当する6,545万5,000円が社会保障施策経費に充当する財源でございます。国から示されている例示を基にし、記載のとおり社会福祉関係経費、社会保険関係経費、保健衛生関係経費に充当しています。

次に、18ページ、19ページは、予算額から見た主な指標などを記載しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○南本委員長 これより総務部所管の質疑に入ります。

なお、人件費につきましては総務部の所管ですので、この場で質疑をお願いいたします。

それでは、質疑ございませんか。

畑委員。

○畑委員 先ほどご説明がありましたが、地方交付税の算定ですね、令和7年度の国勢調査では人口減が見込まれるので減少するんだけど、物価高騰を見込んでこの額にしたということなんです、もう少し具体的に、なぜこの19億7,000万円の昨年度とプラスを算定したのかについて教えていただけますか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 地方交付税につきましては、減額の要因と増額の要因の両面があると考えております。

減額の要因としましては、令和7年度国勢調査速報値ということで、令和7年度国勢調査速報値が令和8年度交付税に反映される予定でございます。人口減が見込まれているところでございます。

また、増額の要因としましては、人口減につきましては全国的な傾向でして、地方交付税の国家予算の総額につきましては増額の方にあるというふうに考えております。

また、物価高を反映して算定ケースの中で人件費の増額や委託契約による物件費の増額が見込まれると考えております。

令和8年度予算額17億5,000万円は、令和7年度予算額17億円よりは増額を見込んでおりますが、令和7年度の決算見込額約18億円からは減額しており、安易に増額したというわけではないという状況はご説明させていただきます。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 予算書12ページで、個人の村民税なんですけど、前年度と比較して約300万円ですかね、増額を見込んでおられると。その増額を見込む理由っていうのをお伺いできますでしょうか。

○南本委員長 倉課長。

○倉会計管理者兼税務課長 村民税の個人につきましては、納税者数が減少傾向にはありますが、昨今の経済状況は比較的堅調でありまして、また令和7年度の決算見込みも現在2月末時点で集計した時点では1億9,000万円を超える見込みとなっておりますので、この7年度の決算見込みを参考にしながらも8年度は増額で少し300万円増やした1億8,000万円ということで予算を計上しております。

以上でございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 どうもありがとうございます。

納付者は減少するけれども、景気とか物価の状況とか、それらを見込むと300万円程度の増額が期待できるんじゃないかということですね。理解いたしました。ありがとうございます。

○南本委員長 ほかに質疑はありませんか。

中野委員。

○中野委員 予算書の9ページの歳入のところで村債が去年の倍ほどの金額になっていると思うんですが、この理由って何でしょうか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 村債、起債につきましては、比較的長期に活用される施設整備であったり、そういったところに起債が適用されます。

今回、施設の改修工事関係が数多く予算計上しておりますので、その影響で起債の総額も多くなっている状況です。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 19ページで、バス使用料936万9,000円っていうのがこの使用料で上がってるんですけども、これは結構金額大きいんですけど、どなたから、どっからいただけるものなんですかね。ちょっと教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 このバスの使用料936万9,000円の内訳なんですけれども、これはまず富田林駅から村立中学校までの運賃を一応438万円を見込んでます。中学校から金剛登山口までの運賃のほうを148万9,200円を予定しております。あと、定期代ということで、これは富田林から村立中学校までの一応定期代として350万円見込んでおります。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

バス使用料とあったので、ちょっとよく分からなかったです。バスの運賃収入ということなんです。了解いたしました。

あと、次の21ページの、これはどうなんですかね、担当課で直接お聞きしたほうがいいのかな。21ページの困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金164万6,000円が計上されてますけど、これはどういったところに充当されているんでしょうか。

○南本委員長 民生部をお願いします。ほかにございませんか。

井上委員。

○井上委員 25ページの一番上かな。総務費府補助金で市町村振興補助金というのがあ

るんですけど、これはどういったものでどういうふう to 活用されるんか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 市町村振興補助金でございますが、大阪府から自立に向けての活動をする市町村に向けて、その活動状況に応じて交付されるという補助金でございます。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。

前年度から比べてちょっと増額になってるんですけど、この要因というのはどういったものなんでしょうか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 取組状況に応じて交付されるということで、例えば未来協議会での活動の内容であったり、共同での職員採用といったような活動に対して交付金がポイントとして加算されるというふうな形で金額が算定されております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 ちょっと説明資料のほうに戻りますけれども、説明資料の3ページの村制施行70周年記念事業費としてトータルで897万9,000円が計上されてますけれども、その下のそれぞれの項目に関しての詳細費用がそれ、この上の項目までは全部書かれているんですが、ここに関して全部その費用が書かれていないんですけれども、このそれぞれの計上額を教えてください。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、順番に上からいきますと、村民企画につきましては300万円、こども議会については24万7,000円、記念講演会につきましては30万円、農林産物品評会は繰越しですけれどもここでは42万6,000円、マスコットキャラクター製作につきましては67万円、千早赤阪音頭の再生に50万円を一応予定しております。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 33ページのくすのきホール天井改修事業債なんですけど、これは償還時とか、何か国の支援とか受けられるものなんでしょうか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 くすのきホール天井改修事業でございますが、緊急防災・減災事業債を充てております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 あれですかね、緊防債とか言われるやつですかね。その支援というのはどうなってるんですかね。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 交付税算入につきまして、充当率１００％の交付率７０％という形になります。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 ２９ページの寄附金のところで伺います。

ふるさと応援寄附金としての収入は２，０００万円、予算立てられておりますけれども、例えば今までの決算とか見てもこの額まで全然到達しないというような報告も聞いておるんですけれども、ここでこの２，０００万円をゲットするために、今のままでは多分それだけ書かれている以上は、このゲットするための何かそういう具体的な取組とか方策とかも練られているのかなと思うので、それをお伺いしたいと思います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 ふるさと応援寄附金につきましては、村の財源として重要なものと考えております。実際、ふるさと納税につきましては、実際村の魅力であったり、そういった特産品の魅力などでそういった応援寄附金というのはいただけるものかと考えてます。

今現在、今ある中で、応援の寄附金のサイトであったり、そういった各それぞれ観光協会であったり、そういったところに掲載してもらうようお願いはしてるんですけれども、今具体的にこういったものが追加されるっていうのは今現在ないんですけれども、今回計上させていただいてるのは、まずふるさと納税のポータルサイトっていうのを前回にもお話しさせてもらったと思うんですけれども、一応今現在さとふる、さとチョイス、楽天の３社のほう、させていただいてるんですけども、２年前にそのサイト数を２社から３社に増やしたところ、ある程度その数字でいきますと簡単に言いますと２００万円ぐらい増額したっていう経緯があるんですけども、今回この８年度の当初予算につきましては、もともと３社ありますので、掛ける５００万円ということで１，５００万円計上さ

せていただいていて、この8年度につきましてはそのポータルサイトを1社増やし、3社から4社にし、それで今歳入としては、前は1,500万円、令和8年度については2,000万円という形で上げさせてもらって、そういうサイトを増やすことによって応援商品をされる方がサイトを見ていただく機会っていうのが増えるんじゃないかということで、今回計上させていただいております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 村長の公約、村政運営方針では、魅力的なものをつくっていくというようなことがあったと思うんですが、その辺の具体的な方策としての予算組みはなく、例えば41ページにその関係の予算のことが書いてあると思うんですが、39ページと41ページにかけて。ここで本当に委託料だけでその事業費ですね、事業費が1,000万円程度の事業費のほとんどが委託料ですよ。本当に委託料だけで、その委託を増やすだけで過去200万円アップしたからじゃあ1社につき500万円っていうその計算自身妥当なのかどうかっていう、すごいちょっと疑問を感じてしまうんですけれども、今のところのふるさと納税の実績は、今年度は今のところ幾ら、前ちょっと聞いたかもしれませんが、実績はお幾ら、教えていただけますか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 先ほど田村委員のほうからふるさと納税の寄附金額を聞かれたと思うんですけれども、そのときはちょっと資料がないということでおよそで額を言わせていただいたんですけれども、まず6年度の寄附金額は978万5,600円でした。この7年度の一応2月末現在なんですけれども843万9,800円ということになっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、1社当たり200万円ちょっと、その後1か月で令和6年が、令和6年に増やされたんでしたっけ、事業者を。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 その比較の話でいきますと、5年度から6年度にかけて1社増えまして、その5年度の寄附金額は732万2,000円で、6年度は先ほど申し上げた978万5,600円となっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

その額が分かりましたが、今令和7年度2月末、令和8年2月末で843万円ということですね。これがもう2,000万円、来年度、今年度も令和7年度の予算も1,500万円となっておりますけれども、到達できそうにない状況ですね。

だから、そのためには本当に1社増やすだけでいいのかってということなんです。先ほどから繰り返しますけれども、本当にそのための方策を打たずしてこういう予算を立てておられることに対して、それでいいんですかっていうのが一番の聞きたいポイントです。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 おっしゃっている村のPRということで、あとSNSの活用が主なかなと考えてるんですけども、今、農と緑の活性化推進事業の中で情報配信をするための村のPRを強化していくってことで、そういった取組をまず1つ考えているってことと、企画のほうで行ってまず地域活性化起業人制度を使ってSNSの戦略的運用であったり、ふるさと納税のサイトの改善であったりとか、外部の企業とかのそういった連携もちょっと考えておまして、ちょっと実際企業の選定につきましてもなかなか簡単にいくものではなくて、官民連携の研修会というか、そういったところに参加させていただいて、村の今の状況と企業間との一応そういったセミナーとかに参加して、そういった活動は一応しております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

いろいろ努力されているということは分かりますけれども、やっぱり新しいもう魅力的なものを作り上げていくということに関して、もし今後この関連でこういう項目がそこに当たります、これで例えば村長は、観光農園、観光農園とおっしゃってましたよね。それによって、例えばその入場料でこれだけ将来的には例えばそれをふるさと納税でいくみたいな、そんなこととか、要するに何か新しいことですね。そういうことがこの出されている予算案の中にそのバラマっていると思いますので、またその辺がはっきりすればぜひともその辺を明示していただきたいというふうにお願いします。

○南本委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 ふるさと納税、ここずっと低迷してるというような中で、いろいろ寄附金をやりやすい方法ですというようなことで、今ポータルサイトを増やしたり、できるところを今はやってきていると。ただ、実際ちょっと目標額に達していないというようなところがあるかと思います。

やはりその使いやすさを求めるという部分と、あと返礼品とか新たなところを、そこで魅力を発信していくというところがセットものといいますか、連携していく必要があるかなと思います。

その中で、村長の村政運営方針の中でも、先ほどありましたけれども、農と緑の活性化ビジョン（案）というものを今この、まだできてないんですが、今目指しているところ、つくっている、その作業を進めているところでございます。

その中で、1つはやっぱりにぎわいをつくるというところで、金剛山周辺エリアと楠公誕生周辺エリアを連携させた中で、人を呼び込んで活性化を図っていくっていう大きな方向性の中で、1つその目指すべきところとしては、農林業の振興というところも今考えているところです。

今、その中で、やはり今非常に後継者不足とかいろいろある中で、例えば米作りだけではなかなか生計が立てられないとか、そういう問題もいろいろあるかなと思います。そういった中で、高収益が得られるような農業に転換するとか、そういったところでいろいろ取組を進めていけないかなと思ってます。

その延長の中で、ある意味特産品っていいですかね、そういったものが開発できれば、それと今言ってるようなふるさと納税の返礼品というところに結びつけられれば、少しでもこのふるさと納税の目標達成の一助になるのかなというふうに考えています。

ただ、それが今すぐできるかというと、少しやはりそこは農業者の方のご協力とか、やっぱり住民の方のご協力も必要かなと思いますので、当然この2,000万円というところで、1つ目標、ここを目指していこうというようなところでのちょっと予算のこの目標といいますか、額になってるかも分かりませんが、少しその辺時間をかけてじっくりと腰据えて大阪府と連携しながら取り組んでいきたいというふうに今思っておりますので、少しお時間いただいたらありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。考え方はよく分かりました。

ただ、安易にここ2,000万円を出されているような気が一番したのがそこなんです。だから、今年中にはできないかもしれないし、ちょっと長期的に今の方向性を見てほしいっていうお話しだったと思うんですけども、ここに2,000万円ってもう収入として見込まれてるわけですね。やっぱりそこにはある程度責任を持っていただきたいっていうのが一番言いたいところかなと思います。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 今回の畑さんの意見に補足して、やっぱり私は個人的に言ったら出口戦略ってすごい大切だと思うんですよ。幾ら新しい商品開発をしても年数もかかりますし、今あるものを加工するとか、保存期間が長いようなものに変えるとか、いろんな形で、やっぱりせつかくその2, 0 0 0万円を使うのであれば、広報活動だけではなくて、予算を取るだけではなくて、いろんな形で、やっぱりいろんな知識を、富田林も河内長野も出口戦略にはすごく予算取ってますので、やっぱりそういったところも近隣を参考にしながら、予算編成をお願いしたいと思います。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ご説明ありがとうございます。

ふるさと応援寄附金については、魅力ある商品の開発っていうんですかね、魅力を増しただきたいなと思っております。

これからちょっと離れます。

同じページ、39ページですね。総務事務費のところですが、そのところに真ん中ぐらいに公共施設等総合管理計画改定支援業務委託料、入札参加資格審査業務委託料、個別施設計画等策定業務委託料とあるんですけども、この業務委託料が並んでるわけなんですけど、こういった業務委託なのか教えていただきたいと思います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、公共施設等総合管理計画につきましては、まず各村が保有している施設とか、あと道路、下水道とか、そういったインフラ、そういった全てのものの計画になっておりまして、その大体40年間でどれぐらいの維持経費がかかると、そういった算出のもと、そうすると膨大な費用がかかるということになっておりますので、それをいかに効率的にして、何ば削減したらいいかという目安の計画となっております。が、この総合管理計画となっております。

入札参加資格審査業務委託料につきましては、この入札参加って書いてるように、各業者が村のこの工事とか公共工事を請けるための登録をするシステムがありまして、その維持管理費用となっております。

個別施設計画策定業務委託料につきましては、この2つ前に言いました、公共施設等の総合管理計画に準じてつくってるんですけども、これは各それぞれの施設、例えば役場であったりとか、くすのきホールとか、そういった施設の個別の資料になっておりまして、それをカルテって言ってるんですけども、そういった築年数であったりとか、劣化がどれぐらいであるとか、そういった、示した資料になっておりまして、それをどのように改修していくべきかっていうのをそれを基本に登録していく、カルテとして評価して、

それをまた40年間の見通しのベースとなる資料づくりというものがこの個別施設計画策定業務となっております。

すいません。あと先ほど1個前に言いました入札参加資格の審査業務委託料につきましてはもう一つありまして、入札するためもありますけれども、新たな入札参加の登録費用も含まれております。修正します。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

そうしたら、この3つの業務委託料なんですけれども、この上の2つですね、公共施設と入札参加、これは昨年予算のほうには上がってなかったということで、これは新たに必要が生じたからとか、新たにこういう計画策定の義務ができたとか、そういう何か理由があるんでしょうか。

それと、3つ目の個別施設の計画なんですけども、前年も120万円ほど予算上げておられたんですが、これについて今年度も99万円ですけども上げておられると。これは本当の建物一つ一つやっておられるのか、これこういう継続して予算計上されてるんですけれども、これはどこまで必要なのかということを教えていただきたいと思います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、ちょっと順番をちょっと変えさせてもらいたいんですけど、個別施設計画等の策定業務につきましては、役場というか、千早赤阪村が保有している公共施設それぞれ一つ一つとなっております。

ただ、簡易な倉庫の、簡単なものについては含まれておりませんが、ある程度の倉庫である場合の分がカルテとしてあります。

その個別施設計画のカルテにつきましては、先ほど劣化状況を毎年調査させてもらって、その施設の度合いを毎年更新させていただいております。そういった形で、業者の手を借りながらそういった評価をさせてもらってるんですけれども、去年もさせていただいて、7年、8年と2か年しますと施設の劣化調査につきましてはある程度こちらもノウハウがついてくるのかなと考えておりますので、個別の評価につきましては毎年行いまして、できるだけ職員でできるところはできるように省略、省略というか、外部委託を減らしていきたいと考えてます。

公共施設の総合管理計画につきましては、この個別施設計画のほうがある程度固まってきたというか、ある程度評価しておりますので、全体的にこの公共施設等の総合計画を見直していきたいと考えて計上させていただいております。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 入札のほうについてはいかがですか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 入札のほう、もう一度どういった質問か、お願いします。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 いやその上と一緒に、結局去年予算計上されてないというところで、今回参加資格の審査業務委託料ということになるわけなんですけども、先ほどのお話では登録システムのことということでしたんですが、これは新たに何か法的に義務が生じたからとか、役場内の事務の効率化を図るためとか、そういったことで今回上げられたんでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 先ほど入札参加資格審査業務委託料のほうを、最初システムの保守のようなことを話させてもらったんですけども、それが9年度から新たな入札参加の登録業務というふうに訂正させてもらったと思うんですけども、この入札参加は一応村としては2か年ごとに更新しておりますので、去年、6年度やね、だから今7、8と続いていますんで、6年度にしまして、来年8年度にこれをするという形に登録の費用を上げさせてもらってます。

入札参加システムの使用料につきましては、4つ下のシステム使用料っていうところに経常経費として上げてます。

以上です。

○南本委員長 池西部長。

○池西総務部長 入札参加の委託料でございますけども、この入札参加の委託料につきましては、指名願の受付しますのが2年に1度でございますんで、来年度がその入札を受ける年ということでございますんで、まあいうと前年度はなかったけども1年置きにあるというようなことでございます。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎委員 すいません。委託料関係でちょっと37ページになるんですけども、人事管理費の職員採用試験問題採点委託料、これって8年度ですね、66万5,000円計上しておりますが、1回分の試験だけでこれだけの金額になるんですかね。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 人事管理費の職員採用試験の委託料についてですが、こちらにつきましては共同採用の部分と村単独での採用の部分とございまして、共同採用の部分につきましては3町村共同で実施する部分の枠予算ということで50万円を予定しております。

また、単独試験のほうにつきましては、筆記試験の出題採点委託ということで55人分を予定しております。金額的には16万5,000円でございます。

以上です。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 参考になんですけど、令和7年度採用試験は何回行っておられるんですか。たしか2月でもやってはったような感じなんですけども。

それとあと来年度ですね、何人採用されるのかお願いします。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 7年度の村単独での採用試験になりますけれども、7月採用の試験、それから10月採用の試験、それから直近では8年4月採用の試験という形で3回行っております。

それから、来年度の採用予定数ですが、4名を予定しております。

以上です。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 ありがとうございます。

まず、その下なんですけど、あと職員の昇任考査、これも33万円を予定してはるんですけども、村の職員数から考えたら対象者もそんなにおられないなと思うんですけども、その辺はどうお考えになっておられますか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 昇任考査の委託料でございますけれども、こちらについては法律の筆記試験の出題を委託するということで予算を計上しております。自治法、地方公務員法、行政法という法律についての出題を行うということで、やはりこちらはそういった専門的な知識になり、機密性も必要だということから委託しているところです。

以上です。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 ありがとうございます。

ちょっとその下になるんですけど、また職員研修委託料、これが174万9,000

円、先ほどの補正予算のときにも話しあったんですけども、前も一遍聞かさせてもらったと思うんですけども、最近では河南町に松原とかいろんな問題、新聞ネタもありました。役場のほうでは、個人情報とかハラスメント研修を計画はされておるのか。ちょっと議会のほうも計画してたんで、お願いしてたんですけども却下されたという報告を受けたんですけども、職員のほうはどういう予定なのかお聞かせ願えますか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 研修の内容についてですけれども、令和8年度にカスタマーハラスメント研修を実施予定で、準備を進めているところです。また、マッセなどでハラスメント相談員の研修など、そういったことにも参加していきたいというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

井上委員。

○井上委員 今、人事管理で質問あったんで、関連して。

定員の管理についてなんですけど、基本的な考え方として、どういう方向で定員に対して考えておられるんかっていうのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 定員につきましては、先ほども申し上げましたが、千早赤阪村定員適正化計画という計画がございまして、そちらのほうで令和10年度までの計画ということで計画をしているところであります。業務内容が非常に複雑化、多様化している分もございしますので、その辺を適正に見て、随時その辺を勘案しつつ、こういった計画に沿って定員管理していきたいと考えております。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。

今、随時っておっしゃったんですけど、その随時というのは大体どういう考えで随時という。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 すいません。私個人的にはもう場合によってはこういった見直しということも考えていきたいというふうには考えております。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 先ほどの委託料で、いろんなところで委託料って結構たくさん出てくるんで

すが、45ページの政策推進費の中に総合計画及び総合戦略改定業務委託料ってありますが、これもシステムなのか、それともどこかにお願いしてやられてるものなんか、ご説明いただけませんか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 この総合計画、総合戦略改定業務委託料につきましては、今村が国のほうで地方創生2.0の基本構想というのが閣議決定で決定されまして、また大阪府とか、そういったそれにちなんだ計画等を策定される予定でございますので、村におきましてもこの総合計画と総合戦略についてもそれに合わせて計画のほうを改定したいと考えております。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。

ということは、大阪府が決まらなないとこの総合計画というのはどんどん進んでいかないということですか。

○南本委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 先般もご答弁させていただいたとおり、国において平成20年に人口減少に転じたと、将来このままやったら駄目なので、国自身も人口対策であったりとか、あとは東京一極集中を是正するというところで、地方を元気にしていくというところで、国も総合戦略、まち・ひと・しごと総合戦略っていうのをつくりました。それを受けて、各都道府県、そして市町村が地方版の総合戦略をつくるというところで、村におきましては平成28年1月につくっております。

基本5か年計画というところで、その後1年ちょっと延長したりしまして、ちょうどそのタイミングのところで令和4年に第5次千早赤阪村総合計画も同時に期間が切れるのでつくる必要があるというような中で、今まではその総合戦略という計画と村の総合計画と、ちょっとややこしいですけども2つあったんですが、目指すべきところのところで共通するといいますか、地方の活性化というところでは同じところを目指すところもありますので、その令和4年につくった5次総合計画をつくったときに、もうその総合計画の中にその総合戦略を包含するような形で、もう一体化をさせたというようなところなんです。

今回、先ほどありましたように、昨年7年6月に国が、要するに平成20年から国のほうもその計画、平成20年の人口減少に転じることを受けて26年に総合戦略をつくられます。それから10年が経過したというところで、一度国のほうも振り返って、新たな展開へ持っていかなあかんというところで、先ほど言いました地方創生2.0という基本

構想というのをつくられました。

これはもう人口減少はもう免れないと、もう受け入れざるを得ないと、国自身も、もう減ることを前提とした日本社会をどうつくっていくかというのを考えたのがその2. 0という基本構想になります。

ですので、そこで国の方策も方向転換をしてくるというようなところで、人口減少の前提のもとでの活性化というところをどうするかというところを国のほうも総合戦略として見直しをされると。それを受けて、都道府県と市町村がその方向性を受けて見直しをするというようなところですので、今おっしゃったように、国が今年度中にその総合戦略をお示しされますので、それを受けて来年度に都道府県、そして市町村もそれと整合性を図る必要がありますので見直しを進めていくというところで、それに係る経費としての委託料というようなところで計上させていただいているところです。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。

ということは、具体的に言えば、そういう事業計画を立てるのを村内でやるのか、外部に委託するのは別として、そういった事業計画を立てるっていう意味で理解してよろしいでしょうか。

○南本委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 先ほどご説明させていただいたとおり、今第5次総合計画の中にその総合戦略っていうのを今包含されているような状態になっています。国のほうが見直しをされるというところですので、その部分が影響ある部分につきまして、村の総合戦略も見直しをすると。

特に、これからの時代、人口が減っていく中で、女性の活躍であったり、若者の活躍の場を設けると、機会を設けるっていうのがその基本計画の中に書かれてます。あと、A I、特にA Iというものをどう活用していくかというようなところも、また新たな視点の部分がその基本構想に盛り込まれてますので、その方向性が今の村の総合計画であったり、その総合戦略とどう合ってるかというところをちょっと見直す必要があるかなというふうなことで今回見直しを、来年度ですかね、見直しを進めていきたいというようなところでございます。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 少し戻りますが、37ページの職員研修委託料ということで上げられていました、これがこの予算額、計上額がこれまでよりだんだん減って行ってますよね。先ほど午前中で不用額が出た理由は職員が去年受けた同じ研修だったのでそれを省いたというような話があったかと思うんですけども、これ外部に行く研修と庁内で行われる研修等が含まれると思いますけれども、こういういろいろな研修を先ほどもお示しになったと思うんですけども、こういう委託料っていうのはそういう講師を呼んで時間を取ってやるという研修かと思いますが、どういう時間帯でどんな形でされるのかを教えてくださいませんか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 職員研修の内容について少しご紹介させていただきますと、1つには人事評価の評価者研修、また評価される側、被評価者研修ですね、を毎年実施しております。また、先ほどご紹介させていただきましたカスタマーハラスメント研修、こちらにつきましては8年度実施していきたいというふうに考えております。また、コミュニケーション研修であったり、法律関係の研修ですね、その辺を外部講師を招いてやっていきたいというふうに考えております。

先ほど管理職の研修で少し調整を図ると申し上げた部分につきましては、ちょっとやはり管理職の状況もありますので、2年に1回ということで開催を調整していきたいというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 いろいろ研修は予定されているということですが、減っていること、委託料ということですが、減っているというのは、庁内で例えば管理職の方が講師になるとか、そういう形でするために減らしているということなのか、何かそこのこの委託料が減ってる理由についてお尋ねしたかったんですが。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 直接的に今回減ったという理由としては、先ほどの2年に1回にちょっと調整を図るという部分が影響している状況です。その代わり、カスタマーハラスメント研修というのは新たに実施していきたいというふうに考えております。

これまでもマッセ大阪とかその辺の外部研修につきましては、これまでも参加しているんですけども、より積極的に参加できるような形で人材育成を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 やっぱ一番気になるのは、やはり職員の皆さんが業務が多過ぎて忙しいと、十分職場内でコミュニケーションが取れているのか、あるいは職場の効率化ですね、何が必要で何が削除、なくしてもいけるのかみたいな、そういうスクラップ・アンド・ビルドみたいな取組ですね、これもある意味職員研修的な形で、やっぱりそういう仕事に向き合う姿勢みたいな、そういう形の研修も必要なんじゃないかなって思うんですけども、そのような研修ですか、だからそれは多分研修ではなくて、ひょっとしたら職場内で定期的に話し合って確認することが職員のレベルアップ、力量アップにつながっていくのかなと思いますが、そういうところも含めて、職員研修ということについて、つまり働いている人たちがよりやりがいを持って取り組めるような方向への研修ですね、難しいんですけど、なかなか具体的にそれが何ってというのは難しいんですが、そういうものを目指した研修であってほしい、そういう研修があってほしいと思うんですが、そういう方向の考え方について、どんな形で今村としては取り組まれているのかについてお聞きします。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 まず、研修につきましては、やはり緊急性がそれほどあるものではないかもしれませんが、やはり重要な事業内容といいますか、人材育成につながる非常に重要なものというふうに考えております。

先ほどおっしゃられた、自分自身のそういった考え方に対する研修といいますか、につきましては、例えば若手職員のステップアップ研修っていうようなものを中部都市職員研修協議会というところで実施されているケースもありますし、たしかマッセ大阪ではキャリアアップをテーマにした研修もあったかと思います。そういった研修にも紹介するなどして積極的に参加できるように図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 ここで休憩します。

15時45分より再開します。

午後3時35分 休憩

午後3時45分 再開

○南本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

畑委員。

○畑委員 ちょっと先ほどの研修で途中でちょっと切れてしまったので、やっぱり研修委託料というよりも、どちらかというと研修ということにこだわって質問させてもらったん

ですが、いろんな部署でそれぞれ専門性も違ったり、その職員によってもまた役割が違ったり、いろんな仕事量、範囲も広くて専門性も必要でということで、様々なものが村の職員の皆様は要求されていると思うんです。

先ほど若手のステップアップとかキャリアアップ研修も外部であるというお話でしたが、あれ村の仕事にそれをこう戻したらじゃあどうということなのかっていうようなところの研修も村としてできるだけ多くの職員さんにそういう人材育成という視点で取り組んでいただきたいし、かといってじゃあ仕事の多い時間の中でどれだけそういう研修の時間が取れるかっていうまた難しさも抱えておられると思うんですよね。

だから、それを総合的に考えていかないと、やっぱり本当の意味の人材育成って難しくなると思いますので、委託料っていうのは外部の講師が来ていただく分の費用とか、その外部のときの費用だとは思いますが、そうではなくて、やっぱり日頃の仕事と結びつけてそういう職員を育てるという視点でぜひ研修という、人材育成ですね、人材育成という形で取り組んでいただきたいというふうにお願いしておきます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 37ページなんですけど、村表彰事務費で18万9,000円計上されておりますけども、去年は7,000円だったので、今回、何を買われるのか教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 村表彰事務費の消耗品の増額についてでございますけれども、今年度は70周年の一環で表彰式典につきましてもちょっと看板の新調であったり、記念品の配布、それから花代ですね、生花ですね、そういったものを購入していきたいというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

70周年なので、ちょっと豪華にされるということだと理解いたしました。

続きまして、下の職員研修費の人権大学講座受講負担金、これも今回29万1,000円計上されておりますけれども、昨年度見る限りは1万6,000円ということで結構金額が大きく増えているので、増額の理由を教えてくださいませんか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 人権大学講座についてでございますけれども、部落解放人権大学講座ということで3年に1回本村の当番といいますか、参加が回ってくるということで、今

年度予算計上させていただいているというところでございます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 当番が回ってくるという意味がよく分からなかったんですけど、これは村主催でその講座を開催する、いやそういうこともないですね、受講ですもんね。村が参加する、今まで参加してなかったってということですか。ちょっとよく分からないので、もう少しお願いします。

○南本委員長 池西部長。

○池西総務部長 今課長から説明があったとおり、部落解放の人権大学ということで、大きな市でしたら毎年参加のほうをしていただいているんですけども、村につきましては人も職員も少ないということで、河南町、太子町、千早赤阪村と順番に回しているというところで、3年に1回回ってくるというようなことで、職員のほうに行っているというところなんです。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

つまり、去年は参加してなかったので一部負担みたいな感じで1万6,000円だったけれども、今回は実際に参加するので金額が29万1,000円と大きくなるということですね。了解いたしました。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 ちょっと補足させていただきますと、一部人権夏期講座というものが、これは毎年やっております、その部分が昨年度は計上されていたという状況です。補足とさせていただきます。

以上です。

○南本委員長 ほかに質疑はありませんか。

尾崎委員。

○尾崎委員 35ページの一番下なんですけども、地区活動応援補助金、これもう毎年やっていたらと思うんですが、ちょっと私の一般質問に関わるんですけども、たしか回答では従来のものを買換え、維持管理も利用できるようになったという、なるようにするという、なるよう検討するとお答えいただいたんですけども、区長のほうからも聞いてるんですけども、この場でちょっと詳しく説明していただけたらと思いますので、お願いします。

○南本委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 地区活動応援補助金の今般の改正といたしますか、見直しを行った内容についてご説明をさせていただきます。

令和6年度から新たにこの地区活動応援補助金っていうのを見直して、実施させていただいているところではございますけども、内容としまして、本来では補助対象とさせていただくものといいますか、補助対象としないものですね、例えば維持管理費ですとか飲食代ですとか、そういったものは除きますという立てつけの制度でございました。

しかしながら、議員からもご要望があった事例もございますし、各地区からいろいろ相談を受けて事業を進めていく中で、やはり地域の困り事、また地域の皆さんがニーズとしてはやはり維持管理に係る分も非常にしんどいというところがここ、事業を運営していく中でだんだんと分かってきた部分でございます。

本来事業の補助金というそのものの趣旨としましては、やはりより今よりもよくなる事業としてやっていただく、地域の皆さんが頑張っていた部分に対して村としても応援しますよという趣旨では当然ながらあったわけでございますけども、その部分は変えずに、やはりただやっぱり地域の皆さんが本当に困っておられるニーズの部分では、やはり維持管理の部分もこれは非常にしんどい部分であるというところで、これは議論もいろいろ内部でさせていただきまして、今回その要項改正を行いまして、維持管理、いわゆる除外する項目から維持管理に関することという文言を削除させていただきました。

いわゆる維持管理であったとしても、例えば仮にですけども、例えば地区の老人憩いの家のクーラー等が老朽化によって壊れたと、しかしながらその地区の老人憩いの家というのは地域のコミュニティの原点の場所でありますので、そういった部分のクーラーを補修すると、修繕するということは当然ながらこの補助金の対象というふうにさせていただくという、以前ご質問あった消防ホースにつきましても、これも対象であるということでございます。

ただ、先般の2月の区長会でご説明をさせて、区長にはその旨を説明させていただきまして、ただ1つお願いしたのは、やはり地域活動であること、やはり環境美化、そしていわゆる防災・防犯、これに関する部分でぜひともお願いしたいですと。やはり広く地域の皆様にメリットのある事業の採択でお願いしたいということを改めて区長にお願いさせていただいたところでございます。

以上です。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 ありがとうございます。

ちょっと今消防のホースが出たんで、ちょっとページ飛ぶんですけども、87ページですね、消防団員の報酬、去年に比べて今年大分減ってるんですけども、多分これは去年が大会があったからかなと思うんですが、その解釈でいいのかお聞きします。

○南本委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 委員お見込みのとおりでございまして、昨年度はやはり大阪府の消防操法訓練大会、こちらがございまして、それに係る訓練のほうを夜ずっと行っておりまして、これも一応訓練でございましたので、それは報酬のほうでお支払いさせていただいたところでございます。

今年度はその訓練がございませんので、その分が大幅に減少となっておりますというところでございます。

以上です。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 ありがとうございます。

それで、消防関係なんですけど、今回の広報で消防ホースが宝くじの助成金かな、によって購入していただいたみたいなんですけども、これは、一度渡した、どこの分団に、あと88ページに国庫支出金で500万円の消防委託金ですけども、こちらは何の委託金ですか。よろしくお願いします。

○南本委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 まず、今年のコミュニティ助成事業のほうで購入いたしました消防ホースでございます。こちらにつきましては、消防ホース以外にもバッテリー付のクレーンですとか、あと組立て式の防火水槽、こちらのほうも購入させていただきました。

これにつきましては、消防ホースに関しましては、主にまずは、これなぜ消防ホースかというところなんですけども、規格が通常消防団が使っておりますのが1.3メガパスカルの耐水圧のホースを通常使っておりますが、常備消防のほうの接続も当然消防活動では可能性としてございます。先般火事が起こったときもかなり長いホースを延長して消防行為を行ったということもございますので、常備とのこの接続というのも考えて、常備のほうは1.6メガパスカルの耐水圧の高いホースをもう使用しております。使う規格を合わせないと連携させることができませんので、こちらをもう常備のほうに合わせていく形で1.6メガパスカルの耐水圧の高いホースを更新していくという計画でございます。今回は特財が、一般コミュニティ助成のほうでいただける形になりましたので、こちらを購入させていただいたと。

それにつきましては、まずは配備としましては第1分団のほうに配備させていただい

て、順次また購入していく分につきましては、各それ以外の第2分団から第5分団まで順次配備していくというような形でできたらなというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 すいません。説明のほうがちよっと漏れておりまして申し訳ありません。

この事業、特財の500万円の部分でございます。こちらにつきましては、消防庁のほうから国庫委託金という形でいただくもので、消防団の力向上モデル事業というのにエントリーをさせていただいております。

今回この500万円の分で考えておりますのは、先ほど申し上げました1.6の耐水圧のホースと、あと菅鎗、筒先ですね、こちらのほうがガンタイプノズル式を各分団に配備できないかなというのを考えておりまして、いわゆるストレート型ではなくて、いわゆるガンタイプのものですね、シャワーとか切替えもできる、それはストレートでもできるんですけども、より安全性の高い、取り回ししやすい、消防活動しやすいモデルということになりまして、これ常備のほうでもだんだんこれが主流になってきております。そちらのほうを各分団に配備できないかなというふうなことも考えておるところです。

あと、林野火災用のタンクですね。山で、車両が入っていけないところに背負う形の消火用のタンクですね、こちらのほうも考えております。

ただ、これ1つ条件ございまして、これは一応エントリーで審査を国のほうで行える形になります。エントリーを行っておりますが、国のほうで採択されるかどうかというのがまだ未定でございまして、もし万が一採択されないということでしたらば、いわゆる一般財源になってしまいますので、こちらの分につきましては財政と十分協議させていただいて、執行に関しては検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

建石委員。

○建石委員 ページでいきますと44、45ページになります。

その中で、戦略推進事業費の中で地籍調査委託料っていうのがあるんですけど、これはあれですか、農林のほうで。

分かりました。ちょっと変えさせていただきます。

今度は、その次のページですね。住民情報系住民処理事務費、これもさっき出た委託料、たくさんあるんですけども。これも民生ですか。失礼しました。

そしたら、一旦終了して。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 45 ページ、村制70周年記念事業費で、ここでは506万4,000円計上されておりますけれども、それとあと先ほど伺った説明の資料のほうでは897万9,000円で、この差額はひょっとしたら議会分とか教育分、農業分が出て、農業分が多分ここに入っていないからかとは思いますが、まず報償金っていうのはもう何のための報償金なのかということですね。

それから、村制70周年記念事業等委託料で100万円ありますが、一体この委託料って何なのか。それから3町村合同イベント事業負担金、これも何なのかっていうことですね。まず、この点について伺います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、報償金と村制施行70周年記念事業製作等委託料というところなんですけれども、まずこの製作等委託料につきましてはマスコットキャラクターの製作と千早赤阪音頭の再生ということで50万円、50万円ということで上げさせていただいてます。そのマスコットキャラクターにつきましては、前70周年のロゴマークの募集をかけたのと同じように、そういった賞金というか報償のほうを考えておりまして、それが上にある17万円が報償金となっております。

あと、3町村の合同イベント事業負担金につきましては、河南町と太子町、また村におきまして、同時に70周年を迎える年になっております。未来協であったり、またその2町1村でのそういった協議会とか、そういう機会もありますので、この70周年を記念しまして合同でイベントができないかということで考えております。

内容につきましては、2町1村の共通するものが何かということで、農産物、またフルーツロードとか、そういった道の、一緒になってるところもありますので、そういった農産物を物産展のような形でまずできないかなというのでちょっと検討しております。また、物産展だけではなかなか合同イベントというのもちょっと物足りない点があるということで、合わせて何かイベントも合わせてできないかということでちょっと検討しております。その負担金が2町1村、3つ合わせて、村の負担は一応30万円ということで一応検討している状況です。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

それと、村民企画事業補助金というので300万円、かなり大きい額が計上されてます

が、これはどのように使われる予定なのか伺います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 一般質問の中でも村民提案型の事業の説明をしたかと思うんですけども、一応300万円の内訳としましては、1つの村内全域の村民を対象とする事業につきましては上限150万円、また地域住民を対象とした事業に対しては30万円ということで想定しており、この募集につきましてはこの議決いただいたのち、4月1日以降にそういった村民企画という募集要項をつくらせていただきまして、各その村民の皆様のほうにそういった村民企画事業を検討して、村のほうにそういった地域活動のイベント等を含めまして募集をして、村としてそれを決めさせていただいて補助するというふうな仕組みをちょっと考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 村全域に共通する事業であれば150万円上限、地区ごとの提案であれば30万円を上限というご説明でしたが、これ質問のほうでも、代表質問のほうでも聞きましたけれど、これもう全部どっちかというとお祭り、お祝い、盛り上げるっていうキーワードで、何かまとまるような取組をされるのか、それ以外の何か、だからこの村民企画の要綱を出されるときに、どういうものに対してっていう、ここのところの内容についてどうお考えなのかを伺いたいです。それがお祭り、盛り上げる、そういうことだけなのか、もう少し村の将来を考えるような、そういう取組的なものも含まれるのかどうかということです。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 そうですね。講演会とか、そういったいろんな事業とかもあるのかなとは思いますが、要綱的には村民が企画していただく事業に対して補助したいと考えておりますので、イベントのみっていうふうにはちょっと考えてはないんですけども、地域のそういった企画というか、補助していきたいというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 何かすっきりしないんですが、70周年記念事業ですよ。だから、例えば70周年記念として村のほうから、村長のほうからこういうことをやりたい、例えばこういう形でこの事業をやりたいから協力してほしいというスタンスではなくて、自由に提案してくださいという形でしょうか。それで本当に提案が上がってくるのかどうかっていうと

ころもすごく懸念される部分はあるんですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

だから、全部の地域じゃなくて、この地域からはこういうのが上がってきたからそれはオーケー、そうするとそういう提案してない地域もありますよね。それはもう提案しないから仕方ないよねっていうことになってしまっていていいのかどうかということも含めてお伺いします。

○南本委員長 池西部長。

○池西総務部長 一般質問でも70周年記念につきましてはご質問いただきまして、答弁させていただいてるんですけども、実際赤阪地区におきましてはだんじりの曳航であるとか、そういう要望もいただいております。

住民主体のイベントをしていただきまして、地域の活性化につなげていただくというような趣旨で村内全域の住民を対象に実施していただければ150万円と、地域限定になりましたら30万円ということで、70周年、以前の60周年のときにはいろんなイベント、地区、地区で盆踊りであるとか、いろんなことをしていただきましたんで、活性化を図るという意味でも地域に補助金を出して盛り上げていただくというようなことでございます。

以上でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 やっぱり本当に70周年記念事業でそういう、やったら終わり、例えばだんじりで、だんじりってお祭りもやってにぎやかにやられてますよね。それプラスして70周年としてやるのが本当に地域の活性化につながるのか。前回の振り返りも必要だと思いますけど、各地域ごとでやられるの、10年前とまた状況違いますし、村民さんの意識も違うと思うんですね。

だから、そんな中で、本当に、例えば全域事業ってなかなか提案しづらいから、例えば全域事業については村としてこういうものを取り組みたいという、逆に提案されるべきじゃないかと思うんですね。地区ごとに関しては、例えばじゃあその地区が本当に皆さんのつながりをより強くできるような取組として提案されるというと、それはまあそれとしていいと思うんですけども、何か今の話で全域が150万円上限でって言ったら、多分これ提案できる人がいるのかどうか、そういう組織、団体がいるのかどうかっていうのも、いろんな団体ありますので団体ごとでひょっとしたら全域として考えられるかもしれませんが、そういうことを考えるとやっぱりもっと村が責任持ってその辺を引っ張っていくっていうのも必要ではないかというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

○南本委員長 池西部長。

○池西総務部長 実際おられるのかおられないのかというようなこと、ご意見をいただきましたけど、実際今答弁させていただきましたように、赤阪地区におきましてはだんじりであるとかそういうのも企画されておまして、要望もいただいておりますので、そういうことでございます。

ほかにも以前の例で挙げましたら、いろいろカラオケ大会であるとかそういう話もありましたんで、また地域の活性化という意味でまたいろんな提案をしていただけたら、要綱もつくりまして対応をさせていただきたいかなと思っております。

それと、ただこのイベントだけではなくして、今課長からもお話しさせていただいたように、千早赤阪音頭の再生とか考えております。引き続いて、70周年以降も文化資産としてその辺位置づけて使っていきたいと思っておりますので、ご理解のほうお願いしたいと思います。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。

村制70周年記念というのを普通住民の人たちが聞くとすごく特別なもので重々しいものっていうふうなイメージで捉えると、すごくやりがいがあるというふうには言われると思うんですが、ふだんから、例えば8月からずっと盆踊り大会、10月にはだんじり、いろんなことが重なって行事がたくさんある中で、秋に同じようなことをもう一回やるっていうのは住民の方々にとって、森屋とか赤阪地区の人がだんじりをされるのはお願いされたかもしれませんが、やっぱり村民は足がない中でそこにわざわざ行くわけですから、やっぱりそれだけの価値あるものにみんな期待していると思います。それを考えて、ふだんとは違うような趣のある行事にさせていただきたいと思ってます。答弁は結構です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 同じこの流れの中での質問なんですけど、この中に式典というのがありませんけれども、式典としては行わないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○南本委員長 池西部長。

○池西総務部長 式典といいますか、先ほど課長のほうから答弁いたしましたとおり、消耗品等増額させていただいております。毎年村のほうで文化の日に表彰式典という式典を実施させていただいております。その文化の日に70周年を迎えるということで、関係団体であるとか、そのあたり予定しております。

実際、詳細についてはまだ未確定なところはございますけども、そういうことで予算的には措置させていただいているというふうなところです。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 マスコットキャラクターも考えて、70周年のロゴマークも募集してという、何かそういう話ね。それから音頭ですか、というようなことも聞いていますけど、1つフリーとしてその辺を取り組まれるのはいいんですけれども、そういうのもあるかなとは思いますが、やはりこの事業自身が、事業費がトータルで900万円弱ここに使われるわけなんですけれども、やはり今後につながる形で使っていただきたい。もうお祭りで終わるんじゃなくて使っていただきたい、何度も言ってますけれども。

だから、幾つかはやっぱりお祭りで何か終わりそうな感じがありますので、そうじゃなくって、やっぱり本当に今後の10年、20年を考えることのできる事業にもうしていただきたいと思いますというふうに強く思いますし、村民の方で70周年で今度あるんですよって言ったら、70周年って何がめでたいのっていう感じの反応もあるんですよ。だから、どういうことかって言ったら、村の今これからを考えなきゃいけないのに、はいはいってお祝いしてる段階ですかっていうような意見も聞こえてくるんですね。

そういうことも含めて、この金の使い方に関しては、ぜひ単にお祭り、お祝いで終わらせないような使い方をしていただきたいというふうに、この中でそういう、この予算を立てられた中でそういうのが可能なかどうか、あるいはもうこれをもう完全に変えるような提案をしないと駄目なのか、その辺まだ検討しないと駄目ですけれども、一応そういうふうに、この内容からは本当にそういうお祭り、イベントという形しか読み取れないので、意見として言っておきます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 広報広聴事務費についてというところで、事業としてはSNS情報発信事業になるんですけれども、実施計画の60ページにちょっと記載がありますけれども、また村公式インスタグラムを開設し、迅速かつ魅力的な情報発信を行うと書いてますけれども、令和8年に入ってインスタグラムの更新ってされましたか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 今年入って更新したかっていう質問なんですけれども、多分インスタグラムをご覧になっておっしゃってるのかなと思います。実際、最終の更新は12月5日の冬、金剛山の初雪というのをアップさせていただいたのが最後となっております。

12月の議会でもちょっと話をさせてもらったと思うんですけれども、実際フォロワー数も最初2,400強ほどでしたけれども、先ほど言いました万博でした竹灯籠のイベント企画であつたりとか、それがその後に、今言いました金剛山の初雪の載せさせても

らったところ、増えてまして、2,700を超えるフォロワー数とは一応なったというのを12月にも説明させていただいたと思うんですけども、やっぱり先ほどふるさと納税だけではないですけども、やはり村のPRにかけては、やっぱりこういったインスタグラムを使って村を知ってもらおうっていうのは非常に重要だとは考えてます。

そう言いながら、おっしゃる、質問されている今年アップしましたかっていうことにつきましては確かにできていないのは現実で、実際こちら担当としてインスタをアップするに当たって、やっぱりなかなか難しいものがありまして、その辺もちょっと勉強しながら進めていきたいとは考えてるんですけども、いろんな研修とかいろんなものに参加させてもらってその辺は徐々に変えていきたいとはまず考えてますし、来年度、8年度につきましてもまた農と緑のほうでもそういった観光PRに力を入れるということですので、またその辺も連携を図って、そうしたインスタグラムの更新が増えるようにやっていきたいと考えてます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 どうもありがとうございます。

その前もインスタグラムについて指摘させていただいて、その後更新していただいたんですよね。更新していただいて、また止まったわけですよね。

これももともとぐるなびさんが担当してくれてはって、ぐるなびさんが担当してくれてはったときはすごい一生懸命やってくれてはって、更新も頻繁になったんですけども、ぐるなびさんがおられないようになると途端にもう宙に浮いたようになってしもて、なので現状でも恐らく担当者っていらっしゃるんですかね、インスタグラムの。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 担当は基本的には広報担当の者が、職員が一応インスタグラムの担当とはなっているんですけども、先ほどと同じことを言うんですけど、そういうアップするのなかなか難しい、ネタをアップするっていうネタ探しから、そういったところが難しいところもあるんですけども、その辺はちょっと話をしながら考えてるんですけど、結果的にはできていないというのが結論にはなるんですけども、そういったところは職員等とその辺は更新していけるようにちょっと努力したいと思います。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 隣のページは地域活性化事業ということで地域活性化起業人について書いてあるんですけど、またこのインスタグラムを地域活性化起業人の方に任せようというよう

な計画っていうのは現状あるんでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 考え方としては、任せるというつもりはあまりなくて、高い趣旨であるノウハウとか、そういった、やっぱりこちらの気づかないところを指摘していただくとか、そういったところで学んで、それを有効活用していきたいというふうに考えてます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 いや、今お聞きしてるのは、また前のぐるなびさんやってくれてもらってたように、この新しい地域活性化起業人の方にインスタとか村の広報をお任せする、もしくは今のご答弁でしたら、任せるのではなくてアドバイスをいただくっておっしゃってましたけど、やっぱりそういった形で関わっていただくような形で起業人を募集されるんですかね。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 地域活性化の説明の中で、官民連携のそういった研修会とか参加させていただいて、やっぱりそういった起業人と話をしながら、どのようにやっていくかも含めて、やっぱり具体的に来てもらって、さあこれっていうわけにもいかないんで、その辺は企業と、こちら村とちょっとすり合わせっていう言い方辺ですけれども、それをしながらどのような形でやっていくかっていうのを検討して、ある程度具体的に決まったら行動したいというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 そこまでまだ具体化されてないような感じなんですかね。分かりました。

前回は僕が端で見てる限りは、ぐるなびさんはすごい一生懸命頑張ってくださっているんですけど、やっぱり1人で頑張ってはったようなふうに僕らは見えてたんですよね。もしこれ辞めはったらやっぱりまたこれ事業浮くんちゃうかと思ってたら、やっぱり案の定浮いてしまったんで、結構外の人に来ていただいて何かやってもらって、その人がいなくなるとまるでなかったことになるかのようなこと結構これまで繰り返してきてて、外から来ていただいた方の力っていうのが全然生かされていないというのがこれまでやと思いますんで、そういう点もしっかり考えていただきたいなというふうに思います。

答弁は大丈夫です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今の起業活性化事業等の関連で私も1つお聞きしたいんですが、この地域活性化起業人っていうのは多分国の補助金事業の中にあるんですけども、この今回計上されているのは額として結構高いんですが国庫支出金が0円ですよね。ということは、国に対しては申請していないと、村独自でやるということなんでしょうか。やるとしたら、先ほどまだ何かどうも固まってないみたいな話でしたが、具体的にどんなことを考えてられるのかについて伺います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 地域活性化起業人がもし採択されましたら、財源につきましては特別交付税のほうの算入ということになっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、もう国に対して今申請されてるということですか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まだそこまでに至っておりません。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、そこまで至ってないけれども予算は計上して、もし何か出てきたら国に申請して補助金を受けようということなんでしょうか。それとも、村独自でそこへ行くまでに何かこういう構想がありますよということでしょうか。それを伺いたいと思います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、予算の話でいきますと、地域活性化起業人については、予算が仮にない場合に、ない状態で各起業人に話をするのもなかなか予算ありきの話ですので、村としては先ほど言いましたSNSを活用しました起業人を探すということで予算計上させていただいているということになります。

ただ、それだけではなく、今外部のそういった力というのは必要ですので、予算として2名分の予算を計上させていただいております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

建石委員。

○建石委員 ちょっと人件費のことでお伺いいたします。

82、83ページ、土木総務費の中の職員人件費になります。これはよろしいですか。

ここで職員人件費 8, 162 万 1, 000 円計上されておるんですけども、前年が 6, 738 万 1, 000 円、補正で 230 万円ほど減額になってます。それでいくと実際 6, 500 万円ほど使われたんかなと思うんですけども、それが 8, 100 万円に増えているというところで、人員採用なのか異動で増えてくるのか、その辺のいきさつというんですか、その予定、計画を教えてくださいませんか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 土木職につきましては、非常に今人材が不足している中で、いろんな形で採用していきたいというふうに考えております。例えば、任期付職員とかそういった形での採用を予定しておりますので、そういった面で増額となっております。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

そうしましたら、いろんな形でということなんですけども、これは想定されてるのは技術職の方を想定されてるんでしょうか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 土木技術職を想定しております。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 非常に技術職の方、募集されてもなかなか応募がないとか、いろいろ難しい面があるかなと思うんですけども、ここで費用的に 1, 500、600 万円増額ということになるんですけども、その辺過去というんか、今までのそういう募集の経緯と今後の見込みというんですかね、その辺はどのように考えられてるんでしょうか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 土木職の募集につきましては、これまでの採用試験と併せて募集もしているところですけども、なかなか応募がないというような状況です。

その中で、職員採用につきましては、例えばその条件として大学卒業であるとか、土木施工管理っていう資格を求めるだけではなくて、例えば民間の経験であるとか、そういったところで枠を広げるという努力もしているところです。今回は任期付という形でいろんな採用方法も広げていくというようなことで考えております。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 確かに今まで努力されて募集されても応募がないということがあったかと思

うんですけども、ぜひともこの人材は必要な人材やと思いますので、ぜひとも獲得のほう、採用のほうをできるようにお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎委員 41ページになるんですけども、広報のほうで前年度に比べたら約170万円ほど増加になってるんですが、この理由をお聞かせ願えますか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 増額、増加理由としましては、物価上昇に伴いまして、紙代であったり、人件費の増ということとなっております。

あと設計金額にはなるんですけども、大体前年度と比べて1.4倍っていうふうになっております。

以上です。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 すいません。物価高騰、費用が増加してるっちゃうことなんですけど、これは議会に質問したら多分駄目なんですけど、議会だよりはたしか予算がそんなに変わってなかったような気がするんですけど、行く行くはその話にも出てたと思うんですけど、経費節減のため、議会だよりと広報紙を一緒にするとか、そういう話もしていけばなと思うんで、またその辺よろしくをお願いします。回答は結構です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今の広報のところでちょっと1つお尋ねしたいことがあるんですが、この中に、実施計画の60ページにSNS等のインスタとかの情報発信手段として令和8年度に予算上げられてますよね、計上。こちらを見ると、41ページですね、ここの広報広聴事務費というところで印刷代が高く上がってるんですが、この項目として広報広聴事務事業ってなってるんですが、こちらのこの事務費の中にはこれは含まれないんでしょうか。別のところで計上されているのかどうか、そこを教えてください。

こっちのSNSので754万円ですね、こっちの広報広聴事務費として785万円計上されてますけど、印刷製本費だけで600万円入ってますので、だからこのこちらの実施計画の60ページがどっか別のところに計上されているのかどうかって、そこがちょっと、何か数字が違ってたんで分からなかったんですが、教えていただけますか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 ちょっとすいません。この差額についてちょっと今把握できませんので、ちょっと調べてまた回答させていただきたいと思います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 計算上でいきますと、消耗品費を抜いた額となってるようです。消耗品については、新聞代となっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今のご説明だと、そうするとこの情報発信手段に関して書いてあるのは、この額はこの中の項目だと何に入って、この額ではないということですか。それか、情報発信手段っていうのは、広報を印刷して配ることも全部含めて情報発信手段と言っているということですか。

だから、フォロワー数を増やすためにそういうふうに人をお願いして委託して増やすっていうふうに最初理解できたんですね、最初の説明で。そうではなくって、この情報発信手段っていうのは、広報紙を作って印刷してまくことを含めていると。というと、フォロワー数を増やすための事業は事業費が0円なんですね、フォロワー数を増やすための事業は。これは担当職員がこつこつとできる範囲でやりますというふうに理解するのでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 畑委員のおっしゃるとおりだと。SNSの情報配信につきましては、もうそもそも仕組みができてまして、職員のほうで写真を撮ってアップしたりとかしてるのが現状であって、その辺はまた今後取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○南本委員長 ここで暫時休憩といたします。

午後4時41分 休憩

午後4時45分 再開

○南本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はございませんか。

田村委員。

○田村委員 企業団の負担金については、これ今お聞きしたらいいんですかね。大丈夫。

75ページなんですけど、水道企業団の負担金が昨年9,423万円なんですよね。それが今年1億6,435万円ともう倍ではないですけど倍近く増えてるわけで、ちょっとどういう事情なのか、ちょっと教えていただきたいなと思ひまして。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 大阪広域水道企業団の負担金についてでございますけども、8年度

はちょっと旧千早小学校のところで配水池の工事を予定しておりまして、その分の本村での負担金が増えるというような形になります。

以上です。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 以前話をさせていただいた旧千早小学校のプール棟のところにこの企業団のポンプ場を建設するに当たりまして、その7,000万円っていうのはプールの部分については企業団のほうで撤去すると、管理棟の部分は村で撤去するっていうことだったんですけれども、そこは企業団と協議の中で、その管理棟については企業団のほうにお願いというか、村が負担しまして撤去するというふうになっておりまして、それも債務負担行為でさせていただいてる件でございます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 つまり、この管理棟についても企業団のほうでもう撤去してもらって、費用の負担が村に発生する、だから企業団負担金として計上されると、そういう理解でよろしいですか。分かりました。

○南本委員長 ちょっと池西部長、待ってください。

田村委員、いいですか。

池西部長。

○池西総務部長 企業団に負担金でお支払いするということで工事費用も安くなるというようなことですので、企業団にお願いするというような負担金でございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 衛生費はこちらで聞いてもいいんでしょうか。ごみ、ふれあい収集、これは違う。分かりました。

じゃあ、ちょっと別のところで。すいません、ちょっと今探してますので、また後で。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 ちょっと人事のほうでお伺いしたいんですけど、予算書113ページで、これで退職手当が2,400万円見込まれてますけれども、令和8年の定年で退職される方、どれぐらいいらっしゃるのかお伺いいたします。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 令和8年度の退職、現時点での予定者1名となっております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 どうもありがとうございます。

全体として、職員さん、一般職が3人増える予定で、会計年度さんが1減ということなんですけれども、会計年度さんをちょっと減らして一般職を増やす計画だと思うんですけれども、それはどういった理由によるものなのか教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 会計年度以外の職員のところで年度比較でプラス3名となっておりまして、その点につきましては採用を4名予定しており、予算上退職に当たる者が1名ということでプラス3名となっております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 なかなか今まで結構その会計年度さんを重視というか、重点的というか、結構採用が多かった側面があって、それがちょっと方向転換したのかなと思ってちょっとお聞きしました。

あとは115ページのほうで、見てると結構、この級別の職員数を見ているとやっぱりこの5級が少ないっていうのが。というのも、令和4年度が11人いてはって、令和5年度9人、6年度も9人、7年度7人、令和8年度6人っていうふうにだんだんだんだん年を追うごとに減っているっていう現状があると思うんですね。

結構これここだけがちょっとがくっと減ってしまうので、そのあたりちょっと人事のほうでどういうふうに考えておられるのか、結構次の先々のことを考えていくと大丈夫かなと思いますんで、何か対策とか考えておられたら伺いたいなと思っております。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 ご指摘の点につきましては5級ということで、職務的には課長代理級という形になります。

どうしても一時期本村も採用がなかった時期があったり、退職があったりということで、どうしてもその層の職員数が少ないというのが実情かと考えております。

なかなか根本的な解決というのは難しいんですけれども、今後新しい職員の昇格が、年数を追って昇格していくかと思っておりますので、それも含めまして、ちょっと根本的な対策というのは今なかなか。ちょっと今の時点でこれが解決策っていうのは、こちらもなかなか難しいかなというふうには考えております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

4級も少なかったですよ、令和7年度ね。係長のちょっと昇進の試験のちょっと緩和というか、あれしはって数を増やされたと思うんですよ。そこの、もうちょっと引き続きその課長代理のほうにまでそれが波及してくるのがもうちょっと時間かかるのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

117ページで、ちょっと最近ニュースでやっているのでお伺いしたいなと思ったんですけども、特殊勤務手当というところで動物の死体を処理する作業に従事する職員の特殊勤務手当というのがついてるんですけども、これ最近犬、猫ではなく、実際孤独死というか、高齢の方とかが独りで亡くなると、そういう場合に自治体の職員さんが立ち会う場面があるということで、島根県の川本町で新たにその特殊勤務手当として3,000円上程された、計上されてるそうなんです。

うちの村はどうなのかなと思ひましてちょっとお伺いしたいと思うんですけど、まずそういったところへの特殊勤務手当というのは現状ないんですかね。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 特殊勤務手当につきまして、ここの117ページに例示してありますが、こちらの想定としてはあくまで動物の死体の処理ということで、そういった孤独死の対応とか、ちょっとそこは今のところは想定していないというのが実情ではあります。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 僕もちょっとニュースで見ただけなので分からなかったんですけど、それはでも町営住宅とかの話だからなのかなと思ったりもしたんですけどね。現状ではそういった、実際孤独死された方に自治体職員が対応しなければならなかったっていうような事例っていうのは発生してないんですかね。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 何か民生だそうなので、注意を受けましたので、また改めてそちらでご質問させていただきたいと思います。

一旦終わります。

○南本委員長 それでは、ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○南本委員長 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日は午前10時に開会します。

お疲れさまでございました。

午前16時58分 延会

令和8年3月予算常任委員会会議録（第2号）

1. 招集年月日

令和8年3月11日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席委員

委 員 長	南 本 齋	委 員	中 野 智 子
副 委 員 長	尾 崎 充 宏	委 員	畑 智 恵 美
委 員	田 村 陽	委 員	建 石 和 則
委 員	井 上 浩 一		

4. 欠席委員

な し

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村 長	菊 井 佳 宏	自治防災課長	尾 谷 浩
副 村 長	西 井 秀 孝	会計管理者兼税務課長	倉 真
教 育 長	大 門 和 喜	住 民 課 長	酒 見 健 司
地域活性化推進担当部長	日 谷 順 彦	福 祉 課 長	山 谷 光 代
総 務 部 長	池 西 昌 夫	健 康 課 長	仲 谷 聡 子
民 生 部 長	中 野 光 二	こ ども 課 長	上 田 訓 士
産業建設部長兼災害復旧室長	下休場 健 司	農 林 環 境 課 長	仲 野 隆 之
教育委員会事務局理事兼教育課長	森 田 洋 文	都 市 整 備 課 長	安 井 良 之
総務政策課長	菊 井 秀 行	教 育 課 参 事	児 島 篤 司
秘書財政課長	北 浦 信 行		

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柏 原 美 佳	議会事務局主査	土 井 達 也
--------	---------	---------	---------

午前10時00分 開会

○南本委員長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

質疑はございませんか。

中野委員。

○中野委員 昨日、70周年事業についていろいろと意見が出ていると思いますが、もう一度70周年記念事業について、意義について質問いたしたいと思います。説明をお願いします。

○南本委員長 西井副村長。

○西井副村長 すいません、昨日、発言の機会ございまして、70周年事業につきましては、私の考えとしましては幾つか各自治体やってるんですが、まずはこれまでの歩みを振り返って先人の功績を確認するというのが1点ございます。それから、住民の一体感を醸成するということ、それからこの機会に村のにぎわいづくりに資する魅力発信をするということ。

畑委員からちょっとこの点が足りないと言われている将来を見通したビジョンを確認しようという、こういった取組が重要という認識でございまして、このバランスが重要かなと考えてございます。

昨日はその中で300万円の補助事業に今焦点が当たりましたが、この事業は地区からの要望があったということを受けて予算化をするとともに、ただ要望がだんじり中心でしたのでだんじりだけではなくて、そうではない事業も支援をするという形で計画をしています。

ただ、周年事業としましては総務所掌ではないところで、例えば教育委員会で委託している国際的な視野から考える場を持つような記念講演ですとか、もしくはこども議会とか、そういったものも検討しておりますので、全体の中で村の70周年を祝っていきたいという考えで企画をしています。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。

村民企画型の補助を行うということは十分分かりました。村民企画に補助を行うということになった経緯をお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○南本委員長 西井副村長。

○西井副村長 ちょっとさっきの答弁とかぶってしまうんですが、まずは前回60周年、50周年を振り返ったときに地域主体の事業の支援があったということで、地域からあのような支援がないのかという声があったというのが1点目でございます。

それがだんじり中心だったということですので、1つ大きなプロジェクトとして150万円という設定はしながら、それ以外の各地域ごとでやるイベントについても企画をいただくということで、だんじり以外も対象としてイベントを企画しているというところでございます。

企画のその要綱等はこれから作成いたしますが、当然周年事業ですのでその取組が地域に根差していて今後も継続していつてほしい、継続する価値があるという事業に対して村として支援をするという考えでございますので、そういった要綱を作成して地元とも意見を聞きながら進めていきたいという考えでございます。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。

住民の方々が主体となり活動することは本当にいいことだと思います。より具体的に支援がどのようにして受けれるのか、また住民の方がどこの窓口に行って相談すればいいのかっていうそういった行政の指導が具体的にあればより一層支援を受けやすい環境になると思います。

そうやってこの70周年記念事業がこれからの千早赤阪村にとって気運になればというふうに思っています。

答弁は要りません。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 太陽光発電についてお伺いしたいんですけども、こちらでいいですかね。結構設置してあるのが小学校やったりするので教育課かなとも思いながら、ただ内容的にはこちらかなと思うので、ちょっとこちらでよろしければお聞きしたいんですけども、いつも毎年毎年、大して金額が計上されていないんですけど、予算とか、決算でも。あまり売上げが上がっていないと思うんですけど、ただ冷静に考えてみると、この余剰電力、例えば土曜とか日曜とかあまり小・中学校とかで電気は使わないときでも、その余剰電力とか販売されたりすると思うんです。ほんで、恐らく充電とかではなく発電されたのをそのまま売電という形式かなと思うんですけども。ちょっとこのあたり、この販売っていうのがどういった形でされているのか教えていただきたいんですけど。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 太陽光発電の収入についてのご質問かなと思いますけれども、やはり太陽光発電で生成された電力については、まずは各施設での使用に充てられまして、それでさらに余剰の分といいますか、その分については電力会社での買取りということで収入に入ってくるという形になっております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 それは分かるんですけど、日曜日とかそんなに使っていないでしょうし、それで考えるとちょっと金額が大分少ないのかなと思ひまして質問させていただいてるんですけど。

ワット数とか分からないですよ、ちょっとね、今ね。なかなか資料はないですわな。分かりました。じゃあ、また後でお伺いできたらと思います。

あと、赤阪小と中学校には設置されてるんですけど、小吹台には設置されてないですよ。設置されてない理由って何かあるんですか。

○南本委員長 菊井村長。

○菊井村長 当時、ちょうど太陽光に対しての手厚い補助金が赤阪の耐震工事に併せてありまして、そして中学校のほうの耐震工事にもそういう手厚い補助金がありましたんで当時設置したという状況でございまして、小吹台のときはちょっと遅れてから耐震補強工事をさせてもうたんで、そのときには補助金が手厚いのがなかったんでやってないというような経緯でございます。

以上でございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 よく分かりました。

太陽光どうこうというよりもやっぱり補助、助成があったっていうのが結構大きかったというですね。了解いたしました。ありがとうございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 ちょっとまた基本的なことを教えていただきたいと思うんですが、29ページ、財政調整基金繰入金というのが計上されてるんですけども、そもそも、これは村の自由に使える貯金だと思うんですけども、そもそもこの金額、拠出金というのはどのように算出されるのか教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 繰入金の特に財政調整基金繰入金の金額をどういうふうというご

質問かなと思いますが、要はご指摘のとおりなんですけれども、歳入歳出の総額を整理いたしまして、不足する額がこの財政調整基金と繰入れによって収支を合わせているというような状況になります。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

そういうことかなとはいうふうに思っていたのです。そのためにいろいろな出入りの違いで最終的にはこの補正に回ってくると、また補正で長年、今年度のようにバックすることが多い場合もあるということですね。分かりました。

続きまして、これもちょっと用語の質問だけなんですけれども、47ページに内部情報系ネットワーク運用費事業というところで、機械器具使用料、機械器具費という、ほかのところでもいっぱい出てくるんですけれども、この機械器具って全部共通した言葉が使われてるんで、ここは新しいネットワークの機械、コンピューターの大型の何かを入れるとかそういうことかなとも思ったりするんですが、これちょっと教えていただいていたいいですか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、この内部情報系ネットワーク運用事業費という細目なんですけれども、まずこれはもう我々職員が使うている外部のインターネットと、ここにちょっと上のほうに書いてるLGWANネットワーク、これいつも内部系ネットワークって言うてるんですけど、そのLGWANのネットワークのパソコンと外部につなげるパソコン、2種類がまずありまして、今回この機械器具費につきましては今LGWANの環境で使っている職員は全員行き渡ってるんですけれども、保健センターのように基幹系、上に、45ページに書かれている住民情報系ネットワーク運用事業費っていうのは基幹系のネットワークというて3種類ありますし、その基幹系というのはセキュリティの高い個人情報を扱うような分はそのネットワークを使わせていただいているんですけれども、そういった専門的に使われている職員につきましては、先ほど最初に話しましたLGWANのPCのほうを1人に1台、割り当ててないところがありまして、それを全員にLGWANのPCを扱えるようにということでその購入費用として上げさせてもらってます。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 ご説明ありがとうございます、分かりました。

それから、30、31ページのとこの諸収入のことでお伺いしたいんですが、先ほど太陽光発電の話はご説明あってよく分かったんですが、この中で一般コミュニティ助成金ってありますが、これはどういうものなのでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 これは一応宝くじ収益金を財源とした自治総合センターが実施するまず補助事業となっております。その補助事業の中で、メニューとしてコミュニティ活動を促進し地域に対する活動、コミュニティ活動に割り当てられる補助金となっております。毎年地区での活用を考えておりまして、毎年申請させていただいております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今宝くじからということでしたが、もう一つ、その下にも宝くじってありますよね。市町村振興宝くじ交付金っていうのがありますけど、今おっしゃった宝くじっていうのはもっといろんな種類の年間ある宝くじが全てなのだとして、これは何か違う種類の宝くじかなと思うんですが、これ実際どんなふうで売られている宝くじなのかも分からないのでちょっとこれ説明をお願いできますか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 ただいまのご質問、市町村振興宝くじ交付金についてということで、こちらのほうは市町村振興協会から交付されるもので、サマージャンボ宝くじ、それからオータムジャンボ宝くじ、こういったものから、売上げから財源とされております。充当内容としては、高齢化・少子化対策であったり、芸術文化などのそういった分野への充当という形になっております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 ご説明ありがとうございました。

そして、もう一つ、予算としては上げられてない項目なんですが、実施計画の55ページに協働と参画の村づくりということでタウンミーティング、公民連携事業というのが上げられております。

ここでタウンミーティングを1回のみ、公民連携事業というのは1団体のみ、これ予算化もされてないんですが、こういう協働と参画の村づくりということでは村長も若い世代が参画、村の行政に参画できるようなそういう取組をいうふうに述べられておりますけれども、この中身っていうのはどういうふうにお考えなのか、具体的に教えていただけます

でしょうか。そして、本当に年に1回でそれで十分なのか、あまり十分にも感じないですが、その辺についてのお考えも村長、お伺いします。

○南本委員長 菊井村長。

○菊井村長 まだここに書いてますタウンミーティングというの、いろいろな手法、方法があるかなと思ってますんやけど、比較的区長会とかいろんな場にも出席させてもろうていろいろ要望とかは聞いておりますけど、やはり今委員おっしゃるとおり、やっぱり、言い方悪いですけど、若者世代がなかなかおらないんで、そういった世代の声を聞きたいなと思うておりまして、過去には二十歳のつどいのときに済んでからそういう場を設けてやってはった事例もあるんですけど、そういうことも考え、ただの二十歳のつどいと一緒にしたら二十歳のつどいの参加者同士でまた次へ行きたいとかいろいろ時間拘束してしまったりしますんで、そういうのではなく、また新たにちょっと日を設けるなり、そんなことを考えたり、また地元の、村の場合、富田林商工会の青年部とかに入ってはる方も少ないので、本当いえばそういった青年部とかJ Cさんの方の声も聞きたいなと思うとるんですけど、村の場合、そういう残念ながら事業者も少ないんで、今後そういった声も聞きながら幅広く聞いてまいりたいなと考えております。

以上でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

だから、この1回というのが、今おっしゃることによると、通常は区長会に出て地域ごとの意見は聞いてると、吸い上げていますということですね。だから、若い世代からも吸い上げてそういうことに対する関心を高めたいというお話でしたけれども、何かそれを伺って考えてたのが、やっぱり若い世代が村の政治に、村の取組に参画していくっていう、具体的なものとして今、二十歳のつどいとかっていうのもありましたけれども、やっぱりこういうものを行うと、今年度は無理かもしれませんけれども、アイデアを募ってそれを実施計画、その実現というふうに持っていく道筋を立てた上でこういうものを提案していただきたいなっていうふうに思うんです。

例えば、今、議会議員だから言うわけじゃないんですが、議会のこども議会にしても、あれは70周年できっかけで始めますが、私はやっぱり継続すべきだと思うんです。なぜかという、子どもたちに村の政治に対して関心を持ってもらおうと。例えば、小学校5年生でやって、次中学校1年生でやって、中学校3年生には今度は村の取組として、あなたたちならどう考えますかみたいな、それこそコミュニティ・スクールで教育長がおっしゃってるようなそういうアイデアが子どもたちから出てくるんじゃないかと。外部の知恵を

もらうだけじゃなくて、村ということに向き合って触れてもらうという、そういう取組ですよね。

だから、こども議会というのは私はもう継続すべきだというふうには思うんですけども、それも今までやってたら今頃そういう関心を持った子たち、あるいは若い人に声をかけやすくなるというふうには思うんです。そういう長いビジョンを持って取り組んでいただきたいというふうに。

区長会からいろいろ聞いてこうですっていうところも、じゃあどういう意見が出てきたんですかっていうところもあり村長から伺ってはいないのでよく分からないんですけども、そこんところもやっぱりきちっと見据えて、本当に子どもたち、例えば中学校3年生であっても実現できそうなものは実現、次の年の実施に向けて持っていく、予算として小さくてもいいからそういう具体的なものにつなげていくっていう取組がとても重要だと思います。

それに加えて、もう一つ私が思っているのは、こういう協働参画の村づくりということで若い職員さんたちのアイデアを話し合う、村の活性化に向けて。そういう場を設けてほしいと思うんです。仕事の時間内に若い人が集まる時間、その間のフォローは上の方がやると。窓口フォローとかをするというような体制をつくって、そこで話し合う場を持って、その中で出てきた意見でワーキングをつくって具体的に進めていくという道筋もつくってもいいし、そういう若い人の力を活用するっていう取組を入れられれば、また村の職員募集のときの魅力にもつながるんじゃないかなとか思ったりも、いろいろ今思ったりしてるんですけどもいかがでしょうか。村長、副村長、いかがでしょうか。

○南本委員長 村長。

○菊井村長 ちょっとまず、こども議会につきましては、70周年で今回されるんですけど、今後のことにつきましてまた教育長ともいろいろ話したいなと思うんですけど、学校自身、今定期的に学年によってはいろいろ防災の取組とか、郷土史のためとか、教育委員会行ったり、防災のほうに見学に行ったりとかそういったこともやっ取るんです。

そんな中で、私自身的には学校の時間もあるんですけど、例えばこの場に傍聴に来てもらうちゅうのも社会見学として、それは学校の教科のあれはありますけど、そういったこともできることからやっていったらいいのかなというような形では考えております。

そして、また村民の声を聞くちゅうのも非常に重要なことと思うておりますんで、私自身、改めて村民の声を聞く場とかそういうのは設けてませんが、いろんな行事に参加しながら、例えば小・中学校の運動会にも参加して帰るだけではなく、いろいろとまた保護者の方とかいろんな様々な要望なり声も聞きながら、そういったことにつきましては聞いた

ことに対しては早速原課に伝えるなり、そういった形で直に声聞いたり、できるだけそれについても偏らんように満遍なくは取り組んでるつもりなんですけど、どこまでできてるかちゅうのは疑問ですけど、これからもそういった形で取り組んでまいりたいなと思っております。

そして、なかなかあと各種審議会、委員会につきましてはやっぱり過去から慣例的にはやはり何やら会の代表とか、会長とか、そういった形にはなってくるんで、そういう役職に就いてる中やとなかなか委員会には入れにくくはなってるんですけど、そういう世代の声、皆さん働いている方もおられるんでなかなか、いうても断られるのもあると思うんですけど、できるだけそういった形にまた委員のほうにもできる限り参加してもらような場を設けたいなと思うております。

そしてまた、職員の声というんですか、若手職員、本当にそれはもうおっしゃるとおりかなと思うておりますんで、それをどういうふうに反映していくか。過去からもいろいろ若者の意見、若手職員の意見を聞きながら、なかなか言うだけ言うてしてくれへんねんというような声も多数過去からありますんで、そういった声を真摯に受け止めながら村の事業に生かしていきたいなと思うております。

今は毎月幹部会のほうはまた復活してしておりますんやけど、そういうのだけではなく、世代、世代に応じたような感じのこういう職員の声も大切にしながら行政に取り組んでまいりたいなと思うております。

また、あとちょっとまた研修絡みになるんですけど、新規職員の採用した場合も若手職員が課の事業の説明とかも新規採用職員にもやっとりんですが、そういった形のことも今後も引き続きやりながら、積極的に声を聞いてまいりたいなと考えておりますんでよろしくをお願いします。

以上でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

ぜひともいろんな場所へ行っているいろんな声を聞いておられるということですから、やっぱりその辺もっと村民にも分かるように発出してほしいんです。その担当課に言ったっていったら、本当にそれが具体的にどうなのかっていうのは村民に伝わりませんので、ぜひともそういうことからどういう課題があってこういう政策につながりましたとか、それは村長として村民に対して分かるように発出すべきだなというふうに思います。

答弁結構です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

西井副村長。

○西井副村長 すいません、答弁結構だということやったんですが、ちょっと若者の声を聞くということは非常に私も大事だというふうに考えておりまして、先ほど村長からありました、過去には役場内でもプロジェクトチームをつくって若手がにぎわい創造の額をつくったとかということを知っております。

今回、議場でも何度かの答弁しておりますけど、農と緑の活性化のビジョンを今まさに佳境で作成中でございますので、このテーマにつきましては作成しましたらまず議会、それから農業者の皆様、できれば若い方にもご意見を聞きながら方向性とやっていくことをきちっと意見をいただきながら進めたいというふうに私としては考えてございます。

テーマごとですので、それ以外にも地域公共交通とか課題はたくさんあるのですが、まずその農と緑の活性化につきましてはワークショップの形なのか、こういったタウンミーティングか主体はありますけれども、村民の方のご意見をしっかりと聞く場を設けたいと考えてございます。

こういったビジョンに向けた対話という意味では、畑委員から70周年でという切り口から始まりましたけど、おっしゃるとおり70周年関係なく必ず必要なものでございますので、そういった対話についても私としても取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

建石委員。

○建石委員 指定統計調査費っていうのがあると思うんですが、これは去年国勢調査があって、それで去年は費用はかなり上がってたと思うんです。今年度も60万円ほど上げられてるんですが、これはこういった内容の費用になるんでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 この統計調査につきましては、来年度、経済センサスっていうのがありまして、一応村内にある企業を対象に統計を取るということになっております。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 経済センサーですか。センサスか、すいません、失礼しました。

それで、その調査というのはこれは毎年ある分なんでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 この経済センサスは一応5年ごととなっております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎委員 すいません、先ほど選挙の話が出たんで、1つちょっと予算には関係ないんですけども、お尋ねしたいんですけども、僕も選挙に行くときにB Gのほうへ行くんですけども、ずっと同じメンバーの方がずっと選挙の受付んところにおられます。上の方、辞められたら引継ぎとかも選挙のことですんで、ちゃんとされてると思いますが、同じ職員ばかりで、ほんであまり幹部職も変わってないと思うんですけども、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

こんなんこの場で言うのはおかしいかも分かりませんが、平成の時代とかやったら知ってる職員に聞いたら、日曜日、これほど出たらぼろいものはないという表現をいただいたこともあるんで、ちょっとその辺、お聞かせ願いたいと思います。よろしく願います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 さっき委員がおっしゃるように、若手職員などを起用して選挙事務の経験をさせることがやっぱり大切だと考えております。選挙事務の経験者と新人職員へのノウハウを引き継ぐということは必要だと考えてます。

一応、前回の衆議院議員総選挙と大阪府知事選挙が行われたと思うんですけども、実際そこに従事する職員につきましては38名が携わっております。実際、村の職員からいきますと半分ではないですけど約40%の方が従事しているということとなっております。

この辺は内部的なことなんですけれども、業務的に突発的な業務を抱えている道路の関係職員であったりとか、災害、警報とか発令した場合はそちらのほうに携わる職員が必要となる方についてはなるべく外させていただいております。そういったいろんな関係があるんですけども、そういった形で選挙事務がきっちり遂行できるように図って一応割当てさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 21ページのたしかこれやったかなと思うんですけど、困難な問題を抱える女性支援、これ推進と事業費なんですけど、これ総務費で上がってるんでちょっと総務関係ならということで、これの使途っていうのを伺いたいんですけど。

○南本委員長 中野部長。

○中野民生部長 まず、この補助金の充当先ですけども、今人権相談で女性相談員というものを多分に設けております。女性相談員に対する補助金ということで今回上げさせてもらうてるということでございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 人権相談ということであれば民生ですから、民生費国庫補助金のほうで上げるべきなんじゃないんですか。そこら辺がちょっとよく分からなくてお聞きしたんですけど。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 というのも、次のこの下の子ども・子育て支援事業補助金、これも昨年度、民生で上がってるんですよ。ちょっと名前は違うんですけども、子ども・子育て支援事業費補助金って1文字入ってるんですけど、去年は。

なので、これも民生で上がってるのが総務のほうに来てるんで、これも併せて何でなんかなという意味でちょっとお伺いしてるんですけど。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 ちょっと確認させていただきたいと思いますので、後ほどまた改めて回答させていただきます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎委員 43ページの上から2つ目なんですけども、庁舎の警備保障委託料、ちょっとまだこれ一般質問をやったやつでの絡みなんですけども、今回の一般質問でお伺いしたんですけど、この私の提案した時短とかによればこの警備費用に影響はあるのかと、ちょっとここは自分の考えなんですけど、警備体制のイメージちゅうたら大概時間外は夜間窓口とか、矢印で裏から入って名前書いたりして中に入るイメージなんですけども、この庁舎やったら朝も空いてるし、夕方も多分6時過ぎぐらいまでやったら普通に出入りできますし、中に郵便局もあるんでその辺の時間外、働き方改革につながるといったんでちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、最初の質問ありました働き方改革によって庁舎警備委託に影響するのかっていう部分につきましては、まずその業務の契約の時間がありまして、まずこちらから仕様書としてしてるのが一応午後5時15分から翌朝の9時15分となっております。この時間内であれば費用についてはあまり影響ないのかなと。あくまでその業者と運用について協議する必要性はあるんですけども、その時間内で収まるのであれば費

用はかからないのかなと考えております。

あと、警備の庁舎の施錠の件だと思うんですけども、まず役場の出入口の1階には3つ入り口がありまして、まず玄関と郵便局側の開閉時間につきましては夜の7時から朝の7時までを閉めてるということとなっておりまして、警備員側のほうは運用上、夜の11時から朝の4時となっています。

こうなっているのは運用上、朝4時頃になりますと水道業者の点検があったり、あとコミュニティバスの始発が、すいません、5時何分かになっておりまして、そういう加減もありまして午前4時から開けてるということです。

夜は、逆にコミュニティバスの最終便が10時10分前後だったと思うんですけども、その締め作業とかもありますので大体10時45分とか10時何分かで終わりますので、施錠のほうは夜の11時というふうになっているのが現状でございます。

以上でございます。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 それ施錠ということは鍵を締めるであって、ずっと鍵を締めてる状態じゃないんですか。インターホンもあるし、何せ郵便局があるのに朝7時からで警備員が1人やったらどうすんねんちゅう話もあるんで、その辺の考えはどんなですか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 尾崎委員がおっしゃってるというのは安全面を考慮してその辺の考えということだと思うんですけども、基本的に警備員は1名ということですので、そういった施錠についてはまた今後、業者とも話しなきゃいけないのかなと思うんですけど、なかなか閉めたり、開けたり、閉めたり、開けたりするのはちょっといかがなもんかなと。庁外に出る場合は施錠をするようには話はさせてもらってますけれども、そこはまた今後ちょっとどのような形がいいのか、また検討したいと思います。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

井上委員。

○井上委員 すいません、次いで43ページ開いてるんで、その下の車両管理費なんですけど、以前も何かで聞いたんですけど、ドライブレコーダーっていうのがあるんですけども、それはもう完全に各車両くっついてるんですか。それともまだそろってないんか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、基本的にはついてるんですけども、ついていない車のほうなんですけど、軽トラダンプとかああいう形のがちょっとドライブレコーダーがついてい

ない形となっております。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。

これは何でつけてないんですか。つける予定はないんですか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 購入時のときに最初につけてるか、つけないかっていうかなとは思ってるんですけども、基本的には今新しい車につきましてはつけるようにさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 45ページなんですけど、一番上のほうで退職手当基金積立金4,120万円が計上されておりますけれども、この金額の根拠というのがどのあたりにあるのか教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 今回、退職手当基金積立金で4,120万円を計上している点かなと考えております。今回この金額を計上させていただいたのは、令和11年度、12年度に職員の60歳の達成者が大勢見込まれるというところで、その一時的な財政負担がその時期に発生することが見込まれております。これを平準化するために令和8年度から想定される退職手当を平準化した金額で積立てをしているというような状況です。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 よく分かりました。ありがとうございます。

あと、同じくこのページで、千早赤阪村むらづくり会議委員報酬、こちらが47万3,000円計上されておりますけれども、これ去年はまち・ひと・しごと有識者会議ということで9万円だったものだと思うんです。今回9万円から47万円ということで大きく金額が膨らんでいるわけですが、なぜ金額が5倍になったのか教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 今回はこの総合戦略、一応改定業務をちょっと考えておりまして、その委員報酬として上げさせてもらってます。ちょっとまだ人数等は未定なんですけれど

も、一応想定の中では21人、延べ大体63人分を取らせていただいております。

以上です。

○南本委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 この委員報酬ですけども、さきに村づくり会議条例の設置の条例の制定の議案でご審議いただいた分で、一応人数的にはもともと総合計画審議会とまち・ひと・しごと創生有識者会議を一つにまとめるということで今回、村づくり会議ということで条例を提案させていただいてます。

人数につきましては、基本的に総合計画審議会が今現行21人ってなってますんで、基本そこを基本に21人以内という形でちょっと今のところは考えてるんで、それを会議の回数を3回という形で考えております。その合計が47万3,000円という形で上程させてもらってるということです。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 延べ21人想定して3回ということですから、フルでいくと63ということですね、さっきおっしゃってた。63人で47万円ということは1回当たり8,000円ぐらいなんですか。結構金額多いのかなと思うんですけど、その点いかがです。

○南本委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 すいません、条例の名前を忘れましたけども、審議会のその報酬の条例がございまして、その他の委員というところで1日7,500円というのが定められてます。それを、その人数で掛けますと47万2,500円になります。ですので、1,000円単位ですので47万3,000円ということになります。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 それを考えていくと、このまち・ひと・しごと有識者会議っていうのも同じく1日7,500円ということだったんですか。それでいくと、9万円というのが大分少ないかなと思うんですけど、これの会議の構成メンバーの人数と何人いらっしやったのかっていうのを教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 まち・ひと・しごと有識者会議につきましては6名です。同じく、1日7,500円です。掛ける2回ということで9万円ということになります。

以上でございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

ということは、会議の数が増えるっていうのと、そしてメンバーの数が大幅に増加すると、この２点によって金額が４７万円になったということですね。

前のあれは総合戦略の会議にも委員として出席させていただきましたけれども、結構大勢いらっしゃったんですけど、ただ確かに人数はいてもそこまで発言される方っていうのもあまりいらっしゃらなかったなっていう記憶もありまして。そう考えていくと、ちょっと２１人、最大だと思いますけれども、どれぐらいが適正なのかっていうのもまた改めて考えていただければなというふうに思います。

あと、このページのその下、地域活性化起業人負担金なんですけれども、今年も１，１８０万円計上されておりますが、これ何人ぐらいを想定しておられて、そして何を担当していただく予定なのか、この２点お伺いできますでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、この予算の金額につきましては２人を想定しております。その起業人をどのような業務を考えてるかということですが、今のところ今、官民連携の研修会とかそういったセミナーに参加してお話しさせてもらってるんですけれども、インスタ、ＳＮＳの戦略の適宜運用であったり、ふるさと納税のサイトの改善であったりとか、そういったところを踏まえて一応各それぞれ企業に当たってるところでございます。今のところはそういう形で進めております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

昨日も言いました、繰り返しになりますけれども、くれぐれも外から来ていただいて、その方に仕事を任せて、その方がいなくなったら何も残らないということのないように、ただ発展性のある形でお願いしたいと思います。

スマホボランティア、これ４４万円計上されてますけれども、今まではきんきうえぶさんをお願いして、きんきうえぶさんが今年３月で終了という形になりますよね。これ次、どこに委託される考えなのか、お願いいたします。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、スマホボランティアの件なんですけれども、今７年度まで「押忍！スマホ道場」ということで取り組んでおりまして、スマホボランティアっていうのがある程度育成されたのかなと考えております。

その業務につきましては、そういった村民の皆様はそういったITというか、スマホを通じていろんな取組についてこのスマホボランティアのほうの方々に教えていただくというか、そういったものを先ほど説明した「押忍！スマホ道場」からまたそれを引き継いで事業を進めていってもらいたいとまず考えております。

この委託業務につきましては、今社会福祉協議会のほうでそういったボランティア活動の一端を担ってるところもありますので、そのスマホボランティアの育成について、運用も含めてお願いしようと今、社協と話ししてるところなんですけれども、実際村として今まで「押忍！スマホ道場」にずっと携わっていく中で、全てを社協に移行するっていうのも、ちょっといきなり全てを移行するっていうのもあれですので、こちらとしても、村としてもやっぱりデジタルのそういった村の役場自体のデジタル化も進めていかないといけない中もありますので、そういった村と社協と連携しながら、そういったデジタルに関する委託をしてちょっと進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

きんきうえぶさん、非常に努力して頑張ってくださいましたから、それをそのままこの社協のほうにお願いするというのは大分ちょっと無理があるよなと思うんです。実際、スマホボランティアさん、皆さん積極的に頑張っておられますので、私も参加させていただいたことがありますし、社協さんと協力して、かつ住民さんのニーズをしっかりとそこに合うような形でお願いしたいと思います。

というのも、やっぱり結構こういうふうな講座物というのはいろんな機能を教えてもらえるけれども実際にはあまり使わないとか、個人個人の方々が持ってらっしゃるスマホの悩みっていうのがなかなかそこにばちっと合致することっていうのも少ないかなと思うんで、ある意味よろず相談みたいなのが実現できたらなともいうふうな住民さんの声っていうのもいただいたことがありますので、またそれらの検討もよろしくお願ひしたいと思います。

○南本委員長 ほかにございませんか。

井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。

今質問ありましたんで関連して、45ページで問題になって住民情報系とかネットワークの構築に関してなんですけど、今、田村委員のほうからもありましたけど、村がどういう方向に向かってネットワークを構築したりとか、政府が主導してるガバメントクラウド

ですか、導入していこうとしてるというのは分かるんですけど、村として何か考えがあって、あとデジタルを取り入れてこうしていきたい、ああしていきたいっていうのがあるんか、もしくは政府主導のままそのままそれについて連なっていくんか、その辺もしお考えがあれば教えていただきたいと思います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 先ほど役場の中でもそういったネットワークが3種類、話しさせてもらったと思うんですけども、まず最初質問あった住民情報系ネットワーク運用事業費というのは基幹系のネットワークでありまして、これは簡単に言うたら個人用、マイナンバーであつたりとかそういった連携の部分のネットワークでして、これにつきましてはあまり村主導でどうこうっていうのはちょっとなかなかできないのかなと考えております。村としましては、やっぱりセキュリティーとかそういったところできっちり情報漏えいのないように取り組んでいくっていうことと考えております。

内部情報系ネットワークのLGWANのネットワークであつたりとかそういったところについては各それぞれの業務となっておりますので、有効に、かつ効率的にできるようにしていくものと考えているんですけども、なかなかネットワークそもそもの構築っていうのはどちらかといえばもうセキュリティ強化のほうが重要なかなと。

先ほど機械器具費の説明があつたように、職員にそれぞれ割り当てて、その辺の職員の効率的にできるようにするとか、そういった取組はできるのかなと考えております。基本なことにつきましてはそれぞれ業務課でやらなあかんことはやらなあかんことだと思いますので、その辺はしつつ、こちらとしてはセキュリティーとかそういった職員に不効率にならないような取組というように考えております。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。今おっしゃられたことは大筋、何か政府のガバメントクラウドとかそういう関係やと思うんですけど、村として政策をつくるに当たって、例えばさっきおっしゃってたスマホを利用してとか、あといろんな形はできると思うんです。教育関係も全部今タブレット化されてたりするんで、その辺、連携して何かやるとか、将来的にこうしていきたいとかというそういうビジョンはあるのかなと思ってちょっとお聞きしたんですけど。今のところはまだそんなに考えはないということですか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 考えがないっていうのもちょっとあれなんですけども、先ほど言いました取組としてはIT化っていうのはやっぱり進めていかなあかんのかなと思っており

ますので、そういった今まで窓口に来て申請っていうものを今ネット上でできるような仕組みというのは一応基本的にはあるのはあるんですけども、そういったのを進めていくことかなと考えております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

中野委員。

○中野委員 ちょっとどちらに入るか分からないんですけど、ふるさと納税の商品に関して広報とか、宣伝するとか、募集活動に関しては結構いろんなところのこの総務のほう出てくるんですが、農業をやって新しい農作物を作ってそのまま売の場合は農業のほうで申請ができると思うんですが、加工品を作ったりする場合は、これは加工品を作ったらやっぱり実験をやったり、そのエビデンスをつけるに当たって結構なお金がかかるんですけど、それは農業申請のほうで支援を行ってもらえるのか、総務のほうでそういった商品化をするときの支援になるのかっていうの、どちらなんでしょうか。そういったのは現在あるのでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 多分商品開発のほうの協力といいますとちょっと、もし農産物の加工品の話であるんでしたら産業のほうが担当かなとは思いますが、うち今ふるさと納税の登録につきましてはこちらでしておりますので、もし仮に開発というか、商品があって、それに対してふるさと納税として扱えないかっていうことでありましたら、こちら総務政策課が担当となります。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 今よその他府県、都市では一応ふるさと納税品を野菜に限ると出荷するのに限定されるので、なるべく期間を延ばして保存できるような形に加工するっていうのをどこもやってるんですよ。そういったことの支援というのはどの部署で行っていらっしゃるのかなと思って質問しました。

○南本委員長 菊井村長。

○菊井村長 農産物の加工のための保存の冷蔵庫とかそういったことかなとは思いますが。

そういったものとか、あとそれを使うてジャムを作ったりとか、ワイン作ったいろんな物、加工できると思うんですけど、そういったところの支援は今残念ながら役場内ではしておりませんので、ちょっとそういった声もあるのは農産物の保冷库とかではあります。

で、そういった場合は認定農業者が集まれば、そういう対象になったりするということもありますが、今委員おっしゃるようなところの支援はまだ今んところやっておりませんので、また今後検討させてもらいたいと思います。

以上でございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 今、中野委員がふるさと納税に関しておっしゃっておられましたけど、やっぱりふるさと納税に関して、同じ関することなのに商品開発は農林のほうで、そしていろんな手続は総務のほうでっていうよりも、今回、村長も魅力化ということで上げられますから、トップっていうのをきちっと据えてまず体制づくりから入っていくべきなんじゃないかなと。

何となく今までの体制をそのまま継続して目標だけ1,500万円、2,000万円って上がってますけど、実際の寄附金額というのはずっと横並びで変わらずですから、ちょっとそろそろ本腰を入れるべきなんじゃないかなと思います。

恐らく今回の1,000万円ぐらいっていうのは、府下で見たらランキングでいうと43市町村で最下位だと思うんですよ。ただ、うちの千早赤阪村っていうネームバリューとかを考えればもっともって行けるんじゃないかなと。ポテンシャルはやっぱり期待できる、特にミカンとかまだ出てないと思いますし、イチゴもそこまで出てるわけでもないですから、そこら辺をしっかりと考えて重要な財源の一つとしてぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

あと、45ページの先ほどのスマホのことにに関してなんですけど、すいません、予算化されてないので逆に何でっていうところでお聞きしたいんですけど、いつでしたか、スマホのアプリ、あれでむらぶりっていう名前でわざわざ住民さんに名前を募集してまでやりましたが、今回関連予算が何も上がってないと思うんですよ。

あのむらぶり、現状だと1つデジタルのチケットもありますけれども、それ以外だとごみの出す日と天気予報ぐらいなもので、僕らデジタルチケット関係がないというか入れませんから、天気予報とごみの日か教えてくれるだけのアプリになっていると。ちょっとそのあたり、さすがに結構なお金を使ってつくったんですから、ちょっと活用法を考えていただきたいなと思ひまして。そのむらぶりについて現状どういうふうにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 むらぶりのアプリの件なんですけども、田村委員がおっしゃるように、天気情報であったり、カレンダーとか、お知らせっていうのがあると。こちらとして

は村のイベントであつたりとか、そういったお知らせをするものであつたり、逆にカレンダーとかそういった分かりやすいように取り組むということなんですけども、一旦この今つくってるところで今年の4月から運用ということになりますので、今後どのような形でまた増やすとかそういったものはまた今後検討していきたいとは思いますが、基本的には今話しました情報配信を基本としております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

ただ、情報配信ですとLINEとかぶりますよね。LINEでもむらぶりでも同じ情報があるという状況であれば、どこまでお金をかけてつくった意義があるのかなと思ってしまいますんで、一つやっぱりむらぶりっていうものの強みっていうのはプッシュ型で情報配信ができるということにあると思うんで、もうちょっと様々なことをちょっと考えていただきたいのと、いろいろ事例も参考にしてやっていただきたいなと思います。

次のページ、47ページなんですけど、ごめんなさい、全国町字ファイル保守業務委託料47万3,000円、この全国町字ファイルっていうのはどういうものなのか教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 答弁をお願いします。

田村委員。

○田村委員 分かりました。では、また改めて民生のほうでお聞きいたします。

その下の番号法関連機器更改業務、これは行けますか。これ行けますよね、お願いいたします。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 これは番号法ですので、マイナンバーの関連する機械の更新でございます。番号法関連機器の更改業務ということなので、今ある機械の更新でございます。

以上です。

一応村にはそういった連携するために中間サーバーっていうのを置いてあるんです。その更新でございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 スマホボランティアに、ちょっとさっきのときでつながりで質問したかったんですが、ちょっと外れました。スマホボランティア育成のことで、この3月まできんきうえぶの方が来てスマホ道場をやっていただいて、私も2回ほど参加させてもらったんです。

けれども、実際、参加されている方、非常に少ない。数人ずつぐらいなんです、そこで使われているスマホがいわゆる簡単スマホ。簡単スマホって簡単じゃないんです、はっきり言って、操作が非常に難しいんです。要するに、すごい高度なこと教えていただくんですが、そこにたどり着かない。

私も i P h o n e 使ってるんでその簡単スマホって訳分かんないんですけれども。だから、村の方の多くの方が簡単スマホを使われている。そうすると、本当に簡単にできる電話と L I N E とか写真撮るぐらいなんです。そこで、いろんなソフトを入れようと思ってまた容量すぐにオーバーしてとか、遅いとか、もう様々な課題があって、だからスマホ道場でいろんなことを教えていただいたり、相談会されたりいろいろされていましたが、まず 1 点、これまで行われてきたスマホ道場に対してどのように評価されているのかというところをちょっと、以前も聞いたことあるかもしれませんが、どれくらいの方が参加して、その実人数としてどれくらいの方がそういうレベルアップして、かつスマホボランティアとして、何とかっていう名前なんですね、師範か、何かそんな名前をいただいた方が何名ぐらいいてということをお伺いします。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 3 年間、この 5、6、7 と 3 年間しておりまして、その講座数は 5 1 5 こま、その受講者の方の人数については 2 5 6 人、その中でその講座を受けていただいたのがそのうち 1, 6 8 6 人。あと、そこからボランティアということで 2 1 人が登録されていて、今実際活動していただいているのは 1 1 名ということとなっております。

こういった効果、成果という話ですけれども、こういった形で 3 年間取り組みまして多くの方が参加していただけたのかなと考えております。

以上でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

このスマホで何とかしようというふうに思われてる方は、確かにそこに参加されて非常に楽しみながらやられていたと思います。ただ、やっぱり今言ったように、簡単スマホなんか非常に難しいんです。ですから、そういうことを含めて、例えば高齢者の方がこんなことできへんねんって、例えばいろんなことが今スマホでできますよってということで、例えば高齢者の方が相談に来られることもあるかと思うんですよ。そういう意味では、いつでもそういうデジタル相談窓口みたいな、いつでも対応しますよ。例えば、それが社協の窓口なのか、村の窓口なのか、村のほうがいいような気がするんですが、いつでも何か相談に乗りますよっていう窓口っていうのは何か想定されているんでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 畑委員がおっしゃっているタイムリーな対応ということだと、やっぱり各それぞれの業務課の中でそういったシステムというか、そういうL o G oフォームの受付の、申込方法が分からないっていうことでありましたらそれぞれ担当課が対応することかなとは思いますが、そもそもスマホ自体の操作であつたりとか、そういった役場業務以外であるんでしたら村役場がタイムリーに対応するっていうのはなかなか難しいと考えていますので、できましたらこのスマホボランティアのほうの今までこの「押忍！スマホ道場」のように講座っていうか、そういったしてるときにそういった質問を今まで受けてきたのかなと考えているんですけども。

今後また、次令和8年4月からは社協のほうにスマホボランティアのほう、移行していくんですけども、その辺はまた全くなくなるようにはちょっと考えてませんので、引き続きその辺は続けていきたいとは考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

やはり関心を持ってやり始められた方は、逆にいったらその人が本当に説明できるようになれば周りの人に対して説明していけると。例えば、私、吉年のほうでスマホボランティア道場へ行くのは大変なので、あそこの地区だけでスマホ道場みたいなことを毎月やってこられてすごく楽しかったと。だから、避難のときもL I N Eとかみんなでつながれたと、何か緊急のときは。

それとか、あと逆にあそこの集会所は電波がめちゃくちゃ悪いんです。私も行ったんですが、i P h o n e、ドコモつながらないんです。だから、そういう逆に言ったら地域によってはスマホを使えるということに対してはやっぱりどこで使えるのかっていう、村ですごく使えないところあるんですよ。だから、単に使えるようにそっちだけじゃなくて、逆にちょっと展開が広がりますけれども、W i - F i、だからそこでは講師の先生がW i - F i持ってくると、だからそれでできますとおっしゃってたんですよ。それがなかったら、実はつながらない。実際私もあそこ、喫茶とか行ってもできないでって言われてやってみたらできないんですよ。もう一切つながらない。4 Gって表示が出てても全くつながりませんってなっちゃうんです。

そうすると、あそこの例えば集会所っていうのは、皆さんが、やっぱりみんなあそこ、B & Gに行けばいいんだよって言われるけどやっぱりなかなか行けなくて、あそこにまず集まると。にもかかわらず、そういうつながり、つながれないっていうことがあって、こ

れはもうどう考えてくれるのっていう、ちょっと話展開しますが、だからスマホっていう、デジタル化っていう場合にもう一つ大事なことで、本当に皆さんが集まる場所できちっとそれが使える保証があるのかってことですよね。そこも含めて実は検討していただかないといけないと思いますが、その点についてはどんな考え方をお持ちなのか伺います。

○南本委員長 菊井村長。

○菊井村長 私も吉年のほうにお邪魔させてもらって道場で楽しく非常にわいわいと、スマホ道場よりよう知ってるメンバーなんでコミュニティもできるし、非常にいい場かなと思うて私も参加させてもらいました。おっしゃるとおり、Wi-Fiない、そういった電波も弱いというところがございます。

その辺につきましてもまた私もそれ聞いてからそういうのも指示はしとんですけど、なかなか吉年だけではなくいろんなところがありますんで、これは非常にもう幅の広い範囲ですけど、ただ危機管理の問題からも非常に重要なんで、それをちょっとまた携帯会社に言うんかその辺もあるんですけど、その辺につきましてはいろいろとまた今後も状況を調べながら取り組んでまいりたいなと考えておりますのでよろしくお願いします。

○南本委員長 ここで休憩いたします。

11時25分から再開します。

午前11時18分 休憩

午前11時25分 再開

○南本委員長 休憩以前に引き続き会議を開きます。

質疑はございませんか。

菊井課長。

○菊井総務政策課長 先ほど田村委員がおっしゃっていた全国町字ファイルの保守業務委託料の件なんですけれども、これにつきましては標準化システムに移行するに当たりまして、そのデジタル庁が定める仕様に基づく住所データを使う必要があるためにこの補修費用を計上させていただいております。

以上でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 先ほどのスマホ道場の村長から答弁いただきまして、やはり吉年だけでなくて村の中、特に集会所等、皆さんが集まる場所に関してはきちっと調べていただいて、防災上も影響すると思いますのでぜひ進めていただきたいと思います。

また、本当に何回やってもすぐ忘れて分からへんねっていうお年寄りの方ほとんどそう

なので、やっぱりもう少し丁寧にスマホということに慣れていただく、ＩＣＴに慣れていただくためにはもう少し丁寧な窓口対応も必要なので、ぜひ社協と委託ということですが、一緒に話し合いながらよりよい形を進めていっていただきたいというふうにお願いします。

答弁は結構です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

建石委員。

○建石委員 ページ数でいきますと８８ページ、８９ページ、災害対策費のところになるんですが、ここに出てます幾つか内容を教えていただきたいんですけども、災害対策費、真ん中からちょっと下ぐらいに手数料ってあるんですけども、これはこういった手数料になるのでしょうか。

○南本委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 こちらの金額で主に占めますのは戸別受信機でございます。防災行政無線の聞こえにくいといううちに戸別受信機というのを配置させていただいてると思うんですけども、そちらの設置及び調整の手数料でございます。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 前年１００万円ほど上がっておりまして、今回３０万円ということで、その戸別受信機についてはもう一応行き渡ってるというか、今年度はそんなに多く出ないであろうという見込みでされてるということですか。

○南本委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 委員お見込みのとおりでございまして、一定新規でご希望されるところというのはかなり昨年度、私の記憶してる限りほぼございませんでした。新たに、例えば転入されたりですとかという場合でしたら当然そういうようなことが発生してくるかなとは思いますが、逆にお亡くなりになられたり、転出するので返却しますというご家庭が数件ございました。

今回は０というわけにいきませんので、そういった新規で設置される方を見込みますが、昨年度よりは低く見積もらせていただいています。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

次に、その下の下、防災行政無線保守料、これ前年も同じような金額上がってるんです

けれども、これは防災保守っていうのは毎年これぐらいの金額が必要になってくるわけなんじゃないでしょうか。

○南本委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 防災行政無線につきましてはこれ毎年点検がもう必要でございます。点検によって整備箇所、整備が必要であると、修繕が必要であるという箇所も見つかったりしておりますので、これは必ず必要な経費というふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 同じく89ページなんですけれども、消耗品というので156万1,000円計上されてますけれども、これ何か災害備蓄のローリングとかということでしょうか。その内容を教えてください。

○南本委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 今回の金額のほうがちっと上がっておるところがあるんですけども、通常、災害備蓄品や新規で食器セット、新たに避難所等で使うように食器セットですとかというのを新規で今回購入させていただくように考えております。

また、金額で大きいのはバルーン投光器っていうのがございます。これは昨年、ちょうど消防の訓練のときにB&Gのところの訓練会場で設置しておったのを委員の皆様も見ていただいとると思うんですけども、ああいう大きな風船型の投光器です。これのいわゆる投光部分というのが布製になっております。これは非常に劣化していきますので、こちらの投光器をいざというときに使えないということであって、破れたりするわけなんです。空気で膨らむんです。それが破れたりとか実際にいっていますので、こちらを新規で購入させていただきたいということでこれを10基、3万1,500円の10基上げていただいて34万6,000円、こういった形で金額のほうが上がってきておるといような状況です。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 同じ災害対策費の中に、これはどこかには入ってるか分かりませんが、今この村は高齢化しているので何かの災害があったときに感染症対策っていうのが必要になると思います。この感染症対策っていうのを大阪府も昨年からはやろうにはなってるんですが、この村の感染症対策に対する備蓄物であったり、対策っていうのはどういうふうにお考えでしょうか、教えてください。

○南本委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 感染症に対する対策といいますか、計画そのものは健康課のほうが立てる形にはなるかと思いますが、災害における対応というのは感染症だからどうとかがってという話ではなくて、感染症そのものは災害対策基本法の中に除かれております。

ただ、そういった部分で柔軟性を持って、例えばその必要な場合においては災害時における、いわゆる個別のテント、個室のテントであったりとか、ベッドであったりとか、そういった隔離するための施設というのは実際に災害が起こったときに約306名の方が避難するという想定の下にその件数分は用意させていただいております。

また、備蓄に関しましても、必要に応じて災害対策基本法から感染症の部分については記載はございませんが、柔軟にそこは対応するべきやというように考えております。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 この場合の災害時の感染症対策っていうのは皆さんが肺炎になる可能性が高いので、簡単に言ったら歯ブラシができないような状況になってくるわけです、水がなかったり。そういった面で、水歯ブラシとか歯磨きであったり、あとはうがい薬であったり、大したものではないんですけど、口腔ケアの用品を災害備蓄物の中に入れるっていうのはどこもやっていると思いますので、感染症が大きくなるようなものではなく、口腔ケアを中心とした感染症対策のことをお願いしたいと思います。

○南本委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 委員からも貴重なご意見いただきまして、まさにおっしゃるとおりでございます。水、やっぱり水に関しては非常に重要な問題、もちろん電気、水道が当然止まるという話もございます。そういった部分での対策ですとか、そういったことは一旦、今年の部分では考えさせていただいたところあるんですけども、口腔ケアの部分についても11品目という形で重要11品目、大阪府から指定されております品目以外、その他の品目という備蓄物でございますので、またそういった部分も、ご意見いただいた部分を参考に検討させていただきたいと思います。

○南本委員長 ほかにございませんか。

建石委員。

○建石委員 同じページの下の方になるんですけども、機械器具費っていうのが上がってるんですが、どういった内容のものになるんでしょうか。前年度ではこういう費目は上がってなかったんですけども、何か新たに購入されるということでしょうか。

○南本委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 今年度、導入させていただく予定としておりますが、水コンといい

まして乾式の貯水槽です。こちらのほうを各避難所で配備できるようにということで、これ購入を検討をさせていただいております。

昨年来からの水道センターのほう、広域水道のほうで実際に災害時の訓練っていうのを行っていただいたりとかしております。実際に今の現状ですと、いわゆる搬送車、水を積んだ車が来て、そこで災害が起こったときに水道が断水になった場合はそこで水を住民皆さんにお配りするというような形があります。

ただ、それにしても、うちの村としても備蓄としては水の、住民の皆さんに変えていただくタンク、これもまだ買わせていただくんですけど、今年の予算で購入する予定になっております。そういったものが今、村として保持ございませんでしたので、まず住民の皆さんに持って帰っていただけるような貯水のまずご家庭用のタンクと、あと乾式の水槽ということで、こちらに水を搬送してきたものをためて、常時避難所でも使っていただくというような、断水のときを想定した乾式の貯水槽、これを今回購入させていただく予定にしております。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

そして、次はその次のページになるんですけども、これまた職員の人件費になります。これ前年から今まで大概人件費っていうのは前年に比べて増えてたんですけども、これが前年、たしか800万円ほどやったのが今年500万円ということになってるんですけども、この変化はどういった経緯でこういうふうになったのか教えていただけませんか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 91ページの職員人件費の手当ということかと思います。こちらにつきましては、災害時の職員の手当、勤務時間外手当とかそういったものが該当しますけれども、実績等勘案しまして、また財政状況を考慮しまして実態に合った金額ということで減額させていただいてます。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

確認なんですけども、そしたらこれはあくまで災害時における手当、臨時手当みたいなものだけということになるんですか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長　ご指摘のとおり、あくまで災害時のということになります。

　　以上です。

○南本委員長　ほかにございませんか。

　　尾崎委員。

○尾崎委員　すいません、ちょっと防災関係で出たんで、またお金とは関係ないんですけど、前に一般質問させてもらった村内企業との連携はどうなっているのかと、来年度の防災訓練、まだ細かくは決まってないと思うんですけど、どの地区でされるとかその辺をお聞かせ願いたいと思います。

○南本委員長　尾谷課長。

○尾谷課長　村内企業との連携協定の件でございます。尾崎委員のほうからもご提案いただきまして、こちらのほうも実施させていただく予定をしておるんですが、やはりその他連携様々、災害連携協定等、今後、以前にご答弁させていただきましたとおり、なかなか大きな器具を、高額な器具、また年に使うか使わないか、ましてや災害が起こるまでずっと倉庫に寝かせたままするというようなそういった高額なものをなかなか購入していくというのは難しい。

　　ただ、やはり災害が起こってしまうと、浄水器であつたりとか、トイレカー、キッチンカー、いろいろ整備が大きい各市町では整備されてるところでございますが、村ではなかなかそういったものを保持するというのは難しい状況で、それを各企業さんとの応援連携等でカバーしていきたいということもお話しさせていただきました。

　　そういったことで全体の協定の流れでございまして、五月雨に行うのではなくて計画的に行っていきたいというふうに考えております。

　　委員のご提案いただきました村内事業者との、まずはガソリンスタンドですね。燃料に関しましては村の調査自体も非常電源がこういった燃料で動くという、軽油で動くということもございます。ガソリン等もやはり燃料等々に関しましては冬場等、特に必要になってくる場合もございますので重要な課題だと考えております。優先的に協定のほうは進めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

　　総合防災訓練でございますけども、今年につきましては4か年の計画の最終年度といたしまして小吹台と小吹台北自治会のほうが対象となっております。内容につきましては、昨年度も方針として出させていただいたんですが、やはり住民の皆さんに参加していただきやすい、参加していただく参加型のいわゆる訓練をやっぱり中心として考えさせていただきたい。

　　昨年B＆Gで行わせていただいた訓練、非常にたくさんの皆さん、参加いただきまして

好評でございました。引き続き、同様の内容でプラスアルファ、検討しておるところでございますが、1つ、昨年は国の孤立集落支援の部分の訓練のほうがございましたが、今年につきましても、これ予算のほうで報償費で上げさせていただいておるんですが、昨年同様、今現在の予定ですが、大学の専門家の先生を招聘いたしましてワークショップを開催しまして、事前に避難行動要支援者の方の個別の避難の地域の模擬会議、支援会議のほうのケースであったりとか、非常に昨年好評でございましたので、これもぜひとも小吹台地区の皆さんにもご経験いただいて一緒に考えていただきたいと、そういうような機会を設ける予定をしております。

以上でございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

井上委員。

○井上委員 今質問されてた防災訓練、この実施計画に令和7年決算見込みってあるんですけど、決算が0って載ってるんですけど、これ何で0なのかなちゅうの、ちょっと単純な疑問と、事業目的に土砂災害が発生するおそれのある地域を把握して書いてるんですけど、これはここに何か限定されるんですか。

○南本委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 まず、昨年度の金額が0であったというところでございますが、もともと例えばドローンを飛ばしたりとか、モニターに映したりとか、委託料の部分でちょっと大きな金額がかかっておったところがございます。これはやはり財政負担等も考慮して極力費用のかからない形で有効な避難訓練を実施するという視点で極力お金を使わない形で実施したいというところでございます。

昨年度がなぜ0であったかといいますと、もともと委託料のほうは組んでおったんですけども、先ほど申し上げました国の内閣府の孤立集落支援の事業がこれが採択されましたので、これがちょっと予算の当初ではそこら辺が不明瞭で、年度明けて急遽手を挙げて採択いただいたというケースがございまして、例えばそこに係った委託料は幾らかございます。会場の設営であったりとか、ドローン業者の交通費であったりとか、そういったものが当然発生したわけなんですけども、これは全て内閣府のほうが持っていただきましたので、それによりまして村の支出が0であったというところでございます。

なかなか同じ内容で今年採択、これでかなり手を挙げる市町村が増えてきてるみたいで、今年はちょっとエントリーはさせていただいておらないんですけども、内容的には枠予算として今回、委託料のほうは取らせていただいておりますが、必要に応じて執行させていただいておりますが、極力お金のかからない形でやらせていただきたいなというふう

に考えております。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございました。

最後の事業目的については。

○南本委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 答弁漏れまして申し訳ございません。

基本的に村では土砂災害の発生が多いというところでそういう記述をさせていただいて、可能性が高いということです、記述をさせていただいておるんですけども、必ずしも土砂災害に限ったことではございません。当然ながら地震や、場合によっては水防のハザードマップもしておりますが、もう1,000年に1度の大雨でどうしても避難しないといけないというようなことがあると思うんですが、あらゆる場面を想定した形で活用していただけるような、まずは場面想定というよりも、住民の皆さんの意識として災害に対する訓練っていうのを持っていたらと思います。

書きぶりとしましてはこういう土砂災害という書き方しておりますが、それは村の中でやはり土砂災害の警戒区域も多く、災害の発生する可能性が高いのは土砂災害だろうということでこういう記述をさせていただいたところです。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 ほかにないようですので、総務の所管の質疑をこれで終わりたいと思います。

ここで休憩します。

13時から再開します。よろしくお願いします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

○南本委員長 休憩以前に引き続き会議を開きます。

これより民生部所管の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

北浦課長。

○北浦秘書財政課長 午前中にご質問のありました予算書21ページの国庫補助金の困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金について補足説明させていただきます。

この補助金につきましては、先ほども説明あったかと思いますが、女性相談支援員という会計年度任用職員の人件費という形で当たっております。

今回、総務費国庫補助金として計上しておりますが、令和7年度においても同じく総務費国庫補助金として計上しております。年度を通じて同一の整理ということに考えております。

今回、こういった科目の整理につきましては、この補助金自体が困難な問題を抱える女性への直接的な扶助であったり給付というものではなくて、女性相談員等の確保等ということで、関係機関との連携体制の整備等含めまして、行政運営上の体制整備的な経費の要素が中心となっていると。歳出の性質に照らしても総務費で整理するのが合理的ではないかというところで、いろんな分野にまたがって関連するということから整理しているところなんです。一定、昨年度に引き続き同様の整理をしたものと考えております。

子ども・子育て支援事業補助金についても同様に補足させていただきます。

こちらにつきましても、子ども・子育て支援事業補助金ということですが、内容につきましては保育の給付など、そういった分野のサービスではなくて、後期高齢者医療特別会計への繰出金として支出しております。繰り出しの内容としましては、この子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修という内容に充当しております。制度改正に伴う事務処理体制、特に情報システム面の整備という性格のものでして、行政運営上の整備というような性格のものになります。

令和7年度、6号補正でも同様な総務費国庫補助金としておりまして、年度間の整合性、連続性という面でも同じと考えております。

また、この面につきましては、他市町村でも総務費国庫補助金で要求されているところもあるということから総合的に判断しているという状況です。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございます。

困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金については、これ女性の相談支援員の人件費という形で充てられているということですね、分かりました。

子ども・子育て事業補助金についてはもう回り回って後期高齢者システムのほうに行っていると。確かに言われてみれば同じ金額が計上されておりました。ありがとうございました。

○南本委員長 それでは、民生部の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 1つ、まず54、55ページのところに、一番最初のところに扶助費って出てきますよね、19扶助費っていうものが出てくるんですが、いろいろわっと見てってどれが扶助費に当たるのか。補助金とか委託料とかは書いてるから分かるんですけども、本当に明るくないとなかなかそれがどれが扶助費か分からないので、扶助費に当たるところに例えば19って数字振ってもらとか何かそういうことっていうのは必要ないのか。何か私たち見る分ではそういうのが入っていると助かるなと思ったりするんですが、いかがでしょうか。あまり本質的な話ではないんですけど。

○南本委員長 菊井村長。

○菊井村長 確かに扶助費がどれに当たるっていうのは分かりにくいのはそのとおりかなと思うんですけど、ちょっとほかにもちょっと分かりにくいのもあるんですけど、それをこの予算書に記入してえんかどうかというその辺も分かりませんし、他市町村もこういう予算書になっていると思いますんで、またちょっとその辺でシステム改修等々も出てくると思いますけど、またご意見聞きまして、また検討のほうをさせていただきます。

以上でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

もしあれやったら対称表みたいなのを各課ごとに、例えば午前中も聞いたんですけど、機械何とか費っていうのも機械だけで全然分かんないんですよ、中身が。そういうのもできれば、説明聞けばいいんですけども、一々全部聞いているのも大変やし、何かそういう対称表っていうんですか、分かるようなものも、お忙しいと思いますがそういうものを準備していただけると非常にありがたいなというふうに思いました。

○南本委員長 ほかにございませんか。

中野委員。

○中野委員 73ページの急病診療関係事業費っていうところで、休日診療という負担金があると思いますが、これは多分2町1村で救急外来を加盟されてやってる取組だと思うんですが、これは2町1村で均等割されてるんでしょうか。それとも、人数によって利用率か何かで決められてるんでしょうか、どちらでしょうか。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 休日診療の運営負担金の件でご質問ですが、こちらにつきましては構成市町村なんですけれども、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、1市2町1村で構成されております。ご質問の費用割合につきましては、まず均等割合ということで全体の1

5%して、あとは人口割合なんですけれども、前年度の9月末現在の人口で人口割が85%ということで、こちらにつきましては協定をもとに事務局が富田林で算出していただいております。

以上です。

○南本委員長　ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員　23ページの妊婦のための支援給付事業費補助金50万3,000円計上されておりますけれども、これ去年は出産子育て応援交付金ということだったのかなと思うんですけど、その両者の違いってというのはどのあたりにあるのか教えていただけたらと思います。

○南本委員長　仲谷課長。

○仲谷健康課長　こちらのほう、ご質問につきましては、今までは要綱事業ということで国の要綱で先駆けて支給されてたということで、こちらが法律を整えられまして7年度から妊婦のための支援給付事業ということで、23ページを見ていただいたら分かるように、2段書きで交付金と事業費補助金ということで2種類ございます。

上のほうが妊娠のときに5万円、出産する子どもの数で5万円ということの給付で180万円計上しておりまして、下の50万3,000円につきましては事務経費になります。こちらにつきましてはマイナンバー連携のシステム改修の補助金や事務経費などが国の、言いましたら補助金で3分の2程度、今の時点で分かっている補助率でさせていただいておりますので、実際の交付要綱が出ましたらそれに合わせてまた適宜見直しさせていただきます。

以上です。

○南本委員長　田村委員。

○田村委員　ありがとうございました。

続いて、25ページの新子育て支援交付金、こちら3,287万9,000円っていうことなんですけど、昨年から1,000万円ぐらい増えてるんですかね。こちら、どこに充当されるのか教えていただきたいと思います。

○南本委員長　上田課長。

○上田こども課長　すいません、新子育て支援交付金なんですけど、充当先というところですが、まず歳出で言いますと児童虐待防止対策事業というところが1つ当たります。児童福祉費の中に、あと個々細かい事業なんですけど、子育て支援ヘルパー派遣事業、その他発達障がい児の療育支援体制整備事業、障がい児の保育支援事業等々、いろいろ事業に充て

させていただいてるのが今回の新子育て支援交付金でございます。

あと、金額が1,000万円ぐらい増えてるということなんですが、これは成果配分枠というのがございまして、子ども医療費の充当を新子育て支援交付金で充てさせていただいてるような状況でございます。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

建石委員。

○建石委員 ページでいきますと46ページ、47ページの住民情報系住民処理事務費のところですか。この中で、戸籍クラウドハードウェア保守委託料と戸籍クラウドサービス利用料とあるんですが、こういった内容か教えていただけませんか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 戸籍クラウドハードウェア保守料委託料24万7,000円でございますが、戸籍、令和7年度からクラウド化しております。それに係る保守料ということで、通常の利用料的な部分でございます。

下の戸籍クラウドサービス利用料でございますが、ここは大きく変わっております。去年までは今申し上げたクラウド化ではなくて、単体のシステムを使っていた部分でございますが、令和7年度からクラウド利用料に変わっておりますので、ちょっと大きく金額のほうが変わっているものでございます。

こちらのサービス料は実際、利用した利用料金に対して月51万2,435円、ちょっと大きな金額になるんですけど、毎月払わせていただいてまして、12か月分のサービス、クラウドというのが本体の機械が村にはございません。本部というか、システム会社にあるので、それを利用させていただくという経費に係る部分でございます。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

今のどちらも去年の予算書には出てなかったものですからお伺いさせていただきました。

その今のところの上のところなんですが、戸籍情報システム改修委託料です。去年も2,000万円ほど計上されて、補正でなおかつ100万円余り増額になってたんですけども、今年も540万円というところなんですが、この改修委託料というのは毎年毎年なのか、それとも1つの改修が年をまたがっているのか、その辺のところはどうなんですか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 こちらのシステム改修費の内容をちょっとざっくり説明させていただき

ますが、戸籍システム標準化、共通化に係る事業でございます。令和6年度当初予算でご承認いただいた部分で、債務負担行為で契約期間を令和6年9月20日から令和8年3月31日までとさせていただいておりましたが、標準化のこの作業が全国的に遅れておりまして、本村におきましてもシステム現在より一部の機能の改修が令和8年度へ先送りしてほしい旨の依頼を受けまして、昨年12月の議会のほう、一般会計の第6号補正でご承認いただきまして、令和9年3月まで契約の期間を延長させていただいたものでございます。

内容が戸籍の附票システムのガバメント上の環境の設定とか、戸籍の附票システムの利用に必要な初期設定の作業など、そういったものに係る費用でございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 57ページの成年後見制度関係事業費についてお尋ねします。

ここでは関係事業費ということなんですが、村での成年後見の利用者数はどれくらいなのか、そして村としてその制度利用に対してどのような支援をされているのかについてお尋ねします。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 村のほうで成年後見人制度を利用されてる方、本人申立てとか家族申立てについてはちょっと把握のほうはしておりません。こちらのほうで計上させていただいてる分は村長申立ての費用ということで計上のほうさせていただいております。

支援のほうなんですけれども、家族申立てとか本人申立ての方についてのその費用の補助というのはありませんけれども、村長申立てをした場合、成年後見人への費用については一部補助するという制度はございます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

ここであるのはそういう村長申立てのケースのみで、個人に関しては本人申立て、もしくは家族申立てに関しては一切村としては補助はないということですね。この制度の利用の周知みたいなのはどんな形でされているんでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 制度利用の周知なんですけれども、ご相談があったときとか、支援のケース会議だとかそういったところで周知のほうはさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

つまり、広くこういう制度がありますよという形で広く住民に対して周知しているわけではないということですね。そういう状況のケースが上がってきたり、あるいは相談があったときにそれに対してお伝えしてこういうことですのでということをしてますということですね。

どうなんでしょう、もう少し広報的に上げてもいいのかなというふうには思いますが、ご検討をお願いします。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 31ページの雑入なんですけど、居宅支援サービス計画料ということで560万1,000円入ってきてますけども、これはどこからいただける分になるんでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 こちらの居宅支援サービス計画料は村の要支援者、要支援1、要支援2とかの受給を受けておられる方のケアプラン、こちらのほうを介護保険特別会計のほうからケアプラン料を支出しまして国保連合会にお支払いして、国保連合会から村のほうに入る形となっております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 お聞きする限りは村から出ていったお金が村に返ってくるというようなそんなイメージでよろしいんですかね。大体、分かりました。ありがとうございます。

あと、住民課のほうでお聞きしたいんですけども、51ページです。はたとこれ見ながら冷静になって考えたんですけど、ファクシミリ使用料でこれ65万8,000円というなかなかの金額が上がってまして、連絡所関係のほうにもありますよね、3万3,000円。このファクシミリ使用料っていうのがどういうものなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今年度からちょっと財政のほうで統一的に名前を経常的なものは分かりやすくという中でファクシミリ使用料というふうに変更させていただいたものではあるんですけども、実際、小吹台の連絡書にあるファクスと役場、住民課に置いてますファクスを連携して、ファクスの使用料です。ファクスを使うための使用料のことを上げさせてい

ただいでます。

ファクスの機械の使用料、機械を使うという使用料のことです。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。リース料ということになるんですかね。ただ、正直言いまして、毎年ファクス送るの、今でもファクスかっていうのもあるんですけど、66万円、70万円近くかけてずっとファクスを維持していくというのはどうなんだろうと正直ちょっと思うところはやはりあります。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今年度でそのファクスの使用料がちょうど満期というか、8年度の9月末で今リースで借りているファクスが切れます。今現状が月8万9,320円で借りております。

令和8年9月末以降なんですけど、古いファクス、そのまま利用させていただく予定で考えております。今申し上げた一月8万9,320円ではあるんですけど、10月以降は半年間で8万9,320円ということで、もう古い機械を使おうということで住民課では考えておりますので、ちょっと名称がファクシミリ使用料ということで今回新たに名称が出てきましたが、昨年より大幅に減額というか、ファクスの使用料自体は減額になっております。

小吹台連絡所のこともいろいろありますので、今現状古い機械でできる限りもつところまでは今のファクスで使いたいなというふうに考えているところでございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

ただ、やっぱりこの時代にファクスかっていうところもありますので、そのあたりどういう、やっぱりファクスでないと駄目なんですか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 システムで戸籍とか住民票を発行しております。小吹台連絡所でも住民票の発行や戸籍謄本とかも発行できるようにしている関係で、電子公印とかも発行してます関係で、そこを村とつなぐとなると膨大な費用がかかる中で、ファクスで電子公印を飛ばしてっていうような形をすることのほうが安価で行けるということから今現状ファクスで対応させていただいております。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

電子公印をファクスで送るということですね。何かデジタルか、最後の出口はアナログ

なのかとちょっと思いましたが、経費的にはそれが一番安上がりということなんですかね。了解いたしました。

あと、５７ページをお願いいたします。

社会福祉関係事業費、上のところで地域福祉計画策定業務委託料とありますけども、これがどんな計画なのか、その説明をちょっとお願いしたいと思います。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 地域福祉計画といいますのは５年に１回なんですけれども、社会福祉法第１０７条で法律のほうで定めておられまして、こちらのほうは努力義務なんですけれども、村のほう、５年に１回策定させていただいております。

今回上げさせていただいてるのは、アンケート調査の費用としまして１８歳以上の村民の方と、あと以前から田村委員からもご要望のありましたひきこもりの調査、こちらのほうをさせていただく予定としております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 どうもありがとうございます。もうずっとお願いしてたひきこもり関係の調査がついにしていただけるということで非常にうれしく思っております。感謝いたします。

あと、そのちょっと下、村遺族会補助金、これ１２万円ありますけれども、去年はたしか１８万円だったかなと思うんですけども、その減額となった理由を教えてくださいと思います。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 遺族会の補助金につきましては毎年１２万円の補助だったんですけども、去年は戦後８０周年ということで記念事業を遺族会のほうでやられるということで、その分、上乗せして前年度は補助金のほうを支出させていただいております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 どうもありがとうございます。

これはちょっと相談いただいたことがありまして、村遺族会のほうも大分高齢化していて、他自治体ですともう解散してしまっている遺族会もあると。その解散時に何か国のほうから補助というか、助成というか、そういうものがあるということも聞いたんですけど、その点に関してはいかがでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 解散に応じて国のほうから補助があるっていうお話なんですけれども、ちょっと私のほう存じ上げておりませんので、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ありがとうございます。

僕も住民さんからちょっと聞いただけなので、実際そういう助成があるのかどうかっていうのは確認できてないので、また確認をよろしくお願いいたします。

なかなかやはり高齢化してまして、忠魂碑も村内3か所ありますけども、なかなか管理が大変という側面もあると思うんで、ちょっとまた行政のほうでも一緒に考えてくださったらというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 今先ほどの田村委員からの質問にちょっとかぶるところなんですけども、地域福祉計画策定業務委託料というところですが、これは前年もなかった費目なんですけども、これは千早赤阪村地域福祉計画、第4次の福祉計画が満了するから第5次に向けてという解釈でよろしいのでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 建石委員おっしゃるとおりに、4次が8年度で終了しますので、第5次策定に向けて8年度にアンケート調査させていただいて、9年度に策定させていただく予定としております。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 業務委託ということで計画についてはもう昨日からいろいろ業務委託が出てくるわけなんですけれども、これも計画自体もまあ言えば丸投げみたいな形になるのでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 8年度につきましてはアンケート調査のほうになりますので、業者さんのほうでアンケート調査をつくっていただいて発送、回収、分析という形になるんですけれども、アンケートの中身のほうは村のほうもしっかりと関わっていく予定でございます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今回の地域福祉計画の策定ですけど、今８年度で満了になるということですね。９年度。いや、９年度ならいいんですけど、８年度だったら今のアンケート調査だけでは間に合わないと思うんです。９年度ですね。分かりました。それをちょっと確認したかった。ありがとうございます。

それから、その下の介護訓練等給付事業とか、あと地域生活支援事業っていうのは障がいをお持ちの方に対するサービスが並んでいると思いますけれども、例えばこの前補正でもいろいろ出てきてだと思えるんですけども、移動支援事業費とか、日中一時支援事業、生活支援だったら、等がありますけれども、こういう事業に関してこれだけの事業費というふうに出てますが、やっぱり利用される方の人数に基づいて算定、人数、想定に基づいて算出されているのかどうかを伺います。

○南本委員長 山谷課長。

その前に、ちょっと挙手して答えてくださいね。

山谷課長。

○山谷福祉課長 ただいまのご質問なんですけれども、前年度、前々年度、現年度の受給状況を鑑みまして、あと申請の件数とかそのあたりを考えて予算のほう、計上のほうをさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 分かりました。

それから、また自動車改造助成事業費、これ例えば足が不自由になって手だけで操作できるとかそんなものだと思いますが、これ１０万円のみ計上されていますけれども、これまでの実績はどうかというのと、１０万円でそういうのっていうのは、補助する場合はどれぐらいの助成割合になるのかを教えてくださいませんか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 こちらの事業なんですけれども、かなり前なんです、２０年ぐらい前に１回助成のほうさせていただいております。ちょっと最近実績がありませんので、その１０万円がどのぐらいの割合かというのはちょっと申し訳ありませんが、こちらのほうでは把握のほうをしておりません。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 この場合、これは村独自の補助になるのか、それとも障がい者施策の中でそちらの給付対象としてなっているものなのか。もしそうだったら、自己負担っていうのは

0%の人でもあれば、3%の人でもあれば、となるんですけど、その辺はこの事業に対しては
どういう位置づけなんでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 こちらのほうは一応単独事業です。割合のほうなんですけれども、非課
税であるとか、課税であるかで負担割合は違ってきております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

じゃあ、その事業の負担割合、違うということですから、その何%とかそんなん決まっ
てないんですか。それも聞けたらと思ひまして。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 ちょっと今資料のほうを持ち合わせておりませんので、後ほど回答させ
ていただきます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

それから、その下の広域福祉関係事業費ということで、南河内広域行政協働処理事業負
担金ってありますけれども、これどのような事業であり、どのような負担割合になつて
るか教えていただけますか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 こちらのほうは南河内広域事務室広域福祉課の職員の負担金となつてお
ります。負担割合のほうは、ちょっとすいません、資料のほう持ち合わせておりません。
申し訳ありません。

○南本委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 南河内広域行政共同処理の負担金ですけども、これ富田
林市、河内長野市、大阪狭山市と、それから河南町、太子町、千早赤阪村で組織の共同設
置というのをやっております、いわゆる広域福祉課というものをそれぞれ共同で南河内
の広域事務室、府民センターです、そちらで一定の事務を処理をしているというようなど
ころです。

それぞれが負担金を出してるんですけども、たしか均等割と人口割があったと思います
けど、ちょっとその率につきましては少しちょっと確認させていただきますので、後ほど
ご答弁させてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

その広域福祉関係事業ということで福祉に関する広域の取組ということをして3市2町1村でされているということなんですが、具体的にどんな取組をされているのか教えていただけますか。

○南本委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 例えば、手帳の交付とか、もともと大阪府の権限にあったものを権限移譲で受けた、当時平成23年頃だったと思いますけども、その頃にそういった権限移譲の関連の事務を受けまして、それを、要は住民さんに身近な事務といいますか、ここの処理のためにということで事務を受けたものがあります。あと、幾つかほかにもちょっと事務があるんですけども、今ちょっと個々はちょっとあれなんですけども、そういったことを処理するために3市2町1村で共同で処理をするというようなことをやっております。

以上です。

○畑委員 ありがとうございます。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 今度54ページ、55ページの障害福祉関係事業費のところなんです。この中で、一番初めに障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員報酬というのと、その幾つか下に障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定業務委託料っていうのが両方上がってるんですけども、これは計画、業務委託料と策定委員報酬とどう違うんですか。計画自体を策定委員のほうでつくるということではないのでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 障害福祉計画の策定委員っていいいますのは、こちらのほうで業者委託しました障害福祉計画に対して、年3回ほど障害福祉計画の策定委員さんに審議していただいて、その審議を終えた後に計画のほう策定になるんですけども、業者委託と策定委員報酬とはまた別になるんです。

策定に当たって策定内容を、計画の内容を委員さんに審査していただく、それに対しての委員報酬になります。村のほうを考えてますのは、一応委員さんに行政機関としまして富田林の保健所の方とか、社会福祉及び公的団体ということで区長会の会長さんとか、民生委員・児童委員協議会の方、社会福祉協議会の方、あと医療関係とかそれぞれ一応11名程度の委員さんを委嘱しまして、策定に向けて審査のほうをお願いするというような形になります。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

そうしましたら、まず策定業務自体は業者のほうに依頼すると。その途中というんですか、中間というんか、そういうチェックっていうんですかね、何ていうんか、その報告を受けて妥当かどうかというのを策定委員が判断すると、それが年3回ぐらいあるということなんですけども、この計画自体は8年度中に策定が完了ということでよろしいのでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 委員おっしゃるとおりに、令和8年度中に策定する予定でございます。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

そうしましたら、次に今の策定業務委託料のその下に障がい福祉システム改修委託料というのがありますが、前年も計上されておられて1,200万円弱計上されてたと思うんですけれども、これの改修は同じ改修なのか、続けて改修を続けられておられるのか、その辺のところは、新たな改修なのか、その辺はどうなのでしょう。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 障がい福祉システムの改修の内容なんですけれども、1つ、精神障害者手帳旅客運賃割引制度の改正対応に伴う改修と、8年度税制改正に伴う改修ということで、税システムとの連携でシステムの共通部分の改修となりますので、新たにこの部分についてはシステム改修が必要だということで、この2点の改修のほうをさせていただきます。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎委員 すいません、57ページのシルバー人材センターの補助金についてなんですけども、草刈りとか枝払いは各部課に依頼されてると思うんですが、この補助金は76万円出しておられます。これに対しての何に使ってるのか、監査とかは実地されてるんですか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 シルバー人材センターへの補助金なんですけれども、毎年シルバー人材センターから実績報告をいただいております。書面の審査のほうはさせていただいております。また、今年度なんですけれども、村の行政監査のほうで事務監査ということでこの

補助金に関しての監査のほうもしていただいております。

以上です。

○南本委員長　ほかにございませんか。

中野委員。

○中野委員　63ページの高齢者保健介護一体的事業費っていうのがあるんですが、大体高齢者、後期高齢者、介護、福祉というふうに分かれていると大体分かるんですが、この一体事業っていうのは何のこともをちょっと説明いただきたいということと、その中に個別歯科相談委託料というのがあるんですが、これもどういうことか分からないので教えていただきたいと思います。

○南本委員長　酒見課長。

○酒見住民課長　高齢者保健介護一体的事業でございますが、高齢者の今部署でいいますと福祉課、健康の部署でいいますと健康課、特定健診等でいいますと住民課とそれぞれ今縦割りといいますか、分かれています。それを1つになって民生部一体的に取り組んでいこうという趣旨でやっている事業でございます。

あらゆる予防から健康増進にかけて一体的に取り組むというような内容の事業で、国のほうから委託を受けて全額補助で、全てここに係る経費は全て国等からいただいている事業費の内容でございます。

また、個別歯科相談委託料でございますが、こちらにつきましては委託をしております大阪府歯科衛生士会のほうに委託をしております。年間予算にして20回委託料の経費、1万2,100円、1回に当たり計上させていただいておりますが、内容は個別に役場にお越しいただいて歯の健康状態の相談ですとか、ブラッシングの仕方ですとか、そういった口腔のケアについて相談、確認したり、自宅に訪問したりというような事業内容でございます。

○南本委員長　中野委員。

○中野委員　ありがとうございます。

後期高齢者とか、介護とか、ほとんどが国からお金が交付金として来ると思うんですが、それを使うときの中身の問題をこの前から一般質問でも言い続けてると思うんですけど、中身をこういうふうにしたらもっとよくなるよと。ここの住民さんというのはやっぱり足がない方が多いので、わざわざ集まってきて健診を受けるとか、相談に来るとかっていうことがないので、歯科健診に関しても高齢者歯科健診も普通の一般歯科健診も特定健診に係るものはなかなか受診率が悪いのが現状なので、それを歯医者さんにも行かない方が歯科口腔衛生で衛生士さんに相談に来るということがあまりないと思うんです。だか

ら、そういったことを含めて内容をいろいろと考えていただきたいと思います。

答弁は結構です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 まず、ちょっと単純なことかもしれませんが、58ページのところでひとり親医療費助成費と子ども医療費助成費っていうのが0になって、この項目が64ページ、66ページに移動してるように見えるんですが、これは社会福祉の項目から児童福祉に移したための単なるそういう手続というふうに理解してよろしいんでしょうか。また、そういうふうに移すことになった理由について教えてください。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 ただいまの質問です。ひとり親家庭医療、子ども医療費の助成費というところでございますが、今年の4月にこども課というのが発足しまして、子どものことはこども課ということになっております。予算の今回組み替え、再編成をしております。全ての子どもに係る部分の予算につきましては児童福祉費という形で予算のほうを編成させていただいております。

よって、前年度まで社会福祉費でひとり親家庭、子ども医療費助成につきましては社会福祉費で計上しておりましたが、来年度からは児童福祉費という形で予算のほうを移行させていただいてる状況でございます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。分かりました。

それから、同じページなんですけれども、重層的支援体制整備事業として、この59ページで1番目から2段目、3段目、それから次のページにおいても、61ページにおいても下から1、2、3段の分が全部この重層的支援体制整備事業となっております。

ところが、予算立てをしているところが別々のところになってるんです。だから、本来だったら重層的支援体制整備事業っていうのは実施計画の23ページにあるように、もともと私もこれについて質問を何度もさせていただいてますけれども、これはやっぱり今まで縦割りだった事業が子どもの支援、それから障がいを持った人への支援、生活保護的な支援、高齢者への支援、いろんなことがばらばら、縦割りにされていたものがこの重層的支援体制整備事業っていうことで地域に住む人として一体として見る。そのために予算が国からの補助金は別枠で来るんだけど、それを1つにプールしてその中で使い道を検討していい財源であるというふうに理解してるんですが、これはそれぞれのところで何か補助金が来た別々で何か動いているように見えてしまうんです。だから、これは別のそこから

補助をもらってますからそっちで重層として別にやりますといたら、なかなか縦割りが解消されてないと思うんです。

本来はこれは縦割りの壁をなくすために地域に住んでる人っていうのは高齢、障がいとか子どもとか、そんな縦割りで生活してないよって、みんな横のつながりというのがやっぱりあるものだよっていう考え方ですよ。

今、逆に言えば、高齢者と子どもたちのつながりが少なくなるとか、逆に地域がそういう課題を抱えている中で、あるいは障がいを持ってる人が引き籠もってしまってなかなか地域に溶け込めないっていう課題の中でこういう事業が生まれてきたというふうに理解してるんですけども、予算の枠組みがなかなかばらばらな形でされていますので、こういう使い方が本当にこれでいいのか、村が重層的支援体制整備事業に手を挙げてやるということで国から補助金が出るわけなんですけれども、本当にこういう取組でいいのかというのに関して少し疑問を感じます。

だから、逆に言ったらそういう縦割りの壁をなくした形として何か計上すべきではないかと思うんですが、その辺も含めて教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 重層的支援体制整備事業交付金につきましては、委員おっしゃるとおりだと思ってるんですけども、ただ国からの交付金は一応手続上は1つの重層的支援体制整備事業交付金として一括で交付のほうされるんですけども、その交付額の算定や精算方法は既存の事業につきましては従来どおり、介護、障がい、子どもなどの各制度における補助対象経費の基準や補助率のほうが適用されております。

なぜそのように適用されるかっていいいますのは、財政保障の水準を維持する観点から従前の規定と同様にするとされておりましたので、予算上はちょっと従前どおりで、ただ重層的支援体制整備事業（他機関共同事業）とか相談支援事業、地域包括支援センター運営事業費とかというふうに分かれております。

ただ、算定方法はそういうことになるんですけども、実際、事業につきましては、例えば地域包括支援センターのほうの相談で高齢者だけの相談でなく、続いて障がいの相談とか、一括で相談される場合も今まででしたら重層的支援体制整備事業が入る前であれば、補助金としては地域包括支援センターでの障がいの相談を受けた分については補助されないということだったんですけども、重層的支援体制整備事業を7年度から実施しておりますので、その辺は分け隔てなく受けれるようにしております。それが属性を問わない包括的な相談支援のための一体的に使えるこの交付金のメリットでもあると思っております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

ただ、収入として国からの交付金として、じゃあそういう項目として上げられてましたでしょうか。ちょっとそれ私見落としかもしれませんが、国からの交付金の収入のところでそういうふうに算定はばらばらだけど、交付は一括だというお話ですよ。そこんところを。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 20ページ、21ページをお開きください。

こちらのほうの民生費国庫補助金で2つ目です、重層的支援体制整備事業交付金ということで2,633万3,000円を計上させていただいております。

また、府費のほうでも、24ページ、25ページになります。25ページの社会福祉費補助金、11行目です。こちらのほうに重層的支援体制整備事業交付金を計上のほうさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

すいません、そういうふうに一括で入ってるわけですね。そしたら、やっぱりできれば支出のほうもそういう重層的支援体制整備事業として一括でしていただきたいなというふうに思います。何かこういうふうにすると、何かばらばらで事業してますよねっていうふうに見えてしまうんです。だから、一括としてすることによって、じゃあそれがどういう意味があるのかっていうの考えられますけれども、こういうばらばらに出されると、あ、そういうばらばらの機能があるんだということになってしまいますので、その辺は要望しておきたいと思います。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 すいません、一応59ページになるんですけども、人権カレンダーはこの啓発事業でいいのかと思うんですけども、最近のカレンダーでもなんですけども、AIでつくってる場合があると思うんですけど、その辺を見抜く対策とかされてるんですか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 人権のカレンダーの件ですが、AIを見抜く方法があるかというご質問に対しまして、実際AIによって作成されたものかどうかというのは完全に見抜くっていうことは現時点では技術的にかなり厳しい側面があると思っております。そのため、カレ

ンダーに載せるために表彰式典というのをやっております、その標語ですとか、ポスターの表彰式典には応募者本人が自ら制作したものに限りというような要領をつくり、ホームページや広報紙で載せて、そういったことのないような対応を現状は図っているつもりでございます。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 ありがとうございます。

ちょっとでそのカレンダーの件でどっちに聞こうか悩んでたんですけども、人権カレンダーは民生で、ちょっと家の話なんですけど、人権カレンダーも12月に届いてますよね。その中にペットボトルのことがもう載ってたんですよ。それで、議員が聞いたのがまだ最近、月2回になるちゅうのが。これはどっちに聞こうか、ちょっと悩んだんですけども、民生、多分12月の発行で分かっていることはもっともう前に決まってるちゅうことですよね。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今ペットボトルが今まで月1回やった分が4月以降、2回なりに変わるという中で、人権カレンダーのほうに今もう既に載っていたということだと思います。実際、人権カレンダーの発注につきましては業者委託させていただいたのが昨年の中旬頃でございます。

なお、人権カレンダーにつきましては、今申し上げたように、人権ポスターとか人権の標語をメインに本来は載せております。ただ、以前まで住民課のほうで環境、ごみの関係も携わっていたという中で、ごみの収集日をペットボトルであれば毎週何曜日というようなことで載せておりました。

そういったことも踏まえて住民に浸透しているということで、今回もペットボトルを載せておるわけですが、農林環境課のほうに今担当部署、おっしゃるように移っております。そこで、人権カレンダーをつくるのに当たって、合議ということで、このような内容でいかということで、合議を取っております。たしか10月中旬に契約しましたので、11月頃、合議を回してさせていただいたところ、原課のほうから来年から月2回に変わるっという申出があって、住民課としてはその時点で分かった次第でございます。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 ということは、後のほうでなぜ議員に知らせるのが遅れたかは後の課のほうがいいということですね。分かりました。ありがとうございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 59ページになるんですけど、58ですか。今回、老人医療費助成費が前年度から3万円減額ということで、もう0ということになって消えてるんですけども、これがなくなった理由っていうのを教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 老人医療費助成費なんですけれども、重度障がい者医療と平成30年、そちらのほう、重度障がい者医療に移り変わって老人医療費助成事業自体は経過措置として今年度の3月末で終わるので、こちらのほう、8年度は予算計上のほうをしておりません。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

同じく、57ページのほうなんですけど、こちらも障がい児施設措置給付等事業費が今回からなくなってまして、これはどうなんですか。ほかと、さっきの畑委員がおっしゃってたような育成医療関係事業費とかと一緒にこれものこども課のほうに移行したということなのかなとも思うんですが、ちょっと該当箇所が見つけれず、その点、教えていただけたらと思います。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 もともと昨年度まで福祉課が担当していた障がい児の部分につきましては、児童の部分につきましては全てこども課のほうに移行させていただいております。例えば、障がい児通所支援給付事業とか、発達障がい児の療育事業費、そのあたりにつきましては社会福祉費のほうから児童福祉費、こども課担当のほうに移動、再編させていただいてる状況でございます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

大体そのこども課の所管はこの児童福祉総務費からのこの8目、ここが全てこども課の所管になるという認識でよろしいですか。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 障がいの部分の障がい児のほう、子どものほうの部分につきましては、中身も含めまして子どもに関する部分につきましては児童福祉費のほうに移行させていただいているという状況でございます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ありがとうございます。

65ページで、今回からこの発達障がい児等療育事業費で相談業務委託料及び心理発達相談業務委託料とこれがちょっと昨年の分では見つけられず今年から始まるのかなと思ってるんですけども、この2つについてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 65ページの発達障がい児の療育事業費のところの相談業務委託料につきましては、これは昨年度は社会福祉費のほうで入っている分だと思います。

心理発達相談業務委託料につきましては、母子保健のほうの健康課のほうの部分でございます。それだけですかね、すいません。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

あと、67ページです。67ページも、これも教育課にあった学童保育連絡会補助金とかがこども課のほうに移ってきてということで新しくつくられたのかなと思うんですけど、この放課後児童健全育成事業費、令和7年に比べて令和8年、何か変わることがあれば教えていただきたいと思います。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 この放課後児童健全育成事業につきましては、委員おっしゃってるとおり、昨年度までは教育課のほうで予算計上しておりました。内容につきましては、学童保育連絡会の補助金ということで、これは昨年度同様の300万円プラス、処遇改善加算ということで39万6,000円計上させていただいております。339万6,000円となっております。

その他変わるところにつきましては、来年度インフラ工事、整備工事ということで照明の工事をちょっと予定しております。現在蛍光灯を使用しております、LED化にしていかなきゃいけないということで、そこらあたりのインフラ整備工事を予定しております。

さらに、清掃業務委託料ということで、空調のフィルターの清掃委託を考えております。さらに、修繕費ということで屋外手洗い場の排水管、ちょっと詰まっておるということを知っておりますので、その修理というところも今回、来年度の予算で計上させていただいております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

なかなかいろいろとやっぱり不具合が発生しているんですね。それら全てまとめて修繕していただけるということで。

また、村長の村政運営方針にもありましたけど、学童さんが、結局なかなか何千万円っていうお金を運営していくっていうのが毎年毎年変わる委員さんがってなかなかしんどいかなっていう面も確かによく分かりますので、その点とかも含めてしっかりとコミュニケーションを取っていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 59ページのその他老人関係事業費というところで、ここの中に項目はないんですが、実施計画の25ページ、村長の方針のほうにも言われてたと思いますけれども、いきいきサロンやまゆりの建て替えの問題です。去年、調査ということですか、予算を上げて設計、何か3つの種類とか何かそういう建設案とか出されて、住民さんとの話合いも1回はされたとは聞いてるんですが、その後、何回されたのかはちょっと分かってないんですけれども、その後、今単にいきいきサロンのみでなくともっと小吹台地区の公共施設に関して今一括して検討しているというお返事をいただいております。今期は予算0ですが、来期、来年度どういう内容を行われる予定なのか伺います。

○南本委員長 中野部長。

○中野民生部長 いきいきサロンにつきましては、代表質問でもあったかと思いますが、やはり現状、人件費の高騰や建築者の高騰によってかなり大幅な事業費となっておりますので、なかなか単独でその事業費を確保というのは難しいというふうに考えております。

今現状は補助金等も単独ではなかなかありませんので、そういった意味では小吹台地区全体がやはり高齢化してるという中で、地区の活性化も含めてもうちょっと広い範囲、視野で検討していく必要があるというふうに考えております。

その中で使える補助金は使っていき、施設のほうはどういう形ですればいいかということについては総合的に検討したいというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 だから、今年度はそういう検討をされるという年度になるということでしょうか。庁内でそういう集まりにおいて検討をしていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○南本委員長 中野部長。

○中野民生部長 どういう体制というのがちょっと決まってはおりませんが、やはりなか

なか単独でというのは難しいという中で、総合的に検討する必要がありますので、福祉課だけではなく全庁的にそういった検討の場というのは必要かというふうには考えております。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、まだ検討するその場も決まっていない、どういう形でやっていくかも決まっていない。なぜこういうことをお伺いするかというと、やっぱり地域の方からどうなってるのと聞かれるわけです。その後、前建て替えの話あったけど、あれどうなってるの。取りあえず、屋根の修繕をしていただいたんで水漏れなくなってバケツは全部撤去できましたという話はもちろん聞いております。ただ、中はもう染みだらけやし、あちこち剥がれたままの状態なんですけれども。

そんな中で、やっぱり利用されている方とか、またやまゆり作業所の問題も前、私一般質問でお尋ねしたことがありますけれども、やまゆり作業所の方も結局建て替えになったときに自分たちは出ていかなきゃいけないけどどうしていいかっていうところですよごく不安に思ってます。だから、その辺とのコミュニケーションの取り方も、どういうふうな話をしていくかということも重要だと思いますので、まだ話し合う、そういう状況でまた体制も決まっていなくてと言われてしまうと、住民の方にどうお答えしていいのになって。いや、まだ何も決まってないですよっていうのか、何かその辺のところを、やはり住民の方はそういう方向で、村長もそのことを課題だというふうにおっしゃってるわけですね。その辺の体制に対して最低限こういう体制でこういう話合いも今後組んでいきますよっていうようなことはやっぱり明確に提示していただきたいなっていうふうに思います。そうでないと、住民の方にお伝えできませんので、その辺についてどのようにお考えなのか伺います。

○南本委員長 中野部長。

○中野民生部長 体制につきましては、今現状福祉課のほうでいきいきサロンの担当をしておりますので、単独の建て替えであれば当然福祉課で検討の必要があるというふうに考えております。ただ、なかなか今現状の中で単独では補助金がないという中では、やはり全庁的にもっと広い範囲で小吹台全体の活性化ということを検討するに当たりましては福祉課単独ではできませんので、そういった意味では今後、人事とも相談しながら体制の検討も必要かというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 西井副村長。

○西井副村長 今の民生部長からありましたとおり、建て替えの単独で5億円程度かかる

事業費を私、着任して聞きまして、そんな規模のものが要るかという疑問を抱きまして、私、公共施設マネジメント検討会の委員長ということでございますので、例えば防災的な観点から何か国の予算を引っ張ってこれないかとか、小吹台連絡所の複合化によって何かそういった国庫が取れないかということを検討してきたわけですが、正直、進捗がまだしていない状況でございます。

また、新年度を迎えますので、体制を含めまして全庁的に検討して、これ村長公約ですので前に進むように考えていきたいと思っております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

ぜひとも8年度中にはそういう体制を明確にして住民の方にお伝えできるような形で情報を開示していただきたいというふうに思います。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 すいません、今ちょっとやまゆりの話が出たんでついでなんですけども、いきいきサロンの営業日がやまゆりとくすのきと違うと聞いてるんですけど、その理由とか、利用実態と合ってるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 いきいきサロンやまゆりのほうなんですけれども、始めた当初、平日に働いての方が利用することが多いということで土日の開所の希望があったということで聞いております。くすのきのほうは特になかったということで、日曜日をお休みにさせていただいております。

実態と合っているかということなんですけれども、今のところやまゆりのほうは土日利用されてる方いらっしゃいますし、特に苦情というのも聞いておりません。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今のやまゆりとくすのきのサロンに関しては条例がたしかあったと思うんですけれども、高齢者の利用を原則にしておりますけれども、やっぱりこの25ページにあるように、多くの世代が集う交流の場としての整備を検討するということを去年からも上げられておりまして、そのためには条例も変える必要があるし、また重層的支援体制整備事業という形で高齢者施設であっても地域のために貢献できるものはもっと広くどんな人もう常に利用できるという方向に変えていくということは可能だと思うんです。

そういう意味の取組のほうもまだ遅々として、要望はさせてもらってますが、その辺の

変化をお聞きすることができないんですが、その辺の取組に関してはどのようにお考えなのか伺います。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 今いきいきサロンやまゆり、くすのきの指定管理である社会福祉協議会と現在協議中です。できるだけ多世代が集える場所にしたいなと思っております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 71ページなんですけども、会計年度任用職員人件費が今回1,534万8,000円計上されておりますけど、金額がちょっと大きく増えてますので、その増えた理由というのを伺いしたいと思います。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 昨年度と比較しまして増額の理由ということですが、管理栄養士1名、看護師1名、事務1名ということで増員しております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 結構大幅な増員なのかなとも思うんですけど、これは今現状いらっしゃらないので補充するということではないわけですね。新しく増加ってということですね。どんな感じなんですか。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 こちらにつきましては、当時、看護師のほうは8年1月から採用しまして、その分が当初予算のほうには間に合いませんでしたので恐らく増額してと思います。現体制は事務1人、先ほど北浦課長が申し上げましたように、事務1人、看護師1、管理栄養士1ということで、恐らく看護師分が去年は入ってなかった途中増額した分が今回は当初から入ってるということになってると思います。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ありがとうございました。

あと、73ページなんですけど、母子保健事業費のところでは健康管理システム改修委託料165万円上がっております。ただ、これ去年も計上されておまして、昨年256万6,000円ってことで、これは毎年改修していかんとあかんようなもんなんですか。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 こちらにつきましては、残念なことに制度が変わるたびに改修という

のが必要になっておりまして、今回の改修につきましては妊婦のための支援給付事業というのが去年から始まりまして、そちらの副本登録をさせていただいてマイナンバー連携をするという改修業務になります。

それとプラス、乳幼児健診の項目修正とか多少のちょっと制度改正がありますのでそちらの改修ということで、こちらにつきましては先ほど田村委員のご質問があった補助金の50万円、ちょっと上限額がありますので一部補助金対象となっておりますので計上させていただきます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ということは、50万円ぐらいが子ども・子育ての分ですか。違う。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 こちらにつきましては国庫の分で、ページで言いますと23ページの妊婦のための支援給付事業補助金のほうの50万3,000円の中の50万円ということでございます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

ということは、100万円は一般会計でうちの村からの負担で出てるということなんです。結構、国の変更だと思うんですけど、それで結構うちの負担が増えるというのが現状だということですね。分かりました。ありがとうございます。

○南本委員長 いいですか。

それでは、ここで休憩したいと思います。

14時48分から再開いたします。

午後2時27分 休憩

午後2時48分 再開

○南本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

菊井課長。

○菊井総務政策課長 休憩前に畑委員のほうが予算書の57ページの南河内広域行政共同処理事業負担金の質問があったかと思います。その負担の割合につきましては、均等割が5%、人口割が95%となっております。

以上でございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 59ページの国民健康保険特別会計事業勘定繰出金ですけれども、これは保険料の50%が公費で負担するという制度になっていると思うんですが、その分の村の負担分というふうに理解してよろしいでしょうか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 国民健康保険特別会計への繰出金でございますけども、保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、産前産後繰入金、出産・育児繰入金、財政安定化支援事業等繰入金などとなっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今言われたのはその科目別みたいですが、私が伺ったのは何か50%が公費負担、保険料のうち。だから、これは保険料に対する繰出金ではなくて事業に対する繰出金であるという、国保で取り組まれている事業に対する拠出金であるというご説明だったんですね。だから、保険料ではないと。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今、北浦課長がご答弁させていただいたとおりでございますが、未就学児均等割繰入金というのが委員おっしゃるとおり半額を免除している分に対して、一般会計から特別会計のほうに繰り出ししている部分になります。そのような出産育児繰入金や産前産後の繰入金など、一般会計から補填してる分に対する特別会計へ持ち出している分の費用総額がこちらに書かれております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 すいません。ちょっとすいません、まだ理解ができなくて。結局、国民健康保険っていうのは特別会計のほうで保険料を徴収した分を大阪府の広域連合、大阪府のほうに納入して、そこから村に対して村の必要分が戻ってくるという形ですけれども、そのときに国負担分とか大阪府負担分は多分そっちから入ってくると思うんですけれども、村負担分に関しては特に出すのではなくて、こういう形のいろんな拠出金、事業に対する拠出金という形で補填されていますというふうに理解してよろしいでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

井上委員。

○井上委員 先ほども質問がありました重層的支援体制の整備事業費なんですけど、基本的に前、あれは準備の体制のときやったかな、社協に何か委託をしてっていうお話を聞いてたんですけど、現状ってどういうふうに動いてるんかっていうのちょっとよく分からないんで教えてほしいんですが。ここに他機関共同事業等委託料ってあるんですけど、他機関が動くんでそれを共同で動かすためのものなんかなとかという考えはあるんですけど、その辺どうなんですか、ちょっと教えていただければと思います。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 重層的支援体制整備事業費の他機関共同事業等ということで社協のほうに委託のほうさせていただいてます。地域づくり支援員を配置しましてコミュニティソーシャルワーカーとか生活支援コーディネーターと連携しまして、相談者本人のニーズに伴って地域サロンやグラウンドゴルフとかの地域参加ということで、必要な方にはそういった社会参加の資源があるので、そういう参加しませんかということで社協の職員が参加を促したりとか、あとアウトリーチということで自宅のほうに訪問させていただいて、そこで支援の必要な人に対しての相談を受けたりとか、社会資源の提供をしたりとか、そういったことを社協のほうでしていただいております。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。大体分かりました。

最初、準備事業から始められて、継続して同じような体制で今動いてるということですね。何か国が進めている基本ラインっていうのがあると思うんですけど、そこと今、村が進めている事業関係とかって大体リンクして同じように行ってるんか、それとも独特の何か動きがあるのかとか、その辺ってどうなんですか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 国のほうが推進されてますガイドラインに沿っては、村のほうでは一応ガイドラインを見ながら事業のほうは進めさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。

あと、包括支援ということで、たしかワンストップでどんな事例でも受け入れますよっていうのがうたい文句やったと思うんですけど、現状その体制になってて実際何かあった場合はここに行ったらオーケーみたいな場所ってあるんですか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 福祉課のほうで属性を問わない相談ということで、一旦福祉課のほうで相談のほうを受けさせていただいて、中身によってはいろんな社会福祉協議会の職員や障がいとか介護の支援事業者さんとか、いろいろそのケースに応じてケース会議に参加していただいて支援の方向性を決めさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。

広報等を見ても載ってんのは分かるんですけど、何かあんまり目立たんというか、ぱっと見てもよく分からんような状況かなと思いますし、保健センターへ行っても何か小っちゃいこんな看板を掲げてはったんですけど、何かもう一つ、前も言ったと思うんですけど、アピールが足らんかなと思うんですけど、その辺どう考えておられるんですか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 ちょっと分かりにくいというご意見ございますので、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 59ページなんですけど、人権啓発事業費で村人権尊重のまちづくり審議会委員報酬7万5,000円が計上されております。ただ、これ昨年は15万円でした半分には減っているわけで、この半分に減った理由っていうのを伺いしたいと思います。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 村人権尊重のまちづくり審議会委員の報酬ですが、10名の予算を今年度計上させていただいております。1回開催で計上させていただいております。昨年度につきましては男女共同参画推進計画という計画、7年度の年でございましたので、ちょっと予定で2回分という予算計上をさせていただいたものでございます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

先ほど7,500円とおっしゃってたその掛ける5ということですね。了解いたしました。ありがとうございます。

同じく、61ページなんですけど、真ん中の重層的支援体制整備事業費の一般介護予防

事業委託料44万円、これも大体昨年82万8,000円ということでおよそ半分ぐらい減っているのです、減っている理由っていうのはどこにあるのか教えていただけたらと思います。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 こちらの事業費のほうなんですけれども、去年は介護予防の普及啓発事業のほうを入れさせていただいてたんですけれども、こちらのほうが重層的支援体制整備事業の対象の品目じゃないということで、昨年9月議会のほうで科目更正させていただきました。介護保険特別会計のほうで計上のほうをさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。よく分かりました。

続いて、63ページなんですけど、児童福祉関係事業費のほうで子ども食堂運営事業補助金ということで36万円計上されておりますけれども、前、説明で、現状で対象が何か3団体かなっておっしゃっておられたと思うんです。僕あまり村で子ども食堂が3団体も運営しておられるというのちょっと恥ずかしながら聞いてなかったの、この3団体っていうのを差し支えなければ教えていただけたらと思います。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 3団体というのは小吹台地区で1団体開設されております。森屋地区で2団体開設されております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

子ども食堂って結構団体でこれやられているということなんですね。結構ほか聞く限りは、事業者さん、例えば飲食店さんとかが行政から補助を受けてという形でやってはったりっていうのを聞いたことはあるんですけど。本村ではそういうふうな事業者ではなくて、この団体ではあるということですか。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 本村の子ども食堂を運営されている団体につきましては任意団体ということで、おっしゃってるとおりNPOさんとかそういった事業者ではないということでございます。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 今の子ども食堂の支援についてですが、一般質問のときも言ったように、金額の支援ではなくほかの形での支援を皆さん望んでおられるっていうことはお伝えしたと思います。予算を取っていただいたのはすごくありがたいことなのですが、やっぱりいろいろとそういったことをもっと幅広く、今からどんどんやっていきたいっていう人もいらっしゃるので、そういった方々との連携を取って、もう今の既存の団体さんは支援を大阪府からも受けてますので、そんなに金額的に困ってるってことはあまりないので、そういったことも現状知っていただいて進めていってほしいと思います。

以上です。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 委員おっしゃってる広報活動につきましては、今後、令和8年度以降も、今年の1月やったかな、広報に掲載させていただきましたが、4月以降も継続させていただきますして、それぞれの団体の活動等を広報等で情報提供させていただけたらということだと思っております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 61ページ、介護保険総務費についてお尋ねします。

これ実は補正予算のときも伺ったんですが、ここに原案作成委託料、それから原案作成負担金というのがありますけれども、この原案というのは一人一人の介護保険のサービスを使う利用者の介護サービス計画とか、介護支援計画とか、ケアプランとかといいますけど、そういうものを意味していると理解していいのでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 原案作成ということなんですけれども、こちらのほうは要支援者のケアプラン、計画の策定、そちらのことを指しております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

そういうことですので、この前も要望しましたけれども、原案と書いたら何の原案が分かりませんので、これはきちっと介護サービス、例えば介護予防サービス支援計画なのかって、そういうちょっと分かる言葉にしていきたいというふうに要望しておきます。

それから、その下側の介護保険特別会計拠出金についてですが、これも先ほどの国保と同じような意味で村負担分が一般会計から拠出されているというふうに理解してよろしい

でしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 今、委員おっしゃられたとおり、介護給付費等の村負担分の繰出金でございます。

以上です。

○南本委員長 ほかに質疑ありませんか。

畑委員。

○畑委員 63ページ、子育て短期支援事業委託料、それから子育て支援ヘルパー派遣事業委託料というのがあります。本当に何か子育て中の方がもうしんどくなって短期でそういうふうをお願いしたい、あるいはヘルパーさんに来てほしいというニーズを持たれる方はいると思うんですけども、実際これ利用実績というのはどうなっているのでしょうか。この予算に計上されているのはやっぱりどれぐらいの利用を見込まれた額となるのでしょうか、伺います。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 まず、子育て短期支援事業委託料の部分でございますが、令和7年度の実績は0でございます。子育て支援ヘルパー派遣事業委託料につきましては、今年度3件利用されておる状況でございます。

予算につきましては、子育て短期支援事業委託料につきましては3名から4名分を予算として計上しております。子育て支援ヘルパー派遣事業につきましては、5家庭ということで計上をしております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

こういうのも結局しんどい思いの人がなかなか相談に行けずにこういう支援とたどり着けないというケースもありますので、子育てに関してはもう妊娠されたときから手厚いケアをされていると思いますので、ぜひともその流れの中できちっとこういう必要なときには使えるような支援を展開していただきたいというふうに思います。

それから、その下の子育て世帯紙おむつ購入費用助成というのがありますが、これについて伺います。

これに関しては以前、多分私が傍聴で来たときなんかになんかに何か使い勝手が悪いという意見があるというような質問をされてた議員さんがいたかと思うんですけども、これに関して買ったときのレシートを別枠にして後から申請して、その分、一月幾ら上限というので

いただけるということなんです、まずその利用の実績を伺いたいと思います。それに基づいて多分立てられていると思いますので、またどれくらいの見込みをされているのかということをもっとお伺いします。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 今年度の事業の実績でございますが、申請者33人からの申請をいただいております。来年度の予算の編成でございますが、子どもの数もちょっと、出生の数も減ってきてるということで、この事業の対象者は0歳から2歳の誕生日の月末までの方が対象ということで、年々減ってきてるのもございますので、来年度の予算につきましては25人分で予算計上しております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 私もホームページ見させてもらったら、以前は2歳までということで3歳になる前まで補助が出てたのが、今度は2歳になってすぐまでというふうに何か制限された、減らされたというふうな記載だったと思うんですが、実は今トイレトレーニングとかやらないんです、ほとんど。だから、3歳でおむつつけてる子なんて実はいっぱいいるんです、昔よりも。私たちが子育てした時代はもう2歳になったら、2歳になる前から、1歳半ぐらいからそういうトレーニングしようって。今はおむつを外すっていうことを強制しないんです。だから、そんな中でいくと、要するに補助の年齢を切るというのは何か逆行してるような気がするんですが、この補助をそこで切った理由というのも教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 すいません、ちょっと私のほうではこのすくすく子育て応援事業実施要綱というのを令和6年5月に作成しておるんですが、当時0歳から2歳の誕生日の属する月の末日までということで決められておるんですが、3歳まで以前は対象になってたということでしょうか。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 申し訳ありません。

それまでそれ以前、今の要綱ができる以前は2歳ということだったので、2歳8か月でも2歳じゃないですか。それが、2歳になったお誕生日のその月の末までというふうに変更になったというふうに私はちょっと理解できたんですが、もし間違っていたら申し訳ありません。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 今ちょっと前の担当者のほうに確認させていただきましたら、今回の制度、0歳から2歳の誕生日の属する月の末日ということで変わりがないということでございます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

じゃあ、ちょっと私の読み間違いだったかもしれませんが、逆に言えば2歳9か月でも2歳ということで2歳まで、今3歳までぐらいまでおむつつけてる子が多いのが現状だということをお伝えして、また検討していただけたらと思います。

○南本委員長 ほかに質疑はありませんか。

畑委員。

○畑委員 65ページです。65ページのちびっこ広場維持管理費として30万円上げられています。今ちびっこ広場というこういう表現ですけれども、例えば小吹台でも実質子どもたちが遊び場として使われてるの1か所のみなんです。それ以外のところはそういう機能を果たしていないです。草抜き的时候は地域で私たちが草抜きしたり、あるいはシルバーの方に頼んでもらったりしてるんですが、このちびっこ広場に関しては逆に言えばもっと集約して、だから廃止にするとこをどうするのかという問題も多分出てくると思うんですけれども、それが村の財産なのか、また借り上げられてるのか、その辺のこともちょっと承知していないんですけれども、もう少し集約して、逆にメインにするところにきちっと遊具の管理から、もうきちっともっと子どもたちが使いやすいもの、もっと言えば本当はもっと広いところでできれば一番いいんですが、なかなか廃止したとしても広いところに移せるかってそうではなくて、やっぱり今んところそういう確保が難しいっていうのもあると思うんですが、何かちびっこ広場としての定義ではないようなちびっこ広場がたくさんあるので、それについてどうお考えなのか伺います。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 本村のちびっこ広場というのは村内に11か所ございます。委員おっしゃってるように、現状各地区では使われておらない広場もございます。ご意見としては大きな公園を整備したらいいんじゃないかということではございますが、現時点ではそういう計画等はございませんが、土地等の問題もございますし、公園となるとちょっとまた別の課になってきますので、その辺をまた今後協議等していかなきゃあかんのかなという認識は持っております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

これは多分課題も了解されていると思いますが、今後検討していただきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 今ちびっこ広場の話が出ましたので、今回からちびっこ広場になってるんです。どういうことかっていうと、分かってらっしゃると思うんですけど、令和7年度はちびっこ老人憩いの広場ということで老人が入ってたんですよ。今回なくなってしもうて、なくなってしまったことで何か変わるのかなと思ひまして。ちょっと何か違いがあるのであれば教えていただきたいなと思います。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 今回、条例のほうがちびっこ広場の、老人憩いの家というのはもともとない条例になっておりまして、条例に合わせた形で予算のほう、細目のほうをちびっこ広場という形で名称を変えさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 ほかに質疑ありませんか。

畑委員。

○畑委員 67ページです。子ども医療費助成制度ということで、今助成のほうが1回500円、月2,500円上限ということで支援されておりますが、実施計画のほうでも令和9年度からは全額補助にするということを言われておりますが、それによってこの補助事業費っていうのはどれぐらいになるのか伺います。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 子ども医療費の部分につきましては、村長の公約もございます。ということで、完全無償化、この500円を完全自己負担をなくすという形で計画のほうを進めております。令和9年度に一応システム改修等、検討しております。10年度からスタートできたらということで考えております。

最後の質問、経費のことでございますが、特段一部負担の部分につきましては大体200万円ぐらいを見込んでおります。

以上でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

令和9年度にシステム改修を入れて、10年度から実施すると。その助成費としてはプラス200万円ぐらいだということですね。ありがとうございます。

続きまして、認定こども園の運営事業のところで、副食費補助というのがあります。これは実施計画の13ページのほうにも補助というのが出ておりまして、3歳と5歳児のクラスの子どもがいる保護者に対して月4,900円を上限に補助を行うというふうにされていますが、この3歳、5歳というところに限定された理由を伺います。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 副食費につきましては3歳から5歳というのが徴収の部分でございまして、0歳から2歳児は副食費はなしということでございます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

つまり、その保育のほうでの副食費という定義が3歳以上を対象にしたものですね。分かりました。

そしたら、この額っていうのは保護者が申請されたらその保護者に対して支援される形になるのでしょうか。つまり、どこの保育所を使っていたとしてもそういう支援、副食費補助費が村の村民であれば支給される。ほかの幼稚園や他市の保育園を使っても支給されるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 村内の認定こども園、げんきこども園さんに通っておられる方につきましてはげんきこども園の施設側のほうで取りまとめを行いまして、保護者からの申請等は求めておりません。

他市に委託しているお子さん、家庭につきましては、これはちょっと施設と連携が取れてませんので、これは申請に基づきまして交付のほうをしておるといような状況でございます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

というと、げんきこども園のほうはこども園で委託してるので、逆にそこを使っている方は申請しなくていいんですが、他町、他市を使ってる方っていうのは申請された方は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 今年度でいいますと、他市に通っておられる子どもさんの数は7名いらっしゃると思います。7名のうち、3歳以上の方が5人ということで申請のほう上がっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

若い方ですのでどういう補助があるかをきちっとホームページ見てチェックされているとは思いますが、また広報のほうもお願い、きちっとした周知のほうもお願いしたいと思っています。

引き続きまして、その下側のこども誰でも通園制度事業費について伺います。

この間、条例の案が出されましたけれども、これ何人ぐらいが利用するというふうに想定されているのか。これ給付金で上げられていますが、これ国に国費から出る分だと思えますけれども、これ何人ぐらい村として想定されてこの額になっているのか教えてください。

○南本委員長 上田課長。

○上田こども課長 先日の村づくり委員会では定員3名ということで設定させていただいております。今回のこの予算につきましては、毎月の利用を10名ということで見込んでおります。その10名の利用月数、12か月ということで、それぞれの子ども1人当たりの、1時間当たりの単価を掛けて算出させていただいた数値でございます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

毎月10名が上限、使える上限まで使った場合にということですね。分かりました。ありがとうございます。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 実施計画17ページに带状疱疹ワクチンの補助で1人当たり2万円で120人ぐらい見積もっているというお話を前、説明で聞かせていただいたかと思うんですが、この71ページの予防接種事業の中のこの分っていうのはどこに含まれているのかちょっと分からなかったのので教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 今回こちらの実施計画のほうは村が独自にさせていただいてる事業を掲

載させておりました、今回拡充事業ということで带状疱疹ワクチンのほうを書かせていただきました。こちらにつきましては、予算書の70、71ページの予防接種事業費の中に任意予防接種委託料、こちら291万9,000円の中に含まれるという形になっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 額としてこっちは269万7,000円ですよね。ここの差額分っていうのは何になるのでしょうか。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 こちらにつきましては、既存でさせていただいております成人用肺炎球菌ワクチンの接種、子どもさんのB型肝炎、おたふく風邪の予防接種です。あとは、妊娠を希望される方の大人の風疹ワクチン等、そちらのほうが含まれている形になっております。

また、新たに3種混合ワクチンのほうも新規事業として新たにさせていただきますので、こちらのほうも任意接種。すいません、ごめんなさい、申し訳ございません。ちょっと、失礼しました。こちら、ちょっと扶助費のほうも入っておりますので訂正のほうをさせていただきます。

すいません。こちらのほうは、失礼いたしました。こちらにつきましては任意予防接種の委託料ということで、带状疱疹と成人用肺炎球菌ワクチン、65歳以上の定期接種以外の方のワクチンの分が、こちらのほうは委託料という形で計上させていただいてます。

以上です。

○畑委員 ありがとうございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 あと、同じページなんですけれども、71ページの一番下のところに、ちょっと金額的には少ないんですけれども、胃内視鏡運営委員会負担金っていうのがありますけれども、この胃内視鏡運営委員会っていうのはどういう存在なのでしょうか。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 こちらのほうは富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村で特に胃カメラの胃がん検診に係る運営委員会のほうを組織しております、こちらに毎年、年1回、事例検討会とかということで病院の先生方を招いて事例検討会のほうをさせていただいたり、いろんなポスター掲示とかそういった形に係る報酬を事務局のほうで富田林さんがさせていただいておりますので、それで市町村の均等割ということで費用のほう負担しており

ます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

それから、次の73ページのほうで伺います。

73ページのほうで地域自殺対策強化事業費ってありますが、これ相談業務委託料というのが13万7,000円計上されてますけど、これはどこにどのようなことを委託しているのか伺います。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 こちらにつきましては、村のほうで無料弁護士相談というのを実施しております。年に6回開催しておりまして、こちらにつきまして大阪弁護士会のほうから弁護士の先生をお願いする委託料につきまして計上させていただいております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 弁護士に相談するのが自殺対策強化事業になるんですか。ちょっとそこがつながらなくて、お願いします。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 こちらにつきましては、府の補助金のほうのメニューではあるんですが、一応こちらのほうでさせていただいてるのは、1人で悩みを抱えていませんかということも、いろんな問題解決を弁護士さんに相談することによって解決につながってご自身の経済的不安やそういった形の解消の部分を実業として展開している部分と、あとはもう一つ、これとは別に同実施日にもう一つ、独自のほうで村の保健師による心の健康相談というのも一緒に併設しておりますが、これは言いましたら今既存の人件費の中でさせていただいておりますので費用のほうは発生しておりません。

以上です。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

井上委員。

○井上委員 さっきの带状疱疹、自分も一般質問等させていただいて要望、何回かさせていただいて、実施していただくということで本当にありがたいと思ってます。

ここに計画には書いてるんですけど、去年からかな、予防接種として行われてるんですけど、今現在受けておられる人数とかもし分かれば教えていただきたいのと、今回実施予定の、もうちょっと細かい内容を教えていただければと思います。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 带状疱疹ワクチンにつきましては、令和7年から新規の定期接種ワクチンとして開始されました。5年間の経過措置があるんですけども、基本は65歳以上なんですけど、5年間の間でその年度の65歳、5歳刻みですね。その方を対象にしていくという形になりますけれども、村長の公約にもありますように、やはり受け漏れの方がいらっしゃるということと、やはり若年のときから早めに打ちたいという方もいらっしゃるのので、今回予算のほうを計上させていただきました。

定期接種、今年度から始めまして、実際今現在、実人数でいきますと127人接種していただいております、その中では1回限りの生ワクチンと2回接種しなければいけない組換えワクチンというのがございます。その内訳で合計206接種ございまして、うち生ワクチンを受けた方が31人、組換えワクチンのほうが96人ということになっております。

新年度の予定なんですけれども、一応50歳から64歳までの若年者の方につきましては対象者が915人おります。一応ワクチンの卸の方とか、先行自治体の実施例とかを確認させていただきましたら、大体接種率が5%ぐらいじゃないかなっていうところもありますので、一旦経費としましては5%で、一旦2回接種できる組換えワクチンで予算立てをしております。

あとは、定期接種から漏れられた方、こちらにつきましても対象者は1,539人おりますのでかなり費用がかかる形になりますので、一旦接種率としては5%、80人程度を予定しております、これはやはり初めてすることもございますのでいろいろ状況を見ながら費用につきましては精査させていただきたいと思います。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。ありがとうございました。

ちょっと人数、結構思ってたより多いなと思うんですけど、要望も結構自分も何人かお聞きしたりしてましたので大変ありがたいと思っております。また、実績上がるように私も宣伝していきたいと思っております。ありがとうございました。

あと、福祉のほうなんですけど、これどこに当たるんかちょっとよく分からへんですけど、ちょっと最近、昼間独居っていうんですか、お昼間1人になって、家族おられるんですけどお勤めになって、朝早くから夜遅くまで1人になる方が結構多いかなと思うので、その方がちょっと体がやっぱり年齢とともに衰えて大変ちょっと不安やっというところをお聞きしたりするんですけど、この間ちょっとお尋ねしたら、あんまり何か支援みたい

なんはもう一つないかなと思うんですけど、その辺はどういうふうに考えておられるのかわかっていうのをちょっとお聞きしたいと思います。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 ただいまのご質問なんですけれども、身体的とか、知的とか、そういったところで心配がある方につきましては地域包括支援センターのほうに相談していただく、介護保険サービスを利用していただくとかそういった方法がありますので、また事前にご相談のほうをしていただけたらと思います。

ただ、身体的にも精神的にも特に問題はなくていいということであれば、いきいきサロンの利用とかその辺のあたりのご利用とかできると思いますので、またご相談いただければと思います。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。

やっぱりつながるっていうのが非常に大事だと思いますんで、努力をしていただいているのは非常によく分かるんですけど、さらにもう一段踏み込んで何かやっていただけたらなと思いますんでよろしく願いいたします。

以上です。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 19ページ、それから予算書のほうは63ページの高齢者保健介護一体事業費のことでお尋ねします。

19ページの実施計画のほうにポピュレーションアプローチ事業、通いの場への関与ということで予算として44万8,000円で250人を対象にする。それから、ハイリスクアプローチ、高齢者に対する個別的支援というふうにして42万6,000円で90人ということが数値が上げられておりますけれども、まずこのポピュレーションアプローチの通いの場というのはどのようなところを想定されているのかを伺います。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 ポピュレーションアプローチ、集団に対して支援させていただいてもらってる分でございますが、地域に出向いていって広く高齢者に働きかけるという取組でございます。今現状やってる事業と来年度同じような事業内容を考えておりまして、村内の老人の憩いの家等に出向いていきまして、フレイル状態のチェックとか、軽い体操ですとか、脳トレーニングですとか、そういった事業を展開させていただいている事業でございます。

ます。

ハイリスク事業につきましては個別支援に対して行っている事業でございまして、低栄養者などを対象に自宅に訪問させていただきまして健康の指導とかを実施させていただいたり、口腔機能の低下している方に対しては電話勧奨や口腔相談を実施させていただいたり、あとまた糖尿病にならないためというか、そのリスクが高い人を対象に医療機関の受診の勧奨とかそういった保健指導も行っております。

以上でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

ハイリスクアプローチに関しては非常に専門的なことになってくると思うんですが、ポピュレーションアプローチ事業に関して、通いの場ということで憩いの家等、地域の方が集まれる機会の多いところに来られているっていうのは知ってるんですが、でもこういう地域の集まりを土日になされてる地域もあるんですよ。そういうところはあまり来られてないようなことをちらっと聞いたりしたんですが、土日も併せていろんな地域、等分に訪問できるような形で計画が立てられているのかどうかをお伺いします。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 現状につきましては、役場の開庁時間、月曜日から金曜日という役場のスタッフが行っておりますので、現状では平日のみの予約制というか、事前登録、日にちを決めてうちの保健師または管理栄養士などが対応している状況でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今のは予約っていうの、ハイリスクではなくてポピュレーションのほうを聞いてるんですが、予約が要るんですか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 定期的に毎月何曜日が老人憩いの家に集まる集会っていう地域もございますし、地域によっては年に1回だけ来てほしいという依頼もございます。そこら辺は事前に年間予定というのを立てさせていただいておりますので、事前に日にち登録というか、毎月定期的にあれば第何曜日に伺って教室を実施するというような決め方をしております。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

というと、地区の福祉委員会とか地区長さんとの話合いで事前にそういうのをスケジューリングされているということでしょうか。その際にはやはりどの地域も均等に回れるよ

うな工夫もされているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 委員おっしゃるとおり、区長に対しまして村といたしましては全地区、回らせていただきたいという要望はさせていただいております。なお、一部の地域は実際回れてない、地域自体がちょっと集まりが悪いといえますかという地域も実際のところはございます。村といたしましては全地域回っていきたいということで区長さん等にはお願いをしているというような状況でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

土日にそういう集まりをされている地域もありますので、そういうときは休みの日を使うことになるかとまた有給別途、代休を取ってもらうような形も考えながら、やっぱりできれば行けてない地域がなくなるような取組も、ちょっとご負担になりますけれども、お願いしたいと要望させていただきます。

以上です。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 ほかにないようですので、民生部所管の質疑を終わります。

ここで休憩をいたします。

それでは、再開は16時ちょうどでお願いいたします。

午後3時44分 休憩

午後3時58分 再開

○南本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより産業建設部所管及び教育委員会事務局の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

建石委員。

○建石委員 質問としましては、44ページ、45ページのところの戦略推進事業費でございしますが、そこで地籍調査委託料というのが上がっております。これについては今年度やりました森屋・大森地区の地籍測量と同じような内容になるのでしょうか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらの今年度計上させていただいてます地籍調査の調査委託料になるんですけど、実はいうと大森地区、この地籍調査っていうのが補助金ありきで我々も動いてるということでもありますんで、全工区で7ヘクタールあるという中で、その中で補

助金の範囲内で進めていこうということになってまして3工区に分けてます。

大森地区の今年度は1工区をさせていただきまして、来年度は1工区の残りの分と2工区ということで計上させていただきます。あくまでこちらの事業につきましては、できるだけ村の財政状況を鑑みまして、補助金ベースで工区設定をしてやっていますので、来年度も引き続き大森地区で調査業務をやる予定となっております。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

補助金でされるというところなんですが、そうしましたら財源としまして府支出金になるのでしょうか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 予算書の24ページ、25ページをお開きください。

この一番下の6の土木費府補助金のところの25ページのところです。これの一番下の国土調査事業補助金ということで705万5,000円ということを計上させていただいてるんですが、こちらのほうが国の補助金と大阪府の補助金を足した金額で入ってくる予定となっております。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

そうしましたら、今の705万5,000円っていうのは44ページにある特定財源府支出金のところの705万5,000円ということでいいわけですね。

それと、ここに予算書に計上されておられる金額が928万8,000円ってなっております、その差額というのはどういった財源になるのでしょうか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらのほうの補助金の内訳になるんですが、シンプルについていいですか、単純にいきますと、国が50%、大阪府が25%、それと村が25%で、それで100%ということで。ほんで、土地所有者さんの負担というのはなしという、説明、前もさせていただいてるんですが、この中で今回、国が50%、大阪府が25%になっていますので、この705万5,000円がベースになってきます。残りの村費、これ25%が村の一般財源からの持ち出しということになってます。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 100%補助金でないと、一部一般財源から25%出てるということになるわけですね。非常にこの地籍測量については住民の人、地権者にとっては非常にメリットが大きいと思いますので、ぜひとも今後ともこれを広げていっていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

田村委員。

○田村委員 21ページをお願いいたします。

こちらの土木手数料で低未利用土地等確認書交付手数料っていうものが計上されておりますけれども、これは今年から計上されているということかなと思うんですが、こちら、こういった手数料になってくるのか説明をお願いいたします。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらのほうになるんですけども、使われてない土地を売った人が税金の優遇を受ける際にそういう制度がありまして、その際に証明書という審査、確認書の交付の手数料とかそういう証明を出すということになってます。どのような税の控除があるかといいますと、個人が低未利用地を売却した場合、所得から100万円を控除できる制度になってまして、こちらのほう、特例を受けるための要件としましては、個人さんが500万円以下で建物を売った場合、それを持ってる人が5年以上持ってたらということと、あと区域が都市計画区域内での話になりますので、村は全域都市計画区域になりますので、村のほうの中でお持ちですと5年以上お持ちの方が土地を売った場合に税控除を受けれる、そのときの税務署に出す証明書の発行手数料ということで、僕がこの令和7年にこの担当になってから一回もないんですけども、そういった制度の概要になります。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

確認書っていうのはそこが低未利用であるということの確認っていうことになるんですか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 委員おっしゃるとおりで、何も使っていない土地ということになります。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 これがこの令和8年になって計上されたっていうのは何か理由っていうのはあるのでしょうか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらのほう、昨年ですか、令和6年に1度、この確認書があったみたいです。こちらのほう、この特例っていうのが先ほど言いましたように低未利用地ということになりますんで、本村のように特に空き家問題とかも出てきますし、土地の空き地とかの話もなってくるんで、こういった制度があったらどんどん土地の流動化にもつながりますので、こういうのを活用していただけるよう、ちょっと何か工夫をしていかなあかんかなというふうには思っております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 75ページと、それから実施計画の52ページになりますが、ふれあい収集委託料として計上されています。ふれあい収集事業っていうのは今年度から始められて非常に大切な事業だと思います。うちのご近所でもやっぱりこれを活用、小吹台の場合は日々のごみは戸別収集ですけれども、粗大ごみとか、あとそれ以外、缶とかそういう大きいものをなかなか自分で独居の方、運んでいけないという方もいらっしゃって、非常にそのサービスを使えてよかったというお声も聞いているんです。だから、とても大切なサービスだというふうに認識しておりますけれども、これ予定が50世帯というふうになっておりますけれども、この50世帯を導き出された根拠っていうか、どこから導き出されたのかなと思いますので、それを伺います。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 ふれあい収集のほうでございますが、昨年度より実施のほうをさせていただきまして、それで現在のほう、12世帯の利用がございます。それに伴いまして、広報等で周知させていただいてる中で、実施計画のほうでも予定では100ということと示させていただいてまして、実績見込み25とは書かせていただいているんですか、現在12であります、その分、8年度につきましてはそういった広報内の周知を進めることによって件数を見込み値よりも倍程度の52に増やしていけたらなということの数字で出させていただいております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 このふれあいごみ収集事業を使うためには民生委員さんの面接を受けるという

条件になってますよね。民生委員さんは最近、地域の高齢者宅、独居に関わらず高齢者のみの世帯に対して訪問していかがですかということ聞き取りされておりました、私の区域の担当されてる民生委員さん。そうすると、例えばそういう方からの情報ということでこういう対象者っていうのがもし上がってれば、それでそういう方に勧奨するというか、そういうふうに伝えて、逆に言えば民生委員さんから伝えていただくこともできるわけですけども、そんな形の取組というのはされているのか、あるいは今後もされていくのか、その辺についてお尋ねします。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 おっしゃるとおり、申請書には民生委員さんの承諾書が必要でありまして、当初、事業入るときにも民生委員様のほうにそういったことをご説明させていただきました。それで、昨年度、民生委員の改選がありまして、今年の2月の民生委員の定例会等にも参加させていただきました、このふれあい収集の事業の説明を再度させていただいて、そういったものを活用していただくようにお伝えはさせていただいております。

以上でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 その中からこういう対象者がいますよという話っていうのはつながっているのでしょうか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 その中でも話はさせていただきましてつながっていくというか、ご説明させていただきまして、ふれあい収集というのもその場でもちょっと1件、受付させていただいたっていうのもございますし、そういった意味では情報のほうを収集、収集とかやり取りできているとこちらのほうは思っております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 目標値が最終的には100ということで、今のところ令和8年度50の方にそういうサービスが届いたらということで取り組まれていますので、ぜひとも民生委員の方々が本当にそういうふう to いろいろ動いてくださっているんで、ぜひともきっちりそこつながって必要な方に届くようにしていっていただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 今のちょっとごみ収集のことで、先ほど民生のほうでも聞いたんですけども、人権カレンダーでペットボトルは2回、もうこれは12月にはもう我が家では分かっ

てたことなんですけども、妻に聞かれて知ってんかちゅうたら、知らんと、聞いてないって。ミスプリかという話まで出たんですけども、もうちょっと情報を早く欲しかった。僕らが正式に聞いたのは確かに2月末だったような気がするんですけど、その辺のほうをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 すいません、ペットボトルの月2回に追加で収集させていただくというのは、おっしゃられたとおり、人権カレンダーのときに掲載されるときにはそういう方針でいこうというのは決めさせていただいてまして、その報告がおっしゃるとおり2月になったことは遅くなって誠に申し訳ございません。

ですんで、今後につきましてはそういった情報につきましては適時、情報を伝えさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 75ページの農業委員会運営事務費ということで、バス運行委託料ってありますけど、これは一体どういうバスなんですか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 このバスの運行委託料につきましては、農業委員会の研修及び大阪府農業大会への出席するためのバスの運行委託料になっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 つまり、何かそのときには一緒にバスに、参加者が全員集まってバスで行くということ以上に何かバスを使うという理由ってというのはあるんでしょうか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 大阪府の農業大会とか参加するのは開催地が、開催されるのが市内ということで、それに伴ってそこへ電車とかで行くよりも、皆さん集まってバスで1台で行ったほうがいいと。

それと、やはり市内ですんで、職員も公用車で農業委員さん等を運行していくよりも1台で行ったほうが安全ということで計上させていただいております。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

尾崎委員。

○尾崎委員 77ページの農業の振興事業で下赤阪棚田の会に助成金が15万円、青崩の

棚田保存会に３０万円、青崩だけ聞けば何で河南町という話もあると思いますが、たしかあの辺は飛び地で千早赤阪はあったと思うんですが、この補助金の差は一体何なのかお聞かせ願いたいと思います。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 まず、青崩の棚田のほうにつきましては、これは村の飛び地の水分地区がありますので、そういった部分で村のほうから補助金のほうを出させていただいております。

それで、基本的にはこの棚田につきましては大阪府の補助金ということになっておりまして、上限額が３０万円ということになっておりまして、各団体様の申請によってされるということで、青崩の棚田の保存会のほうは３０万円の申請、それで下赤阪棚田の会のほうには１５万円というような形で申請が上がってきておりますので、予算計上としては３０万円と１５万円させていただいております。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 この会は何か事業とかはされてるんですか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 下赤阪棚田の会であれば、主に今は保全管理っていうところが、以前は作物を植えたりとかされてたんですが、去年はたしか草刈り等の保全管理、それでそういった資機材、草刈り機なり、草刈り機の刃とか、そういったところに事業費が使われております。

以上です。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 青崩のほうは分かりますか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 青崩につきましては、ちょっとすいません、青崩につきましても補助金は草刈り機とか草刈り機の刃、オイル等の事業費に使われております。

以上です。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 すいません、分かりました。

事業も何もしてない、草刈りのためのという感じですね。

その下、有害のほうで農作物、これは電柵とかメッシュとかだと思うんですけど、その下の有害鳥獣対策協議会の補助金２６５万円、これはこういった感じのやつなんですか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 有害対策協議会の補助金につきましては、これは主に実施隊の活動費に充てております。あとは、活動費とイノシシ等の処分費、それと消耗費等になっております。

以上です。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 イノシシだけ、たしかアライグマ、何年か前にかごの貸出しとかあったと思うんですけど、たまたま今日の読売やったかな、新聞のほうで大阪府でもアライグマの被害が増えてるというニュースも載ってたんで、村のほう、アライグマ対策のほうは今はどういう状態なんですか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 アライグマ対策につきましては、村のほうもアライグマのオリのほうを貸出しということで随時させていただいております。

以上です。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 今現在貸出しとかはされてる、借りてはる人もおるといことですか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 アライグマのオリにつきましては、現在25台稼働してるという状態になっております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ちょっと今、下赤阪棚田の会と青崩棚田保存会の補助金の話が出たのでちょっとお伺いしたいんですけど、うち棚田ばかりやと思うんですよ。何でこの下赤阪、だから棚田百選とかに選ばれてるからとかそんな理由があるのかなとかぼんやり思ってたんですけど、青崩も保存会のほうで受けられておられるということで、これ補助金を受ける何か要綱っていうの、要件っていうのはどうなってるんでしょうか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 大阪府の補助金の採択基準として、傾斜が20分の1以上とか、面積に対してのそれが、20分の1が占める割合が2分の1とかといった、そういった採択要件があるのと、あと受皿になるそういった保全団体っていうコミュニティ登録っていうのが必要になってきます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

てことは、棚田百選とかそういうのは全然要件とかではなくて、棚田であって、そういった傾斜があって、またそれを団体で構成されていると、そこが要件ということですね。ということは、うちの村やったら結構、比較的その候補地っていうのはもう結構多いのかなと思うんですけども、このあたりもどうせでしたら広報とかしていただいたら非常に助かる住民さんもいらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

あと、79ページというか、79ページぐらいところにあったんですけど、前は令和7年度イベント事業費の70万円っていうのが計上されておりました。このイベント事業費というのは、僕の理解では秋に行われた農業祭がそれに充てられてたのかなと思うんですけど、今回ないということで、そのあたりは今年は開催はどういうふうに考えておられるのか教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 今年度実施いたしました農林産物品評会、にぎわいまつり等のイベントにつきましては、今回は当初予算ではなく補正予算のほうで経済活性化のほうで取らせていただいた部分に予算のほうを含んでおります。それで、予定ではまた秋に開催のほうを考えております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 補正予算で取らせていただいたというのは令和7年度の繰越しでってことですか。繰越し計上しておられたので今回のこの予算にはもう上げていないということですか。なるほど、分かりました。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 すいません、今回のイベントのほうはまず秋に実施するということで予定させておまして、その財源といたしましては商品券並びにイベント事業費ということで経済活性化のときに補正予算のほうで計上させていただいて、そのうちの8年度で実施する部分を繰越しということでさせていただいている部分を秋のイベントに充当させていただくという、充てさせていただくと考えております。

以上です。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 すいません、また一般質問絡みなんですけども、85ページ、村道の維持管理です。ちょっと聞きたいんですが、その前にここ2、3か月で府道のほう、消防署から

グリーンロード、府道、また金剛山ロープウェイまでの府道、ここきれいに長年草ぼうぼうで溝も見えなかったようなところがむちゃくちゃきれいになっています。また、金剛山のほうも桜の木とか邪魔になっているものを皆切っていただけてます。

先月でしたか、通称楠公道路、中学校の通学路にもなってるところが今まで、僕、車乗ってあれぐらい掃除してくれはったの初めてぐらいのきれい、道の幅がめちゃ広く感じたんですけども、地元の方も要請もあり、今回掃除して、バキュームカーまで来て溝の掃除、またその後、水巻いてブラシで道のほうも掃除していただきました。この辺はまた村長、副村長なりが大阪府なり、富田林土木にお礼のほうだけまたよろしくお願いします。

それと比べて、村道のほうがまだ全然できてないという感じなんですけども、今年度の予定は、分かっていると思います。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 今年の予算計上させていただいてるところの箇所になるんですが、基本的には全部で8か所程度、今予定で考えております。これ場所のほうで言いますと、基本は小吹台、それから水分地区、それから中津原地区、東阪地区ということで、できるだけバランスよく工事をしていきたいなと考えておる次第でございます。

以上です。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 すいません、計画していただいているということなんですけども、前にも言ったし、補正でもお金が余るということはできるだけ使って悪い村道を早く直していただきたいと思います。

答弁は結構です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 今の尾崎委員の質問に関連してなんですけど、85ページで道路維持事業費が上げられてますけれど、令和7年度と比べますと除草業務委託料と産業廃棄物処理委託料と蜂の巣駆除、この3項目が消えてると思うんです。その消えてしまった、今除草の話されてたと思うので予定されているということで、消えたのになんと思いながら聞いてたんですけど、これどういうことなのかちょっと教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらのほうになるんですが、ちょっと表記のほうが維持管理委託料という形のくくりになってまして、今回、産業廃棄物処理費用ということで4万8,000円、それとあとスズメバチの駆除ということで8万8,000円、ちょっと細かくなってしまうんですが。村道管理の維持業務ということで計上はしてるんですけども、ちょ

っとこれ見えてないという形になってますんで、一応中の内訳としてはそういった分も加味した形で入れさせていただいてます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 つまり、村道維持管理業務委託料のこの1, 288万5, 000円、この中にもう除草業務も、産業廃棄物も、蜂の巣駆除も全部含めてセットでいずれかの業者さんに委託することを考えておられるという理解でよろしいですか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 委員おっしゃるとおりで、一応維持管理委託という形で、まとめた形で計上させていただいてます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ということは、昨年度もこの除草業務、産業廃棄物、蜂の巣駆除、そして道路維持管理業務委託、これ全部同じ事業者さんに委託しておられたということになるわけですか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらのほう、それぞれ違う事業者さんになります。基本的にこの定期的にする村道維持管理とかそういったものについてはシルバー人材センターさんとか、それとかこの産業廃棄物になってきますとなかなかアスベストの関係とかありますので、そういった計画をお持ちの方、それとスズメバチというともうできるだけ緊急的にやっていきたいと、駆除もということなんで、できるだけそういった関係の、農林関係の事業者さんとかを探しながら発注するということになります。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 お聞きする限りは、じゃあ今年も別の事業者さんをお願いするっていう形になるのかなと思うんですけど。であれば、別に削らなくてよかったじゃないかという気もするんですけど。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 あくまで今回予算の中にぶっ込んだというたらおかしいですけど、中に入れて内訳を細かく分けなかったっていうのが今回ちょっと見えにくかったのかなと思うんですが、一応は予定としてはやっぱり入れとかないといけないということで計上はさせていただいてます。すいません。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。やらないわけではないということが分かったので安心しまし

た。ありがとうございます。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 次に、80ページ、81ページの下のほうの農と緑の活性化推進事業費というところなんですけど、次年度から初めて上がった項目やと思うんですけども、具体的に一般質問の中でもお聞きしてるんですけども、金剛山と誕生地周辺の整備とかいろいろ入ってるかと思うんですけど、その中で情報発信支援業務委託料というところの費用なんですけど、これは具体的にどういった委託料になるんでしょうか。また、どういうところへ委託されるのか教えていただけませんか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 農と緑の活性化推進事業費っていうのは令和8年度から予算のほうを新たに計上させていただいているものでございます。ホームページ等の作成業務と情報発信支援業務ということで記載させていただいてまして、ホームページのほうにつきましては現在、観光ナビっていうところでホームページのほう、させていただいているんですけど、これにつきましてはその編集部分が職員ではすることができないため業者のほうに委託をするという形で予算計上させていただいている部分でございまして、また情報発信支援業務委託料につきましてはInstagramのほうの部分を想定しておりまして、村でも総務課等のほうでもあるんですけど、今後やっていく上ではこういったアカウントを新しく開設して、同じより分けてするほうがより注目度があるというか、そういった部分でいいということをお聞きしてますので、別のアカウントをつくらさせていただいてInstagramでこの農と緑の活性化のほうを周知していこうというふうに考えております。

それで、どうしてもインスタとかは情報発信するのにはなかなか人もいないですし、そういったプロ的なのということもありますので今回業者委託ということを考えてまして、その方法としては一応入札方法についてはプロポーザル方式等を考えております。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

そうしましたら、業者についてはこれから入札ということで、8年度中にももちろん入札されるんですけど、どこまで進められるご予定なのかなと思うんですけど。

意味通じました。

業者選定だけでなく、そっから先の話ですよ。事業も、この農と緑のその事業も進んでいくと思うんですけど、その都度その都度そういう更新してやっていかれると思うんですけども、8年度中にどこまで予定されてるんでしょうか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 一応インスタとかやっていく上では、おっしゃるとおりそのまますぐに入札で終わるというわけではなしに、回数のほうを上げていきたいとは考えておりますが、それにつきましても何分基になる農と緑の活性化のビジョンのほう策定して、そちらのほうから今後どんだけ情報のほうを発信していけるかっていうところになりますので、ちょっと今の段階でいつから、できるだけ早くはさせていただこうとは考えてますが、日にち的にいつからとかというのまではちょっとすいません、お答えできないところがございます。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 すいません、順番がちょっと逆になったみたいですけど、業者選定はいつ頃のご予定になるのでしょうか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 一応予算のほうも年間通じての予算計上ということでさせていただいてますので、その辺は早急に契約のほうというか、業者選定のほうも進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 今の農と緑の活性化事業についてですが、あまりちょっとよくイメージが湧かないんですが、農と緑の活性化事業っていうのを今月末ぐらいまでにビジョンをつくり上げて、ある程度そのつくり上げたものが完成して、何をされるか分かりませんが、そういうものがある程度完成してそれをホームページなり、Instagramに載せるっていうような流れであれば、まずはこういった形のを載せるかっていうのを策定しないとちょっとあんまり先に業者選定をするのではなく、順番を、事業計画を知らないとちょっとよくイメージが湧きませんので、その辺を考えて教えていただければと思います。

○南本委員長 西井副村長。

○西井副村長 すいません、おっしゃるとおり、ビジョンにつきましては今まさに作成途中でございます。8年度予算において取り組んできたこのビジョンの中身を踏まえた取組を具体的に実は予算化したかったんですが、まだビジョン自体も議会にもご説明できておりませんので、取り組めることから村としても予算化したいということで情報発信を上げてございます。

当然、ビジョンが完成しましたらビジョンそのものも上げていくんですが、既存の村の

資源についても発信していきたいと。発信方法をちょっと民間に委託して強化をしたいということで、今回、中身はご説明できてませんが、予算化をさせていただいているというところございまして、完成したビジョンにつきましては完成次第、議論させていただいて、それに基づく具体的な取組につきましては補正予算も含めて早期の段階でビジョンを見ていただいた上で議論できるようにして進めていきたいという段取りで考えてございますので、ちょっと先行する形となりますけれども予算化をお願いしたいと考えております。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 進めることには大賛成なんですけど、やはりふるさと納税の商品の件もそうなんですけど、ある程度いろんなものをたたき上げをつくった後にそれを情報発信しないと、計画だけを情報発信してもほかのよその人たちの興味ってなかなか湧いてこないと思いますので、その辺の充実した中身をよろしくお願いしたいと思います。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 この情報発信支援業務委託についてなんですけど、先ほど村のインスタの話をして、全然更新できてないわけですよ。この業者委託ってことなんですけど、これはもう村外の業者に事業を委託されるおつもりなんですか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 一応こちらのほうで考えてるのは村外の業者で考えてるというか、見積り等を取ってやっております。金額を出しております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 いや、村内にいるうちの広報担当の方が全然更新できへんのに、村外の方がわざわざ村に来て様々な情報を発信する。これ多分無理があるんじゃないと思うんですけど。何か話としたらもう、ちょうど前のぐるなびさんにやっていただいたような形になるのかなと思うんですけど、その点どういうふうにお考えなんでしょう。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 一応はこちらのほうで担当課で考えてますのは、そういったところが、先ほどもちょっとそういうインスタとかつくってはところの情報発信のプロ的というたらおかしい言い回しになるのかもしれませんが、そういったところを使って情報発信をしていくというふうなイメージで考えてますので、そこにつきましてはいろんな村の、そのやる中では村の業者が入ってもらおうとかというのものもあるのかもしれないんですけ

ど、そういったプロ的なところであればそういったいろんな知識も持ってますので、やっていく上では可能かなというふうには考えております。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 やっぱその知識はあっても中身を取ることができなければ、写真とか撮れなければ載せることもできないですよ。そう考えていくと、やっぱり業者さんに何もかもお任せするんじゃなくて、村としても積極的に関わっていかなと、また業者さんをお願いして業者さんがいなくなりました、0に戻りましたとかじゃもう何やってるんか分からへんので、ほんまに。そこら辺はちゃんとレガシーとして村に残していくっていうことを考えてやっていっていただきたいと思います。

本当は正直、もういつまで繰り返すねんという思いがありますんでよろしく願いしたいと思います。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 この農と緑の活性化事業ですが、これには70周年も関わるし、ふるさと納税も関わるし、教育のコミュニティ・スクールも関わるし、いろんなものが全部ひっくるめてこの村の活性化事業につながると思ってるわけ。それを、簡単な事業計画で、だろう発進するっていうことはやめて、もうちょっと綿密にいろんなことを連携を取りながらやるのが一番いいかなって思うんですが、どうしてもあんまり見えてこないんですよ。

だから、その辺を一度、今度出てきたビジョンに対して、そしてそれがまず本当にいいビジョンなのか、いいとは思いますが、より多くの人が、あ、これはいいっていうふうには村民の声も吸い上げて、そういったことを今まで以上に検討してこの取組の活性化にすれば、この予算が695万円、この中のホームページ作成料と情報発信、これが高くてもいいんですよ。結果がすごく入ってくれば私は思いますので、一度この予算がホームページとインスタグラムだけではなく、もうちょっと違う形で多く取っても構わないので充実したものをお願いしたいと思います。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 同じく、この農と緑の活性化事業についてですけども、まずやはり今、中野委員からもあったけど、ビジョンの内容が全く提示されないんです。ビジョンという言葉しか提示されない。もう3月末ですからもうかなりできてはるはずなんですよ。そこまで秘密にしなきゃいけないのか、何で出てこないのかってすごく、そこは非常に何でだろう、大きなはてながつきます。

だから、やっぱりそれでエリアを整備するっていうふうになって、それを大阪府との共同で進めるというお話だったんで、何か大阪府のその土台に乗って、そっちの土俵に乗

ってやってるから村として何も言えないのかなとかもう勘ぐったりしてしまうんです。

だから、やっぱりこれはにぎわいづくりというふうに村長、おっしゃってますけれども、本当にじゃあ、どうしたいのっていうところが、ただにぎわいづくりしたいっていうだけをずっと言われてて、中身が全く見えない中で、いきなり、じゃあ情報発信で、いや、何を載せるか分かんないけど、取りあえずって。それだけで、例えばこの情報発信の支援業務委託料が525万円が妥当なのかどうか分かりません。どういう根拠でこの額を出されたのかも聞きたいですが。本当にもうそれだけでいいのかなって思います。

だから、やっぱり今総合的につながりという話もあったんですが、私が思うのはやっぱりにぎわいづくりでこの村に魅力を感じた人が村に住みたいと思うようなつながりの中でビジョンを持っていくべきだと思うんですよ。そのつながりというところが全く見えてこないということです。つまり、定住・移住対策ということでもう87ページのほうに定住・移住対策の補助金のところがありますけども、これで例年を踏襲してるだけで、もっと積極的にそこに取り組んでいこうという意欲を感じないんですよ。例年どおり続けてたら、取りあえずっていう予算組みしかないです。

今のビジョンに関しては、確かにこれだけですかって言ったら今、副村長から補正予算で中身がはっきりしたらそれを提示していきたいということで、もちろんそれは必要だと思うんですけども、何かそのつながりですよ。そのつながりが感じられない。取りあえずだけで、いや、今そこをその人たちが村に魅力感じて、いや、住みたいと思うところのつながりっていうのが全く感じないんですけども、まずこの計上されてる525万円ですか、インスタをお願いしてるって、この辺の算出されたのが、先ほどちらっとある事業者に対して一応見積り取ったというようなお話だったんですけど、そこから来てるのかもしれませんが、その辺の中身の妥当性と、あとやっぱり定住につなげていくための方策のところをちょっと伺いたいと思います。

○南本委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 先ほど副村長からの答弁ありましたが、今現在、農と緑の活性化のビジョン（案）というものを大阪府さんと一緒につくってる段階です。この根本になる委員会ちゅうか会議がありまして、これが農と緑の活性化推進会議というものがございます。これは前村長の時代からもありまして、一旦ちょっと休止状態になっておったんですが、昨年10月末から再開をしております。そこから、具体的にそのビジョン案というものを検討に入ってるというような段階でございます。ですので、半年ぐらい時間、非常に短い時間の中で今進めていってるような状況でございます。

基本的に村の活性化という部分につきましては、第5次千早赤阪村総合計画にもありま

すように、金剛山周辺エリアと楠公誕生周辺エリア、この2拠点を回遊させて活性化を図っていくというのが総合計画上もございます。それをより見える方向に出していきたいというのがこの農と緑の活性化ビジョン（案）というものでございまして、特に農っていう部分につきましては楠公誕生地周辺のところを指しておりまして、緑の部分につきましては金剛山周辺というところのイメージをしております。この2つを回遊させることでにぎわいと、もう1つ、農林業振興を図っていくというところで活性化に努めていきたいと考えております。

その具体的な内容につきましては、今ビジョン案を検討しておりますので、ちょっとまだ具体的にどうやっていくというところのお示しはちょっとできていないんですが、まずは8年度からこのビジョン案に基づいて進めていきたいという中で、やはり1つはできることからやっていきたいという1つの中で情報発信というのがやっぱり大事なかなというふうに思ってます。

村も今までいろいろな福祉や教育、それぞれいろんな分野において非常にほかの地域を市町村よりたけてるようなサービスというのは非常にやってるかと思います。ただ、そういったものをなかなか情報発信できていないと。広報戦略がなかなかないというところもやっぱりありますんで、そういう意味でいうと、情報を発信するということは非常に大事なかなということで今回、インスタグラムというところで整備をしていきたいという経費を、まずできるところからやっていきたいと思ってます。

そういう情報発信をしながら、実際に具体的に進めていくというところにおきましても、順次そこはタイムリーに情報を発信していきたいと。そのインスタもなかなか年に1回や2回の更新じゃやっぱり駄目やと。田村委員のご指摘ありますように、やはり一定のその頻度で情報発信が必要かなと思います。

そうなりますと、職員がやろうと思えばなかなかそこに特化していかないとなかなかできないのかなという、継続してできないのかなというふうには思いますんで、そういう意味においては民間のプロのノウハウといいますか、そういったものもやっぱり活用していきたいというような趣旨で情報発信というところで今回この委託料を計上させていただいてるところです。

金額につきましては、先ほども答弁ありましたように、一定見積りも何社か取った中で、その中での予算計上というところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○南本委員長 少し待ってください。

ここで本日の会議の時間は、議事の都合により、千早赤阪村議会会議規則第9条第2項

の規定により、あらかじめこれを延長しますのでご了承ください。よろしくお願いいたします。

畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

つまり、結局ビジョンが出てこないと言えないということになってくるかと思います。だから、例えば楠公さんの近くの活性化、農のほうの活性化、村長は観光農園という話も出されておりました。そうすると、例えば77ページの新規農業者育成支援事業とか、この辺の農を活性化していくため試作農作物支援事業費とかという、こういうとこと多分絡んでくるはずですよ。

そうすると、ここに計上されてるのは多分例年どおり計上で、こういうところも全部プラスで取り組んでいく可能性があるというふうに、例えば道の駅ちはやあかさかの今後この周辺をどうしていくかという、観光としての場所も含めて、今後、令和8年度中に様々、補正予算が出てくるから今回は例年どおり上げてますという意味で捉えていいんでしょうか。

○南本委員長 西井副村長。

○西井副村長 ありがとうございます。

ビジョンを検討しております、ビジョンに基づいた取組も具体的に検討しているんですが、その中でも短期と中期と長期ございます。畑委員おっしゃる定住の促進とかっていうのは本当に長期の話になりまして、まずは村長の村政方針でもあったような府のほうでもいちごアカデミーとか農業者支援をされてますので、そのマッチングの中で村の遊休農地ですとか、楠公誕生地周辺の土地単価にマッチングを村として地域に入り込んでいってさせていただいて1つでも多く農業さんを連れてくるということが、まずは核になりますし、もともと人がたくさん来ている金剛山エリアの方々に金剛山のエリアで村がやってるように触れていただくとか、金剛山へ行ったその日にこちらに来るとするのは難しくても、金剛山のにぎわいの中で金剛山のある千早赤阪村ではこんなことやってるんだっていう情報に触れていただいて、じゃあ次は町なかに行っていただくかっていう回遊とかそういうものをこの間、担当課、農林課と日谷部長ですけど、府と話し合ってきております。

具体的に事業を進めていくための体制も組もうと、組んだ上で、かつ進捗管理も回遊都市でやっていこうということで絵に描いた餅にならないように進めてはいるんですが、その絵自体もおっしゃるようにまだお示しできておりませんので、それをお示しした上で、なかなかすぐに中・長期的な定住促進の予算、かけるかどうかっていうのは難しいです。

れども、取り組めるところとして情報発信以外の具体的に村に影響が出てくるような事業についても補正予算として考えていきたいという思いであります。

ビジョンの中身をきちっとご説明できないって本当に非常に申し訳なく思ってるんですが、作成いたしましたら速やかに意見交換させていただいてご意見承りたいと思っております。よろしくお願いします。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。

金剛山エリアについてですが、今年、令和8年度の大阪府の予算で、大阪府にある4つの園地を開発していくと、再開発をします。それはいいことだと。その中にちはや園地も入ってるんですが、ただ予算額が2,000万円ちょっとぐらいしかないんですよ。だから、どのようにそこと連携していくかっていうことがすごく必要になるんですが、そういった連携はもう既になされているんでしょうか。

○南本委員長 西井副村長。

○西井副村長 園地の中でちはや園地で行われるイベントにつきましては、おっしゃっており2,000万円程度の予算が増えておりまして、万博のレガシーのミャクミャクを活用してにぎわいづくりをするということで、一旦予算化をしたのでこんなことを考えていますっていう説明をしに府のほうはお越しいただきました。

春と秋に一定帯のような形でイベントをするので、スポットで村が出せるような場を設けるのでできますかと。職員体制的にマンパワー大丈夫ですかと逆に心配されている状況の中で、私としては頑張りたいですというお伝えをしているところです。

これはチャンスなんですが、職員体制、皆さん厳しいと思ってらっしゃる中ですので、どれだけ頑張れるかっていうことは正直あると思っていますけれども、ここでせっかくのチャンスを何もせずにとっとしんどいですっていうのは違うと思いますので、できることをしたいと私は思っていますが、まだ組織的に議論できたわけではございませんので、新年度体制考える中でそこも含めて検討していきたいと思っていますところです。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。

その中で、大阪府のプログラムみたいなん見たら、やっぱりどうしてもキッチンカーであったりイベントごとに力を入れているような、そういった宣伝広告みたいになってました。そしたら、私たちのところが千早赤阪村としてそこで販売促進じゃないですけど、やっぱりふるさと納税の商品がそこにいっぱいあったら、それだけ収入も増えるっていうの

があるので、やっぱりどうしても何か準備期間というのも必要だと思うんです。なるべく秋以降ぐらいにして予定をしっかりと組んでやっていただければと思います。

○南本委員長 西井副村長。

○西井副村長 ありがとうございます。

ミャクミャクの像とかいろんなものが一番そろうのは秋のほうだというふうには聞いております。ただ、春のほうは近づいてくること早いのでどこまで準備できるか分かりませんが、村の観光協会さんとか、既存の資源ももちろん声かけさせていただいて、また先生方のネットワークの中で何かにぎわいになるようなのがあればお聞きできればということで考えてございますし。

それから、にぎわいではなくて何かパフォーマンスというか、出し物的な舞台というものもどうかなという話が出たりしていますので、そこはまだ詳細これから詰めていきますけれども、村としての本当にただにぎわって終わりではないような形になるようなものも考えたいと思っています。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今の大阪府主導のイベントの話に関しては、本当に一過性であり、村の魅力を、例えば本当に先ほどから何度も言ってるように、ここは住みたいなっていうそういうふうな思えるような形のイベントでなきゃいけないと思うんです。一過性でいろんな何かパフォーマンスがあったとかというそういうのだけでは、ミャクミャク見てもあれもだんだんと廃れますし、やっぱりそれも一過性なんですよ。

万博レガシーとかといって言ってる問題ではなくて、もっと本質的なところが私は大事だと思うんですよ。そういう意味では何か足りない。大阪府のイベントに乗っかるだけでは足りない。だから、先ほども言ったように、副村長が定住策につなげる、そこをつなげていくのは長期目標だとおっしゃいますけど、今でもそれ長期目標で言ってられへん課題ですよ。だから、やっぱり前、私も提案させてもらいましたが、やっぱり空き家の修繕と、それから新築の補助だけでなく、もっと若い人がそれにアプローチしやすいような家賃補助的な、賃貸でもオーケーみたいなそういうところも含めての空き家、定住・移住対策みたいなものへつながっていくためには、やっぱり本当に村が魅力的、だから子育て支援が非常に充実してますよっていうのももちろん発信していかなければいけない。

だから、そこんところの全体のつながりですよ。そこが何かやっぱり何か切れてしまってるような気がしますので、農と緑の活性化でどういうビジョンが出てくるか分かりま

せんけれども、そちらも視野に入れて、そんな長期というんではなくて、やっぱりもう喫緊の課題ですので、その辺も併せて取り組んでいく必要があるというふうにもっと積極的に打って出ていく必要がある。村長の運営方針からいっても思うんですけども、その辺については本当にこれまでのそのままの継続事業が多いんですけど、それについてはどうお考えなのか伺います。

○南本委員長 西井副村長。

○西井副村長 ありがとうございます。

ビジョンにつきましては、もともと村のむらづくりや総合計画というものがございまして、そこには書かれているのですが、村が役場としてしゃかりきに頑張ってそれがずっと継続できるものではありませんので、民間からにぎわいをお呼びする段取りが村としてあって、その準備がありますよというためのものとしてビジョンを今つくろうとしておりますので、そういったにぎわいの場でビジョンそのものをパネルとかで発信をして、村としてこういう方向を目指しているんですよという発信もさせていただく意味も込めて情報発信にまず力を入れたいと考えているところでございます。

今この提案されている予算が、これまず延長線上であるというのはおっしゃるとおりの部分があるのかなと思うのですが、ビジョンを踏まえてさらに活性化していきたいということそのものを、これ繰り返しになります、ビジョンもお示しできておりませんので、そこをお示しした上で早急に取り組むべき案件については補正予算等の場でまた議論させていただきたいと考えております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ちなみに、この農と緑の活性化推進事業費の695万円、これ財源というのはどうなってますか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 これ農と緑の活性化推進事業につきましては財源的には一般財源となっております。

以上です。

○南本委員長 西井副村長。

○西井副村長 大阪府で宿泊税という税金を徴収しておりまして、どうしても大阪市内にその環境を整えるおもてなしする整備が進んでいるので、近隣の市町村にも宿泊税の税収が上がってますので、それを活用して市町村支援するべしということで府の府民文化部が観光振興とか、定住促進に係る事業への補助事業をつくっておられるのですが、ちょっと

掛け合ったんですが、情報発信だけではなかなか難しいということで補助金が当たらないというふうには言われておりますが、ビジョンを策定してそれを踏まえて取り組んでいくような取組につきましては補助金が当たる可能性が高いと思いますので、そこはしっかりと有利なものを活用して進めたいという気持ちでおります。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 もしかしたら補助金が活用できるかもしれないということですが、これ情報発信というのは1つ、包装紙みたいなもんだと思うんですよ。どんなによく見せても、やっぱり最終大事なのは中身だと思うので、例えばうちの情報発信を見てうちの村に来て、そこで本当にいい体験ができる、本当にいいものを買えるとか、ひとつ、中野委員も先ほどからおっしゃっておられるように、うちの村、ずっとこの10年ぐらい、ほんま情報発信ばかり言っているんですよ。じゃあ、それでどんだけそれが成果出たのか、情報発信できてるのというたら、全然できてないのがもう続いているんで、正直また情報発信かという思いはあるんですが、その中身の充実っていうのをやっぱり考えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○南本委員長 西井副村長。

○西井副村長 すいません、これが最後です。

府のほうに引っ張られているというニュアンスのご指摘があることがあるんですが、実際大阪府の南河内の農と緑の事務所につきましては、本当に今、事務所を挙げて村を応援しようとしてくれているところでございます。私も府から来た人間として非常に逆の意味のプレッシャーを感じていまして、でもやるのは村ですよ。村が本気になるのなら府を挙げて応援するんですけど、例えば今考えてる方向性の外部の方を呼び込んで村を活性化していくっていうことについて、村の方々は本当に合意形成図れるんですかというところですか、もしくは具体的に動いていく上で役場のマンパワー本当に大丈夫ですかということをおっしゃっているんで、それも含めて具体的な執行体制を幾つかのチームに分けて、府のほうではもう人を充てて、村は充てれますかということまで実は私は言われておりまして、非常にある意味チャンスだとは思っているんです。なので、何とかしたいと。

ただ、ビジョンが示せない中でも何かしら村としてもやりますよと言えどすれば、それは人員体制であつたりとか、すぐ取り組める、今ちょっとホームページ上もなかなかいろんな情報が整理できておりませんので、観光とか、畑委員おっしゃるような子育ての支援が充実してるような、そういった村に人を呼び込めるような情報を整理して出していくという形がまずはできるかなと。

ただ、それはおっしゃるとおり「ガワ」ですので、本体のところについてはこれからきちっとビジョンをお示しして、そのビジョンも皆さんにやっぱり受け止めていただいて、皆さんにも村として発信していただきたいビジョンをつくってるつもりでありますので、そういった方向に向けて村が動いていますよっていう前向きな発信をして人に注目をしていただくと。注目していただくからには内容を伴った事業が村の中で動いているという状況にしていくべしと私は考えておりますので、そういった形で今後も動いていきたいと考えております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 どうもご答弁ありがとうございます。

村を挙げてマンパワーって話がありましたけど、正直、役場の現体制で役場が主体になってどこまで行けるかっていったら大分不安があるかなというのは僕も正直思います。ですので、村長、若者を参加してって話がありましたけど、意見を聞くだけじゃなくもっと若い子たちに主体的に、自分たちが言わばプレーヤーとしてなる側に回るような政策っていうのも1つこれからの村を考える上ではありなのかなというふうに思いました。ありがとうございました。

ちょっとじゃあ87ページで空き家の話をさせていただきたいなと思うんですけども、1つ、村政運営方針で府の助成を使って空き家対策を進めていくと、老朽化をした空き家対策を進めていくっていうことで、非常に期待させていただいてはいるんですけども、ただその一方で、この予算化はあまりされてないのかなと。予算上は何が変わったのかよく分からなかったもので、そのあたり、村政運営方針にあったさらに除却を進めていくってようなもの、そのあたり来年度どういうふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○南本委員長 すいません、ここでちょっと休憩にしたいと思いますので。答弁は休憩後にすいません。

17時25分より再開します。よろしくお願いします。

午後5時12分 休憩

午後5時25分 再開

○南本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安井課長。

○安井都市整備課長 空き家の対応についてというご質問がありましたが、高齢化、人口減少によって今後どんどん村内のほうは空き家が増加する傾向にあるんかなと思うんです。

が、一番怖いのは我々も人口減少の中でなかなか人口増とか、移住っていうのはなかなか難しいという中で、今住んでる方をいかに住み続けていただくかっていうのが一番、僕らポイントかなと思っております。その中で、一番大きいのがやっぱり空き家、それからあと近くにある老朽危険家屋、そういったものの、言ってみたら対応という話になってきます。

まず、老朽危険家屋につきましては、先ほど委員がちらっとおっしゃった運営方針にもありました今年度から空き家の、空き家ともいうんですけど、耐震のない危ないおうちに対しての除却補助というのを増額すると。増額といいましても補助が40万円のところを10万円アップして50万円にするという施策で、こちらのほう、空き家とか老朽危険家屋をできるだけなくしていこうと。かつ、村の耐震化ということで安心・安全な村づくりもありますので、できる限り耐震性のないおうちも、リフォームしていただいて補強していただいたらいいんですけど、なかなかそれもかなわないというところであれば、まず1つとして除却という話もあるので、今回そちらのほうを、実は言う予算上では増額しております。

あと、もう1つ、空き家の施策になるんですけども、令和5年12月に空き家特別措置法の改正がありまして、ポイントとしては何かといいましたら、壊れてから対応するのではなく危険になる前に管理を促すという法律の趣旨に変わりました。そこでなんですけども、村のほうで3つのことを考えておりまして、空き家をどうしたらええねんってなったときに、まず1つとしては空き家を今やってる空き家バンクに登録して貸出しをします。もう1つとしては、やっぱり売り買いしていただくと、流通に乗せると。あと、もう1つは、先ほど言いました解体にするというこの3つの方法で空き家のほうを何とかしていきたいと考えておりまして、なかなか村単独ではできませんので、今民間との連携ということになっておりまして、空き家バンクにつきましては今、ちはやあかさかくらすさんと連携をしておるんですが、あとこれに加えて大阪府不動産コンサルティング協会という大阪府の府さんも入った団体がありまして、その協会の。そのところの不動産協会さんに売買を頼むというのと、あとこちらのクラッソーネというまだ我々、村長の決済とかももらってないんですけども、このクラッソーネさんといしまして、太子町さんとか、羽曳野市さん、それから河南町さんにももう既に協定を結んで、これは何する会社といいましたら、除却のほうをしてくれるということで、空き家を貸したり、売ったり、壊すというこの3本柱で空き家対策については考えていきたいなということを考えております。

こちらのほうにつきましては委託費とかその辺なかなか我々のほう、費用なして、あくまで個人さんの財産になりますので、まずはこの個人さん、空き家の持ち主さんの初動と

いうことで促しながらこういった形でやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 どうもありがとうございます。

ちょっと気になったのは、今おっしゃっておられた貸したり、売ったり、除却したりっていうのって、所有者さんがもうはっきりして、言わば空き家について何かいろいろできる、例えば相続の後も誰が相続するか等ははっきりしてっていうようなパターンだと思うんです。

実際問題として、空き家として放置されているようなところっていうのは、果たしてここまできちっと整理できているところばかりなのかなという思いもございます。それこそ、現状そこがどうにもならないのでずっとほったらかしになっているという部分もあると思うんですよ。

そういう意味では、先ほど管理不全空き家っていうのがありましたけども、その管理を進めるっていう。例えば、もう草ぼうぼうになってるところを草刈りしてもらうですとか、崩落しかかってたら地区のほうから、例えば管理をお願いするとか、そういうふうな仕組みづくりっていうのも必要なんじゃないかなと思います。

また、最近ちょうどニュースでいいタイミングで寝屋川のほうで空き家税を導入すると、なかなか京都市のほうでも導入するというニュースもありましたけれども、なかなか今現状でうちでというのは難しいのかもしれませんが、そういったことの可能性っていうのはどういうふうに考えておられるのかお願いしたいと思います。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 現状としましてはなかなかできないんですが、空き家を危険な状態にしないための早期対応というのが一番ということで、ご老人とか高齢者がお持ちの家で施設に入られてそのまま帰ってこなくなった空き家とかそういうことがないように、できるだけ地域コミュニティの維持ということで地区の皆さんに、特に自治会長さん、地区長さんのほうに声かけとか、そういった形を何らかの形で我々としても何かやっていかないといけないというのと、あと寝屋川市とかあの辺につきましては密集市街地のところで、道路幅員も狭いと、もしもの場合という話もありますのが、うちは幸いにしてある一定、小吹台でも建蔽率が50%のところでもありますので、倒れるすぐ隣の家に何かがあるというのはないんですけども、そういった危険性もありますので、やはりその辺についても考えながら、今すぐとはできませんけど、まずはさっきの3つのやり方でやりながらちょっとずつ進めていき、あまり効果が出なければ次の手ということでまた考えていきたいと思

いますので、その辺ご協力いただければと思っています。すいません。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

尾崎委員。

○尾崎委員 先ほどの村道のやつで聞き忘れたんですけども、実施計画の48ページ、防護柵を整備するという、ガードレールかなと思うんですけども、場所とか分かればお願いします。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 防護柵、いわゆるガードレールということで考えさせてもらってよろしいでしょうか。まず、ガードレールの整備に関しましてですが、基本的には来年度、ある程度予定を組んでまして、中津原地区の村道御倉奥代線辺りを今回ターゲットにしております。

それと、こちらのほうになるんですが、現状では路肩部分にガードレールの防護柵が設置されていない区間がありまして安全対策が必要と判断している路線であります。ただ、こちらのほう、ほかにも路肩から転落のリスクが高い区間とか、それとか地区からの安全策の要望が寄せられていることとか、それとか通行車両、歩行者の安全に緊急性が高いと判断されたところにつきましては検討していきたいという思いを持ってるんですが、ただ全線一斉に整備するというのは現状の予算ではなかなか困難ですので、ちょっと段階に分けてやることになると思いますが、できる限り少しでも安全性を高めるような形で整備はしていきたいというふうに考えてます。

以上です。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 ありがとうございます。

さっきの中津原の道はたしか今、村道工事していただいとると思うんで、早期の実現に向けてお願いします。

返答は結構です。

あと、81ページ、金剛山の周辺施設管理費なんですけども、1月22日やったかな、工事終わって先週か、先々週かに報告を受けたんですけども、自分すぐにちょっと金剛山のほう登ってきました。ほんなら、駅舎もきれいに、また香楠荘も跡形もなくきれいになっていました。

そこで、ちょっと3つほど質問をさせていただきたいんですけども、土地の家賃、もう借り上げなくなったとこの前言っておられましたが、まだ39万円ほどの予算を組んでおられます。これはどこに使われるのかと、あと植林も終わったと聞いてたんですけども、

たしか鉄橋のモノレールをつくってはった道んとこの植林は全然なかったんで、あっこはもうしなくていいのかと、通称の念仏坂、コンクリート道です。あっこに昔、香楠荘やつてはったときの資材を運ぶロープウェイの鉄筋だけが道の横に残ってるんですよ。それは大阪府のほうは撤去とかの計画はあるのかお聞かせ願います。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 まず、1点目の金剛山周辺施設の管理費の中の土地、建物の借地料の件ですが、これにつきましてはロープウェイのほうの借地料ではなくて、これにつきましてはさわやかトイレ、金剛山登山口にあるさわやかトイレ、あと登山道の途中にある千早本道トイレと呼ばれるところの借地料の計上となっております。

2点目のモノレールを設置した後の植林につきましては、ちょっと全て基本的にはこうなっているはずですが、ちょっとここについては確認のほうをさせていただきたいと考えております。

それと、3点目の念仏坂に上がって行って、おっしゃってるのが右手にある鉄骨の部分のことだと思うんですが、これにつきましてはおっしゃるとおり物自体が大阪府であって、土地もたしか大阪府の土地に建ててるものでありますので、その辺の撤去、最終8年度で撤去工事が全て終わったときにされるのかどうかまではちょっと今のところ確認はできておりません。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 77ページの有害鳥獣のことで、イノシシとかアライグマとかでそういうので非常に被害を訴えられてる方が多いかと思えますけれども、これ実際こういう対策されてどの程度、捕獲できているのか、それによってどの程度、被害がやっぱり抑えられているのかっていうその辺についての何か効果っていうんですか、評価っていうのはどうなっているのか教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 捕獲数でございますが、令和7年度の比較、今の見込みでは27頭、アライグマで21頭という形で捕獲のほうとなっております。それで、これに対しての被害とかそういうのに対しましては、やはり出てきた農作物とかそういったところにおりを設置させていただいて捕獲させていただいて処分してるということで一定の効果、ちょっとそれがどういう面積でどこまでっていう効果はないんですが、捕獲をしているということで効果は出ていると担当課では考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 どの程度イノシシがいるかって、要はその数字っていうのは把握されているんでしょうか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 イノシシの部分につきましては実際、イノシシ自体が移動、いろんなところへ移動しますので、その把握頭数っていうのまではできないというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 何らかの方法である領域だけでも調べるというので、そういうことは可能じゃないかなっていうふうに思ったりするんですが、つまりどういうことかという、27頭、令和7年27頭、イノシシ捕獲したというので、それでどの程度本当に少なくなったのかっていうのは、何か27ぐらいじゃないやろみたいな感覚的にあるんです。

だから、そういう意味で言うと、本当に十分かっていう、効果はどうなんですかっていうところをやっぱり聞いてしまうんで、農作物の、ちょっと地域の人でいろいろ荒らされてるねっていうのはやっぱりまあ聞きますので、本当にその辺の効果も検証しながらこの事業をどう進めるかっていうのも検討していかないといけないことだろうなというふうに思います。

新しいものを試行的に開発していく場合においても、例えばそういうので被害に遭ってしまうということでは、また全然つくる人たちのやる気、意欲をそぐようなことにもなりかねないので、ぜひともこの有害鳥獣という対策に関しては、この辺は熊がいなくてまだよかったんですけども、イノシシ、アライグマに関してはもう少しそういう対策実施隊、鳥獣対策実施隊員の方々には非常にご負担かけていますので、やっぱりそこをもう少し大阪府の支援も得ながらとかということも考えながら本格的な、本質的な対策ができればいいなと思います。

ただ、現実にはその農作物の被害として幾ら幾ら被害があったとかというものが基本的には上がってないということですか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 被害額としては、水稻共済というのがありまして、そちらのほうの、ちょっとデータ的には令和6年度になるんですが、その被害金額といたしましては25万2,640円という被害額は上がっております。

あと、先ほど頭数の話が出たんですが、アライグマはアライグマで、イノシシの場合とかでもやっぱり1つは捕獲っていうのと、もう1つについてはそういう農作物のところに今イノシシを寄せつけないというのも1つの捕獲ではなくて寄せつけないことによって被害を防ぐというやり方で、村でも農作物被害防止柵の設置事業に対して補助金のほう、出させていただいてまして、令和7年度からはその上限枠も拡充ということで、この辺につきましても令和6年度13件が18件ということで申請も増えておりまして、そういったところでもやはりこちらで捕獲するだけではなくて、農家の皆様もそういった対策、寄せつけない対策っていうのをさせていただいてるのがこういった頭数にも出てきているのかなと考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 実は、イノシシ、小吹台地区でも出ていってますし、小吹のほうだったら庭をばあっとイノシシが駆け抜けていくと、徒党を組んで、子どもを連れて駆け抜けていくよって、しょっちゅうっていうのも聞くわけです。何年か前に小吹台地区で自転車に乗っていた方がイノシシに体当たりされて亡くなったっていうこともありますよね。

だから、もっと言えば、もちろん農作物、これは一番大事に重視していただきたいんですけれども、やっぱり人的に、最近もどっかの地域でそういうニュースがあったかと思うんです、イノシシによるそういう、人がそれによっていろいろぶつかられたとかという、けがをされたとかという話も出てますので、ぜひともそれも含めてやっぱりイノシシ対策っていうのはしっかり、農作物だけでなく、そちらについても検討していただきたいので、やっぱり本当に小吹台地区でもそれで困ってるという話も聞きますので、ぜひとももう少し広い視野で農業対策というだけでない視点で取り組んでいただきたいというふうにお願いします。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

田村委員。

○田村委員 それでは、教育委員会のほうにお伺いしたいと思います。

91ページなんですけど、教育委員会事務局事務費で機械器具費で220万8,000円計上されておられます。ちょっと金額が大きいので何を購入される予定なのかお伺いしたいと思います。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 現在使っております教育委員会の公用車、1号車ですけれども、非常にもう16年ほど使っております、非常にそろそろということで、新しく1号車を買換

えさせていただくときの費用として220万円のほうを計上させていただいております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 83ページの国道309号線の整備促進期成同盟っていうんですか、会負担金、ちょっと中身よく分からないんですが、これはどういうものなのかっていうことをお伺いすると、国道309に関してはその周辺に住んでる方、道路の近くに住んでる方から夜間、何かスピード制限はつけたんです。でも、ほとんど夜間走るトレーラートラック、もう全然守ってくれなくて、トレーラートラックって車体とあれが別々なんでどんどんって音がするそうなんです。夜中にそういうどんどんっていうのがもう本当に何メートルからしか道路から離れてないおうちがあの辺、水分の辺りで何件もありますけれども、そういうことでもっとその対策を何とかしてもらえないかっていう話も出ています。

だから、それも含めて、このまず負担金って、これ額少ないですけども、これはどういう組織なのか。そして、その国道の整備に関してどういう形で住民さんの意見を反映して取り組めるのかについてお伺いします。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 こちらの309号線の期生促進同盟会のほうの負担金なんですけども、こちらにつきましては309号線ということで国道309号に関わる市町村ということで、大阪府の市町村と、あと奈良県の市町村とで運営しています同盟会ということになりまして、309全線でこういう整備、拡幅であったりとか、改良であったりとかという部分の同盟会の負担金となっております。

続きまして、309号線の音とかそういう部分につきましては、私どもとしても長年その辺につきましているいろいろ聞いております。その都度、大阪府等にも要望させていただいてるところなんですけど、なかなかそういう走られる車のほう、警察のほうにもご相談させていただいたりとか、以前に府政要望でさせていただいて30キロということで規制のほうもかけていただいているところではありますけれども、なかなかやはり走る車、個々にまではなかなか規制が及んでいないというところで、その辺は我々としても情報としてはつかんではありますけども、なかなか改善が見込めないというような状況です。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

よく道路でスピードを出させないためにわざと段々をつくるっていうことによってスピード出せないからゆっくりで騒音も減るっていうのもあるんですが、そういうような形で

の要望、そういう検討とかはされたことあるんでしょうか。大阪府のほうかもしれません。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 おっしゃるとおりで、以前に309号線で大阪府さんのほうができるだけスピード落とすような形で、段々というか、そういう抑制するような表示であつたりとかということも実施されておりますけども、なかなかこの部分につきましては新たに水越峠のあのトンネルも整備されたことによってかなりそういうトレーラーとかそういう大型車の通行が多くなっておりますので、そういう努力はしておりますけどなかなか効果が出ていないのが現状です。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 難しいことも分かりますが、ぜひとも繰り返しその辺は働きかけていただきたい、住民の声ですのでお願いしたいと思います。

○南本委員長 ほかにございますか。

建石委員。

○建石委員 78ページ、79ページのところの森林整備事業費のところなんですけど、この一番最初に出てます林地って読むんですか、台帳更新業務委託料というのがあるんですけども、これは前年まで出てなかったのかなと思うんですけど、こういった内容のものになるんでしょうか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 林地台帳の更新業務委託料ということで、これにつきましては登記情報、固定資産課税台帳等と突合いたしまして最新の土地所有者情報に更新する業務となっております。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

更新ってなってるんで、その更新ある都度、作業をするということになるんですか。

一応去年見当たらなかったもんですから。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 すいません、この更新作業につきましてはちょっと数年間しておらなかったんで、8年度新たに上げさせていただいてるという事業となっております。

以上です。

○建石委員 ありがとうございます。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 85ページの道路維持事業費の中で、下から2行目に村道維持管理補修材料費っていうのがあって、その2つ上に村道維持工事費っていうのが別々の枠であるんですが、これは材料費を村で買って工事をどこかにやってもらうっていう意味なんでしょうか。

この下の交通安全施設整備事業費も同じように原材料費と工事費が別枠になってるんですが。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 工事原材料費っていうのは、我々日頃、道路の維持管理につきましてはシルバー人材センターさんをお願いしております。その際に補修材とか、それからそういった基本的なセメントとか、そういう基本的な材料費をここで計上させていただきまして、工事は工事でまた別で工事業者に発注はしております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 70周年記念事業として教育委員会のほうで上げられていますが、研修会ですか、講演会、これどこに、こちらのほうの予算のほうでどこに入っているかちょっと分からなかったんで教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 社会教育総務費の報償金の中に組み込んでおります。

以上です。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 99ページ。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 この事業のときにこの間、説明資料のほうでそれぞれ幾らっていうのを伺ったときに30万円というふうに伺ったんですが、ここではそれも含めてということですね、多分。その中に30万円分が含まれていると。

前回、3ページのところでそれぞれの項目の897万円を積み上げた一つ一つが分からないので教えてくださいというので附属説明資料、その3ページのほうで伺ったときに、記念講演会に関しては30万円ということ伺いました。これが今の報奨金の中の7

0周年イベント、この中に含まれる。この中に30万円含まれるというふうに理解するとしたら、まず30万円は具体的にどのような形でどう使われるのかについて伺います。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 あくまで講師の方の謝金ですんで、一定予算計上のときにはどなたという想定もなかなかできない中で、一定予算計上を認めていただき、財政のほう認めていただきましたので計上をしております。

ですんで、うち教育委員会のほうで基本的な、よく講師っていうのは学校とか、この前も竹原さんと呼んだときとか一定の基準はつくってござりまして、その基準の中で基本的に呼べる方、もしくはやはり会社とかで組織で所属されてそういう講演会に出る場合は幾らって決めておられる方もおられますので、その辺、具体の積算というのはできておりません。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 こんなこと多分聞けるんだろうと、この前の竹原和泉さんの場合は幾ら謝金を払われたんでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 基本的にうち、大学の教授扱いの方、教授の方については2時間程度の講演いただくと3万円のお支払いをしています。遠方からお越しいただく場合は旅費相当額、宿泊が必要な場合は宿泊費相当額を含めて謝金としてお支払いをしております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 そうしますと、3万円というと10人呼べるということですか、単純に。そうじゃなくて、旅費とか宿泊が入ってきますからそうはいかないんですけど、最初30万円って聞いたときに謝金って聞きましたので、え、30万円も謝金を取る人を呼ぶのかって思ったんですが、ちょっとその内訳のほうをどんな感じで想定されているのか教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 例えば、先日来ていただいた竹原さんの件で、具体には申し上げておりませんが、参考程度になろうかなと思うんですが、一定それをお願いできる方ということでこれから進めていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 だから、伺いたいのは、謝金としては今の基準程度であるというのは理解できたんですけども、じゃあ事業費の３０万円の中身、逆に報奨金の中には３０万円がそのまま入っているわけではない。

今９９ページの報奨金の中に７０周年イベントの事業費が入っているというふうにお答えいただいたかと思うんですけども、もしそうであれば、謝金以外のものが入ってるってことにもなるかと思うんですが、具体的にどういう形なのかという。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 この３０万円の計上については謝金のみの計上で、事業費については基本的に今想定してますのは中学体育館を会場にして考えておりまして、あと運営等々については学校と教育委員会で行おうと思っておりますので費用等もかかりません。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 すいません、やっぱり理解できないんですが、３０万円が全て謝金というのはどういうことか、すいません、理解できてないんですが、理解できるように説明いただくとありがたいです。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 先ほども申し上げましたとおり、予算計上のときにどなたを呼ぶかっていうところがまだ決まっておりましたので、予算可決いただきましたら早急に当たっていきたいと思っておりますけれども、その中で実はこの３０万円を組む前に一定の宝くじの助成事業を活用してもっと高い方が１００万円とか２００万円の方がおられまして、そんなん単費で出せることは難しいので、宝くじの助成事業でと思ってたんですけども、ちょっと宝くじの助成事業から制度を変えるんで、去年まで行けた申請は駄目だということを急遽言われまして、その代替としてまずは３０万円組ませていただきたいということで財政協議を行ったところでございます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

要するに、３０万円程度支払わないと来てくれない人を呼んで考えてみようと、その中身としても充実したものにしようというふうなことで上げていますということですね。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 70周年というアニバーサリーの年になりますんで、通常ですとなかなかこの予算は通りません、実際のところ。やっぱり70周年の記念に子どもたちにふだん呼べない方呼んで、やっぱり子どもたちの今後の探求とか、国際的な視野に動機づけを図っていきたい方呼びたいなと思ってますんで、単発で終わるんではなしに今後も同じ方は呼べないかも分かりませんが、様々な子どもたちには体験、大人との触れ合い、大人の意見が聞けるような場面をつくっていききたいなというふうに思っています。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

やっぱりそうすると、その中身が非常に、子どもたちがただ講演聞いただけっていうのは考えてらっしゃらないと思いますけれども、子どもたちがこの講演会等を通してどういう子どもたち自身が生に取り組むことができる、それがワークショップなのか、子ども版ワークショップなのか、何かテーマをつくって何かどういう形でされるか分からないけども、生に子どもたちが記念講演してくださる先生と触れ合いながらいろいろ体験できるような取組を考えているというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 基本的な一つのご提案としてお聞きをいたしておりますが、まだ講師が決まっておきませんので、あくまで調整、4月以降に入りますのでよろしくお願いしたいと思います。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

ぜひともそういう方を呼べるのであれば、子どもたちがやっぱり自分たちも一緒に考えて悩んでっていうようなことが体験できるようなものにしていただきたいというふうにお願ひしときます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎委員 また一般質問絡みになるんですけども、中学校の桜の木、危険やということをお願いしたんですけども、97ページで見たら250万円の予算、たしかあのときの見積りは何千万円単位やったと思うんですけども、ちょっとその計画とか、補助金関係とか、分かっているればお聞かせ願ひたいと思います。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 尾崎委員には大変ご心配をいつもおかけして、今年度も予算、ちょっと流用とかもしながら、本当に危ない落つきそうな枝、木ごと切れるところっていうのはシルバー人材センターが動いてくれるということです、今年度にも数本切りたいなというふうに思っています。

令和8年度予算で幾ら切れるかということなんですけれども、シルバー人材センターが受けてくれば数本は切れるかなというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 すいません、補助金のやつは、たしか去年補助金で桜の木を切るようなことを、8年度で事業を終わりって言ってたような気もするんですけど。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 一旦村の中の計画として8年度までということになってまして、多分、他課の今桜の木の伐採というのは必要性は聞いておりませんので、教育施設の中で使わせていただけるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今のことも私も聞こうと思ってたんですが、その前の95ページのほうです。小学校費のほうでは、僅かに樹木伐採として4万8,000円しか計上されてないんです。例えば、千早小吹台小学校でも桜の木がクビアカツヤカミキリ、これに侵されているというのが何本か見受けられますけれども、もうそちらはまだその計画のほうには入ってこないということでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 委員おっしゃるとおり、千早小吹台小学校ののり面の桜もいよいよ倒木の危険がありそうな様態になってきてまして、一定補助メニューを活用しながら徐々に進めていく中で、中学校が一旦落ち着けば千早小吹台小学校に着手したいなというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ぜひ取り組んでいただきたいんですが、危険度のレベルからいってまず中学校からしますということですね。では、小学校のほうもかなりそう意味ではいつかなっていうのはちょっと心配な状況ですので、ぜひともできるだけ早く進められるようお願いいたします。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 93 ページ、教育振興費ということですがけれども、学校給食補助金というところがありますけれども、これ予算ベースで大幅に減になっているこの理由を教えてください。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 前年度からの減につきましては、児童・生徒の人数の精査によるものでございまして、金額は完全無償化を継続していきたいと考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 そうすると、ここに書かれている、これでいくと5, 264万円減じゃないですか。これ数字何か間違ってる。

なので、こんなに、92、93です。児童数減でこんなに高額になるはずがないので、何かちょっと違うことがあるんだろうと思ったんですが。

教育振興費。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 教育振興費の昨年度予算額から約5, 200万円減額されてるという点のご指摘かと思います。昨年度、こども園の施設型給付短期の部分が入ってございましたので、その部分のこども園の部分が減額となっているということでございます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

こども園の部分がこども課のほうに移ったということですね。ここは減額になっているというご説明になるわけですね。分かりました。ありがとうございます。

では、続きまして、同じ93ページなんですけども、教育指導費として報償金っていうのが見込まれていますけど、これはどういう人に対してどういう形での報償金なのかというのを伺います。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 主にその内訳としましては、教職員の研修、各学校で行われる研修への講師の謝礼であったりとか、夏に行います教職員主体の村全体研修でありますとか、そういった研修での講師謝礼、それからそのほかいろいろ、英語教育充実のために大学の

教授の招聘して指導助言を仰いだりとか、そういった形でいろんなところで講師を招いて使っております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。分かりました。

それから、同じ項目のところで、機械器具使用料というのが1, 0 5 6 万円上がってますけど、これはどういう器具の使用料になるのでしょうか。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 こちらは教職員の校務負担軽減のために校務支援システムを入れさせていただいております。そのシステムの利用料というふうになっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

まだありますのでよろしいでしょうか。

では、99ページ、伺います。

99ページの生涯学習事業費、実施計画では40ページのほうに説明があったかと思いますが、生涯学習事業ということで33万4, 000円が上げられていて、回数としては5回というふうになっていますけれども、この講座5回ということだと思いますが、この内容と、これは講師謝礼が、この内訳でいくと消耗品が一番多いんです。この費用の内訳で消耗品、報償費というのは講師にお支払いするのが5万円、5回だと1回1万円ずつっていうことになって、消耗品に関しては20万円ってというのはこれは何をどんなものが入ってくるのでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 生涯学習事業につきましては、これも私どもの70周年っていう冠つけたいと思っております、今回は村の自然にある竹林の竹、あとは間伐材とかを活用して工作のワークショップを子どもたちに体験してもらおうかなということで予算計上しております。

実際、村の中でも竹の関係で取り組んでおられる個人の方もおられますし、あと木工とかそんな方にもお手伝いをいただくときのお礼ということと、やはり結構竹炭とか作られてる方、結構一定の費用もかかるということでお聞きもしております、材料費ということとで計上をさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。分かりました。

続きまして、101ページ。

101ページに発掘調査委託料というのが入っていますが、これどういうところの発掘調査が対象となっているか教えてください。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 令和8年度に中学校で受水槽の付け替え工事を行います。ご承知のとおり、あそこ史跡内でございますので、一定工事の工法にもよるんですが、調査が必要であれば所有者が調査費を負担しなくてははいけませんので、教育費の中で計上させていただいたものでございます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

続きまして、その同じページですけど、くすのきホール改修工事については何度もお話は伺ってるんですけども、大ホールに関してまだ未定だということを何度も伺ってるんですが、何かその後、くすのきホールの今後の運用に関してどのようなビジョンを持ってらっしゃるか伺います。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 今の現状を回復してということはもう一定の多額の費用も必要となりますので、私ども管理している教育委員会としては考えておりません。

次の新しい用途につきましては、村の中の公共施設検討委員会の中でも議論をしていたくというふうに考えてございます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

公共施設のほうの委員会のほうで検討するということですね、了解いたしました。

あと、保健体育総務費のほうです。次のページです。103ページのほうになりますけれども、小学校保健事業費、それから中学校保健事業費でやはりここにも報償金というのがありますが、これは何か講師の方に来ていただいてその支払うお金なんでしょうか。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 こちらは学校医の先生方、内科医でございますとか、眼科医、耳鼻咽

喉科医、歯科医、薬剤師と学校で関わってくださっているお医者さんへの報償費となっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

次、B & G海洋センターの管理運営事務費のところで伺います。

ここで樹木伐採委託料というのがありますけれども、これは周りの樹木や雑草を除去するための費用なんでしょうか。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 こちらは海洋センター正面入りまして左手の樹木の伐採というふうになっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 これは正面の樹木のみということですね。ということは、あとは草が生えたりそういうものに関しては清掃業務委託料のほうに含まれるんでしょうか。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 剪定等に関しましては、施設維持管理委託料の中で計上させていただいております。

○南本委員長 ほかにございませんか。

中野委員。

○中野委員 先ほど畑委員がおっしゃった小学校保健事業の報償金の件と中学校の報償金の件でちょっと質問したいんですが、これって校医の人っていうのは学校医の医師会とか歯科医師会から学校医の指定を受けて来られますよね。そうすると、そのお給料というのは多分歯科医師会経由でこの先生に払われると思うんですが、府下統一だとあんまり変わらないと思うんですが、割ったら1年間で2か所、小学校だったらあるとしたら100万円になるわけでしょ。100万円を人数的な先生が2人来られたとしてもすごく多いんですよ。これは校医の先生にお願いして来られる方法というのはどういうふうになってるんでしょうか。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 金額が少し大きいのではないかなというふうなご意見を頂戴しました。基本的に2校でプラス出勤の費用で人数割をさせていただいてっていうふうな形で計上させていただいているので、金額的には少し、医師会のほうで依頼をさせていただいて、富

田林のほうから紹介させていただいてっていうような形にはなっております。

金額としてはそういうふうになってますので。

すいません、以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 すいません、私のほうも校医をやっている学校がありまして、そうすると歯科医師会とか医師会というのからお願いされて行くんですけど、金額的には人数割とかじゃなく1日幾らっていうふうに決まってて、富田林は知りませんよ、ひょっとしたら人数割になってるかもしれませんが、でも大体300人ぐらい診てもう何十万円っていうか、そんなもらえないですよ。10万円ぐらいのものなんですよ。

だから、それを例えば考えると、2つの学校合わせても100人ぐらいですから、それはもうすごく多いかなと。そうであれば、個人の病院に健診事業で業務委託してもらってやったほうが安いわけですから、かなり。

取りあえず、高いかなと思ってるので、それは交渉されるなり、やり方をちょっと考えるなりされたほうがいいと思います。

○南本委員長 答弁。

児島参事。

○児島教育課参事 失礼します。

全体で60万円、70万円って大きな金額ということなんですが、内科医、眼科医、それから耳鼻科全て入れての金額になっておりまして、例えば歯科医さんだったらまだもう少し少ない金額になるかなと思いますので、歯科医だけでとかじゃなくて内科医さん、眼科医さんとか関わっております。ご指摘ありがとうございます。

以上です。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 これまで富田林医師会、歯科医師会、薬剤師会、この報酬、謝金についてはしばらく物価高騰も続いている中、据え置いていただいております、令和8年度、やはりちょっと安いので引き上げてくれということで協議をしてたところございまして、一定引上げのほうをさせていただいたということでも若干上がっているのかなというふうに思います。よろしくお願いします。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 103ページの一番下のところです。体育施設設備運営事業費で、18ページ、19ページのほうに使用料収入っていうのがあると思うんですが、そこで見るとテニスコートが27万6,000円、村民グラウンドが90万円、B&Gが204万円という

使用料収入が出ています。これに関しては何か使用料収入を増やせるような工夫っていうのは何か検討されているのかどうかについて伺います。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 今期定例会の中野委員からも一般質問をいただいております、一定の使用料確保に向けた取組ということでございますけれども、昨年度というか令和7年度ですけれども、待ってても使用者は来ないのでちょっと営業活動やろうかということで近隣の大学とか、あとは障がい者の団体さんとか、ちょっと訪問しまして、結構、平日空いてますよということで宣伝もしたところでございます、村内利用というのはもう頭打ちになっておりまして難しいかなと思っておりますので、村外の方に、千早の海洋センターは結構空いてるなというイメージを持ってもらえたらなというふうに思っております。

今後もしろんな方法で周知しながら、やっぱり利用者さんで自分とこの市域で取れない方、結構おられますんで、千早赤阪村でちょっと離れてるだけで来られますんで啓発に努めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 次のページ、105ページになります。テニスコート改修工事ということで壁打ちボードの改修を行いますということで実施計画の43ページのほうに書かれておるんですが、実は2年前ぐらいかな、のり面が崩れてきてコート面自身が物すごく荒れて、ちょっとだけ部分的な補修されてるんですが、全体としては物すごく荒れてるんですが、そこに対する手当ってというのはどのように考えられているのか伺います。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 村のテニス連盟からも毎年のようにご要望もいただいております。オムニコート、我々も教育委員会としては管理する上で今の現状のハードコートはあまりニーズがないんだなということは理解をしている中で毎年のように予算要求はしてるんですが、令和8年度もかなわなかった。

ただ、この壁打ちの部分につきましては受けっていうんですか、控えのところがちょっと浮いてきてまして、大きな地震が来たら倒壊する危険もございますので、ここは更新したいというふうに考えておりまして予算計上がかなったというところでございます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

スポーツ関連施設だったのはt o t oの何か関係で補助金があるというのを聞いてますけども、そういうところも検討をされているんでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 今回、村民運動場と併せて申請をする準備もしてたんですけども、一体的な設備じゃないということでどちらかしか無理だということと言われまして、やはり利用者ニーズの高い施設のほうからということで申請をしたところでございます。

t o t oの宝くじの助成事業については一定認められますと3年ぐらい間を空けないと認めてもらえないんで、次期更新の際に財源も確保できればというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 できれば早くしていただきたいと思います。なぜかという、富田林のほうのコート、すぐそばにありますけども結構人気なんです。あちらのほうは実は利用料2時間で1,010円です。村民も同じように、この地域の1市2町1村の人は1,010円。村は2時間で1,500円なんです。ぼろぼろのコートで高いお金使って、いや、誰が利用しますか。

だから、村のテニス連盟のほうはやっぱり使う必要があるという、実績のために頑張って使ってはりますけれども、やっぱりその辺のことも考えるともう本当にどういうふうに考えていくのかということを、多分それをオムニコート化してきちっとすればニーズは、結構使いたいという人は間違いなくあると思います。すぐそばのスポーツグラウンドがいつも大体、なかなか取るのが難しいって話も聞いたりもします。そういう意味からも、ぜひ今後も前向きに検討していただきたいなと思います。

○南本委員長 畑委員、少し待ってください。

ほかに質疑はございませんか。

畑委員、よろしく。

○畑委員 107ページのほうで給食センターのことについて伺います。

給食センターのほうであり方調査業務委託料として645万円を計上されてますけれども、この調査の内容、どんなような内容なのか。今後のあり方に関しては、前いろいろ協議されているのは伺ってますが、今後についてどんな方向性を考えられているかについて伺います。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 今回の調査業務の委託料でございますけれども、2町1村の未来協議会で一定の今後、統合の可能性も含めた共同調理の在り方も含めて検討していくということで結論になっておりまして、その一環で今回調査をするものでございます。

内容につきましては多岐にわたるんですが、ハード部分、私どもも30年以上、建築後たっておりますんでハード部分がどうだ、中の設備がどうだっていうところと、あと今後の3町村の児童・生徒の推移を踏まえて各給食センターの調理可能食数、今後どう推移していくのか。あと、もし共同調理できるのであれば、どこで、どの施設でできるんだとか様々なハード、ソフトについての調査をいただいて、我々が検討する材料を提供いただくというような調査業務になっております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 93ページの教育指導費に関してなんですけど、こちら昨年計上されていたバス運行委託料がなくなっていると思うんです。それで、なくなった理由というのを伺いできたらと思います。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 今年度、計上させていただいたのは万博へ児童・生徒を連れていくためのものでございまして、次年度はそれがなくなりましたので外させていただいております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。万博だったので一時的だったってことですね。了解いたしました。

あと、95ページなんですけど、95ページ、今回新しく倉庫改良工事、電話整備工事、遊具設置工事と3つ工事がずらずらっと並んでまして、これがどういった工事になるのか、その必要性も含めて教えていただければと思います。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 倉庫改良工事につきましては、赤阪小学校体育館裏に倉庫土間がございます。そちらにちょっと雨が降ったりしますと入り込んでしまってくるものがありますので、そこに水が入ってこないようにするための工事でございます。

それから、電話整備工事につきましては、こちらについて教職員の働き方改革の一環と

しまして、勤務時間を過ぎまして電話がかかってきたときに自動音声ガイドによって、いわゆる本日の対応は終わっておりますっていうアナウンスを流す、そのための工事でございます。

遊具設置工事につきましては、赤阪小学校のほうにジャングルジムの設置の工事がございます、あとそれから既設の移動式のミニバスケット台、そちらのほうの修繕の費用として計上させていただいております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 倉庫改良工事、これ体育館裏っていうのは体育館裏のトイレと一緒にってるあの倉庫みたいな部分、あれを工事で水が入ってこないようにしはるってことなんですか。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 そのとおりです。体育館の裏のところの土間になってる部分があります。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 体育館裏にトイレがある建物、あれ倉庫と一体的になっておるんですけど、その犬走りのところ、非常に水はけが悪くてちょっと大きい雨が降ると全部建物の中に入ってきてまして、ちょっとその傾斜を変えたいと思ひまして、その工事を行います。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 どうもありがとうございます。

何回かあの倉庫を利用させていただいたことあるんですけど、トイレもあって利用されてるのか、利用されていないのか、よく分からないような感じの倉庫やなと思ったんですけど、そこの雨が入ってこないようにということですね。分かりました。

あと、この電話整備工事の自動音声なんですけど、自動音声を対応させるだけでこんだけ、204万円もお金かかってしまうんですか。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 今学校についてます電話機が少し古い型のものでありまして、もうハード面からごそっと入れ替える必要があるということで、こちらもちっと最初はもう少しシンプルにできるかなと思ってたんですが、思ったりよりもこれにはかかってしまいました。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 あと、ハード面を全部入れ替えるということで、アナログからデジタルとかそういうこととかもかかってくるんですかね。昨今と同じような事情なのかなと思いました。

あと、ジャングルジムを設置するっていうことなんですけれども、どうなんですか、昨今、逆にジャングルジムとかは危険かとみなされてるんじゃないかなとも思うんですけど、そのあたりの対策等は何か考えておられるのであれば教えていただけたらと思います。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 ご指摘のとおり、遊び方によっては非常に危険なところもあるかと思うんですが、ライフスポーツ財団さんの子ども活動支援金のほうを活用させていただきまして、ジャングルジム設置、その周りに安全柵を設置するとか、遊び方も確かに工夫は必要かなと思いますけれども、周りに子どもたちが入り込まないような安全柵を設置するなど、安全対策のほうも十分していくと思います。

また、実際子どもたちが遊ぶときには教職員のほうで遊び方の指導であったりとかいうところもしていくかなと思います。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

僕も子どもの頃、ジャングルジムで遊んでかちんと打ちつけた記憶とかもありますんで、ある程度そういうことで学ぶこともあるかなと思いますんで、またご指導のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今の遊具と関係するんですけれども、やっぱり遊具の点検っていうのは非常に重要だと思うんです。よく遊具で事故が起きたっていうことがありますよね。その点検っていうのは施設管理委託料に入っているんでしょうか。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 学校遊具の安全点検につきましては、毎月、学校内全て安全点検という形で校舎の中、内外全て学校職員によって行われております。少しでも危険なものがありましたら報告を受けるようになっております。

出てきましたら修繕の必要等ありましたら、またそこで検討するかなと思うんですけれ

ども、基本的には学校職員が定期的に安全点検を分担してやっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 そうすると、やっぱり安全点検でどこをチェックしなきゃいけないとかというの、ありますよね。そういうのはきちっとチェックシートをつくって、それに沿ってされているということでしょうか。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 点検箇所によって点検項目は違うんですけども、校舎内でありましたら消火器の設置の有無、それからドアの開閉、窓、いろんなところがちゃんとできているかという項目が10項目以上並んでおります。それが全て満たされているか、満たされていないかを毎月報告を上げるようなシステムになっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 そうすると、今働き方改革じゃないですけども、先生方にとってはプラスアルファの仕事になってしまっているということなんでしょうか。実際そういう点検にもっとプロ的に点検できる人に、例えば毎月は軽く見るとしても、ある程度何回かはそういう人に入ってもらおうとか、そういう必要性を感じられたことはないんでしょうか。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 確かにプロの目で見てもらえるとより精度が高いのかもしれませんが、ふだん担当する場所というのが自分が担当してる教室であったりとか、あまり業務の負担にならないような箇所を学校のほうで分担しまして行うようにしています。

学校のほうも危機意識を常に持つっていう意味もありまして、この点検、非常に効果があるものと考えておりますので、確かにおっしゃるとおり業務負担かもしれませんが、継続できたらなと思っております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 私、さっき一番聞きたかったのは教室のドアとかそういうこともそういうふうになるんでしょうけど、遊具ということでお伺いした。遊具も教職員の先生方が確認されているということよろしいでしょうか。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 確かにおっしゃるとおり、遊具は非常に危険性が高いものなので、学校で教頭先生が責任を持って管理をしております。学校で授業行われてるときに、私も現

場に行ったときに教頭先生がすごくしっかり点検をしている姿を何度も見かけております。

以上です。

○畑委員 ありがとうございます。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

田村委員。

○田村委員 95ページの小学校の通学バス運行事業費で、機械器具費で440万円計上されております。こちら金額が大きいので、何を購入される予定なのか伺いたします。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 児童数が減りましたことに関して小型化を図りまして、ハイエースのほうを通学バスとして購入する予定でございます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ということは、現行のバスをハイエースに変えられるっていう、そういう理解でよろしいんですか。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 そのご認識で結構かと思います。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 となると、その既存の今あるバスっていうのはどういう処分にされるのか伺えますでしょうか。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 既存のバスにつきましては下取りのほうで出させていただこうかなと思っております。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 その下取りされる分というのは、こちら予算書には計上っていうのはされてるんですか。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 こちらも差し引いた額で掲載させていただいております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

バスとハイエースと差し引いて440万円ぐらいってことです。了解いたしました。

97ページの村立中学校、先ほどちょっと話に出ましたが、中学校の受水槽移設工事なんですけど、受水槽の移設っていうのは何か急に必要になったっていう何か理由があるんでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 既存の受水槽の場所、委員もご存じですかね。村道を挟んで民地の農地区画のところの道をお借りしてまして、無償で。そこがちょっと高台になってまして、そこから中学校に落としてるという施設でございます。これまでもかなり年数もたってまして、漏水も何回も起こしてまして、地元農家さんにも非常に迷惑もおかけをしております。

今回、中学校のトイレの改修工事、一定村内で意思決定もらいましたので、このきっかけで受水槽についても敷地内のほうに移設をしたいというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

多分何回か通った間とかも見てるのかなという気はするんですけど、見てない、当時はなかったんですか。

これ場所は村道の棚田側のほうにあるということです。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

建石委員。

○建石委員 文化財の保護事業のことでお伺いします。

98、99です。それに次のページにかけてなんですけども、今回は発掘調査が入っておりますので金額は大きくなってるかと思うんです。それ以外に、本来、文化財保護ですから史跡とかそういったところの整備も入ってくるかなとは思いますが、例えば今まで史跡と言われるところの整備についてはどの部分で支出をされているのか。また、整備に対してどのようなお考えがあるのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 過去には中学校上の棚田のところののり面のところで遊歩道の整備を、あっこも史跡内でございますのでやったということが実績でございます。これは観光部署のほうと連携しながらやったと思うんですけど、教育委員会の文化財担当としては単独で整備事業については着手はできておりません。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

そうしましたら、ふだんの草刈りとかそういったものは、例えば奉建塔と上赤阪城跡のところは保存会がやってるんですけども、その辺に対して、奉建塔は何かいろいろ補助とか何かあるのかなと思いますけども、上赤阪城跡に対しては村からの補助っていうのは出てないかなと思うんですが、その辺はいかななものでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 基本的に文化財史跡のことを今おっしゃってるんだと思うんですけど、所有者が管理すべき事項になります。今現在、楠公史跡保存会のほうで自らの活動事業として草刈りとか手入れ等をいただいている状況でございます。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

そうしましたら、今やってる保存会のほうが整備に対して消極的になれば、村としても今の立場でいけば何もしないというような形になるんでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 たらればの話ですんで、現在考えはございません。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 一応奉建塔のほうの草刈りにつきましては農林環境課のほうで楠公史跡保存会のほうに発注をかけて草刈り、斜面のスイセンの丘のほうの草刈りのほうは実施をしております。

以上です。

○南本委員長 ほかに質疑はございますか。

中野委員。

○中野委員 教育委員会さんに全体でお聞きしたいんですけど、報償金という名前をずっと足していくと800万円弱になるんですが、計算間違いだったら間違ってるかもしれませんが、簡単に足していって7百何万円になったんですけど、これだけ人をお願いして、基本的に3万円ぐらいでやれるような先生をお願いするちゅうたらすごい人数を頼んでやってらっしゃるってことになるんですが、この中には医師会と歯科医師会の話もあったんです。ただ、それをどかしたとしてもかなりのどこかへの謝礼というのが出てるとい

うふうに判断してるんですが、それはどう思われますか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 非常に村の財政厳しい中で計上させていただいておるということで、教育委員会としてはやはり子どもたちのためになる講師とか、様々な体験等々、していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

田村委員。

○田村委員 じゃあ、今ちょっと文化財の話が出ましたので、そこでお聞きしたんですけど、101ページです。文化財保存事業補助金として今回1万4,000円が計上されてまして、これ昨年度は6万9,000円の計上やったんです。ちょっとこれ1万4,000円でできる文化財保存事業とは一体何だろうというふうに思いまして、どういったものに対してこれ補助金を設定されておられるのかお伺いします。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 村唯一の重要文化財でございます建水分神社の本殿の防火設備、毎年点検をされておられます。国の補助メニューを申請されてますので、その場合、うちの補助メニューの要件に該当しますんで、僅かですけれども1万4,000円が例年のほぼほぼ負担金。去年は一部、設備の取替えが発生しましたので金額上がったと思います。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ありがとうございます。

その下、資料館管理運営事業費ということで、そのほか使用料及び賃借料ということで2万円が計上されているんですけれども、これも何に対するものなのか教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 70周年記念事業に併せまして明治村の赤阪講堂の写真パネルをお借りする、1枚5,000円、4枚分ということで2万円になっております。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。これも70周年関係のということですね。ありがとうございます。

その下のくすのきホール管理運営事業費についてなんですけれども、今回、PCB廃棄物

処分委託料ということで、くすのきホールと海洋センターと、もう1か所どっかありましたかね。給食センター、これ3か所でちょっとで唐突に上がってまして、前たしかロープウェイの1件のときも発見されたっていうんでちょっと議会のほうに報告があったと思うんですけども、このPCB廃棄物、どういう経緯で今回発生したのか教えてください。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 今回、うちのキュービクルのコンデンサー関係で非常に高額な費用になったんですけれども、可決をいただきましてコンデンサーを交換するんですけれども、そのコンデンサーが外してみないとPCBが含まれてるかどうか分からないということで、もし含まれてたら処分費がかかるということでそれぞれの施設、処分費用を計上させていただいております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ありがとうございます。

なので、もしかしたらこれはかからないかもしれないという、希望的観測であればということですね。分かりました。

あと、くすのきホールの改修工事なんですけど、こちら僕ら1,785万円ほどというふうに聞いてましたんで、ちょっとこの予算書を見て3,900万円ということでびっくりした、目をむいたんですけど、こちらの金額が上がっている理由っていうのはどういうあたりにあるのかお伺いします。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 天井だけでいきますとおっしゃるとおりの金額ぐらいかなと思いますが、それ以外にもいろんな工事が入ってきまして、合わせてそれぐらいの金額というふうになっております。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 天井工事と併せまして、先ほどご答弁申し上げましたキュービクルの設備の改修工事、あと非常用発電設備の修理も必要になってございます。

以上でございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

103ページの海洋センターのほうであればこれキュービクル改修工事というんでキュービクルだけで単体で上げられているんですよ。そういう意味では統一性という意味で

はもうキュービクルは外されて計上されてもよかったんじゃないかなというふうに思います。やっぱり金額がお聞きしてるのと倍になるとちょっとびっくりしますので。

その１０３ページの海洋センターで今回、維持補修工事で１５４万８，０００円、庁用器具費で１０１万２，０００円が上がってます。これも金額が比較的大きいので、どういった内容を予定されているのか教えていただけたらと思います。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 プールサイドの補修と、それから雨どいのほうの取替えでそのようになっています。

以上です。

庁用器具のほうは卓球台とバドミントン支柱のほうの取替え、購入になっております。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 １０１万２，０００円というのはこれは卓球台をもう全部入れ替えて新しくする、それで１００万円かかるということなんですか。

○南本委員長 児島参事。

○児島教育課参事 卓球台のほうは４台です。バドミントン支柱のほうも４組のほうで計上しております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 卓球台も相当時間が経過してるんかなと思うんですけど、創立されてそのままなんですかね。であれば、もう３０年、４０年選手ってことですよね。分かりました。あまりにその卓球台というのが壊れるっていうイメージがなかったのもちょっとどうなのかなと思ってお聞きしました。ありがとうございます。

取りあえずは以上です。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○南本委員長 ほかにないようですので、産業建設部所管及び教育委員会事務局の質疑を終結いたします。

これにて令和８年度一般会計予算についての質疑は終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会とします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○南本委員長 異議がなしと認めます。本日はこれで延会することに決しました。

本日はこれで延会します。

明日は午前10時に開会します。

お疲れさまでございました。

午後7時05分 延会

令和8年3月予算常任委員会会議録（第3号）

1. 招集年月日

令和8年3月12日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席委員

委 員 長	南 本 齋	委 員	中 野 智 子
副 委 員 長	尾 崎 充 宏	委 員	畑 智 恵 美
委 員	田 村 陽	委 員	建 石 和 則
委 員	井 上 浩 一		

4. 欠席委員

な し

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村 長	菊 井 佳 宏	秘書財政課長	北 浦 信 行
副 村 長	西 井 秀 孝	住 民 課 長	酒 見 健 司
総 務 部 長	池 西 昌 夫	福 祉 課 長	山 谷 光 代
民 生 部 長	中 野 光 二	健 康 課 長	仲 谷 聡 子
産業建設部長兼災害復旧室長	下休場 健 司	都 市 整 備 課 長	安 井 良 之
総務政策課長	菊 井 秀 行		

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柏 原 美 佳	議会事務局主査	土 井 達 也
--------	---------	---------	---------

午前１０時００分 開会

○南本委員長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は７名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

議案第１９号令和８年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案件について説明を求めます。

酒見住民課長。

○酒見住民課長 それでは、議案第１９号令和８年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算でございます。

予算書１２３ページをご覧ください。

第１条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億８，２３７万８，０００円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，０４６万８，０００円と定めるものでございます。

同条第２項の第１表、歳入歳出予算につきましては、事業勘定は１２４ページ、１２５ページ、診療施設勘定は１２６ページ、１２７ページの記載のとおりでございます。

第２条は、一時借入金の最高額を事業勘定は３，０００万円、施設勘定は５００万円と定めるものでございます。

第３条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

また、予算の説明資料といたしましては、１５６ページと１５７ページに債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付しております。

以上、概略の説明といたします。

○南本委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 ご説明ありがとうございます。

まず、歳入のところで繰入金というのは村の一般財源からの繰入金が入っているかと思えますけれども、この介護保険の事業のほうに入れる一般財源からの比率、事業全体の経費の中で村の一般財源からの負担分っていうのは、通常何か単純に言うと５割のうちのっていう話は聞きますけど、現実には村としては負担割合はどれだけになってるんでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 国民健康保険料の比率ということでよろしいですか。一般的には公費等

保険料の割合がございます。大きくいいますと公費が半分程度というかで、保険料が半分程度で賄っております。そのような中で、給付費全体の公費約半分のうちの32%が国とか、残りが府、市町村で案分されます。市町村の案分部分が今一般会計から繰入れとなる部分でございまして、それぞれ低所得者でありますとか7割軽減、所得に応じて減額してる分、5割軽減、2割軽減等がございます。そういった部分に対して村から一般会計のほうから繰り入れているという経費で、それぞれ今申し上げた約9%とかその程度の比率、それぞれの比率に応じた分を一般会計から繰り入れてもらってる公費のうちの村部分がそちらになる部分でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 村として、さらにそれにプラスアルファで何か入れているという分はあるんでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 いわゆるご質問は法定外の繰入れ、法定内の繰入れという意味で申し上げますと、一応村は法定外繰入れというのは一切しておりません。法定内の国等の基準にのっとった部分の繰入れのみでございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

中野委員。

○中野委員 145ページの以前にも質問しました特定健診の事業費なんですけど、昨年の特定健診委託料が去年よりも低くなってると思います。去年が400万円ぐらいだったのが、今年は少なくなってると思うんです、特定健診の。いいでしょうか。令和7年度。

今年は145ページです。145ページで、特定健診委託料っていうのはお医者さんに払う金額なんですけど、これが減ってるということは、亡くなったというか対象の人が減ったっていうことなんでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今委員がおっしゃってるのが145ページの特定健診委託料394万1,000円でございますが、去年は478万5,000円で、今回減ってる。なぜかということでございますが、昨年度は予算計上で550人の被保険者が受診されるであろうということで予算計上しておりました。今回8年度は450人という計上しております。なぜかという、被保険者数なんですけど、国民健康保険は年々ちょっと減少傾向ということを加味して減少させてもらっております。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 すみません。その減った人数に対して、ヘルスアップ事業費っていうのは薬

剤も含めてのことだと思いますが、この対象人数っていうのはどれくらいを考えてらっしゃいますでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 まず、ヘルスアップ事業643万3,000円のこの事業の対象者数ということでございますが、このヘルスアップ事業というのが大きなくりでヘルスアップ事業と書いておりますが、実際は昨年度から実施しております特定健診未受診者対策業務というのが1つあります。3つありまして、2つ目が糖尿病性腎症重症化予防化業務で、3つ目が服薬適性化業務、この3つの事業でヘルスアップ事業という名目で委託料を計上させていただいております。

1つ目の特定未受診者勧奨につきまして、対象者数は予算上900人を想定しております。続いて、2つ目の糖尿病性腎症重症化予防の対象者でいいますと、200名の対象者を予定しております。3つ目の服薬適性管理につきましては、対象者は180名を想定した予算規模となっております。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 その対象にする人数の確定方法というのは、どういうふうにして。去年を普通参考にされると、去年は大体1,000人いらっちゃって、700名ぐらいを対象に未受診勧奨を行ったというふうにお聞きしていますが、その未受診の中に糖尿病の方の200名が入るのかどうかも、その辺も含めて教えていただきたいと思います。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今おっしゃいましたように特定健診の対象者、対象を受診された中から900名、一応大きく予算上ですのでマックス900人と見込んでおります。そのうち実際受診される数によりますが、そのデータを基に糖尿病性腎症予防に該当しそうな人をピックアップするというような形になっていきますので、まずは特定健診の未受診者対策の受診案内をして、受診された方の状況を見てそれぞれの事業に展開していくという流れでございます。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 予算取りをする中で大めに取るということは大切だと思いますが、毎年300人ぐらいは必ず受けられるベースっていうものがあるので、この300人が令和4年、5年、6年、大体300人は受診されてるわけです。そうすると、未受診者の対象となるのは700人ですから、この700人の中の何割に対して未受診勧奨するかということと、そして糖尿病性腎症の人も去年は31人、100名まではいないと思います。この糖

尿病になるであろうという検診を受けるための特定健診に行ってくださいねっていう、特定健診をすることによって糖尿病性の病気の人が判明するわけだから、以前にも言ったように分析をするのが大切じゃなくて、いかに病院に行ってもらうか。この事業をもうちょっと具体的に、血液検査に行ってくださいねっていう勧奨方法を考えていただいて、去年、おとしからすると2%、3%の推移の中で何百万円と使われるのは、ちょっと高いかなと。

それと、お薬のほうですが、この重複投薬の指導は今国も一生懸命やってる事業です。オンラインシステムになって、ここの環境でいうと資格確認書を持ってる方が多くて、マイナンバーカードに保険証をひもづけてる方がなかなかいらっやらないのが現状なので、重複投薬に関するっていうのはもうお薬手帳を見るしかないんです。このお薬手帳を持ってこられるか、持ってこられないか、もしくはそれを十分に活用されているかっていうのを民生部さんなり福祉部さんなりが把握されてるかどうかをお聞きします。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 村の診療所につきましては、当然お薬手帳をお持ちでなければ保険点数が多少加算されるということもございますので、そのところは推奨されておりますので、ただうちの保健所につきましては院外薬局を持っておりませんので、院内におけるところでお薬手帳を見ながら処方の方をされているというふうに聞いております。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。ということは、この重複投薬の指導というのは、その村の診療所に限ってやられるっていうことですか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 いえ、村に限ってではございません。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 そうすると、重複投薬の指導というのは、選別の180人に対して、何の資料を基にこの人に重複投薬をしないといけないのかっていうふうに考えられてるんでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 まず、重複投薬の抽出の条件ですが、医療機関から処方された同一の薬を1回当たり14日以内にどれだけ服薬してるかという種類の数でさせてもらおうというふうに今思っておるんですけど、その種類の数は、同じ種類のお薬を6種類以上飲んでる人に限定して抽出させていただいております。また、レセプトのほうでもチェックさせて

いただいております。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。いろいろな状況があって、村民のために一生懸命頑張ってることには感謝申し上げます。ただ、やっぱり重複投薬とか未受診者の分析、いろんな知能を使った分析とかも患者さんにとっては反対に、ああ、それをやってもらってるからもう行かなくてもいいやというような誤った判断にも行きかねないので、やっぱりどちらかというコミュニケーションを大切にして、今後回られるという話もお聞きしましたので、そういったときに取りあえず特定健診が大切なんだよと、1,000人しか対象者はいないわけですから、それも300人は必ず来られるから、たった700人ですから、やっぱりそういった働きかけを一生懸命やっていただいて、あまり外部のところに頼るのではなく、同じ国から来たお金を有意義に使っていただきたいかなと思います。

○南本委員長 中野委員、答弁はよろしいですか。

○中野委員 はい、いいです。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 138ページ、9ページから保険給付費ということでいろんな項目が上がっています。この根拠となるとこです。今人口でいくと約1,000人ぐらいという今の中野委員からの話でしたが、正確には対象者が何人いて、そのうち1割負担、2割負担、3割負担という人の割合が分かれば教えてください。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 すみません。2割負担、3割負担の比率というのは今あれなんですけど、こちらに保険給付費で上げております比率でございますが、この比率、額の出し方なんですけど、過去3年間、令和4年度、令和5年度、令和6年度及び令和7年の直近までの実績を基に、その数値を来年度診療報酬の改定が令和8年度ございます。その辺を加味しまして今1.1倍という形で、1.1倍の根拠はどうかっていうのはあれなんですけど、1.1倍とした部分で上げております。

なお、被保険者数については、保険料と合わせて給付費1,013人の予算要求上、上げさせていただいております。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 そうしますと、それ以外の、例えばその次の、今の全体に対して共通してということかと思うんですが、ただ高額療養費とか、やっぱり出産育児一時金とかその辺の個

別のところになるとやっぱり割合が変わると思うんですが、どの程度人数として見込まれているかというので、140ページの部分です。140ページの部分について教えてください。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今おっしゃられました高額療養費の部分につきましては、昨年度も値段がかなり給付費が発生しております。近年高額療養費が増えてる傾向にございますので、今回1人当たりの値段を上げさせていただいてるんですけど、8万2,696円という値段で今回上げさせていただいている掛ける1,013人分という見込みで上げさせていただいているところではございます。

あと、出産育児一時金につきましては、現状お子さんが生まれた場合、医療機関、資格によって、病院によって多少変わりますけど、一般的には50万円支給させていただけるもんでございます。250万円というのは5人分の想定人数ということで計上させていただいております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 高額療養費というのは、対象者全員に対して予算立てするっていうのは妥当なんですか。つまり、全員が高額療養費を使うかどうかは分かんないですよね。去年どれぐらいの割合の人が使ったのかということを教えていただけますか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今おっしゃりますように、高額療養費は実際に高額対象者に対して支払うものでございます。それは全体の案分、比率で今計算させていただいた、先ほども申し上げたように給付費全般にわたりまして掛け率で計算上割り戻してさせてもらってる部分がございます、今全体で割ったらそういうということで申し上げてしまったんですけど、今委員がおっしゃるように実際のところは高額が実際発生した人数でございます。ただ、今人数的なものは、今幾らやったというのが去年の決算がまだ今見えてませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

あと、条例のときにも意見は述べさせていただいたんですが、やはり今年度から子ども・子育ての支給納付金というのがプラスになって、それだけでなくここの保険料が上がっていつてますね。今年度は1人当たりの平均的なところになるか、どういう数字で出しているか分かりませんが、令和8年度の保険料の見込みは1人幾らぐらいを見込ま

れていますか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 すみません。1人当たりで言いますと、子ども・子育て支援交付金を含めまして、1人当たり平均、村の予算上は15万2,054円でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。今、多分トータルの額を1,023人か何かで割った分ですね。ということで、結構一人一人の方の負担が大きいと思うんです。

それにつながってお聞きしたいんですが、村の一般会計の繰入金の説明として、135ページのほうに保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）、それから保険基盤安定繰入金（保険者支援分）っていうふうにありますけれども、これはどういうことを意味しているのか教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 まず、ページ135ページの保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）のほうでございますが、こちらにつきましては、低所得者に対する保険料の軽減の部分でございます。いわゆる7割、5割、2割軽減に対する軽減分の繰入れ、一般会計から頂いてる分になります。その下の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、こちらにつきましては低所得者の数に応じて交付される保険料を減額した分の補填ではなく、低所得者が多いと保険料収入が少なくなるための財政支援っていう部分でございます。こちらは国が2分の1、府が4分の1の村が4分の1の、この4分の1部分がこれに該当する部分でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ご説明ありがとうございます。

1つ私が理解していないことで、また教えてください。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今ちょっと言い間違えましたが、国2分の1、府4分の1の合計部分がその部分に当たります。村の部分だけという言い方をしましたが、一般会計に国とかの分が入りますので、入った分をまとめて国保特会に繰り入れてもらってる分でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、ここに書かれている額は一般会計繰入金としての説明になっていますけれども、全部が入った額がここに記載されているということですか。それは一般会計にそっちから入ってくるということですね、分かりました。それがこちらに入ったと。

もう1つ、低所得者に対して7割削減、5割、2割軽減っていう話がありましたが、これはすみません、7割、5割、2割っていうのはどういう種類分けなのかを教えてくださいませんか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 こちらについては今所得割合というのを示してるんですけども、幾らの所得というのはあれなんですけど、所得額に応じて軽減の幅が分かれております。7割、5割、2割。所得が低ければ低いほど軽減が大きい、7割軽減になっていくという仕組みでございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

所得によって7割軽減される人、5割軽減される人、2割軽減される人、そして軽減されない人というランクがありますよということですね。そこに対して軽減分に対する減分の補助と、それから保険者に対して、その比率によってまた全体として少ないだろうからということに対する補助があるということですね。分かりました。

つまり、これは低所得の方にとっては、今のランクで引き下げてもらえるっていうのは大事なあれだと思いますけれども、やっぱり保険料全体に対して軽減するための村の独自の取組っていうのは先ほど法定分しかやってないということですので、ないということですが、今後そういうことを大阪府とも交渉しながら村民全体の軽減策っていうのは検討されていくおつもりは、そういう考え方はあるのかどうかお尋ねします。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 保険料軽減に対して、例えば今現在基金がございますので、村の基金を使うというようなことは、一応大阪府としては統一保険料になった関係でできません。ただ、プラスアルファの事業、新たな無償化にしていくとか、例えば人間ドックを村独自で無償化していくためにそういった基金を活用してとか、そういった部分は基金を活用してできますが、保険料の減額を村独自っていうのは、府統一になった関係では今のところ考えておりません。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

例えば確かに人間ドックとかを受けると3割負担で受けられますので、非常に恵まれた条件かなというふうには思っていますけど、これはもう村独自の施策になるんでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今、村でやっている部分が全額村独自かといいますと、大阪府から特別交付金や普通交付金という名目で公費を出していただいております。ただ、そこは国民健康保険の公費が限られた予算で、限られた分野に対しての交付になりますので、今申し上げた上限を村の中で調整させていただいて、今やっている事業の中で一応上限、もらえる範囲を一応考えて予算化しておりますので、今よりも負担割合を高くしようとするれば、例えば人間ドックを無償化にしようっていうような事業費であれば、本来大阪府からもらえる部分を超えてしまいますので、そこについては基金から繰り入れるというようなものでございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

今一番お聞きしたかったのは、例えば人間ドックだと3割で人間ドックが受けられるという施策自身が村の独自のものか、一般的に国保としてどの自治体も行われているものなのかをお聞きします。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 人間ドックに特化して申し上げますと、今、府下でも3割で人間ドックを受けてるという市町村はほとんどないというふうに認識しております。一番村が安いぐらい負担をしているような状況でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

やっぱりそういう意味で、私も使わせてもらいながらすごく本当に助かると思いますので、やっぱり何か自分の体の中ですごい高齢者の方でも例えば心配なところがあって、なかなか普通の特定健診だけでは見れないんでっていう方が使えるという意味では、とても大切な補助だと思います。それは本当に非常に感謝しております。ありがとうございます。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

建石委員。

○建石委員 お聞きさせてもらいたいのは歳入のところなんですけども、132ページです。国庫支出金の子ども・子育て支援事業補助金で997万5,000円って出てるんですけども、これについては138、139のところの歳出の一番上、一般管理費の中の下から2番目かな、国民健康保険システム改修委託料、これは同じ数字なんですけども、この支出金はそのままこのシステム改修委託料に使われるのかどうか教えていただけますでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今委員おっしゃるとおり、139ページの国民健康保険システム改修委託料997万5,000円ですが、こちらは子ども・子育て支援交付金が新たに制度が始まります関係でシステム改修する部分ですが、今おっしゃったように100%その事業費に当たっている分でございます。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 それは、国からもうこの事業に使いなさいよという指定というんですか、決まり事の支出金なのか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 非常に今おっしゃるところは曖昧な部分がございます、実際のところ。使う部分は子ども、子育てのために使うというのは決まっております。今曖昧と申し上げましたのが、標準化システムとの絡みがございます。千早赤阪村の標準化のシステムが今現状遅れているというのがさきの議会等々で答弁があったと思うんですけど、本来ですと標準化システム、日本全国早くもう完了している市町村もございます。本来早く完了しておれば、標準システムの中に子ども・子育て支援の機械が搭載されております。そこについては本来国庫補助がかかりません。ただ、遅れている市町村については、じゃあ国庫補助を出すのか、出さないのかっていうところが国のほうで議論されておりました。そのような中で、国のほうはもともとは7年度の事業までですということで最初言われてた標準化システムの事業ですので、それが遅れてる分に対して国庫100%が必ずつくかっていうところは、今大阪府の国保の会でも一応つくであろうということでお聞きした前提の下で今計上をさせていただいているというようなところでございます。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

それで、この997万5,000円というのは、これでもってシステム改修全額、それとも一部になるんですか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今申し上げたのは、令和8年からこの制度が始まる関係ですので、実際8年6月に令和7年度の所得が税のほうで確定するのが、5月末をもって確定します。6月1日時点の前年の所得を吸い上げるための改修内容になってきますので、それまでの改修ですので、今年度これで全額子ども・子育て支援納付金のシステム改修は終わるっていう形になります。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員　そしたら、確認なんですけども、国庫支出金が出るという前提でこの予算を立てられたということになるんですか。

○南本委員長　酒見課長。

○酒見住民課長　一応大阪府等と各市町村と共に大阪府さんのほうで問い合わせたところ、国から今まで国の制度改正に伴うもので今回実施させてもらうものなので、出る方向でということでお聞きしましたので、計上させていただいております。

○南本委員長　建石委員。

○建石委員　何か確定ではないわけですよね。出ることを祈ってます。

　　以上です。

○南本委員長　畑委員。

○畑委員　今のとの関連ですけれども、たしか補正予算で国保のシステム改修、子ども・子育て支援金が入るためにシステム改修というのを補正予算で、国保の分とそれから後期高齢者の分が上がってたかと思うんですけれども、それプラスさらに今おっしゃった確定したときに何かその辺を行うはずですが、令和7年度の補正のときにはそういうことは想定できずに入れてないということなんですか。その辺が分からないんですが、システム改修のときにそういうことも想定されれば、全部込みで取り組まれるんじゃないかと思うんですが、ここだけそれだけ残ってるっていうか、新たにしなきゃいけないっていうところが分からないんですけれども、そこを教えてくださいませんか。

○南本委員長　酒見課長。

○酒見住民課長　まず、令和7年度当初予算の段階では、標準化システムが遅れるのかどうかっていうのはまだ不透明の状況の中でございました。7年度分と8年度分を一つで先に一括してお支払いしたいというふうに、私も同じようなことを思いましてベンダーのほうにも問合せをさせていただきました。その回答といたしましては、令和8年度から子ども・子育て支援交付金が発生する中で、国保も後期もシステム改修費を上げさせていただいてるんですけど、7年度にも補正しながら、8年度にもなぜ発生するのかっていうところなんですけども、7年度分につきましてはパッケージといいますか、その開発に向けたS Eの作業料ということでベンダーさんはおっしゃってございました。8年度は、その開発を終えた部分をバッチ、充てるといいますか、そういったS Eの作業量で、2か年にまたがってどうしてもかかる経費だということで、クラウド、千早赤阪村だけではなくて、国保システムは他市町村も入れておりますが、どことも同じような形で今7年度プラス8年度分も計上せざるを得ない状況で、今回の当初予算にも計上させていただいております。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 説明ありがとうございます。

つまり、令和7年度のは、その開発に係る部分だけだったと。だから、搭載するためには、2年にわたってせざるを得ない状況であるということなんですね。分かりました、ありがとうございます。

いや、何かただ本当にこういうものをもう少し効率的にできないのかなっていうことは、非常にいつもシステム改修っていうのは物すごいお金がかかりますよね。もちろん、これからの時代は必要やし、常にそれを国の税制が変わるたびに改修しなきゃいけないし、その辺の比率が変わるたびに全て入れなきゃいけないんで、必要不可欠な部分もあるんですけど、何かもう少しその辺が賢くならないのかなっていうところは考えるところですよ。また、いろいろ分からないところがあったら質問させていただきますので。ありがとうございました。

○南本委員長 答弁はよろしいですか。

○畑委員 はい。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

井上委員。

○井上委員 今のをちょっと聞いてて思ったんですけど、前国会議員に聞いたんですけど、こういうシステム変更とかをいろいろやってはるんで、金額をお伝えして、どう思いますって言うたら、それはぼったくりやなって言われたんで、やっぱり国会議員としてもそういう判断をしてはるということで、何か今の時点ではもうSEさんの言いなりと言ったらおかしいですけども、そういう状況をもう飲むしかないんですかね、役場としては。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 非常に答えにくい答弁になるんですけども、今契約をしております業者は、もうそちらで契約しておる関係上そのベンダーは決まっておりますので、1社、そこしかございません。そことの交渉という形で、実はこの8年度の予算につきましても、3度ほどちょっと値段が高過ぎないかというようなことでも申し上げました。他市町村との比較ということでも、他市町村の状況を聞いたり、そういった中で今回の予算要求の額になったという経緯でございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 すみません。非常に基本的なことで申し訳ないんですけども、大きな金の流れをお伺いしたいと思ひまして。

現状統一化されて、頂いた保険料を府に納付するっていう形になるわけですね。それが歳入の中の納付する分っていうのが歳入款1の国民健康保険料としての1億2,844万5,000円で、これが一度国保の会計に入って、それから歳出のほうの款3、この国民健康保険事業納付金のほうに回って、これが府に納付されるという、その流れで合ってますかね。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 おっしゃるとおり、142ページの事業費納付金の額というのが全て大阪府のほうに納付される分で、大阪府さんのほうは、府が全部統一になりました関係で、千早だけじゃなくても大阪府下全部の市町村の額をまずはじき出しまして、千早の比率はこれだけですっていうのを今回示された。この142ページ、143ページは大阪府さんから示された額そのままの額を計上させていただいてます。それに基づいて保険料率を算定して、歳入のほうで見込んでおるといような計上の仕方でございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

計算すると、府への納付金に対してこの保険料の金額だと、ちょっとというか大分少なくなるわけですね。ということは、その分の差額というのが言わば歳入のほうの一般会計繰入金等々が充てられると、大体大きな流れでと考えてよろしいですか。その場合、この繰入金の4,499万3,000円、これが全額そこに充てられるのか、それともあくまで大部分であって、単純に納付金と保険料との差額部分が、一般会計からの繰入金がそこに充てられるという、基本大まかにはそういう理解でよろしいですかね。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今おっしゃるように、大まかにはそういった部分です。細かく言いますとページ134、135ページの一般会計の繰入金の中からでも、職員給与繰入金とかの部分を除くとかそういった部分はございますが、今委員がおっしゃるとおり、大まかな考え方としてはその考え方でございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

それが大まかな、言わば府への納付に関するそのフェーズで、ほんでそれに対して、保険者の方への給付っていうのは府の支出金、これが132ページの大きく言ってこの5億9,704万9,000円のところになるんですかね。これが原資として、これが一旦国保の会計に入って、ほんでそれが保険料給付として歳出のほうの保険給付費、138ページの款2の保険給付費及び高額療養費のここに充てられる流れとなっていくという理解

で合ってますでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 はい、おっしゃるとおりの流れでございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました、ありがとうございます。

その2つが言わば国保会計で一緒になってどちらも計上されるので、なかなか分かりにくくなってるけれどもということですね、ありがとうございます。大まかな流れが理解できました。

ついではないんですけど、133ページの一番下のところで、特別交付金のところで保険者努力支援分っていうのがあるんですけど、これがどういうものなのか。あと、その努力というのをどういうふうに算定されるのか、これをお伺いできますでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 保険者努力支援交付金でございますが、各市町村の努力した部分に対して交付される、名前のごとくそのとおりなんでございますが、実際どういった事業を展開していくかという部分に対して評価点数というのがつけられます。今、現状今年で言いましたら、8年度予算はヘルスアップ事業ということで、先ほど中野委員さんのほうから昨年よりかなり増えたんじゃないかということのご意見もあったと思うんですけど、確かに昨年より増額して、勸奨事業だけじゃなくて、昨年は糖尿病の関係の事業もやりました。ほんで、服薬管理ということで、3つ目の事業を今回増やしていただいた関係で事業も増えたんですけど、その3つ目の服薬管理をやったことでかなりの点数、今言う努力支援交付金というのがアップしております。こういった点数の部分がこちらの努力支援交付金に係る部分でございます。

また、村だけに入ってくる部分ではなくて、市町村に対して努力支援交付金はもちろん入ってきます。これは全国で事業展開してます大阪府さんのほうにも努力支援交付金っていうのが入る仕組みになっております。今回、令和6年度までは、47都道府県あるうちの、たしか大阪は6年度は42番目ぐらいの都道府県の中では悪い比率でございました。7年度、実際今年度やり始めまして、今申し上げた42位から26位ぐらいに大阪府は上がっております。これはどういったことかということ、村もそうなんですけど、令和7年度から糖尿病性腎症予防というのを新たにやり出しました。そういったことで府下全部が頑張っていこうっていうようなことで、大阪府も上げて介入支援ということで、いろいろ市町村に対しても介入してきていただいたおかげで、そういうことで交付金が増えた。ひいては、大阪府の交付金が増えるということは、それを財源に今回保険料を減額しよう

と。今回子ども・子育て支援交付金が制度で始まりましたんで、値段がかなり上がります。上がるのを抑制しようということで、今回その抑制財源でもこの大阪府の努力支援交付金が充てられているというようなものですので、非常に重要なものかなというふうには思っております。

以上でございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました、ありがとうございます。

先ほどの大まかな流れの話で1つ分からなかったところがありまして、何かといいますと、納付金のところ。保険料を頂いて、それが国保会計から納付金として府に出ていく。この府に出ていく部分の中に府支出金っていうのがあって、その意味がちょっと分からなくて。何で府へ納付するところの財源に府の支出金が入るのかなっていうのが。それをどういふことなのか教えていただけたらと思います。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 各事業等に対して交付金を頂いておりますが、歳入の増加部分というか、充当先が、充てるのがもう予算上いっぱいになってる部分を、その医療費の給付費のほうの223万円を医療給付分に充ててるといふような事業でございます。それ以外の例えば保険事業の疾病予防ですと、332万3,000円の事業に対して、全額府の支出金とかが当たってると思うんですけど、いろいろほかのページもおめくりいただくと100%事業が当たっていつてると思うんですけど、そのあぶれる分というか、もらえる部分に対して医療給付費の223万円の残りを充ててると、簡単に申し上げたらそういうような流れでございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ごめんなさい、ちょっとよく分からなかったんですけど、考え方としては、本来的にこの負担金っていうのは保険料が当たるべきものであって、そこに府支出金、要は府は納付先ですよね。何でその府への納付先の財源として府支出金が入ってくるかっていうと、要はほかで余った分をここに回したというような感じで合ってますか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 ちょっと細かな話になってしまうんですけども、医療給付費のうちの223万円の内訳で申し上げますと、事業助成補助金として74万7,000円を充てております。また、保険者努力支援交付金として86万8,000円を充てております。そして、特別調整交付金で61万5,000円を充てております。以上のような部分で、それぞれ足しますと今申し上げた223万円になるんですけど、その努力支援交付金は先ほど

申し上げたヘルスアップ事業とかのほうにも当たってます。当たった残り部分といいますかが今この保健医療のほうに行ってます。もともと保健医療でも取れるという財源にはなっておるので、その残りというか、端数をそこに集めて充当しているという状況でございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。この基本的な動きとはまたちょっと別の段階で府からの支援というのがあって、その府からの支援がここに含まれると。その形としたら、府から来たものを府に返すみたいになってるけれどもということですね。了解いたしました。ありがとうございます。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 先ほど中野委員が質問されたことの中身について教えていただきたいんですが、例えば服薬適正化の指導っていうのは具体的にはどういう形で、戸別訪問して行われるのか、それ以外もありますけども、例えば戸別訪問して行われるのか、それともどっか医療機関に行かれた、村の診療所だったら分かりますけど、それ以外の医療機関にも行かれますから、どういう形で具体的に。服薬の量に関してはいわゆるレセプトで村としてはチェックできると思うんですが、どういう形で行われるのか教えていただけますか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 服薬適正化の指導の内容でございますが、委託によりさせてもらう部分でございます。通知勧奨を送付後、基本は電話による保健指導を考えております。曜日や時間を変えて少なくとも3回以上は架電して、つながらないということをもって連絡不要というような扱いにもさせていただくというような仕様を今のところ考えているというところで、原則は訪問ではなくて電話の業務で指導していくという方向で考えております。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今の中で、電話3回でつながらなかったら不要っていうところに非常に正直言って違和感を感じざるを得ないんですけれども、例えばそういう情報っていうのはまた村のほうに戻ってきて、逆に村の保健師さんなりが家庭訪問をして、全くつながらないって、何らかの問題がある可能性もありますよね。薬がちゃんと飲めてるかどうかも確認できないし、たくさんの薬を処方されている人だという上で、それが今委託先に関してはそれでもう不要としていいですよという形で、その後は村はどのようにフォローされているのかをお尋ねします。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 実際来年度初めてやる事業でございますので、こういった対象者数、こういった流れになっていくかっていうのは委託業者とも、まだ仕様案でございます、仕様をまだ詰め切れていない部分もございますので、また来年度以降、発注前にはしっかり考えていきたいんですけども、委託業者に丸投げというような方針ではございませんので、今委員がおっしゃるように保健師なり、そういったところはフォローアップをちゃんとしていって、適正に対応してまいりたいと思っております。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 今のヘルスアップ事業のを重複投薬っていうふうに私は聞いてたんですけど、レセプトでまず民生部なり福祉部のほうに何をどれだけ処方したかっていうのを確認されるんですか、まず順番でいくと。その流れがちょっとよく分からないんですけど。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 業者委託する関係で、対象者のレセプトのデータにつきましては、業者のほうに委託してお渡ししてというような形で抽出するものでございます。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 私たちもパソコンで打って、データとしてはレセプトに出てきますけど、レセプト上に何を処方したかっていう詳しいデータというのはあまり出てこないと思うんですけど、それは付箋か何かで国保連合会から頂くんですか。通常のレセプト業務のレセプトには、3種類をどれだけ処方したかとかっていうのは出てくるんですけど、投薬名までは。それはもらえるのかなと。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今6種類っていうふうに今のところは考えておるんですけども、その薬の情報っていうのはレセプトの中に出てくるものだというふうに認識しております。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 例えば一人の患者様が内科で痛み止めを処方された。また、違う病院で今度は外科に行かれて、打ち身で何か目的は違っても、そういった同じような種類のを処方された。この場合は、その業者さんというのは両方の、もう全ての薬剤のレセプトの情報をもらって、そしてそれを比較されるっていうイメージでよろしいでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 ごめんなさい、あれかも分からないんですけど、国保連合会のほうに医療機関で受診された分がレセプトで上がってきますので、全ての医療機関で受診された情報が1つになったものをデータとしてもらえますので、村としては全て把握できている状

況だという認識の下で進めさせていただいております。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

田村委員。

○田村委員 145ページなんですけど、今回過誤納還付金がちょっと増額になっているというところで、その増額の理由をお伺いします。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 過誤納還付金でございますが、前年度50万1,000円に対して、本年度は151万円計上させていただいております。内容は、例えば社会保険だった人が、国保でもらっていた人が所得の修正申告があって、過年度分を返すというような場合などに発生するものでございますが、実際令和7年度、今年度でございますが、補正予算を100万円させていただいております。今年度も150万円実際計上させていただいておりますので、ちょっと実績上少なかったんで、今年度と同様の額に合わせさせていただいたという流れでございます。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

田村委員。

○田村委員 分かりました、ありがとうございます。

実際の実績に合わせて増額されたということで、場合によったらまたもしかして実績のほうをもっと増えるかもしれない。その場合、また補正で対応という形になるということですね。ありがとうございます。理解いたしました。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 155ページのほうなんですけれども、施設勘定のほうなんですけれども、千早診療所の改修の説明が前回補正予算であったかと思うんですけれども、あとまた20万円入ってますけど、何か診療所自体がすごくかなり厳しい状況だったんで、床とか扉を替えただけでいいのかなっていうのもあって、耐震性はどうかのかっていうこともありまして、本当にあとこれだけで大丈夫なのかどうかを伺います。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 こちらの耐震性の問題につきましては、公共施設の在り方で順次検討させていただいて、次期指定管理選定も含めてということで、この5年間の間で在り方につきましては検討してまいりたいと思います。

今年度の20万円っていいいますのは、保健センターの管理費でも上げさせていただいたんですけれども、LEDの照明関係、こちらのほうが千早診療所のほうがまだ蛍光灯が

残っておりますので、5台なんですけれども、その電気工事だけ今年度は改修させていただくという予定で計上させていただきました。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 千早診療所の件なんですけど、あその真向かいぐらいに何か空き家が何件かあったと思うんですが。空き家というか、住まれてないおうちがこの前見学に行ったときにあったと思うんですが、あそこに例えばそのまま移転するんであれば寝室だけでそんなに大変じゃないんじゃないかなと思ったんですけど、ずっと続けていこうと思えば、あそこをずっと改良するほうがお金がかかるんじゃないかなってちょっと思いましたもので。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 診療所の在り方につきましては継続的に検討はしてるところでございます。ただ、あの場所自身が災害区域等の話にありますので、なかなか言うたら全くの建て替えていう部分が今できませんし、移転っていうところにつきましても、新たに建て直してとか改修してというところの部分で、なかなか今現在千早診療所のほうも徐々に本当に人口とともに自然現象っていうところもありますので、診療所そのものの自身の継続の有無、もっとほかのやり方っていうのもあるのではなかろうかというところを含めまして、この5年間でじっくり検討させていただいて、今現状はなるべく今の診療所を丁寧に使いつつ、千早地区の住民の方は、今回の選定につきましてもやはり残してくれというご要望をいただいて、要望書もいただいているところでございますので、そこは地区のニーズも見ながら丁寧な説明を経て、いろいろこれから考えていきたいと思います。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ちょっと細かな話になるんですけども、今先ほど畑委員が聞かれました一般管理費の中で、ここに手数料で上がってるんですけども、この診療所の手数料というイメージが分からないんですけど、それを教えていただけませんか。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 こちらにつきましては内訳がございます。まずは送迎手数料、送迎車に係る手数料ということで6万5千100円が含まれております。あとは、村の保健センター内にある診療所の部分の電気工作物の管理委託業務ということで、こちらも面積案分させていただいておりますので、こちらの部分で4万4,000円程度上げさせていただいております。あとは、やはり冬期になりましたらスタッドレスタイヤに交換しなければいけないので、タイヤの交換手数料とかそういった手数料的なものを計上させていただい

ております。メインは送迎手数料が大部分を占めております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 細かい話なんですけど、155ページで国民健康保険診療所指定管理料っていうのが、事業名が変わってるんですよ。その事業名を変更された理由っていうのを伺いできたらと思います。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 こちらにつきましては、以前名称の統一というところの部分もございまして、恐らく委員のほうからのご指摘もあったかなと思います。156ページの債務負担行為の名称等も併せてというところで、そこで今回名称については統一ということで変えさせていただきました。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。指摘させていただいていたという記憶がよみがえってまいりました。ありがとうございました。対応していただいてありがとうございます。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 それでは、ほかに質疑がないようですので、質疑を終結します。

ここで休憩いたしますので、11時25分から再開します。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○南本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号令和8年度千早赤阪村介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案件について説明を求めます。

山谷福祉課長。

○山谷福祉課長 それでは、議案第20号令和8年度千早赤阪村介護保険特別会計予算でございます。

159ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,954万3,000円と定めるものでございます。同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、160ページ、161ページ記載のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

また、予算書の説明資料としまして、185ページから193ページに給与費明細書、債務負担行為に関する調書を添付しております。

以上、概略説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○南本委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 167ページで国庫支出金の調整交付金っていうのがありますけれども、この調整交付金っていうのは結構財源が厳しいところが、何か介護系の財源からいったら多分5%だけ置いてる、そういうときに融通できるようなところだと思うんですが、村にこれは3,143万円見込まれていますけれども、この理由っていうのはどういうことなのでしょう。どう分析されてるのか、説明されるのか、お願いします。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 調整交付金につきましては、一応基本的には5%ということで国から交付されるものでございます。ただ、この交付金については、第1号被保険者における後期高齢者の加入割合とか、所得段階別の人数割合によって国からの交付金が増減されます。村のほうなんですけれども、令和6年度は4.31%で、7年度は4.43%交付金のほうが交付されております。ですので、この前年度、前々年度を参考に今回8年度予算のほうは算出のほうをさせていただきました。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今の前年度、前々年度の4%前後ということでありましたが、今年度も4%か何%で、もう一つはその介護保険の歳入のトータル、あるいは保険料収入のトータルに対する割合なのか、何に対する割合なのでしょう。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 割合につきましては、給付費に対する割合でございます。過去実績に基づきまして、今回の8年度の率は4.46%で算出のほうをさせていただいております。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。給付費ということですから、当然自己負担分を除いた分に対しての4.46%で調整交付金が交付される可能性が高いということですね。ありがとうございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 171ページ、介護給付費準備基金からの繰入金が約4,600万円ありますがけれども、この額を取り崩している。どういうふうにこの算定をされたのか、この取崩し額についてお尋ねします。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 介護給付費準備基金の繰入金の額の算出なんですけれども、介護保険特別会計の全体の歳出予算から国、府、村の一般会計繰入金が入ってくる金額を差し引きまして、残りを準備基金で繰り入れさせていただくということでこの金額にさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 そうすると、あとこれは基金のほうは幾ら残ることになるんでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 現在の基金のほうの残高なんですけれども、1億2,265万4,701円ですので、ここから4,608万9,000円を引きまして、約7,656万5,000円程度になります。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 2年ほど前か、去年、おとしだったと記憶してるんですけど、小吹台のほうの方たちが役場のほうから来られて、介護保険は大丈夫ですかっていう質問をされて、2億円ぐらいあるから大丈夫ですよっていうことを聞いたような記憶があるんです。幾らあるから大丈夫とかではなく、ちょっとずつ高齢化する人が増えてくると介護っていうのもだんだん増える可能性が高いので、大変な時期を迎えると思うんですが、これって基金を使わずに何とかなっていくものなのかどうかっていう、そういった予測っていうのはどうふうに考えられているんでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 この基金なんですけれども、介護給付費の給付の部分に充てるものということになります。65歳以上の方の皆さんから保険料を頂きまして、計画上3年間でどのぐらい給付が見込まれるか、それに対して保険料を決めます。今まで基金のほう積み上がってるのは、給付のほう計画上より少なかった、保険料のほう余っていたのをこれまで積み立てたものです。前回、前々回の計画のときから少しずつ基金から取り崩し

て、保険料のほうを下げさせていただいております。今回の9期計画でも基金のほうを取崩しさせていただいて保険料のほうを決定させていただいておりますので、年々基金のほうは減っていった見込みです。

今後一応3年間で給付見込みを出して、それに対しての保険料を充てますので、大体余るとか足らなくならないように計画のほうは立てていかないといけないものでございます。ですので、今上がってるものは次回の保険料に充てて、できるだけ住民の方の負担が少なくなるようにということで考えております。なので、上がっていくということは村のほうでは考えておりません。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 基金の考え方ですけれども、私はこの基金というのはためていくためのものではなくて、保険料をいかに下げるか、これは0になってもいいんです、逆に言えば。保険料を下げていくための基金ですので、ためていかなきゃいけない、ためているからいいということでは基本的にはない。もしためてあるのであれば、それは保険料の軽減のほうに使うべきだということがこの基金の原則だと思いますので、その辺はまた今後の3年、10期計画に入ると思いますので、ぜひそちらのほうに運用していただきたいというふうにお願いしておきます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 179ページなんですけど、介護予防普及啓発事業費44万6,000円、これが新規で計上されていると思うんですけど、この内容について教えてください。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 介護予防普及啓発事業なんですけれども、昨日の一般会計のほうでもご説明させていただきまして、以前は介護保険特別会計で組ませていただいて、7年度につきましては重層的支援体制整備事業交付金の事業対象と誤って一般会計に入れさせていただいたんですけども、補正で修正のほうをさせていただいて、介護保険特別会計のほうに計上させていただいてるものです。これはわくわく元気教室ということで、高齢者、65歳以上の方で介護予防教室を開催する費用になります。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 どうもありがとうございます。

あと、181ページの職員人件費なんですけど、結構金額が大きく減ってると思うん

で、この減った理由っていうのをお聞かせ願えますでしょうか。

○南本委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 181ページの職員人件費についてのご質問ですけれども、昨年度1,318万3,000円ということで、大きく下がっているというご指摘かと思います。こちらのほうで昨年度、令和7年度当初予算では職員数を2名計上しておりましたが、7年度途中で1名が育児休業という形になりまして、令和8年度につきましては通年で育児休業の予定をしておりますので、その分減額となっているという状況で1名分を計上しているという状況です。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました、ありがとうございます。

続いて、183ページなんですけど、これも一般会計で聞くべきなのかなとも思うんですけども、一般会計繰出金っていうのが283万9,000円計上されておりますけれども、これはどういった事業に充てられるのかお伺いします。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 一般会計繰出金なんですけれども、こちらのほうは一般会計の61ページ、こちらのほうの重層的支援体制整備事業の地域介護予防支援事業と地域包括支援センター運営事業、こちらのほうの介護保険の第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料の分を繰り出して一般会計のこの事業費に充てるものでございます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

これは国庫出資金で59万4,000円も入ってきてまして、それがそのまま一般会計に流れて一般会計のほうでも充てられるってことなんですけど、一度介護保険のほうに入らなければならない理由っていうのが何かあるんですか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 国庫支出金の59万4,000円っていうのは保険者機能強化推進事業ということで、介護保険特別会計に国から頂くものになります。この分につきましては地域包括支援センターの人件費に充てますので、一旦介護保険特別会計で受けて、一般会計に繰り出すという形になります。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 介護保険に関連する人件費なので、それが含まれるので、その分を介護保険のほうで負担するべきであるということ。違いますか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 すみません。国庫負担金の保険者機能強化推進事業費交付金というのは介護保険の国庫負担金になりますので、一旦介護保険特別会計に入れさせていただいて、重層的支援体制整備事業を令和7年度から始めてますので、重層的支援体制整備事業は一般会計のほうで計上させてもらってますので、繰出金として介護保険特別会計から一般会計に繰り出すものでございます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました、ありがとうございます。なかなかややこしいですね、お金の流れを追うというのは。ありがとうございました。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 175ページの保険給付費のところで伺います。

保険給付費のところで、在宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、あと居宅介護サービス計画給付費というのがありますけれども、この算出の根拠にはそれを利用される人数というのがあると思いますが、それをどのように算定されているかについて伺います。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 それぞれのサービスなんですけれども、過去の実績状況、人数を鑑みまして計上のほうをさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 村の介護認定の人数、要支援以上、本当は個別はまた詳しいのは知りたいと思うんですが、その人口比率、65歳以上の高齢者との比率で結構なんですけれども、どれぐらいの割合になってるんでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 介護保険の認定率でいいますと、現在20.18%でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 介護施設サービス20.18%、このうち特養、老健、介護医療院等が使える施設介護サービス給付費っていうのが見積もられていますけれども、この方々の割合っていうのはどれぐらいになるんでしょうか。かつ、この施設介護サービス給付費っていうの

はこれまでの3年間のところを見て算出されているということなんですけれども、補正予算のときもこちらのほうは見積りより少なかったというお話もあったんですけれども、その辺どういうふうに数値がここで見積もられているのかというところを教えてください。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 施設介護サービス受給者数なんですけれども、現在直近で、1月末現在で58人っていうことで出ております。計画書は66人で計上のほうはさせていただいておりますが、少し減っておりますので、これを基に算出のほうをさせていただいております。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 やっぱり独居の方も増えて、介護度が3以上になるとやっぱりなかなか1人で暮らすのが大変、あるいは家族さんが一緒であっても介護が大変という方も多いかと思います。もちろん、在宅で見るためには在宅サービスを充実させることがより本人さんにとっても必要だとは思いますが、今先ほどお聞きした中で、要介護度3以上の方の割合っていうのは認定者の中で何%ぐらいなのでしょう。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 要介護3以上は34.5%になります。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

やっぱりそういうなかなかもう家で見られへんわっていう人が多分これからどんどん増えていくと思いますので、やっぱりそれに対してどういう手当てをしていくかっていうのはすごく大事なことになるかと思っています。

あと、居宅介護住宅改修費なんですけれども、この給付対象者というのは要支援1以上で限定されるのでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 居宅介護住宅改修費は要介護の方になりますので、要介護1から5の方になります。予防の方につきましては下の介護予防住宅改修費になりますので、こちらのほうは要支援1、2の方が対象です。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

やはり地域の方から、多分認定申請しても自立になるかもしれんけど、結構厳しい状

況。手すりが欲しいとか、それに補助がないのかというような声が上がってきてます、結構。一応受けてみようかなと思うけど、いろいろ話を聞いてたら結構歩けるし、多分基本的にできるから、幾らここが痛くて調子悪いときはないとしんどいねんって言っても、多分認定は厳しいかなと思うんです。そういうようなリスクを持つ方々に対して、総合事業的にも、そういうリスクを持つ方に対する支援ってあると思うんですが、そういうところの事業費っていうのはこの介護保険の事業費の中に含まれているのか。そして、それについて可能かどうかについてお尋ねします。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 予算につきましては、今回やはり介護保険制度になりますので、介護保険認定を受けておられない方については支給のほうはしておりません。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 この介護保険の事業の中に地域生活支援事業、村独自のメニューってありますよね。村独自のメニューもこの介護保険のお金の中でできるというふうに、地域支援事業です、一般介護予防事業ということで、わくわく元気教室の費用を見込んでるっていうお話がありましたけれども、ほかにも任意事業として配食サービスとかを入れられておりますけれども、こういう中に例えば本当にそういうリスクの高い方に対して、例えば手すりをつける補助をすとかということを行うことは何かできるんじゃないかと思えますけれども、その辺についてどうお考えなのかお尋ねします。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 地域支援事業のほうで任意事業でいろいろ事業を、国のほうの要綱を定めておられます。今回の予算についてはそういったものは計上しておりませんが、今後任意事業の国の要綱を確認しまして検討のほうをしていきたいなと思います。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

やはりそういう方が何とか元気にやってるけど、それがなかったらさらにそこでけがをしたりとかというリスクが高くなるわけですので、ぜひともその辺もより非該当の人、元気な人という意味ですけど、非該当の人にやっぱりより長く頑張ってもらうためにもぜひとも検討していただきたいと思います。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

建石委員。

○建石委員 ページでいきますと172、173から次のページにかけてなんですけども、計画策定委員会費の中で、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員報酬と、その次のページに高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料があるんですけども、これはさっき畑委員がおっしゃった10期の計画についてになるかと思うんですけども、それでよろしいのでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 今委員がおっしゃられたとおり、8年度は千早赤阪村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の第10期計画の策定の年になりますので、その費用を計上のほうをさせていただいております。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

これは前年も同じような数字が計上されてたんですけども、これは年をまたがって委託されてるのか。合わせたら結構高い金額になると思うんですけども、その辺はいかがなものでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 おっしゃるとおり、令和7年度はアンケート調査ということで計上のほうをさせていただいて、その分と今回の2年間の計画策定で契約のほうをさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

そしたら、前年度、7年度はアンケート調査であって、計画自体の委託とかそういうのではないということですか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 今委員がおっしゃったとおりでございます。

以上です。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 181ページの5目に認知症総合支援事業費ということで計上されております。もちろん、多くが人件費ということにはなってるんですけども、実際これは対象者の人が何人いらっちゃって、ほんでそれに対してどのような支援を行われているのかについてお尋ねします。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 認知症初期集中支援事業としまして、認知症になっても本人の意見が尊重されて、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、日常の移動や家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームというのを設置しております。それで、村のほうでは認知症地域推進支援員というのがうちの包括のほうに2名いております。推進員のほうで受けた相談に対する対応につきましては、2か月に1回定期的な会議のほうをさせていただいております。今年度の実績につきましては6回開催させていただいて、12人の状況の報告のほうをさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今6回会議、推進員は2名の方がいらっしゃってということですが、この2名の推進員の方はどういう役割を担っていらっしゃるのでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 主に認知症の相談に対応しております。2か月に1回村の認知症対応の指定医というか、先生がいらっしゃいますので、その先生に相談等をさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 地域のいろんな方と出会うと、やっぱりちょっと心配やなど。いわゆるMC I のちょっと行ったところ、もうちょっと重度かなっていう方が結構見かけられるんです。そういう方々に対してのケアっていうか、村からの働きかけっていうか、その方々がより地域で暮らしやすくするための支援というのはやっぱり必要だと思いますけれども、どのようなことが今村では行われているのか、そういう方に対するアプローチっていうのはどんな形でされているのかを伺います。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 認知症地域支援推進員なんですけれども、一応個別の相談を電話等とか訪問とかということで、今年度34件程度受けております。また、ちょっと心配やなということで地域包括支援センターのほうに相談があった場合は、直接高齢者の方の見回りっていうか、どういうふうな状況で暮らしてはるかということで、いろいろなところを回ってますっていうことで、訪問のほうをさせてもらったりはさせていただいております。

以上です。

すみません、あと地域の喫茶とか、そちらのほうに包括の職員が出向きまして、今回は

中津原、上東阪、下東阪、桐山のほうに7回程度循環相談のほうに行かせていただいております。参加者のほうは140人程度いらっしゃったということで聞いております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今、喫茶を回って巡回相談ということをおっしゃいましたけど、その地域の喫茶に行って、今日は何でもそういう認知症とかご家族の心配事に対して相談できますよという何かアナウンスをして、時間もそれに取ってされているのでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 今委員がおっしゃられたような時間を取ってってということはしておりません。行って出向いて、ご相談はありませんかということでお声がけのほうをさせていただいております。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

地域の喫茶に来られてる方は結構元気な方、でも結構しんどくても頑張って来られてる方も見受けられます。だから、やっぱりそこでその場を活用して相談っておっしゃいますけど、多分全員に当たられてるわけではないと思うんです。たまたま座ったり、ちょっと気になる方の近くに行って話をされてると思うんですけれども、やっぱりそれでは地域の方にそういう支援があるということを伝えることも十分ではないように思うんですけれども、何かもう少しその辺に対しての手当、そういうものは検討されているのでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 今後検討させていただきたいと思います。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 お願いしたいと思います。

あと、例えば地域包括に相談があったって、例えばご家族だけじゃなくてご近所の方からの相談ということに対しても対応していただけるのでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 ご近所の方でも、心配な方がいらっしゃるということで来られた方については対応のほうはさせていただいております。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

逆に言えば、そういうことも周知していただきたいんです。家族じゃないから、あまり

言ってもって思われてる方も結構多いんですよ。だから、そういう意味ではやっぱりそういうご近所の方とのつながりとかそういうのも大事ですし、やっぱりご近所の方も気軽にやっぱりそういうことをお伝えいただけるような、あの人やっぱり今1人で、息子さんは昼間いないし、心配やねんっていう方の話も聞いたりしますので、ぜひともそういう気にかかるときは相談できるんだっていうことを、認知症に限らずというところももっとしっかり周知していただけたらなというふうに思います。お願いします。

○南本委員長 答弁はよろしいですか。

○畑委員 結構です。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 181ページの一番上になります。

配食サービス事業委託料ということで、これは社会福祉協議会への委託分かと思いますが、この事業がもし社協で今、週に何回かボランティアさんがお弁当を配っている事業であるとすれば、委託してしまったらもう社協の問題ではなくて、やっぱりいろんな問題も上がってきてますが、そういうことに対しても検討されているのか。この配食サービス事業って非常に大切だとは思いますが、あと必要としている人がまだほかにもいるのではないかというふうにも思うんですが、この事業に対してどのようにお考えなのかを伺います。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 委員がおっしゃるとおりにこの配食サービスは社会福祉協議会に委託しておりまして、ボランティアさんが週3回程度お弁当を配達していただいている事業で、ボランティアさんのほうで手渡しでお弁当をお渡ししますので、その方の状況とかを確認していただけますし、そこでちょっと気になるなということは包括のほうにも相談いただいて対応のほうはさせていただいているので、この事業は本当に重要な事業だと思っております。今後も引き続き事業が継続できるように、村のほうでもしっかりと社協と協議して対応のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

○南本委員長 ここで暫時休憩とします。

午後0時04分 休憩

午後0時05分 再開

○南本委員長 休憩前に引き続き再開します。

畑委員。

○畑委員 今回の配食サービスの関連での質問なんですが、今ボランティアさんが高齢化しているという問題、それからボランティアさんがやっぱり手渡しで様子を見るんだけど、何かあったときがすごいしんどいっておっしゃってるんです。だから聞くと、お手当は基本的に車のガソリン代ぐらいだとおっしゃるんです。だから、例えばそういうボランティアさんに対してのやっぱり研修とか、あるいは新しいボランティアさんをお願いするための取組とかもセットで考えていかないと、これはもう本当に社協さんだけでできる問題じゃないと思うんです。だから、そういう意味でも、この配食サービスの対象者になる人も、ある意味何か要介護2以上の方のような雰囲気ですよね、内容的に見ると。多分要介護がある程度高い方でないと対象に。そんなことはない。元気な人でも大丈夫、元気というか、要支援1でも大丈夫。すみません、もし私のほうで認識が間違っていたら正してください。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 対象者なんですけれども、一応認定を受けておられない方でも、栄養改善が必要な方で安否確認が必要な方については対象にはなっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 認定外の人でも、栄養面とかそういう問題が把握された人に対しては対象になるということなんですね。どのようにその対象者の人が、必要としてる人がどう申し込めるか。そういう人が本当に適切に皆申し込めるのか、あるいは村で相談に乗ったときに、やっぱりこういうのがあるからどうですかという勧奨を多分、それで利用されている人が多いんじゃないかなと思いますが、先ほど言ったようにボランティアさんの高齢化もあって、やっぱり負担だという声が、もう辞めたいと、負担だと、しんどいという声を聞いてるんですけれども、やっぱり手渡しで確かに様子を見てもらえて、それを報告いただけるって物すごい大事なことなんですけど、これは本当にボランティアさんの善意で成り立ってるようなところがありまして、これについてどのように村としてお考えなのか伺います。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 委員がおっしゃるとおりに大事なことだと思いますので、今後村のほうでも検討のほうをさせていただきたいと思います。

以上です。

○南本委員長 ここで休憩とします。

再開は13時10分より再開します。お疲れさまです。

午後0時08分 休憩

午後1時10分 再開

○南本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はございませんか。

田村委員。

○田村委員 引き続いて、配食サービスについてお伺いしたいんですけれども、僕も同じように配食サービスに人が足りなくて困ってるという話を伺ってまして、ボランティアで皆さん頑張ってはるんですけど、やっぱりちょっと気になるのは事故とか、何か例えば事故に至らなくとも脱輪するとか、何かそういったこともやっぱりなかなか皆さん不慣れなところに行きはることも多いと思うんで、そういうのがあったかどうかというのを伺いしたいんです。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 事故の報告っていうのは今のところあまり聞いてはないんですけれども、ボランティア保険に加入しておりますので、そちらのほうで対応できるかなと思っております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ボランティア保険の補償額ですとか、そういったところで十分なのであればいいんですけど、事故ですからよくはないんですけど、やっぱりなかなかそういうところまで含めて考えると、ボランティア頼みでどこまで行くべきなのかなと正直思うところもあります。実際やってはる方々の年齢を見ると大分やっぱり高齢な方々がやってはりますんで、配食サービスだけの話ではないんですけれど、シルバーさんとかも含めていろいろやっぱり考えていかなあかん時期に来てるなという気がいたします。ありがとうございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎委員 すみません。配食のほうが出たんで、ここで聞くのかと。社協のほうの話になるんですけども、ヤクルトのやつをやってはった件数とかをもしこちらで把握してはったら、報告だけお願いします。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 ヤクルトの愛の一声運動か何かやと思うんですけれども、社協の事業になりますので、こちらのほうで件数のほうは把握しておりません。

以上です。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

中野委員。

○中野委員 介護予防普及啓発事業のことで、この中には入らないんですけど、今よその他府県でお茶の間って言って、介護に行く人は介護認定を受けていいんですけど、それまでの間、健康だけど歩けなくなったりとか、何かちょっと大変なところがあるので、そういうふうにならないようにということで、国が3年、4年前ぐらいには一般に支援のお金を出して募集した経緯もあって、そういったことをこの村の方たちがあまりご存じなかったんで、そういったことを担当部署の人たちから一般の村の方たちへ呼びかけてそういう募集をすとか、そういった行政だけがやるような予防事業じゃなく、村の人たちも巻き込んで、村の人たちを中心として国の支援とか大阪府の支援をもらって、村でやるといったような形の予防事業というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 村のほうでは介護予防ということで、自主グループのほうは12から13グループありまして、現在会員のほうが116名いらっしゃいます。村のほうも先ほどご質問のあったわくわく元気教室、そちらのほうを年1回開催させていただきまして、自主グループの養成の支援のほうをさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 先ほどのお茶の間っていうのを参考にしますと、田舎のほうに行くと空き家がいっぱいあるので、その空き家を利用して、そこを1回利用すると300円払うんですけど、1日いてもいいし、半日いてもいいと。みんなでしゃべってるだけのことなんですが、そうやってちょっとだけ歩けるような人が、町なかに何か所かあるわけですが、そこに集まっていくと。ですから、歩ける距離を考えて、例えば行政が考えるのは、1回皆に集まってもらったり、行ったりしても、月に1回とか年に何回とかになるので、そういう施設を利用した活性化事業っていうのは、毎日とは言いませんけど、何か3日に1回とか、1週間に1回とか、回数をたくさん開けれるので、このお茶の間事業というのは国も推奨している事業なので、何とか高齢化して、もともとは寒い地方の人がデイサービスとかに行けない、雪が多くていرونなところに行けない、それを解消するために考えた事業なんですが、これが今すごく人気があって、みんなそこを参考にして、各高齢化した過疎地のところでは同じような取組を行っているところが増えてるので、ぜひ参考にそういったことを考えていただきたいと思います。答弁は結構です。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

建石委員。

○建石委員 172ページ、173ページのところの賦課徴収費のところなんですけど、ここに印刷製本費っていうのが上がってるんですけど、これは前年はなかった科目やと思うんですけども、これはこういった印刷になるのでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 賦課徴収費の印刷製本費は、介護保険料の普通徴収の方に対します保険料の納付書の作成費用でございます。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 これ、印刷はもう毎年されないということですね。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 今回計上させていただいてます印刷製本費につきましては、システムの標準化に伴いまして納付書のサイズが変わるということで、印刷のほうをさせていただく予定でございます。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ちょっとしつこいようですが、これは一度印刷すれば何年も持つということでしょうか。それだけ多く印刷されるということでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 一応3年に1回印刷のほうを考えております。

以上です。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、議案第21号令和8年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案件について説明を求めます。

酒見住民課長。

○酒見住民課長 それでは、議案第21号令和8年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算でございます。

予算書195ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,738万1,000円と定めるものでございます。同条第2項の第1項、歳入歳出予算につきましては、196ペー

ジ、197ページの記載のとおりでございます。

以上、概略説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○南本委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 後期高齢者医療のほうは、財源が50%のうちの国が4、府が1、村が1、そして残り50%本人1割で、あと他の医療保険からの援助が4というふうに記載があったんですけれども、ここで後期高齢者保険料としての収入がありますけれども、村の場合これは何人ぐらいが、75歳以上をカウントすればいいのかもしれませんが、直近のデータとして教えていただけますか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 後期高齢者医療保険制度におきましては、財政の安定化を図るために広域連合がまず制度主体となって取り組んでおる関係で、こちらの被保険者数もそうですし、今回の後期高齢者医療保険料に係る費用につきましても広域連合が定めております。

今、被保険者数を申し上げます。被保険者数につきましては、令和8年度は1,438人ということで、大阪府から届いておる人数を基に試算しております。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 財源のどこを見てたときに、1割負担、2割負担、3割負担が高齢者の人には現役並3割負担というのがあるんですが、そのことによって何か公費負担をしなくてよくなる、3割負担の人に対して公費負担がなくなるっていう制度の枠組みみたいなんですけれども、そうすることによって何か公費割合が減って、若い人の負担分が増えるみたいなことが書かれてあったんですが、なかなかちょっと理解できなくて、この制度の枠組みについて教えていただきたいんですが。まずは、村で3割負担の人がいるのかどうかということと、あとその3割負担の人が、申請によって何か2割負担にできるみたいなことも制度上あったんですけれども、その辺のことを教えていただいていいでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今回の予算案の被保険者数は1,438人全体でございます。その内訳までは広域連合からはないんですけど、今現状3割負担の方がどれくらいいてるかということで申し上げますと、今現状1,421人、2月末現在で後期高齢者がいてる分の比率で申し上げますと、104人が3割の負担になっておられる人数でございます。2割の負担がちなみに419名です。残りの898人が1割負担っていうような比率でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 そうすると、今現在は104人の方が3割負担ということで、それによって村からの負担分っていうのは減った形での、これは試算されるときもそういう分も込みで計算されて出されているのでしょうか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 所得の減免とか国の入りとか、そういう歳入の部分は全て相殺して総額を広域連合のほうで求めておりますので、そういったものも加味されてる部分でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 すみません、この場で予算のことで制度的なことを聞くのもあれなんです、先ほど言ったように負担が減るところも一応この予算計上、上は加味されているということですが、何で3割負担だと公費負担をしなくてよくなるのか教えていただいていいですか。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 申し訳ございません。公費負担の定義、おっしゃられてる意味がちょっと分かりにくかったんで、もう一度お聞きしてよろしいですか。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 財源です。後期高齢者の財源を100としたときに、50%が国と府と村で持つというふうになっていて、あと50%が本人1割と、あと他の医療保険制度からの補助、納入金で4割。この国と府と村が4対1対1の割合で50%を持つその分が、現役並みの所得者で3割負担の人が増えると、そこには公費が入らないという説明があったんです。だから、それも今何か加味してっておっしゃったんですけど、それが幾ら読んでも理解できなかったんで、すみません、その加味する段階でそれも算定されているということでしたので、それを教えていただきたいという意味です。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 すみません、後ほど調べて報告させていただきます。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

田村委員。

○田村委員 先日の一般会計のほうの総務費補助金についてで、たしか21ページになるんですけど、子ども・子育て支援事業補助金460万4,000円、これが205ページの後期高齢者システム改修委託料、こちらの460万4,000円に充てられているというご答弁をいただいたと思うんですけども、やっぱり子ども・子育て支援事業への補助

金がなぜ後期高齢者システムの改修委託料に回り回って当たるのかというのがよく分からず、そのあたりはどういうふうに考えておられるのかなと思ひまして、もう一度お伺ひします。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今回の子ども・子育て支援金でございますが、保険料のほうから徴収する制度でございます。もちろん国民健康保険料もそうですけども、後期高齢者の医療保険料、また皆さん、我々も含めて各医療保険から徴収する制度でございますので、今回そのシステム改修費用というようなことでございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 後期高齢者から子ども・子育て支援金を徴収するためなので、そのためのシステム改修なので、子ども・子育てのほうが充てられると。子ども・子育てを使って子ども・子育てを徴収するシステムをつくるということですね。分かりました。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 質疑がないようですので、質疑を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は、13時45分よりお願いいたします。

午後1時31分 休憩

午後1時45分 再開

○南本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号令和8年度千早赤阪村下水道事業会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。

安井都市整備課長。

○安井都市整備課長 議案第22号令和8年度千早赤阪村下水道事業会計の予算当初について説明いたします。

まず、1ページをご覧ください。

1ページの第2条は、業務の量でございます。処理区域面積201ha、年間有収水量33万5,230m³、主な建設改良事業である公共下水道建設費8,092万9,000円でございます。

第3条は、収益的収入及び支出でございます。下水道事業収益2億3,277万円。

2ページをお開きください。

上段、下水道事業費用2億4,046万5,000円でございます。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。資本的収入1億6,169万3,000円、資本的支出1億6,938万1,000円でございます。

3ページをご覧ください。

第5条は、企業債の目的や限度額について定めております。

第6条は、一時借入金の限度額3,000万円と定めております。

第7条は、予定支出予算の流用について定めております。

4ページをご覧ください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与68万4,000円でございます。

第9条は、他会計からの補助金1億3,350万1,000円となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○南本委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

一番最後のページになるんですけど、工事請負費のところの污水管渠移設工事、これはいつでしたかね、お聞きした中学校下の移設ということですよ。あと、污水管渠布設工事1,758万9,000円、これが上がってますけれども、これはどこの予定になるのかお伺いします。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらのほうにつきましては、吉年地区の一部まだ布設できていない下水管の布設を予定しております。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 それによって新しく予定されたところが、これ、処理区域面積は7年と8年で変わらずやないですか。あくまでも処理区域面積には、この吉年地区が新しく布設されたとしても影響っていうのは発生しないんですか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 あくまでこの段階では管路を敷設するというだけでして、まだ供用開始してませんので、その時点で告示してからということになります。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。供用開始して、告示されたらこの処理区域面積の201ha

っていうのも若干増えるということになるわけですね。分かりました。

29ページの小吹台地区の不明水調査業務なんですけど、こちらは280万2,000円の計上となっておりますけれども、こちらもご説明をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらの説明に入る前に、まず不明水とは何ぞやとかがあるんですけども、不明水とはと言うたら、本来下水道っていうのが、汚水というか、日常生活から出てくる汚水なんですけど、これが雨水とか地下水がたまに入ってくる場合があると、それが我々でいう不明水調査になるんですけど、小吹台地区は特に雨天時に汚水量が急増してるということで、もしかしたらということなんです、雨水管が誤って汚水管に接続されてる疑いもありますので、そうなるとちょっと困りますので、その発生箇所とかを特定して、対象工事のデータにしていきたいなと考えております。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 基本的には上水道の使用料で下水道が出るわけやないですか。住民のマターというよりも、雨水とかが流入することで、最終的に接続する処理場の処理量が増える、それによって村の負担みたいなのが何か発生したりするってことになるんですか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 おっしゃるとおり、水道の給水した量で料金のほうはやってるんですけども、実を言いますと小吹台の地区の場合は小吹台の地区でポンプ場っていうのがございまして、流域のポンプ場なんですけども、これが北の端にありまして、そこから当然圧送するという事なんで、ポンプで圧送してますので、どれぐらい動いたとか量が行ったというのが明確に出てくるようになっております。先ほどありましたように不明水、雨天時の進入水というのが、雨天時と晴天時との差がかなり小吹台のほうが多いというのがもうデータとして出ておりますので、やはり明確にその水が入っているという疑いがありますので、そういう調査を流域全体として村のほうもそれに取りかかっていくというようなことになります。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 ということは、雨水が混入することで、村に何か負担または損失みたいのが発生するというわけではないってことなんですか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 そうですね、具体的に言いますとそういう形には

なるんですけども、ただ将来的に申しますと、当然処理するということは処理場のほうへ流れますので、その量が多くなると、これは処理場のほうなんですけども、当然流入ゲートっていうのがございまして、その流入ゲートが許容を超える場合は閉められてしまいますので、閉められるとその付近にお住まいの方のおうちのほうに逆流する可能性もあるということで、当然流域全体でそういうことをしていかなきゃならないということであります。ほんで、当然のことなんですけども、処理場の処理するためのエネルギーというか、処理するための工程、それについても水が増えると当然それだけ処理することが多くなるので、やはり負担というのはなかなか目に見えないですけども、当然流域の負担金、処理場の負担金という形で上がってくるのは可能性としてはあります。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました、ありがとうございます。

直接村に負担が発生するということではないけれども、雨天時に処理水が増えるというのは明らかにおかしいので流域全体のことも考えて調査しようと、そういうことですね。了解いたしました。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 まず、今のと同じく小吹台の不明水調査業務ということですが、つまり下水管のどっかに割れとか何か要するに修復しなければいけない下水管の箇所があるということで、それを突き止めるための調査というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 当然雨水が入っていくということはそういうのも考えられるんですけども、どちらかというと誤設によるものというふうに村では考えてます。誤設といいますのが、当然各家庭から汚水を流すんですけども、その汚水だけではなくて、誤って雨の水も流れてるという可能性があるということなので、先ほど説明させてもらったように雨天時で差が出てるということは、先ほどの割れとかというような破損ではなくて、どちらかというと誤設、いわゆる誤って汚水管に雨水管がつながれてるというような可能性が高いのかなということで調査をしております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、それはいつから。いまいま出てきたことではなくて、前から起こっていたことということですか。これが誤設としたら、いつそれを工事をしたかという時期の問題になりますよね。そこんところはある程度見当はつけられているのでしょうか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 分かっていたというところなんですけども、当然各家庭でつながれてる部分になりますので、各家庭の中については各家庭でそれを改善いただくという形になるんです。各家庭のほうから雨の水が入ってるという、その大きな例えば雨水管、本管といわれる雨水の管とか汚水の管というのの調査については当然我々は一応やっておるんですけども、そういう大きな雨水の接続というのはいないんです。だから、各家庭が誤って雨水を汚水に流してる可能性が高いと。ほんで、それがなぜ起きたかという、やはり昭和40年代に小吹台のほうが建てられてますので、昭和40年代の部分では、村がやってますのが今汚水と雨水を分ける分流式というものなんですけども、当時は合流式というのが一般的でありました。合流式というのは、汚水と雨水を分けずに1つで流すという部分なんですけども、その当時に造成されてますので、割と接続されていることが多いということで、我々も数年前からも何回かそういう調査をやっております。ほんで、そういう誤接があった家庭についてはちゃんとご通知させていただいてるような状況です。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

継続してその問題がそういう意味では起きてると。それをずっと調査してるんだけど、分かってくるところもあるけど、まだ全部が把握し切れていないことで起きているということは、もうずっと長い間起きてきた。合流式で布設した頃のものがそのまま残っているというところで今調べられているということですね。

合流式から分けたときっていうのは、何か工事とかは入ったんでしょうか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 合流式と先ほど言わせてもらったのは、合流式が主流やったという形で、村のほうはもともとから分流式ということで、その当時から分流してたんですけども、やっぱり世の中というか、世間的にはまだ一般的ではなかったということもあって、合流式ではないんですけども、やはり接続するほうの一般の方の家庭のほうの工事のほうで誤設の可能性があるのでないかと、誤ってつけたんではないかというような可能性です。

ほんで、先ほどあったように我々としても今までからやっていた取組としましては、当然マンホールの蓋ってあるんですけども、当時の蓋は穴開き蓋ということで、複数穴が空いているような蓋もありました。その穴が開いてましたことによって雨水が浸入してるん

じゃないかという疑いもありましたので、そちらについても蓋の取替えなども進めてきているような状況であります。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

ということは、ずっとここは継続してこの調査は入っていますよということですね。毎年こういうふうに計上されてると。分かりました。

それとあと、同じページなんです。29ページですけども、個人マンホールポンプ場維持管理業務っていうのがあります。これはどういう内容の仕事なんでしょうか。29ページです。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 この個人マンホールポンプ場というのが、ご家庭から出る排水が本管のほうに接続する際に、道路より下にあった場合っていうのは強制的にポンプを使って上げていかなあかんということになりますので、そちらのほうのポンプの維持管理ということでやっております。ほんで、回数につきましては年2回ということをやってます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 これは対象となる件数というのは何件ぐらいあるんでしょうか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 現在村内全域で24件となっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

続きまして、下水道管渠カメラ調査っていうのがありますけど、これはどんなときにどういうふうにするのかっていうその頻度とか、どういうことを想定してこれは予算計上されているのかを伺います。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 下水管の言ってみれば詰まりとかの苦情とかがあった場合、人が入れないところとか、そういったところについて業者さんをお願いしてやるんですが、そのときの調査として、イレギュラーなんでめったに年間に1件あるかないかなんですけども、それ用ということで計上させていただいてます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 これは想定は何件分ぐらいを想定されていますか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 あくまで1回分でございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 先ほどの最終の34ページですか、污水管渠移設工事、これは村長の村政運営方針でもありましたけど、府が結構負担してくださるということで、ここに計上されてるのは村負担分だけということやと思うんですけど、どれぐらい府のほうで負担していただけるのかもし数字が分かっておられたら、その割合、数字でも構いませんので教えていただけたらと思います。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 割合というよりは金額でしか今あれしてないんですが、33ページをご覧ください。

ここの一番下の行に書いてます工事負担金っていうことで1,500万円、こちらのほうを大阪府のほうから支援していただいているという金額になります。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました、ありがとうございます。

全体でいくと4割ぐらいになるんですかね、もうちょい下がるか。改めてまた計算してみたいと思います。ありがとうございました。

ほんで、先ほどの不明水なんですけど、平常時と雨天時でどれぐらい処理水量に差があるかって分かりますか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 今そのデータのほうを今日持ってきてませんので、また後でご報告させていただきます。すみません。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 いや、何でお聞きしたかという、結局どれぐらいかの量で、どれぐらいの件数がそこに関係しているのか。1軒、2軒の話なんか、それとも何十、場合によったら何百っていう可能性まで出てくるのか、これがちょっと気になってお伺いしました。また、全然後日で結構ですので、教えていただけたらと思います、お隣ですので。よろしくお願いいたします。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 34ページに個人マンホールポンプ更新工事ということが書いてありますが、この内容はどのような内容でしょうか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 これにつきましても、先ほど説明させていただきました個人マンホールポンプが24件あるんですが、こちらのほうがもし悪くなった場合の、言ってみたら修理に近いような形で更新をかけていかなあかんということで計上した予算でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます、分かりました。ポンプですね、すみません、読み飛ばしてました。

私、質問も代表質問でさせてもらってますけれども、小吹台の家庭のマンホールから村のマンホールに行くラインが村の管轄ということで、それが硬質瀝青管というのでもう50年前に布設されたもので、その劣化が進んでいるということになって問題になってるかと思いますけど、その辺の交換していく費用っていうのは、どっかこの中だとどこに入っているんでしょうか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 委員の質問されている小吹台になるんですが、この劣化しているという劣化というのは、まだ我々のほうも確認はしておりません。ただ、通常の下水管、布設から大体約50年程度でというふうには聞いておるんですが、そちらのほうにつきましては老朽化と言ったらなんですけど、劣化というより老朽化ということは十分認識はしております。ただ、いつまでに完了するのとかかそういったことにつきましては、そちらのほうをお示しできるような計画はまだできておりませんので、いつするというのはまだ具体には決めておりません。ただ、村の管路を一度に更新するというのは、やっぱり村の体力的にもかなり大変なことになりますので、その辺は緊急度の高い箇所から優先的にするんですが、そこにできるまでに、あとそういった調査、それとか一番の補足の仕方としてはやっぱりご相談とか苦情とかというのになってしまうんですが、今のところはそういった対応になるかなとは思っております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、この中には予算計上としてはそういうことに対応するところがないということですか。それがどこにあるかということをお伺いしたかったんですが。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 基本的には小吹台と限定してではないんですけども、予算書の30ページのほうをご覧ください。

上から4行目になるんですが、工事請負費っていうのがあるんですけども、こちらのほうは一応維持補修工事ということで、本管ではない取付け管とかというのであればこういった形、本管も使うんですけど、取付け管のところになると、この金額で今のところ毎年対応できてるということで、この金額で予算計上しております。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

もう一つ伺いたかったのは、小吹台が全体に硬質瀝青管って使われてるんですが、村内ではほかの地域でもその材質で使われているところっていうのはあるんでしょうか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 我々が把握しておる分では、他の地区ではございません。

以上です。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

建石委員。

○建石委員 これでいきますと8ページです。収入のほうになるんですけども、一番下の負担金の中の受益者負担金というのがあるんですが、これについてどういった負担金になるのかご説明お願いいたします。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 こちらにつきましては、下水道工事を整備しましたら、当然その周辺の方っていうかが使えるようになりますので、使えるようになると、その方の土地についてですけども、平米680円ということでそういう負担金を一部負担いただいているという形です。ですので、当然いわゆる工事費なんですけども、後から頂くという形になるので、それを最終的には工事費に充てるとのことなんで、これはたしか資本的のほうに充てさせていただいているのは工事費の一部に使われるんですけども、工事をするときではなくって工事をした後になるんですけど、その受益を受けるということで、受益というのは、いわゆるその下水道が使えるというふうになったときに発生する。先ほどあったように、供用開始後にこれが発生することになります。供用開始後というか、供用開始前に発生して、その後供用を開始するという形になります。ですので、1年遅れで受益者負担金というのは発生するものとなります。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

平米680円ですか。680円、何平米があるんでしょうけども、それはもう一括で供用前にもらわれるという形になるんですか。それとも、分割と言うたら変ですけど、一括かどうか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 村のほうでは下水道促進ということも兼ねまして、一括で払われた場合は全納報奨金というのがまたあります。ですので、金額が若干割り引かれるということになります。

あと、支払い方法なんですけども、先ほどあったように分割も村はやっておりまして、年2回払いの3年間ということで、計6回の分割でやっております。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

村のほうでは、新たに下水道管を新設するという予定はあるんでしょうか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 先ほどの34ページのほうで、污水管渠布設工事として吉年地区で布設しますのが新設となります。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

最初に聞いた吉年地区の分なんですけども、これの受益者負担というのは吉年地区のことを想定されてるわけでしょうか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 こちらのほうにつきましては吉年地区ではなくて、当年度に行ったものは次年度になりますので、前年度前に行ったもの、先ほどあった分割の分も含めてですけども、過年度の工事の負担金となります。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 今建石委員がおっしゃられた受益者負担金についてなんですけども、全納する場合はいいんですけど、以前お伺いしたとき、1年で2回ですよ、ほんで3年で合計6枚納付書を一度に送って、ほんで分割払いしたければご自身で納付してくださいねっていう形っていうのをお伺いしたんです。ただ、そのやり方やと、要は3年後までその納付

っていうのをずっと覚えておかなきゃいけないということで、なかなか払い忘れとかが発生しやすいやり方なんじゃないかなと思うんですけども、今現状でもそのやり方は変わらずやっておられるのでしょうか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 現状もやり方としては同じなんですけれども、現在は数が減ってきていることもありますけども、やはり納付がないと、相手の方というか納付者の方に対してアプローチするようにはしております。また、納付書をなくしたというような対応につきましても当然随時受けておりますので、できるだけ納付しやすい環境には努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 そうですね。件数もう少なくなってきたと思いますし、大きく変更する必要はないのかなとは思うんですけども、やはり3年間ずっと住民さんに納付を覚えといてねっていうやり方っていうのは、なかなかやっぱり支払い忘れが発生する理由になるかなと思いますんで、また機会があったら、またいい方法があれば検討していただいたらなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今のと関連する項目なんですけど、新規に工事をしたと。そこでかかった工事代の一部をその利用者に持ってもらいますということというふうに理解させてもらったんですが、平米当たり680円といっていると、普通の家庭、近くの家庭で1家庭当たりどれぐらいの負担になるのか。何か分割するって言うから、よっぽど高額な負担になるのかなって。それがちょっと想像できませんので、1家庭当たり、1世帯当たりどれぐらいの負担になるのか教えていただけますか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 村の場合、割とっていう言い方はおかしいんですけど、かなり大きなおうちが多いのでなかなか難しいんですけども、例えばでいきますと120㎡であれば8万1,600円となりますので、なかなかの負担にはなってるかとは思っております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 それと、これは家の敷地の広さに係ってくるのでしょうか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 基本的にはその土地となりますので、お住まいの番地の土地の面積となるんですけども、当然村の場合でしたら農地も併設されてるところもありますので、そういうところにつきましては当然農耕用に使っているということで現地を見させていただいて、内容を吟味して当然その分を除くとかというような対応もしております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

井上委員。

○井上委員 34ページに、委託料で上下水道耐震化計画に基づく詳細設計業務委託料というのがあるんですけど、これについて教えてほしいんですけど。どういったものなのか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらのほうになりますけども、令和7年度の補正のときに耐震設計ということで耐震診断を7か所程度、どこやって言いましたら、避難所のところを重点的にやっていきますということになってまして、ほんでその結果が出ましたと。残念ながらと言っていいのかどうか分かりませんが、1か所だけ判明しまして、それが小吹台小学校から流域下水道、一番北側のそちらの管に係るマンホールっていうことが判明しましたので、そのマンホールの補強を考えてます。その設計業務ということでこちらのほうを計上しております。

以上になります。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 じゃあ、その計画に基づいて、ここが駄目やったよと、それを直すための部分ということでいいんですかね。分かりました、ありがとうございます。

これは上下水道ってなってるんですけど、これは上水道も何か関係あるんですか。

ああ、そういうことね。分かりました、ありがとうございます。

あと、その下のほうに工事請負費かな、公共ます設置新規工事っていうのがあるんですけど、この公共ますっていうのは大体どこにあって、これはどういうふうな工事になるんですか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 公共ますといいますのが本管から各家庭への最初のますということで、これが一番根本で、各家庭でいくと一番最初のますということで、そこまでが村の管理とさせていただいております。ほんで、当然この公共ますの設置の工

事というのは、新たに家を建てられたりとかそういう場合には新たな公共ますを設置しに行きますので、その分の工事費を計上しております。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。新築されたところとかに必ず必要ですよみたいな感じですね、了解です。

あと、さっき小吹台の老朽化対策ということでお話があったんですけども、以前大分前にお聞きしたんですけど、小吹台で何か悪臭騒ぎがあつてっていう話を聞いたんですけど、そのときの状況をあまり詳しくは知らないんですけど、何か下水が絡んでたっていう話を聞いたんですけど、それと例えば今回のこの老朽化っていうのは何か関係があるんでしょうか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 私が覚えてる範囲というか、思ってるものがそれでよろしければそうなんですけども、そのときは先ほどあった雨水が汚水に入ってるんじゃないかというのがあったんですけども、ではなくして汚水が、雨水というか一部ですけどもになるような逆のパターンでして、それがどうして起きたかといいますと、造成時に誤設されてたようで、誤設というか間に入ってたと言ったほうが、分かりにくいんですけど、ちょっと割り込んでたという形で一部流れていたと。それをさらにマンホールを埋められていまして、ですので、道路面には出てなかったと。ですので、我々は分からなかったんですけども、当時道路部局と連携しながら調査してそういうことが判明したと。ほんで、先ほどあったカメラ調査なんかも入れまして判明して、当然もうそれはそのときに改善しております。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。何か思い出しました。何かそんな話やったと思います。

あと、今カメラを入れてっていうお話があるんですけど、それは頻度的にどれぐらいで行われてるものかっていうのと、全体的に例えば小吹台だけとか村内全てとあってあると思うんですけど、それはどういう感じでされていますか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 先ほどもちょっとお答えさせてもらったんですが、めったにないということで、ほんで今の小吹台の分にもなるんですけど、あれはたしか誤設されて雨水が流れてたのが廃墟になってる部分です、一番西側の。それで判明したというのはあるんで

すけど、そのときもやはり今部長が説明したとおりなかなか見えなかったということでカメラを使おうということで、そのときからこういった予算計上をするようになったっていう経緯もあります。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 ということは、小吹台に関してはかなり老朽化をしている現状はあるけれども、簡単に言えば放置状態、点検等はできていないということでもいいんでしょうか。ほんで、もし何か異常があれば修理に係るみたいな感じなんですか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 実はその後ですけども、小吹台全体の本管につきましてはカメラ調査をやっております。それに基づいて今現在小吹台で工事させていただいてるような工事を実施してるような状態なので、本管についてはカメラを入れております。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 言うたら本管というのは、さっきおっしゃったますまでを本管というんですかね、それともまた別なんですか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 本管といいますのは、今言ってるますまでではなくて、ますにつなげるための本管なので、ますはそこが枝管となりますので、本管のほうにつきましては小吹台が250のパイプで、その中に自走するカメラを入れさせてもらって、それで調査しております。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 すみません、頻度っていうのは。今おっしゃった言葉を忘れたんですが、頻度的にはどれぐらいの頻度でされてるかっていうのと、そのますに接続する部分というのは通常どれぐらいの長さがあるって、そこはまた材質が違うとか何かそんな感じなんですか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 調査の頻度につきましては、実際にはそういう定期的ではなくって、小吹台のほうにつきましては老朽化ということで、50年を1つの区切りとして調査させていただいてるようなものであります。あと、本管から枝管への材質

につきましては、先ほど畑委員からもあったような部分もありますし、当然違った材質、いわゆる小吹台の場合は特になんですけど、村が設置してない、いわゆる造成でやられてるので、材質についてはかなりばらつきがございますので、どういう材質かというのは特定にはまだ至ってはおりませんけども、当然調査というよりは、流れないとかという苦情があったときにはその都度対応させていただいているような状況です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 大体分かりました。そのカメラによる調査の精度と言ったらおかしいですけど、どの辺までどういう状況かっていうのが分かるんですか。例えばひびが入ってたら分かるとか、穴が空いてるのか分からへんよとか、見て分かる範囲やと思うんですけど、そのあたりはどうなんですか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 実際にカメラの精度なんですけども、かなり詳細にまで分かるような形で、ひびであったりとか、今言われてるような部分については何ミリとかというところまで大体測れるようになってますので、それで大体判断していきますと、ここが要る、要らないというような判断はできるようなぐらいの精度のものであります。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。そういう調査をしていただいて、今のところは現状はまあまあしばらくは大丈夫やみたいな判断で。分かりました、ありがとうございます。終わります。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 34ページの今の下水道耐震化、小吹台地区の小学校からのラインが耐震性で問題があったと。それが工事が入るというお話ですが、その設計委託料ですが、これの実際の工事はいつ入る形に。この対象地域に対する工事というのは、ここはまだ設計ですよ、今年度の。工事はいつ入ることになるんでしょうか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらのほうの分になるんですが、設計の発注時期にもよるんですが、設計をさせていただきまして、通常でいくと今のところ、ただ耐震が悪かったというんですけども、今すぐという状態でもないんですが、できるだけ早めには発注したいなとは考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。分からないということですね。ひょっとしたら補正予算で入るかもしれないし、来年度になるかもしれないし、今のところ設計が上がってこないと分かりませんということですね。ありがとうございます。

それと、今下水のところの工事をされてますよね、小吹台地区で。ちょっと下になったところ、斜めの。あその工事で、私は前もちょっと伺ったんですが、個人につながるラインについても一緒に調べて、何か問題があったらそこは替えるというようなお話を聞いたように思うんですが、それはその形で行われているのか、それとも私の理解が間違っていたのかもしれませんが、そこを教えてください。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 今委員がおっしゃられた管につきましては、小吹台の一番東側の一番低いところから村の北の端の流域の貯留槽まで運ぶ、そのための直通の圧送管といいまして、圧力、ポンプをかけて送り出すところなんで、個人からの流入というのはあそこはないということです。そういった管になっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

関係ないということであればそう教えていただけたらよかったと思いますが、今やっている工事に関しては、個人のマンホールにつながる道路上のマンホールのラインの工事ではないということですね。理解いたしました。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

建石委員。

○建石委員 お伺いしたいのは31ページの委託料のところなんですけど、前年に比べて増えてるわけなんですけども、右側の説明のところの内容も前年と比べてちょっと入り繰りがあるみたいで、その辺どれが必要となり、どれが不要となったかというのを教えていただきたいんですけども。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 今回の増えた項目っていいましたら、この大阪湾流域別下水道整備総合計画適合業務という業務と、あと下水道事業会計支援業務、この2つが増えた主な原因になっております。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

下水道会計支援業務というのは分かるんですけども、その上の大阪湾流域別下水道整備総合計画適合業務っていうのは、これは委託料に入ってるんですけど、こういった業務ですか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらの大阪府流域別下水道の適合業務になりましたは、既に上位計画である大阪府のほうで、大阪湾とか大和川の水質保全のための基準ということで、下水を処理するための基準というのを設けておりまして、それを令和7年7月に改定されたと。ほんで、それを受けまして、下水道法によりますと、市町村は都道府県の流域総合計画、この計画に適合していかなければならないというふうに書いてますので、それに合わせていきたいなというふうに考えてます。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 それはあれですか、村だけということじゃなしにこの流域、ここやったら大井の下水場、あっこまでの地域の全部の負担金みたいなものですか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらのほうは、今委員がおっしゃられたとおり、大井処理場のところに我々のほうのここの各市町村が言うてみたら流入してるということで、その流入するときの基準を決めていこうという形になりますので、これは大阪府が上位計画として策定してるんですけど、我々も独自で策定していかなあかんということで、基本的にはもう今回の改定というのが中身を具体にはなかなか我々もまだ精査できてないんですが、人口減少になってますので、流入路の見直しとか、それとか大阪府のほうで大阪湾に、もう今問題になってます水がきれいになり過ぎて逆に微生物がいてないんで、カキとかあんなのがなかなか採れないとか、そういったもんが出てますので、その排出基準、環境基準が難しいんですけど、そういうのの見直しとか、そういったもんをちょっと変えられたということで、我々のほうも今現在あるやつをそれに合わせていくという。村でその計画に合わせていく計画を今回業務委託するという形になってます。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

村から出る汚水の適合してるかどうかの判断を見てもらうということなんですか。その辺ご説明いただいたんですが、ちょっと理解できなくて申し訳ないんですけど。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 大阪湾に流れていくということなので、当然村の雨水もそうですし、ほかの市町村も雨水は同じなんですけども、そういう流していく大本の基準を大阪府さんが変えられましたので、各市町村もそれに応じてその基準を変えていくというような作業になってくるので、先ほどあった水質であったりとかによって、関係とかそういう流入量のほうについても全部変わっていくと。ほんで、人口減少すれば当然流れる水が変わるので、それによっては処理する高さというか、今高度処理っていうんですけども、その高度処理の処理する具合というんでしょうか、そういうものを調整していくというような形になりますので、当然各市町村が大阪府が示されたものに対して対応していくというようなものになっております。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

ちょっと私の理解が悪いんですけども、そうしましたら、これは村の事業というふうになってしまうんですけど、その解釈でいいんですか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 当然村の事業なので村でやるということなんですけども、流域下水道っていうのに我々は属しておりますので、当然大阪府が変えられたらそれに倣って村も変えていくというような作業で、各おのおの市町村でその計画を持っておりますので、それを適合していくということになります。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 最初の今のご説明、建石委員のご質問に対して、聞いてて理解したのが、最初は何か水質検査をするのかと思ったら、そうではなくて、それに対する計画の内容、計画書の中のその内容に関して委託して、その内容を言ってみれば新しい計画としてつくっていただくための委託料というふうに理解してよろしいんでしょうか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 今委員がおっしゃったとおりで、それに合わせて中身を変えていくというようなことであります。

以上です。

○南本委員長 建石委員、よろしいですか。

建石委員。

○建石委員 ちょっと理解が悪くて申し訳ないんですけども、今のは計画を変えていくと

ということなんです、分かりました。実際の水質を変えていくのかなというふうに私は理解したもんですから、今の畑委員のお話でようやく理解できました。ありがとうございました。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 現状一般会計から今年1億3,000万円でしたかね、繰り出されているわけで、1億3,350万円ですか。本村の下水道って、基本的に布設すればするほど赤字になっていくというような性質のもんだと思うんです。ほんで、恐らくうちであれば、小吹台とかぐらいであれば何とか接続するものはある程度保たれるのかなと思うんですけど、なかなかそんな中でも布設してきたという歴史がありまして、その前にやっぱり合併浄化槽のほうが費用的には安上がりだということで、ほんで先ほど何度か出てきましたけど、基本的にその計画っていうのは府のほうの計画で、うちは準拠する。だから、うちが下水道から合併浄化槽に切り替えようと思うと、府のほうで計画を変更してもらわないといけない。なかなかその計画を変更してもらうためには、関係市町村の了解をみたいな話もありまして、そこらあたりが現状補正のほうで合併浄化槽は今回0件ということで、そのあたりの合併浄化槽と下水道とのどっちがどっちっていう関係性っていうのは現状どうなってるのか。なかなか計画変更できたっていうのは聞いてないんで、そのあたりを教えてくださいなと思います。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 当然下水道の見直しも今進めておるところなんですけども、一定地元の理解等も必要ということで地元にも入らせていただいているような状況でありまして、順次進めたいとは考えております。

ほんで、あと浄化槽のほうにつきましても、なかなか浄化槽のほうの整備も進んではない状況ではあるんですけども、やはり村のほうとしましては個人設置型ということで、個人様の改良されるときに併せて補助金を出すという形を取っておりますので、何分村から何回か広報等でもこれの事業については載せさせていただいてるんですけども、今のところ利用が少ない状況にあります。ただ、その需要が少ないというのも、今大体浄化槽区域とさせていただいているので大体5割ぐらいの部分が設置済みとなっておりますので、それから考えますと、ここから先がなかなか難しいのかなと考えております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 そうなんですよね。なかなか実際合併浄化槽のほうが安いといっても、住民さんは下水道が来るのを心待ちにしてはる方もいらっしゃるしやってまして、なかなかそのあ

たりがやっぱり難しいのかなとつくづく思います。また、何とか少しでも村負担が減るように頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○南本委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 すみません。今の話のついでなんですけども、下水道の話は地理的には吉年で最後、もうほかの地区には進まない感じなんですかね。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 そうですね。ここでそれをなかなかあれなんですけども、今の現状の整備でいくとそうになってしまうのかなとは思ってます。まだ決定したわけではないので、すみません。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 ちょっとぶり返してすみませんが、30ページの先ほどの計画、見直し委託料ということで、大阪府適合化、これは計上されてる金額が2,717万円ですけれども、こんなに高度な計画を立てるためにこんなに費用がかかるものなのでしょうか。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 先ほど課長からもあったと思うんですけども、まだ詳細な内容につきましては吟味できてませんので、こちらのほうにつきましては全て改正っていうか、改定というかをやった場合の金額とさせておきますので、当然内容によってはまた変更になる可能性もあるものでございます。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 つまり、このお金を出した、想定した根拠はあるわけですよね。その根拠を教えてくださいませんか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 こちらのほうの2,717万円という根拠につきましては、こちらのほうは将来の人口フレームの再設定とか汚濁賦課量の調査、それから全体計画とか事業計画の変更図面の作成と、またこの後大阪府とか国への協議というふうにステップを踏むことになります。その中で、大体そういった業務委託の中で見積りを取ったところ2,700万円ということになってましたので、こちらのほうで計上しております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

これは幾つかのところに聞いた上でのものなのか、1者限定で例えば見積りを取られたのかを伺います。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 少なくとも数社頂きまして、その中で平均を取りながらやったりとかはしております。

以上です。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 しょうもないことを聞くんですけど、今のところの続きなんですが、委託料の中で上の3つは文言の最後が委託料になってるんですけど、その下3つが業務で終わってるんです。これは例えば今長くしつこくした質問の流域別下水道のところなんですけど、2, 700万円の部分ですけども、総合計画策定依頼料とかというふうなことをしていただければ、私の少なくとも2つ、3つの質問は避けれたと思うんですけども、その辺は何か区別されてるんですか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 申し訳ございませんしか言いようがなく、私らもこの業務名を記載するときはきちっとするようにします。分けてるわけではなく、あくまでこちらのほうは委員がおっしゃられたとおり委託料ということになってましたので、大変申し訳ございません。すみません。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 今の委託料関係なんですけども、その下の下水道事業会計支援業務1, 125万3, 000円、これは公会計だから発生するお金ということになるんですか。正直1, 125万円は高いなというのが正直なところなんですけど、それが1点と、あともしそういうことやとしたら、これからも毎年これが発生していつてしまうのか、それをお伺いできますでしょうか。

○南本委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 本村は、令和6年度から下水道の地方公営企業法の財務規定を適用して公営企業へ移行しました。その中で、本村は職員が少ない中で、道路、都市計画、建築とか空き家、地籍調査とか多岐にわたる業務を兼任しておりまして、加えて公認会計士さんとか税理士等の会計専門職も不在でございます。職員のみで公営企業の適正な処理を最初はできるかなと思っていたんですが、やはり限界がございまして、監査の時点でもかなりご迷惑をお掛けして、ほんで今年の予算編成におきまして、昨年度の決算におきましてもかなりご迷惑をおかけしたという経緯がございまして。その中で、一定特別会計から

企業会計に移行するときのサポートとして、下水道のOBがおられる都市技術センターさんのほうにお願いしてやっておったんですが、こちらのほうは基本的には消費税関係とかの税理士さんがついておられて、そちらのほうをサポートいただいていたという話で、ほんで先般の流域下水道の組替えの分をこの本議会で補正させていただいたんですが、そのときの指摘もこちらの都市技術センターのほうから指摘を受けて修正させていただいた経緯がございます。

それとあと、日常の業務とかこういった仕分事業というのもかなり指摘を受けておりまして、ほんでそこでやはり会計士さんが所属するそういった事業所のほうに委託されてはどうかということで今回アドバイスをいただきまして、来年度からは法適合化ということで、日々のサポートとして会計士さんのいてる事業者さん、それと今税理士をしていただいている都市技術センターさんという両輪の形で適法に支援いただきながら、適正な公営企業の運営にしていけたらなということで今回上げさせていただきました。

ほんで、これがずっと続くのかということになるんですが、我々もずっとしてるわけではなく、一番心配しているのが、怖いのが、任せ切りになると我々のスキルも上がらないということになりますので、できる限り早い時期に独り立ちできるように、委託だけじゃなしに、専門職、せっかく来ていただけたり、サポートを受けるときに研修も受けながらできるだけ日々スキルアップを目指して頑張っていって、毎月やる監査のほうとか、そちらのほうに迷惑をかけないような形でやっていきたいと考えております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。毎年1, 100万円のコストカットができると考えたら、ちょっと頑張ってください、よろしくお願いいたします。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 ほかに質疑がないようなので、質疑を終わります。

これで各会計予算についての質疑を終結いたします。

これより議案第18号令和8年度千早赤阪村一般会計予算に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○南本委員長 異議がありますので、起立によって採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成 5 名 反対 1 名)

○南本委員長 起立多数です。よって、本案は本会議において原案どおり可決するべきものと決しました。

続きまして、議案第 19 号令和 8 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 19 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○南本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決するべきものと決しました。

次に、議案第 20 号令和 8 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 20 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○南本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決するべきものと決しました。

続きまして、議案第 21 号令和 8 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○南本委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第２１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○南本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２２号令和８年度千早赤阪村下水道事業会計予算に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○南本委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第２２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決するべきことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○南本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決するべきものと決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の委員会を閉じ、令和８年３月予算常任委員会を閉会します。

皆様お疲れさまでございました。

午後２時５５分 閉会

委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

予算常任委員会

委員長 南 本 斎